

## Ⅱ 第6次NACCS詳細仕様 「中間報告後における追加検討状況」資料

平成27年6月4日

輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社





# 目次

## V 詳細仕様検討結果

- ・第6次NACCSにおけるEDI仕様 P2~17
  - 1. パッケージソフト（メール処理方式）の原則提供終了 P3~4
  - 2. オンライン処理方式の見直し/EDIFACT電文及びXML電文 P5
  - 3. ダイヤルアップ回線の廃止 P6
  - 4. 第6次NACCSにおけるバックアップ機能 P7~13
  - 5. WebNACCSにおける電文受信ソフトの廃止 P14
  - 6. 及び7. 最大電文長 及び 添付ファイル最大サイズの見直し P15
  - 8. 入力共通項目におけるシステム識別の設定値の変更 P16~17
- ・第6次NACCSの信頼性 P18~19
- ・蔵入及び移入貨物の後続業務の可能化 P20~23
- ・通関士審査業務の新設 P24~27
- ・損害保険業務とNACCSの連携 P28~32
- ・輸出入申告における入出力項目の見直し P33~38
- ・CY搬出入業務の改善 P39~41
- ・見本持出し関連業務の見直し P42~43
- ・港湾統計データの配信方法変更 P44~45
- ・1MAWBあたりのHAWB件数の拡大に伴うLDR情報の分割 P46
- ・「HAWB情報登録（輸入）（HCH01）」業務の入力件数の拡大 P47
- ・「混載仕立終了情報登録（HDE）」業務の複数件一括処理機能の追加 P48
- ・汎用的な添付業務の仕組みの提供 P49~50
- ・減免税制度適用輸出入申告における残数量等管理業務の新設 P51~56
- ・マイナンバー（法人番号）に係る対応 P57~60
- ・海上仮陸揚貨物に係る処理の見直し P61
- ・RVA業務等の見直し P62~63
- ・「機用品蔵入承認申請（CTA/CTC）」業務の海上貨物への対応 P64~68
- ・保税管理資料に影響のある業務の搬出入日チェック P69~70
- ・担保照会（IAS）業務の改善 P71
- ・為替レート照会（IER）業務の改善 P72
- ・口座使用明細書の出力内容の見直し P73
- ・リアルタイム口座振替完了通知の改善 P74~75
- ・「貨物情報照会（ICG）」業務の改善 P76~77
- ・仮陸揚貨物の市内運送時の「保税運送（OLC）」業務における価格入力 P78
- ・「輸出貨物情報登録（ECR）」業務における帳票出力日時を表示 P79
- ・「輸入コンテナ引取予定情報通知（ID通知）（RSS01）」業務における通知先誤入力への対応 P80
- ・蔵出輸入申告におけるAEO対応機能の新設 P81
- ・「輸出申告事項登録（EDA）」業務における大額・少額種別の入力の簡素化 P82
- ・輸出申告（少額）におけるHS品目コードの入力可能化 P83
- ・「輸入申告事項登録（IDA）」業務における包括保険等の期限管理 P84~85
- ・「輸入申告事項登録（IDA）」業務における入港日のブランク化（自動補完） P86
- ・輸入許可データ配信先の見直し P87~88
- ・搬入時申告起動時等におけるエラー通知の改善（パッケージソフト） P89~90
- ・「輸出自動車情報登録（MOA）」業務の改善 P91~92
- ・別送品輸出許可通知情報等の二重出力の可能化 P93
- ・コンテナ番号のチェック機能の改善 P94
- ・「輸入畜産物検査申請（到着前）」業務における到着後申請の自動起動化 P95~96
- ・「輸入犬等検査申請事項登録（IQA）」業務等の改善 P97~98
- ・「植物等輸入検査申請事項登録（IPA）」業務等の改善 P99~100
- ・輸出植物検査申請業務等のNACCS-EDI化 P101
- ・食品等輸入届出事項登録（IFA）業務等の改善 P102~104
- ・「輸出畜産物検査申請事項登録（EMA）」業務における検査実績等の入力 P105
- ・食品等輸入届出業務等における「添付書類の有無」欄の追加 P106
- ・連絡書に対する民間利用者からの返答機能（食品届出関係） P107~109
- ・「事前届出搬入連絡（IFG）」業務後の検査命令書の自動発行 P110
- ・医薬品医療機器等輸入手続き業務に係る改善要望に基づく変更 P111~119
- ・植物等輸入検査業務における木材検疫要綱「認可証明書」の交付 P120
- ・「検疫前通報（GIA01）」業務等にかかる改善 P121~123
- ・輸入予備申告における検査指定情報等の出力 P124
- ・輸出入申告官署の自由化の概要 P125~127
- ・管理資料「G11：卸コンテナリスト取扱一覧データ」等の変更 P128
- ・BILL請求先欄の追加及びBILL請求先情報の補完機能の改善 P129
- ・輸入申告事項登録における「他法令識別」欄の入力桁数拡大 P130
- ・空コンテナの仮陸揚対応 P131
- ・船腹予約業務のシステム化 P132~137
- ・危険物明細書のシステム化 P138~142
- ・出港前報告制度に係る関連業務の見直し P143~174

## VI 詳細仕様検討の結果実施しないこととした案件一覧 P175

## V 詳細仕様検討結果

EDI	航空 海上	第12回 第16回 WG 第17回	基本 Ⅱ-1 Ⅲ-1	第6次NACCSにおけるEDI仕様
-----	----------	-------------------------	------------------	-------------------

- ・ 第6次NACCSにおけるEDI仕様について必要な見直しを実施する。

### 詳細仕様検討結果

#### 【 第6次NACCSにおけるEDI仕様の基本方針 】

- ・ 第6次NACCSにおけるEDI仕様は、NACCSの安定的な継続利用を考慮し、原則として、第5次NACCSの仕様を踏襲する。ただし、これまでのWGにおける議論の内容を踏まえ、主に以下に示す項目について仕様の見直しを実施する（各項目の概要等は次ページから17ページを参照）。

注：見直し後のEDI仕様書は後日、NACCS掲示板 又は NACCSホームページに掲載予定。

項番	主な見直し項目	主な変更点の概要
1	パッケージソフト（メール処理方式）の原則提供終了	NACCSパッケージソフトのうち、ゲートウェイ配下での利用の場合を除き、メール処理方式の提供を終了する。
2	オンライン処理方式の見直し～D/I処理方式の廃止～	自社システムとNACCSとの接続方式のうち、ダイレクト・インターフェース（D/I）処理方式を廃止する。
3	NACCSネットワークにおけるダイヤルアップ回線の廃止	NACCSネットワークにおける利用者アクセス回線のうち、ダイヤルアップ回線の提供を終了する。
4	バックアップ機能の改善～メイン・バックの切替方式の変更～	メインセンター及びバックアップセンター間の切替えについて、IPアドレスを手動で変更する方法から、DNSを使用した自動切替方法に変更する。
5	WebNACCSにおける電文受信ソフトの廃止	WebNACCSの利便性向上を図るため、電文受信ソフトなしで帳票を取得できるようにするとともに、電文受信ソフトを廃止する。
6	最大電文長の拡大	NACCS-EDI電文の最大電文長を500KBから700KBに拡大する。
7	最大添付ファイルサイズの拡大	添付ファイルの最大ファイルサイズを10MBまで拡大する。ただし、最大ファイルサイズは10MBの範囲で業務ごとに定めるものとする。
8	入力共通項目におけるシステム識別の設定値の変更	入力共通項目の中のシステム識別の設定値を、一部の業務の実施において変更する。

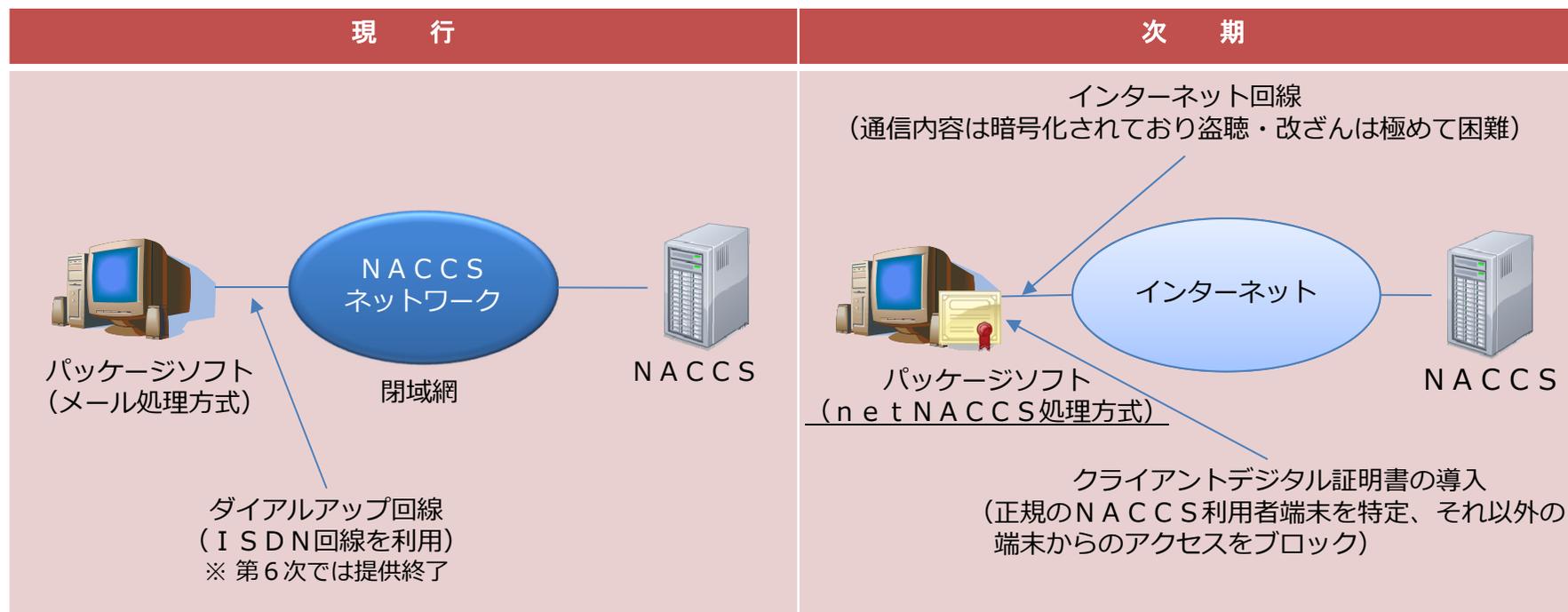
## V 詳細仕様検討結果

EDI	海上	第12回 第16回	WG	基本 Ⅲ-1	第6次NACCSにおけるEDI仕様 1. パッケージソフト（メール処理方式）の原則提供終了（1）
-----	----	--------------	----	-----------	---

- 第6次NACCSにおいては、ゲートウェイ配下での利用の場合を除き、パッケージソフト（メール処理方式）の提供を終了する。

### 詳細仕様検討結果

- パッケージソフト（メール処理方式）については、ゲートウェイ配下での利用の場合を除き（注）、提供を終了する。  
（注）ゲートウェイ配下での利用者に対しては、従来通り、パッケージソフト（メール処理方式）の提供を継続。
- 現在、パッケージソフト（メール処理方式）を利用している利用者様には、netNACCS処理方式への切替えをお願いする。  
（注）netNACCSは、インターネット使用となるがデジタル証明書の導入や通信の暗号化といった適切なセキュリティ対策を施しておりセキュリティを低下することなく、昨今ではコストメリットも得られる。



## V 詳細仕様検討結果

EDI	海上	第12回 第16回 WG	基本 Ⅲ-1	第6次NACCSにおけるEDI仕様 1. パッケージソフト（メール処理方式）の原則提供終了（2）
-----	----	-----------------	-----------	---

### 詳細仕様検討結果

パッケージソフト（メール処理方式）の提供終了に際して検討を要する課題に対する対応方法は、それぞれ以下のとおり。

WG委員から提起のあった 課題	対 応 方 法
「通関士証票番号登録（UTB）」業務が自社システムに入っておらず、メール処理方式の端末により行っており、パッケージソフト（メール処理方式）の提供が終了すると、通関士証票番号の変更等ができない。	現行UTB業務は、通関士本人の利用者ID（8桁）により当該利用者IDで利用可能な処理方式からでなければ、通関士証票番号の登録、修正、削除が行えない。このため、第6次NACCSにおいては、利用者IDの先頭5桁（利用者コード）が同一であれば本人以外の通関士の利用者ID及び処理方式からでも、UTB業務を実施できるように次期では業務仕様を改善する。
自社システムの障害時対策のためパッケージソフト（メール処理方式）を導入しているが、弊社の場合、netNACCSに切り替えると、全て社内LAN経由の接続となる為、社内LANに不具合が発生した場合netNACCSも使用ができない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>社内LANを経由しない形でNACCSネットワークの専用線又はブロードバンド回線を導入し、NACCSパッケージソフト（インタラクティブ処理方式）を組み合わせて利用する。</li> <li>ゲートウェイ処理方式やSMTP双方向処理方式を利用している場合は、既に専用線が利用可能であるため、NACCSパッケージソフト（インタラクティブ処理方式）を導入する。</li> </ul>
現行のメール処理方式で受信している電文についてnetNACCS経由の場合、受信が端末固定になると、都度、出力要請が必要となるのではないかと、また他の端末から出力要請をする場合、現行の方法だと、論理端末名及び端末アクセスキーを都度設定が必要となる事から負荷が大きい。また、社内LANが使用できない場合、電文の出力ができない。	<p>以下の設定を行うことにより、従来のパッケージソフト（メール処理方式）と同様の処理をnetNACCSでも可能となる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>宛先管理設定により、取得したい出力情報(帳票電文)をnetNACCSを利用する論理端末名宛に出力するよう設定する。</li> <li>netNACCSの自動タイマによる帳票取出機能により定期的に自動で帳票電文を取り出すように設定する。</li> <li>②の設定により、定期的に自動で帳票電文がnetNACCS端末に出力される。これにより、メール処理方式の動きと同様となるため、当該電文の受信を契機に業務を実施することが可能となる。</li> </ol>
メール処理方式の電文受信を契機として業務が動く場合がある為、都度出力要請では対応できない。	<p>なお、他の端末から帳票電文を取り出す場合は、論理端末名及び端末アクセスキーによる取出しを行う。他の端末からの取出しが長期に及ぶ場合はU業務を使用して、出力先の論理端末名を変更する。</p>

## V 詳細仕様検討結果

EDI	航空 海上	第12回 第17回 WG	基本 Ⅲ-1	第6次NACCSにおけるEDI仕様 2. オンライン処理方式の見直し/EDIFACT電文及びXML電文
-----	----------	-----------------	-----------	--

- ・ 現行の接続方式のうち、ダイレクト・インターフェース（D/I）方式は、廃止する。
- ・ NACCS業務におけるeBMS処理方式の対応業務の見直しを実施する。
- ・ EDIFACT電文及びXML電文で利用可能な業務については限定する。

### 詳細仕様検討結果

- ・ 第6次NACCSにおけるオンライン処理方式は次のとおりとする。

処理方式	ネットワーク	利用プロトコル	電文形式	パッケージソフト
インタラクティブ処理方式	NACCS ネットワーク	HTTP	NACCS-EDI電文	○
		SMTP	NACCS-EDI電文	-
メール処理方式	NACCS ネットワーク		SMTP/POP3	XML電文
		NACCS-EDI電文		○
		EDIFACT電文		-
eBMS処理方式	インターネット	HTTP(S)	XML電文	-
			NACCS-EDI電文	-
netNACCS処理方式		HTTP(S)	NACCS-EDI電文	○
WebNACCS処理方式		HTTP(S)	ブラウザ電文	-

注1：EDIFACT電文及びXML電文で利用可能な業務については限定する。

注2：WebNACCS処理方式で利用可能な業務については限定する。

- ・ 第6次NACCSにおけるEDIFACTのメッセージバージョン等は、次のとおりとする。
  - (1) メッセージバージョン：D98B
  - (2) シンタクスルールのバージョン：Ver.3
  - (3) 文字セット：レベルA（UNOA）、「#」、「@」が使用可能
  - (4) 対象業務：別添WG資料参照
- ・ 第6次NACCSにおけるeBMSのメッセージバージョン等は、次のとおりとする。
  - (1) メッセージバージョン：eBXML Message Service v2.0及びeBXML CPPAv2.0
  - (2) 対象業務：別添WG資料

## V 詳細仕様検討結果

EDI	航空 海上	第16回 第17回 WG	基本 Ⅲ	第6次NACCSにおけるEDI仕様 3. ダイヤルアップ回線の廃止
-----	----------	-----------------	---------	--------------------------------------

- 第6次NACCSネットワークにおいては、ダイヤルアップ回線の提供を終了する。

### 詳細仕様検討結果

- 第6次NACCSネットワークにおいては、下表の回線の提供を予定しており、ダイヤルアップ回線については、提供を終了する。

- 現在、ダイヤルアップ回線を使用している利用者様については、基本的には、**netNACCS処理方式への切替**(※)をお願いしたい。

(※) netNACCS 処理方式への切替にあたって

- 利用者様においてインターネット回線の設置に係る手間が発生するものの、それを上回る運用コスト上のメリットがあると考えられる。
- netNACCS処理方式への切替により、インターネットを使用することになるが、netNACCS処理方式ではクライアントデジタル証明書の導入や通信の暗号化といった適切なセキュリティ対策が施されており、セキュリティが低下することはない。

#### 【ダイヤルアップ回線の廃止理由】

- ダイヤルアップ回線は、NTTのISDN回線を使用しているが、NTTよりISDN回線は2020年頃より順次廃止することが発表されており、将来的にNACCSネットワークにおいてダイヤルアップ回線は提供できなくなる。
- 現在では常時接続型の高速回線が安価に利用できるため、NACCSセンターが独自にダイヤルアップ回線を提供する必然性は薄れている。
- 第6次NACCSでは最大業務電文長の拡大や添付ファイルサイズの拡大を検討しており、ダイヤルアップ回線はNACCSを利用する回線として必ずしも適当ではなくなっていると考えられる。

◎ 次期において提供予定の回線

回線種別	回線速度
専用線	64kbps
	128kbps
	1Mbps
	3Mbps
	5Mbps
	10Mbps
ブロードバンド回線 (ADSL)	上り5Mbps,下り47Mbps (ベストエフォート)
ブロードバンド回線 (光)	100Mbps (ベストエフォート)

(注) 上表に示す各回線の利用料金は、現在検討中。

## V 詳細仕様検討結果

EDI	航空 海上	第12回 第17回 WG	基本 II-1	第6次NACCSにおけるEDI仕様 4. 第6次NACCSにおけるバックアップ機能（1）
-----	----------	-----------------	------------	---

- ・ 大規模災害や大規模障害への対応を強化するため、バックアップ機能を改善する。

### 詳細仕様検討結果

#### 1. 切り替え時間等の短縮化

項目	改善内容
メインセンター～バックアップセンター間の切替え及び切戻し時間の短縮	メインセンターからバックアップセンターに切り替える時間（切替時間）、及びバックアップセンターからメインセンターに再度切り替える時間（切戻し時間）の短縮を図る。

作業内容	現行システム	次期システム
メインセンターからバックアップセンターへの切替時間	概ね1時間を要する。	切替作業方法の見直し等を行うことにより、切替時間の短縮を図る。
バックアップセンターからメインセンターへの切戻し時間	1日あたり概ね4時間の停止が2日間必要となるため、計8時間の停止が必要となる。	切戻し作業方法の見直し等を行うことにより、切戻し時間の短縮を図る。

#### 2. 関係省庁手続のバックアップ機能の強化

項目	改善内容
関係省庁に係る手続に関するバックアップ機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 動物検疫関連手続、植物検疫関連手続及び輸入食品に関連する手続についてバックアップ機能の強化を図る。</li> <li>・ 港湾サブシステムについては、NACCSへの完全統合を図ることに伴いバックアップ機能を設け、大規模災害や大規模障害への対応を可能とする。</li> </ul>

## V 詳細仕様検討結果

EDI	航空 海上	第12回 第17回	WG	基本 II-1	第6次NACCSにおけるEDI仕様 4. 第6次NACCSにおけるバックアップ機能（2）
-----	----------	--------------	----	------------	---

### 詳細仕様検討結果

#### 3. 切替方法の改善

第6次NACCSにおいては、利用者は処理形態に応じ以下の設定を行うのみで、利用者が切替作業を行うことなく、メインセンターからバックアップセンターへの切替を可能とするよう見直しを実施する（原則として、切替作業は全てセンター側の設備で行う。）。

処理形態		設定方法
パッケージソフト インタラクティブ処理方式 netNACCS処理方式		パッケージソフトのオプション設定画面における「接続先サーバ」を常に「本番環境」に設定。
自社システム	SMTTP双方向処理方式 SMTTP/POP3処理方式	<p>自社システムを、常に以下の手順でNACCSに接続。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① センターは予め各フロントサーバのドメイン名とDNSサーバ等のIPアドレスを通知。</li> <li>② 自社システムは、DNSサーバ等に対して各フロントサーバのドメイン名を用いて、ドメイン名に対応するIPアドレスを問合せ（備考）。</li> <li>③ 自社システムは、DNSサーバ等から返されるIPアドレスに対して電文の送受信を実施。</li> </ol> <p>（参考）メインセンターからバックアップセンターへの切替は、センター側でDNSサーバ内の各フロントサーバのIPアドレスを、メインセンターのIPアドレスからバックアップセンターのIPアドレスに切り替えることにより実施。</p>
	ebMS処理方式	<p>ebMSにおけるCPA情報を常に「本番環境」のものを使用。</p> <p>（注）メインセンターからバックアップセンターへの切替時においてもCPA情報は変更しない。</p>

備考、上記切替の実現のため、自社システムでは、NACCSとの接続に先立ち、必ずDNSサーバ等に各フロントサーバのIPアドレスの問合せを行うように変更し、DNSサーバ等から返された各フロントサーバのIPアドレスに対して、電文の送受信を行うことになる。

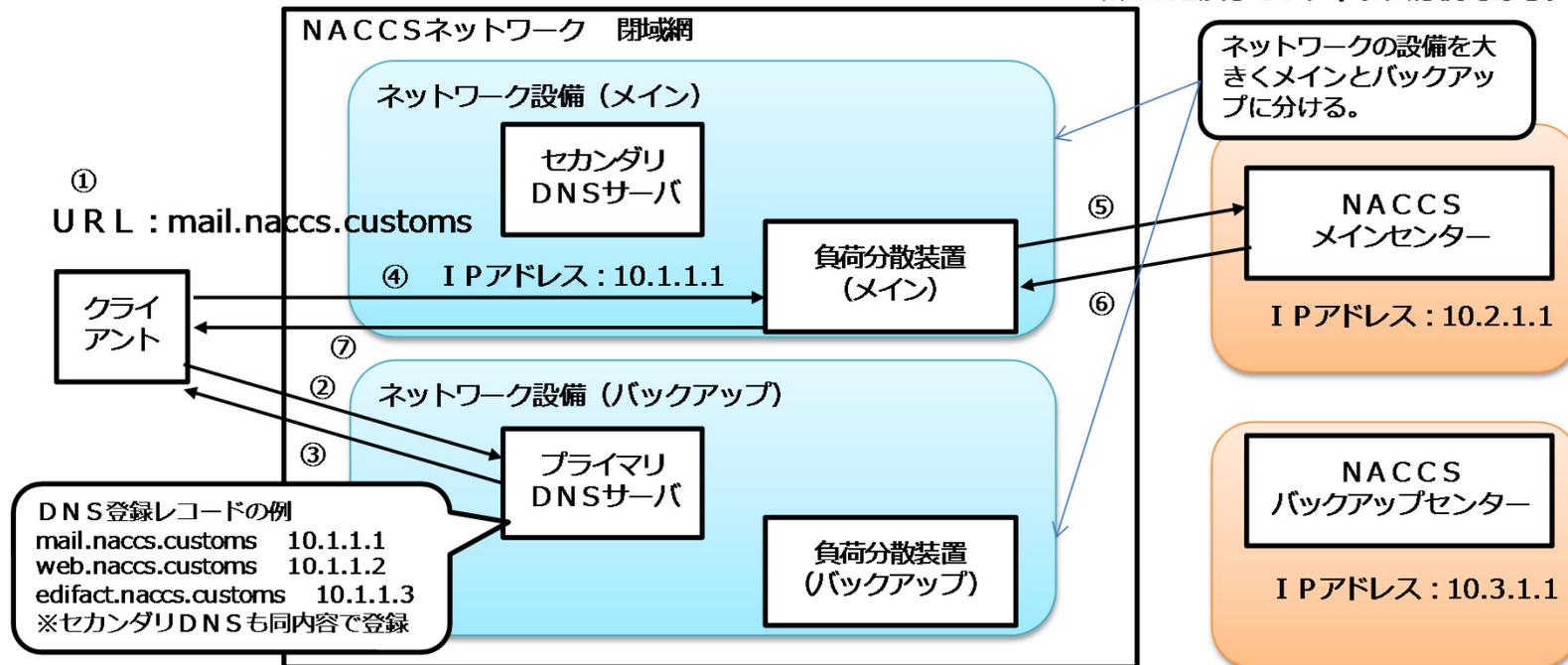
## V 詳細仕様検討結果

EDI	航空 海上	第12回 第17回 WG	基本 II-1	第6次NACCSにおけるEDI仕様 4. 第6次NACCSにおけるバックアップ機能(3)
-----	----------	-----------------	------------	---

### 詳細仕様検討結果

- メインセンター～バックアップセンター間の切替作業について、IPアドレスを手動で変更する方法から、DNSを用いた自動的な切替を行う方法に変更する。
- NACCS側のIPアドレスを直接指定して通信を行うことを希望されるご利用様は別途ご相談いただきたい。
- 以下に第6次NACCSにおけるメインセンター～バックアップセンター間の切替方法の具体的な流れ(正常時)を示す。

※URL及びIPアドレスは例である。



- ① SMTP/POP3処理方式における宛先URLをmail.naccs.customsとする。
- ② クライアントは、予めNACCSセンターより指定されたプライマリDNSサーバに対して、mail.naccs.customsのIPアドレスを問い合わせる。
- ③ プライマリDNSサーバからIPアドレスは10.1.1.1であると返される。
- ④ クライアントは10.1.1.1(負荷分散装置(メイン))に対してIPパケットを送信する。
- ⑤ 負荷分散装置(メイン)はNACCSメインセンターに対してIPパケットを送信する。
- ⑥ NACCSメインセンターは戻りのIPパケットを負荷分散装置(メイン)に送信する。
- ⑦ 負荷分散装置(メイン)はクライアントに対して戻りのIPパケットを送信する。

## V 詳細仕様検討結果

EDI

航空  
海上

第12回  
第17回 WG

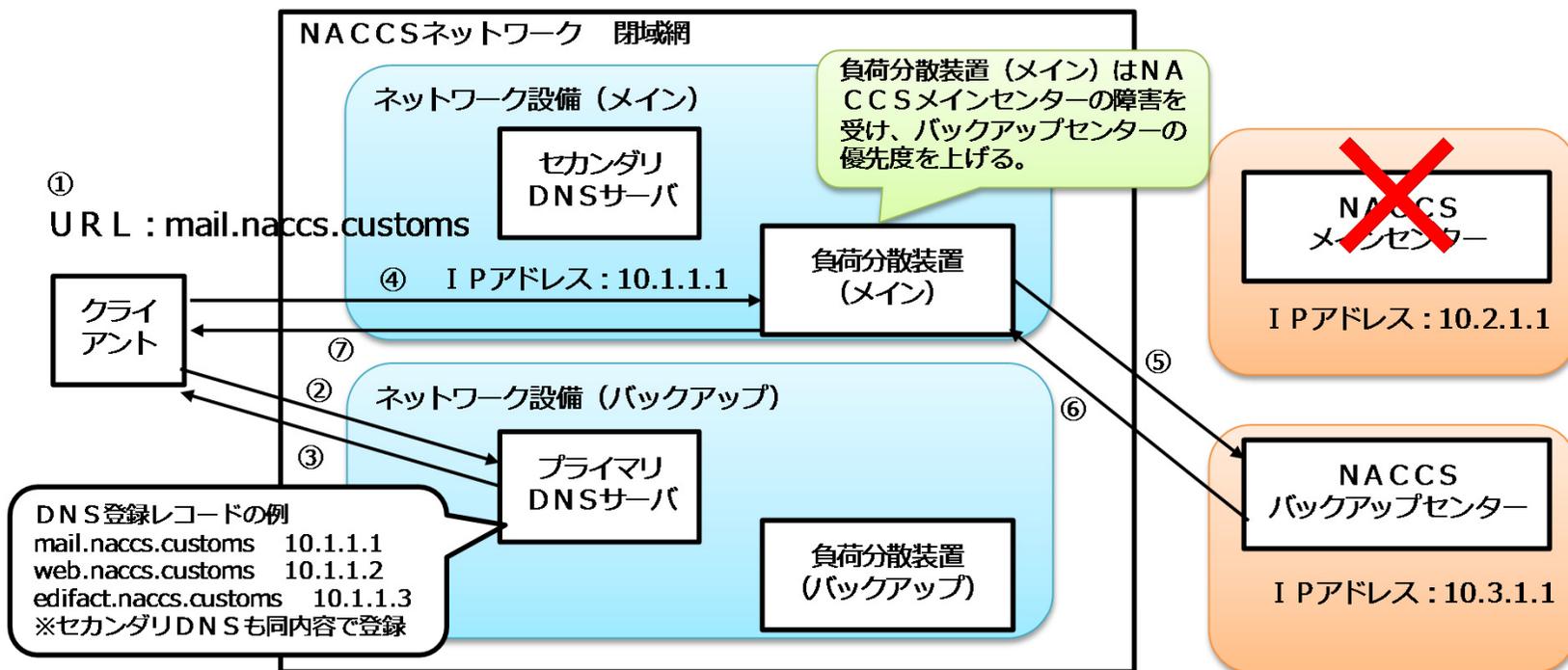
基本  
II-1

第6次NACCSにおけるEDI仕様  
4. 第6次NACCSにおけるバックアップ機能(4)

### 詳細仕様検討結果

- 以下にメインセンター障害時におけるNACCSとの通信方法を示す。

※URL及びIPアドレスは例である。



- ① SMTP/POP3処理方式における宛先URLをmail.naccs.customsとする。このURLは正常時と同様とする。
- ② クライアントは、予めNACCSセンターより指定されたプライマリDNSサーバに対して、mail.naccs.customsのIPアドレスを問い合わせる。
- ③ プライマリDNSサーバからIPアドレスは10.1.1.1であると返される。
- ④ クライアントは10.1.1.1(負荷分散装置(メイン))に対してIPパケットを送信する。
- ⑤ 負荷分散装置(メイン)はNACCSバックアップセンターに対してIPパケットを送信する。
- ⑥ NACCSバックアップセンターは戻りのIPパケットを負荷分散装置(メイン)に送信する。
- ⑦ 負荷分散装置(メイン)はクライアントに対して戻りのIPパケットを送信する。

## V 詳細仕様検討結果

EDI

航空  
海上

第12回  
第17回 WG

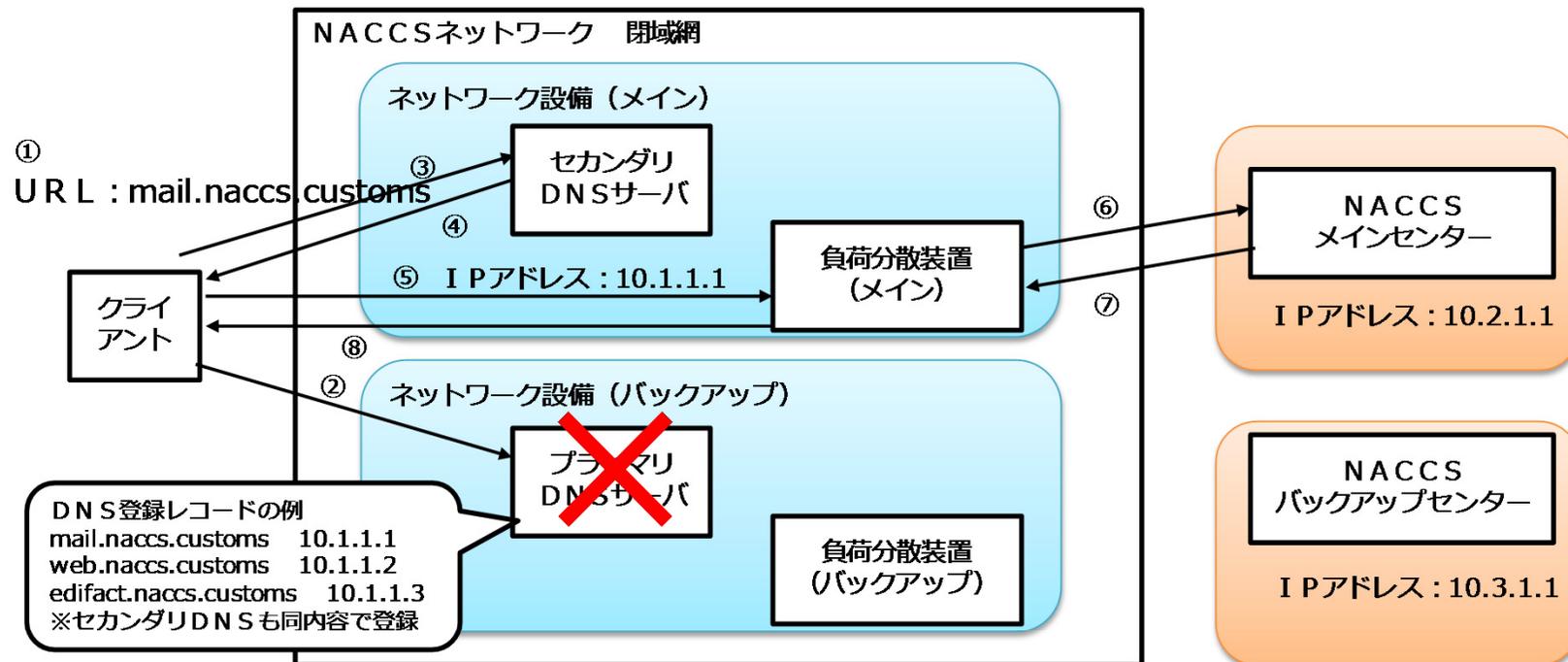
基本  
II-1

第6次NACCSにおけるEDI仕様  
4. 第6次NACCSにおけるバックアップ機能（5）

### 詳細仕様検討結果

- 以下にプライマリDNSサーバ障害時におけるNACCSとの通信方法を示す。

※URL及びIPアドレスは例である。



- SMTP/POP3処理方式における宛先URLをmail.naccs.customsとする。
- クライアントは、予めNACCSセンターより指定されたプライマリDNSサーバに対して、mail.naccs.customsのIPアドレスを問い合わせる。このとき障害のため、プライマリDNSサーバからの応答はない。
- プライマリDNSサーバからの応答がない場合、クライアントは、予めNACCSセンターより指定されたセカンダリDNSサーバに対して、mail.naccs.customsのIPアドレスを調べる。
- セカンダリDNSサーバからIPアドレスは10.1.1.1であると返される。
- クライアントは10.1.1.1（負荷分散装置（メイン））に対してIPパケットを送信する。
- 負荷分散装置（メイン）はNACCSメインセンターに対してIPパケットを送信する。
- NACCSメインセンターは戻りのIPパケットを負荷分散装置（メイン）に送信する。
- 負荷分散装置（メイン）はクライアントに対して戻りのIPパケットを送信する。

## V 詳細仕様検討結果

EDI

航空  
海上

第12回  
第17回 WG

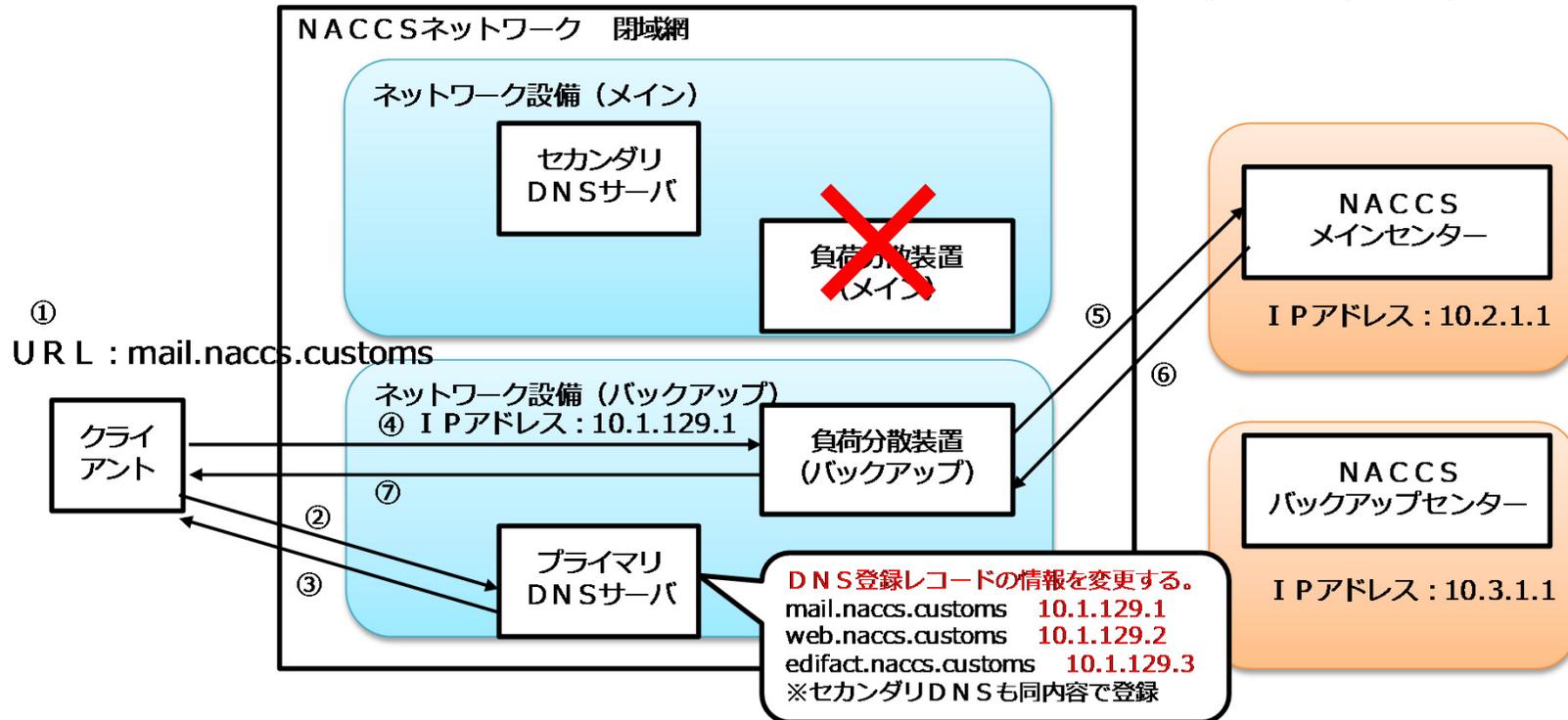
基本  
II-1

第6次NACCSにおけるEDI仕様  
4. 第6次NACCSにおけるバックアップ機能(6)

### 詳細仕様検討結果

- 以下に負荷分散装置(メイン) 障害時におけるNACCSとの通信方法を示す。

※URL及びIPアドレスは例である。



※プライマリDNSサーバにおいて、負荷分散装置の宛先を10.1.1.1 (メイン) から10.1.129.1 (バックアップ) に書き換える。

- SMTP/POP3処理方式における宛先URLをmail.naccs.customsとする。
- クライアントは、予めNACCSセンターより指定されたプライマリDNSサーバに対して、mail.naccs.customsのIPアドレスを問い合わせる。
- 負荷分散装置(メイン)の障害を受け、プライマリDNSサーバからIPアドレスは10.1.129.1であると返される。
- クライアントは10.1.129.1(負荷分散装置(バックアップ))に対してIPパケットを送信する。
- 負荷分散装置(バックアップ)はNACCSメインセンターに対してIPパケットを送信する。
- NACCSメインセンターは戻りのIPパケットを負荷分散装置(バックアップ)に送信する。
- 負荷分散装置(バックアップ)はクライアントに対して戻りのIPパケットを送信する。

## V 詳細仕様検討結果

EDI

航空  
海上

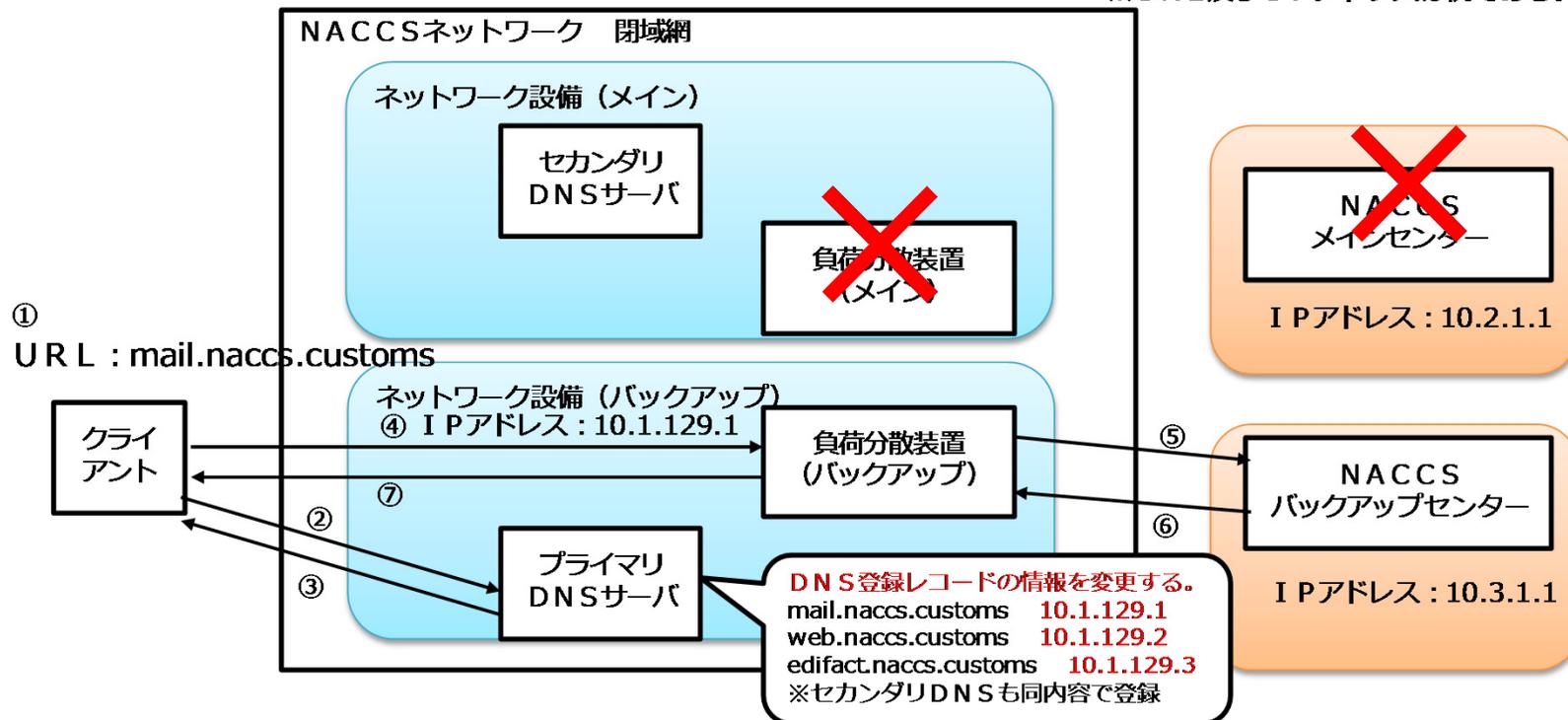
第12回  
第17回 WG

基本  
II-1

第6次NACCSにおけるEDI仕様  
4. 第6次NACCSにおけるバックアップ機能（7）

### 詳細仕様検討結果

- 以下にメインセンター及び負荷分散装置（メイン）障害時におけるNACCSとの通信方法を示す。  
※URL及びIPアドレスは例である。



※プライマリDNSサーバにおいて、負荷分散装置の宛先を10.1.1.1（メイン）から10.1.129.1（バックアップ）に書き換える。

- SMTP/POP3処理方式における宛先URLをmail.naccs.customsとする。
- クライアントは、予めNACCSセンターより指定されたプライマリDNSサーバに対して、mail.naccs.customsのIPアドレスを問い合わせる。
- 負荷分散装置（メイン）の障害を受け、プライマリDNSサーバからIPアドレスは10.1.129.1であると返される。
- クライアントは10.1.129.1（負荷分散装置（バックアップ））に対してIPパケットを送信する。
- 負荷分散装置（バックアップ）はNACCSメインセンターの障害を受け、バックアップセンターに対してIPパケットを送信する。
- NACCSバックアップセンターは戻りのIPパケットを負荷分散装置（バックアップ）に送信する。
- 負荷分散装置（バックアップ）はクライアントに対して戻りのIPパケットを送信する。

## V 詳細仕様検討結果

EDI	航空 海上	第12回 第17回 WG	基本 Ⅲ	第6次NACCSにおけるEDI仕様 5. WebNACCSにおける電文受信ソフトの廃止
-----	----------	-----------------	---------	--

- WebNACCSの利便性向上を図るため、電文受信ソフトなしで帳票を取得できるようにするとともに、電文受信ソフトを廃止する。

### 詳細仕様検討結果

- 第6次NACCSにおいては、WebNACCSの対象業務の拡大等に伴い、WebNACCS利用者における利便性の向上を目的として、電文受信ソフトを廃止し、PDFファイルのダウンロード等により帳票を取得できるようにすることとしている。
- 一方、電文受信ソフトの廃止により、第6次NACCSにおいて、WebNACCSのみを利用する場合はEXC電文を受信できなくなる。
- しかしながら、第6次NACCSにおけるWebNACCS対象業務は限定的であり（主に照会業務や海上入出港に係る業務）、WebNACCSのみを利用する利用者自体も限定されること（基本的には他の処理方式を併用することが考えられる。）から、実質的には影響は無いと考えられる。

注：ただし、WebNACCSのみを利用している者に対してEXC電文が送信される可能性もあるため、WebNACCSのみを利用する者宛てEXC電文が送信される業務については、エラーとする等の対応を図ることとする。

- 具体例を示すと、内航船のみの入出港業務をWebNACCSで利用する場合は、EXC電文そのものが存在しないことから、何らの影響は生じないが、外航船と内航船の両方の入出港業務を行う場合は、外航船手続においてはEXC電文が存在するため、WebNACCS以外にパッケージソフト等の利用が必須となる。

参考：WebNACCSのみの利用で問題が生じないと考えられる業種（EXC電文が存在しない）

- ・船会社・船舶代理店（内航船業務のみを行う者に限る。）
- ・損害保険会社

上記業種以外の場合は、EXC電文の受信が想定されるため、WebNACCSと他の方式（パッケージソフト、自社システム）の併用が必須となる。

## V 詳細仕様検討結果

EDI	航空 海上	第12回 第17回 WG	基本 Ⅲ-2,6	第6次NACCSにおけるEDI仕様 6. 及び7. 最大電文長 及び 添付ファイル最大サイズの見直し
-----	----------	-----------------	-------------	---

- 第6次NACCSにおける最大電文長 及び 添付ファイル最大サイズについて見直しを実施する。

### 詳細仕様検討結果

#### 1. 最大電文長の見直し

NACCS – EDI 電文の最大電文長（添付ファイルを除く。）を700,000バイト（700KB）とする。

#### 【参考】

- ① 第6次NACCSの業務見直し（登録可能制限値の拡大等）により、出力電文が分割されることがあるため、可能な限り最大電文長を拡大することが望ましい。
- ② 第6次NACCSの業務見直し（1便あたりの旅客数の拡大等）により、旅客氏名表等の電文長が500,000バイトを超えることが想定される。
- ③ 最大電文長を実際の電文長を考慮せず、無制限に長くした場合、DBなどのハード設計が非効率となるおそれがある。

#### 2. 添付ファイル最大サイズの見直し

	現行システム	次期システム
添付ファイルの最大サイズ	3,000,000バイト (3MB) ※1	10,000,000バイト (10MB) ※3
1度に添付できる添付ファイルの最大数	各業務仕様による※2	同左

※1 動物検疫業務及び植物検疫業務については、業務によって1～3MBを添付ファイルの最大サイズとしている。

※2 複数の添付ファイル全体の合計サイズが、添付ファイルの最大サイズを超えないこと。

※3 動物検疫業務及び植物検疫業務については、1～5MBを最大サイズとする。

(注) 厚生労働省検疫所（食品）、農林水産省動物検疫所、同植物防疫所に対する手続で汎用的に利用可能な添付ファイルの仕組みについては、後記49～50ページを参照。

## V 詳細仕様検討結果

EDI	航空 海上	第12回 第17回 WG	基本 Ⅲ-1	第6次NACCSにおけるEDI仕様 8. 入力共通項目におけるシステム識別の設定値の変更（1）
-----	----------	-----------------	-----------	--

- ・ 自社システム接続（SMTP双方向処理方式及びメール処理方式（ただし、EDIFACTを除く））から送信される入力共通項目の中のシステム識別欄について見直しを実施する。

### 詳細仕様検討結果

- ・ 第5次NACCSにおける自社システム接続（SMTP双方向処理方式及びメール処理方式（ただし、EDIFACTを除く））においては、右表のとおり入力共通項目の中のシステム識別欄に、実施する業務に応じた値を設定し、処理要求電文を送信している。
- ・ 第6次NACCSにおいては、一部の業務（次頁参照）において、システム識別欄に設定する値が変更となる。このため、自社システム接続において該当する業務を実施する場合は、システム識別欄に適切な値を設定し、処理要求電文を送信する必要がある。
- ・ EDIFACT利用者は、システム識別を設定していないため本件について対応する必要はない。

参考 入力共通項目

項番	項目名	桁
1	制御情報	3
2	業務コード	5
3	(予約エリア)	21
4	利用者コード	5
5	識別番号	3
6	利用者パスワード	8
7	(予約エリア)	174
8	電文引継情報	26
9	(予約エリア)	8
10	入力情報特定番号	10
11	索引引継情報	100
12	(予約エリア)	1
13	システム識別	1
14	(予約エリア)	27
15	電文長	6
16	合計	398

NACCS：(航空:1 海上:2)  
 輸入食品監視支援業務:4  
 植物検疫関連業務:5  
 動物検疫関連業務:6  
 貿易管理サブシステム:7  
 港湾関連業務:8  
 乗員上陸許可支援システム:9

## V 詳細仕様検討結果

EDI	航空 海上	第12回 第17回 WG	基本 Ⅲ-1	第6次NACCSにおけるEDI仕様 8. 入力共通項目におけるシステム識別の設定値の変更(2)
-----	----------	-----------------	-----------	--

### 詳細仕様検討結果

- 以下の表中にある業務を第6次NACCSで実施する場合、「新システム識別」欄に示す値を使用する必要がある(自社システムにおいてシステム識別欄に新システム識別にて示した値を設定する)。
- なお、各業務において設定すべきシステム識別の値はEDI仕様書の付録にて提示する予定である。

参考 システム識別が変更となる業務の一覧

項番	業務名	第5次 NACCS 業務コード	第6次 NACCS 業務コード	現行 識別	次期 識別	項番	業務名	第5次 NACCS 業務コード	第6次 NACCS 業務コード	現行 識別	次期 識別
1	船舶基本情報登録	VBX	同左	2	<u>8</u>	14	入港前統一申請呼出し	—	VPX11	—	<u>8</u>
2	船舶基本情報訂正	VBY	同左	2	<u>8</u>	15	入港届等	VIX	同左	2	<u>8</u>
3	船舶基本情報訂正呼出し	VBY11	同左	2	<u>8</u>	16	入港届等呼出し	—	VIX11	—	<u>8</u>
4	船舶運航情報登録	VTX01	同左	2	<u>8</u>	17	移動届	VMR	同左	2	<u>8</u>
5	乗組員情報登録	VTX02	同左	2	<u>8</u>	18	移動届呼出し	VMR11	同左	2	<u>8</u>
6	旅客情報登録	VTX03	同左	2	<u>8</u>	19	出港届等	VOX	同左	2	<u>8</u>
7	船用品情報登録	VTX04	同左	2	<u>8</u>	20	出港届等呼出し	—	VOX11	—	<u>8</u>
8	船舶運航情報登録呼出し	VTX11	同左	2	<u>8</u>	21	入出港届等照会	IVS	同左	2	<u>8</u>
9	乗組員情報登録呼出し	VTX12	同左	2	<u>8</u>	22	届出申請一覧呼出し	CRW01	IVS へ統合	9	<u>8</u>
10	旅客情報登録呼出し	VTX13	同左	2	<u>8</u>	23	届出申請情報照会	CRW02	IVS へ統合	9	<u>8</u>
11	船用品情報登録呼出し	VTX14	同左	2	<u>8</u>						
12	入港前統一申請	VPX	同左	2	<u>8</u>						
13	乗員上陸許可申請	CRW03	VPX へ統合	9	<u>8</u>						

## V 詳細仕様検討結果

共通	航空 海上	第13回 第16回 WG 第17回	基本 Ⅱ	第6次NACCSの信頼性（1）
----	----------	-------------------------	---------	-----------------

- ・ 第6次NACCSにおける基本的な信頼性、システム処理等は以下のとおりとする。

### 詳細仕様検討結果

#### 1. 第6次NACCSのシステムライフ

第6次NACCSのシステムライフは、平成29年10月から平成37年9月までの8年間とするが、システムライフ期間中、平成33年10月にハードウェアの更新（中年度更改）を実施する。中年度更改における移行時間は、「第5次NACCSから第6次NACCSへの更改時と同程度の移行時間」を想定しており、最大5時間程度とすることを目標とする。

#### 2. 移行処理

第5次NACCSから第6次NACCSへの移行について、第5次NACCSの機能、データを**一括で移行する**。移行時期は平成29年10月を予定している（ただし、第6次NACCSの設計・開発の状況によっては変更があり得る。）。なお、移行時間については、利用者様への影響を考慮し、短時間での移行を目指すこととし、第5次NACCSにおける航空システムの移行時間と同程度を目標とする。具体的には移行に要する時間を5時間程度とすることを目標とする。具体的な移行時間については、今後の検討の結果を踏まえて決定する。

#### 3. バックアップ機能

第6次NACCSでは、現行同様、メインセンターが地震等の大規模災害の被害を受けメインシステムでのオンライン業務の提供が不可能になった場合においても、継続してサービスの提供を可能とするため、全てのオンライン業務を対象としてバックアップ機能を構築する。また、メインシステムにおいて長時間のシステム障害が発生した場合における代替機能としての利用についても考慮し、メインシステムとバックアップ機能との切り替え手段（切り替え時間の短縮化、利用者側における切り替え作業の省略化等）等の機能向上を図る。

#### 4. メンテナンスによるシステム停止

現行システムでは、月1回、定期メンテナンスを目的としたシステム停止を行っているが、第6次NACCSでは、定期メンテナンスによる停止回数、停止時間の削減を図ることとする。詳細は次ページを参照。

## V 詳細仕様検討結果

共通	航空 海上	第13回 第16回 WG 第17回	基本 Ⅱ	第6次NACCSの信頼性（2）
----	----------	-------------------------	---------	-----------------

### 詳細仕様検討結果

#### ○ メンテナンスによるシステム停止

- 第5次NACCSにおいても既に24時間365日の連続運転を前提としているが、現行では月1回（日曜日早朝）、定期メンテナンスを目的として、あらかじめ周知の上で計画的なシステム停止が行われている。
- 第6次NACCSの基本仕様書においては、第6次NACCSの定期メンテナンス（定期保守）について、システム構成やメンテナンス方法の見直しにより、停止回数、停止時間の削減を図ることとしている。
- 具体的には、下表に示すとおり、第6次NACCSにおいては、定期メンテナンスを目的としたシステム停止回数及び停止時間の削減を図る。なお、定期メンテナンスについては、現行同様、日曜日早朝に実施する。

	第5次NACCS	第6次NACCS ※1
年間の総システム停止回数	原則12回程度 (月1回程度)	原則6回程度 (概ね隔月で1回程度) ※2
年間の総システム停止時間	24～36時間程度 (1回あたり2～3時間程度)	12～18時間程度 (1回あたり2～3時間程度)

※1：ここでいうシステム停止とは、第6次NACCSのシステム全体が停止することをいう。

※2：上記はメインセンターで運用中におけるシステムの停止回数、停止時間である。バックアップセンターに運用が切り替わった場合は、上記より多くのシステム停止が発生することが想定される。

※3：第6次NACCSにおける定期メンテナンスは、原則として隔月に1回の実施を予定しているが、システムのメンテナンス要否（プログラム変更や制度改正、緊急パッチ適用等）の状況により、実施月に変更があり得る。

## V 詳細仕様検討結果

貨物 共通	海上	第12回 第15回 WG	基本 IV-5-1-(3)	蔵入及び移入貨物の後続業務の可能化（1）
----------	----	-----------------	------------------	----------------------

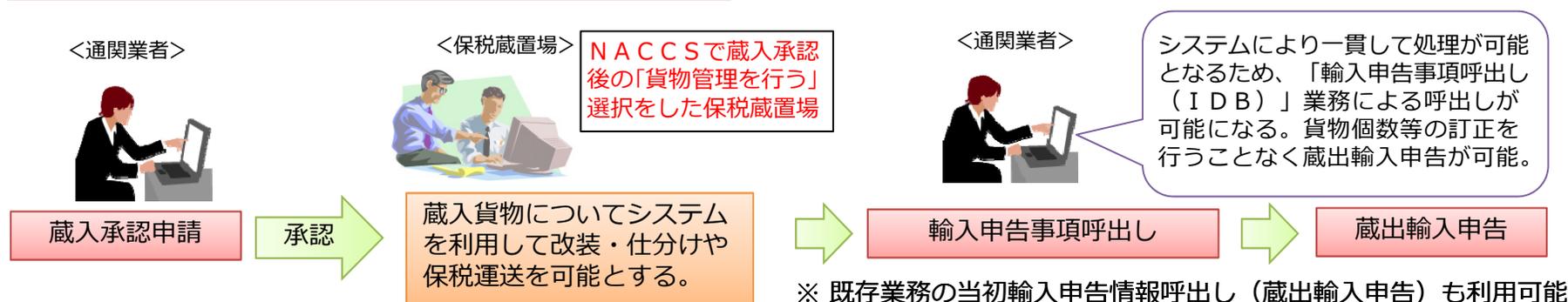
- ・ 蔵入承認申請済 又は 移入承認申請済の貨物について、一定期間経過後であってもシステムで後続業務を実施可能とする。

### 詳細仕様検討結果

1. 蔵入後における後続業務の可能化については、実績の多い海上貨物を対象とし、実績の少ない航空貨物は対象外とする。
2. 移入貨物については、在庫管理業務が複雑でありシステム化に馴染まないことから、対象外とする。
3. 後続業務を可能とするため、その対象貨物については、蔵入後も貨物情報DBにおいて管理を行う。
4. 保税蔵置場毎に、蔵入貨物についてNACCSで蔵入承認後の貨物管理を①「行う」、或いは、②「行わない」、のいずれかを選択ができる仕組みとし「行う」を選択した場合に、蔵入後も貨物情報DBにおける管理を行い、後続業務を可能とする。  
なお、当該選択については、あらかじめNACCSに登録を行うことを必要とする。
5. 上記4で「貨物管理を行う」選択をした保税蔵置場においては、蔵入後において、以下のシステム処理を可能とする。
  - ① 蔵入承認済貨物に関する搬出入
  - ② 蔵入承認済貨物の改装・仕分け
  - ③ 蔵入承認済貨物情報の呼出し
  - ④ 蔵入承認済貨物の保税運送申告
  - ⑤ 蔵入承認済貨物情報の照会
6. 上記4で「貨物管理を行う」選択をした保税蔵置場に蔵置されている貨物については、蔵出申告時に、蔵入申請時の申告情報の呼出しを可能とし、貨物情報のチェックを行う。

【※ 3.～6. については、仕様の一部変更・新規追加】

### 蔵入承認後におけるシステム処理イメージ

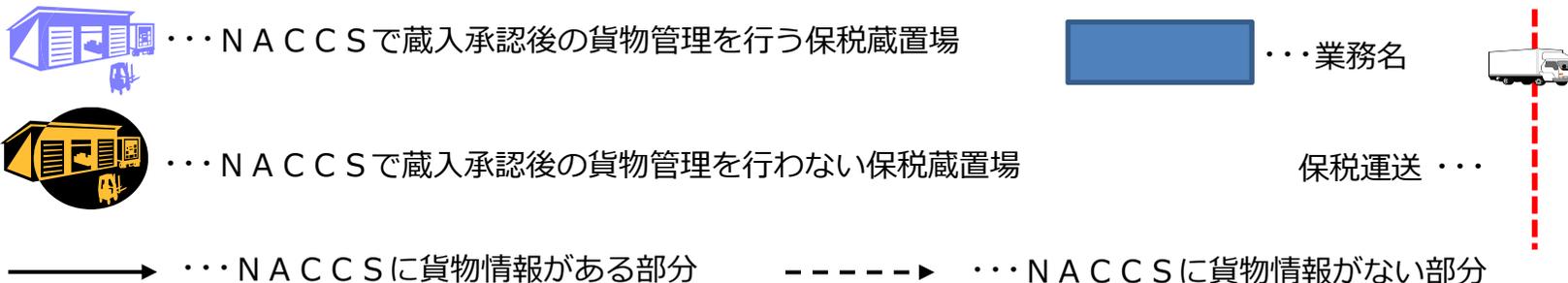


# V 詳細仕様検討結果

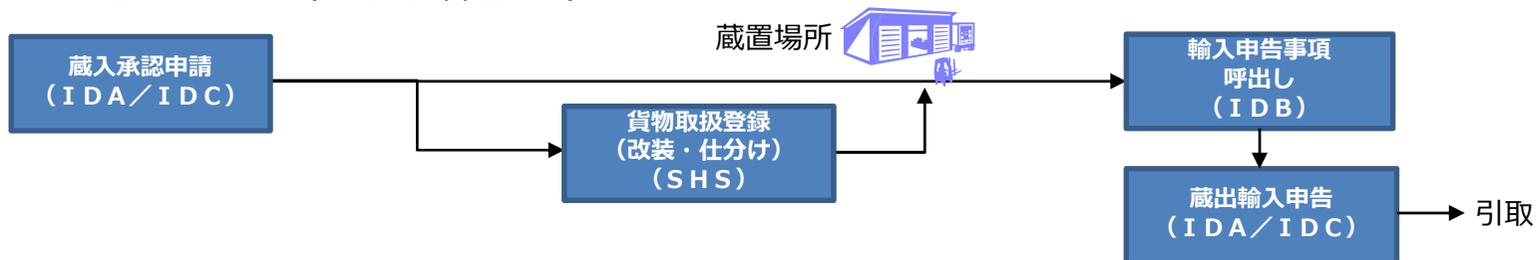
貨物 共通	海上	第12回 第15回	WG	基本 IV-5-1-(3)	蔵入及び移入貨物の後続業務の可能化（2）
----------	----	--------------	----	------------------	----------------------

## 詳細仕様検討結果

(凡例)



### ① 蔵入承認（併せ運送なし）（貨物管理あり）



### ② 蔵入承認（併せ運送なし）（貨物管理なし）

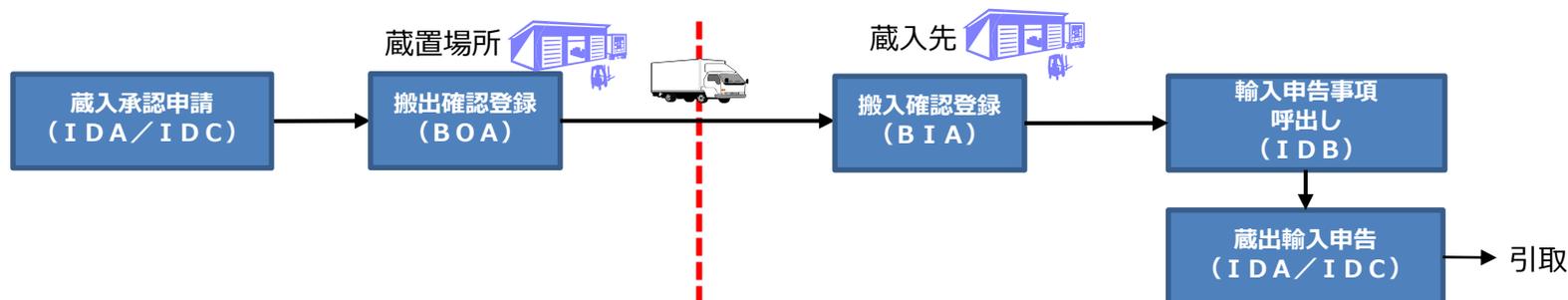


## V 詳細仕様検討結果

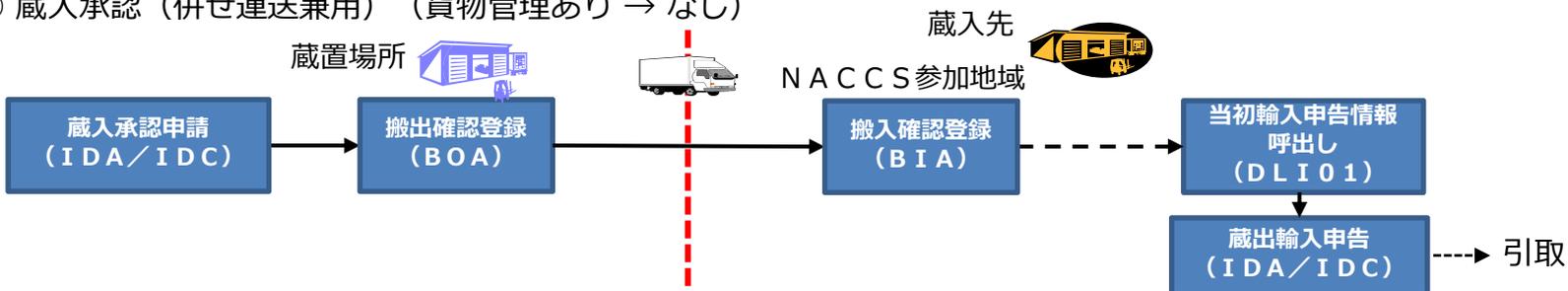
貨物 共通	海上	第12回 第15回 WG	基本 IV-5-1-(3)	蔵入及び移入貨物の後続業務の可能化 (3)
----------	----	-----------------	------------------	-----------------------

### 詳細仕様検討結果

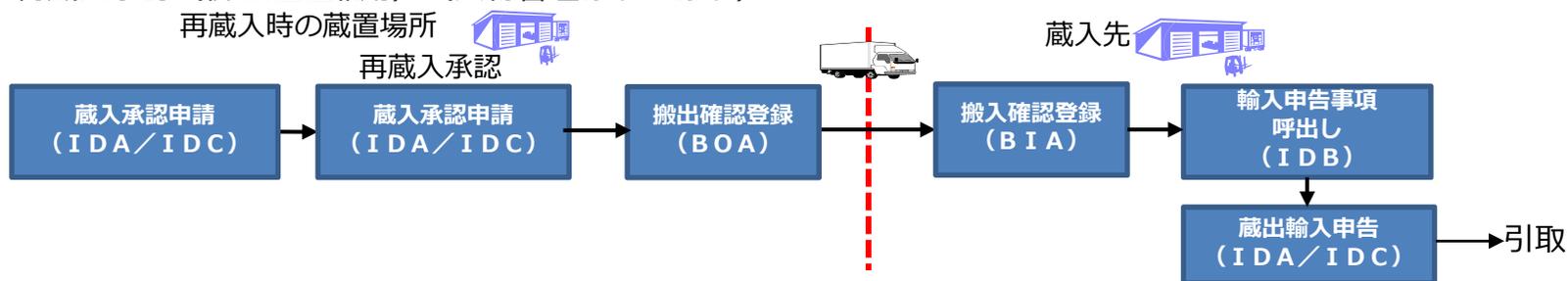
#### ③ 蔵入承認（併せ運送兼用）（貨物管理あり → あり）



#### ④ 蔵入承認（併せ運送兼用）（貨物管理あり → なし）



#### ⑤ 再蔵入承認（併せ運送兼用）（貨物管理あり → あり）

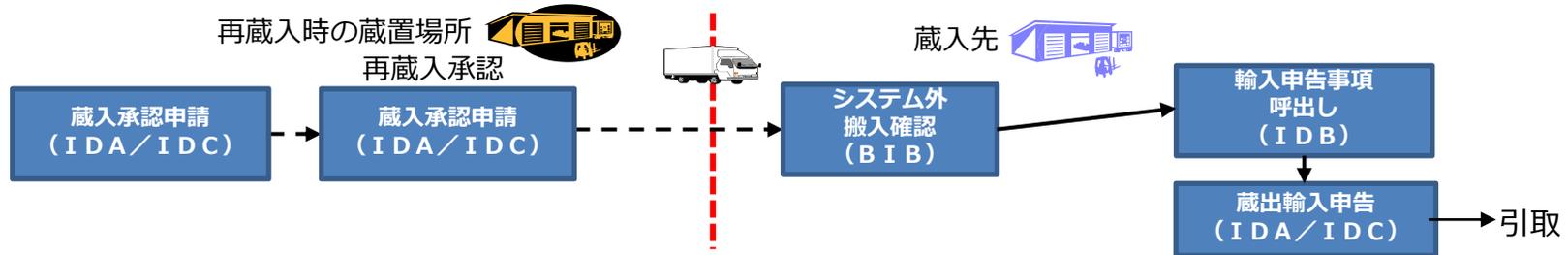


# V 詳細仕様検討結果

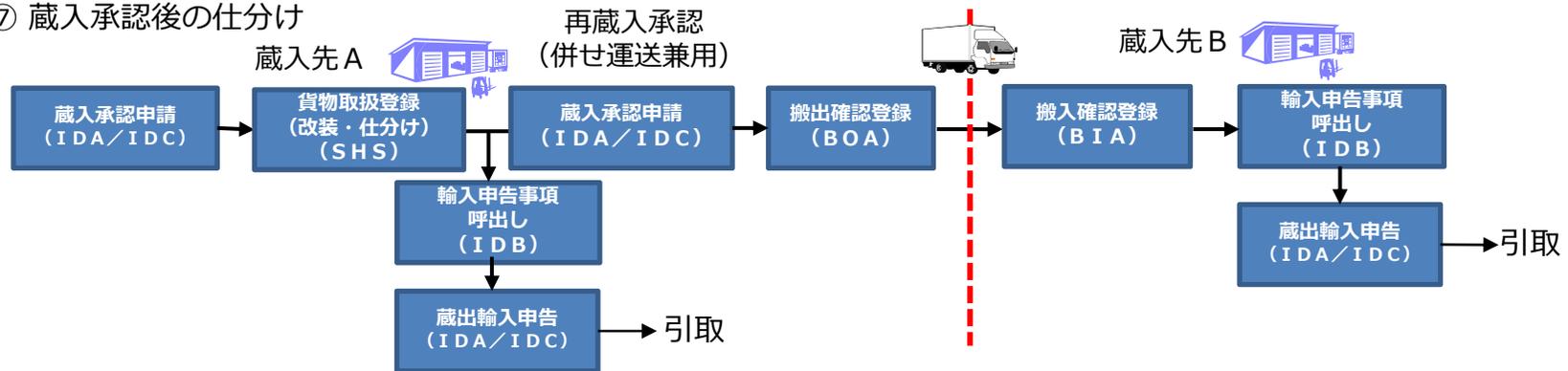
貨物 共通	海上	第12回 第15回 WG	基本 IV-5-1-(3)	蔵入及び移入貨物の後続業務の可能化（4）
----------	----	-----------------	------------------	----------------------

## 詳細仕様検討結果

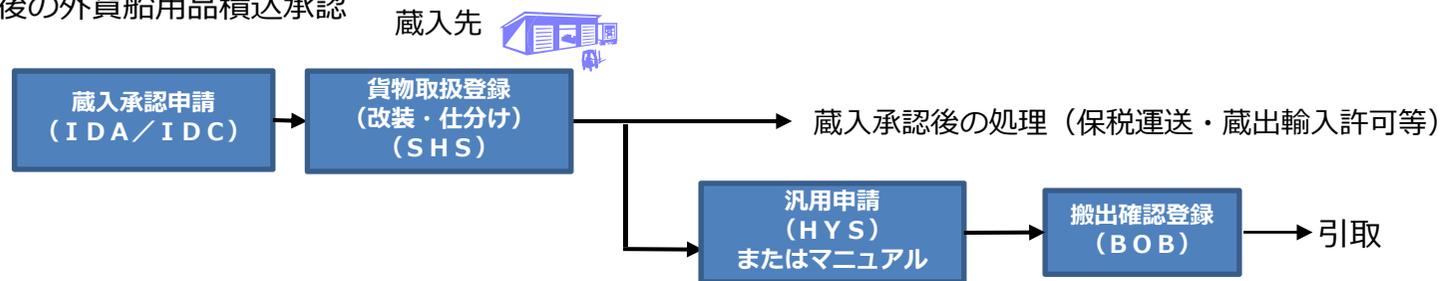
### ⑥ 再蔵入承認（併せ運送兼用）（貨物管理なし→あり）



### ⑦ 蔵入承認後の仕分け



### ⑧ 蔵入承認後の外貨船用品積込承認



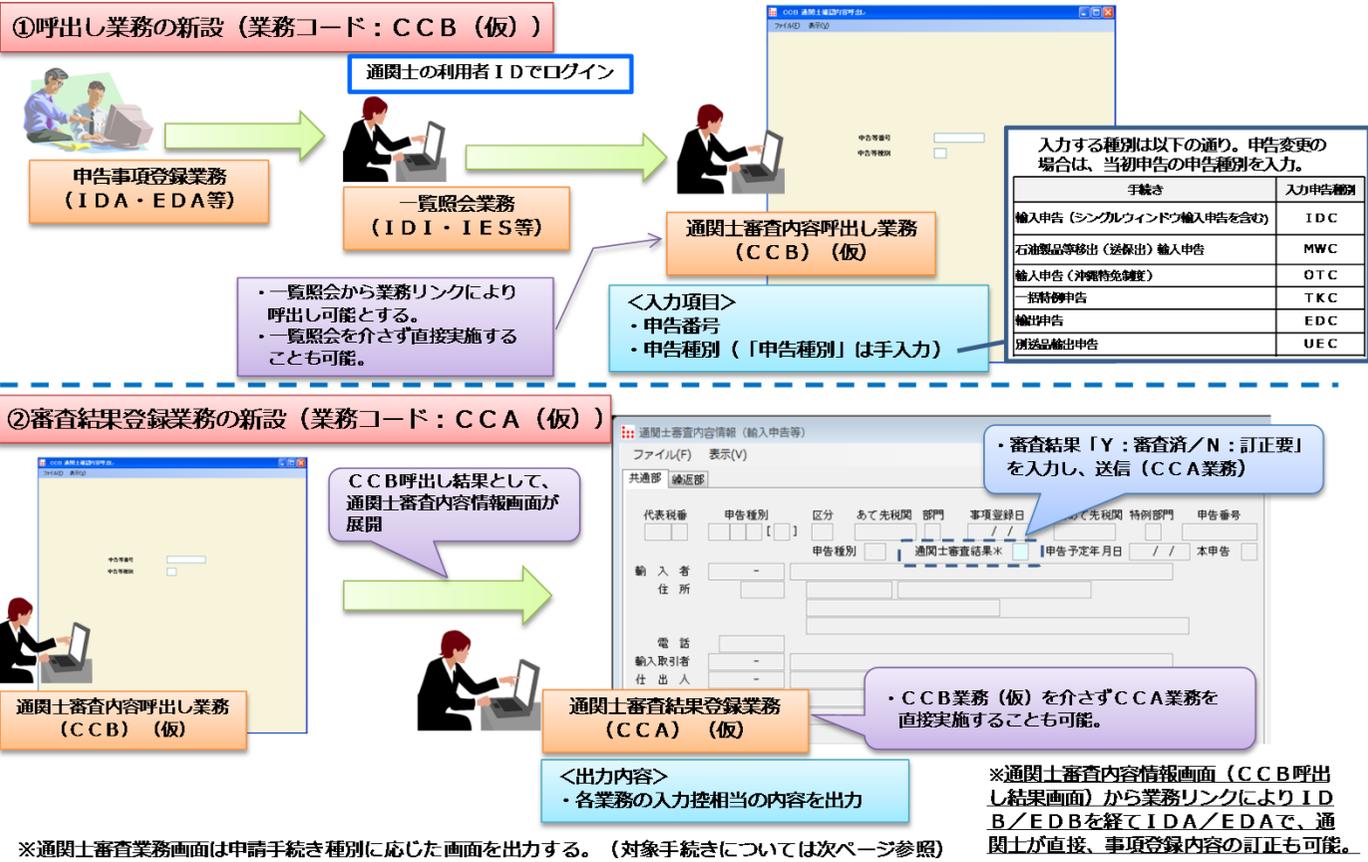
# V 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第 9回 第13回 WG 第16回	基本 IV-5-1-(4)	通関士審査業務の新設 (1)
----	----------	-------------------------	------------------	----------------

- 通関士がその通関士識別符号を使用して輸出入申告等の業務を行う現状の仕組みに加え、利用者の選択により、通関士が輸出入申告等の業務を行う前に当該申告等に係る内容の審査を可能とする業務を新たに設ける。

## 詳細仕様検討結果

- ① 事項登録された申告情報のうち、通関士審査が必要な申告について呼び出しできる業務を新設。
- ② 当該呼出し業務から呼び出された申告について、通関士審査の結果登録業務を新設。



# V 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第 9回 第13回 WG 第16回	基本 IV-5-1-(4)	通関士審査業務の新設 (2)
----	----------	-------------------------	------------------	----------------

## 詳細仕様検討結果

### 1. 通関士審査業務の対象となる申告等手続一覧

	対象となる申告・申請手続き (案)	照会 対象
輸 入	輸入申告 (IDC)	○
	シングルウィンドウ輸入申告 (SWC)	○
	石油製品等移出 (総保出) 輸入申告 (MWC)	○
	輸入申告 (沖縄特免制度) (OTC)	○
	一括特例申告 (TKC01)	○
	輸入申告変更 (IDE)	○
	石油製品等移出 (総保出) 輸入申告変更 (MWE)	○
輸 出	輸入申告変更 (沖縄特免制度) (OTE)	○
	輸出申告 (EDC)	○
	輸出許可内容変更申請 (EAC)	○
	別送品輸出申告 (UEC)	○
	別送品輸出許可内容変更申請 (UAC)	○
	輸出申告変更 (EDE)	○
	別送品輸出申告変更 (UEE)	○

### 2. 「通関士審査内容呼出し (CCB)」業務に業務リンクする各種申告一覧照会業務 (IDI, IES等) に、以下の機能を新設する。

- ① 通関士審査の必要な申告番号を抽出する為、照会種別に「K：通関士審査対象一覧」を追加する
- ② 一覧照会の出力画面に、通関士審査結果を表示する項目を追加する。

(一覧照会情報の出力画面イメージ)

**新規出力項目②**  
通関士審査結果を出力する項目を追加。

「通関士審査結果」出力表示例

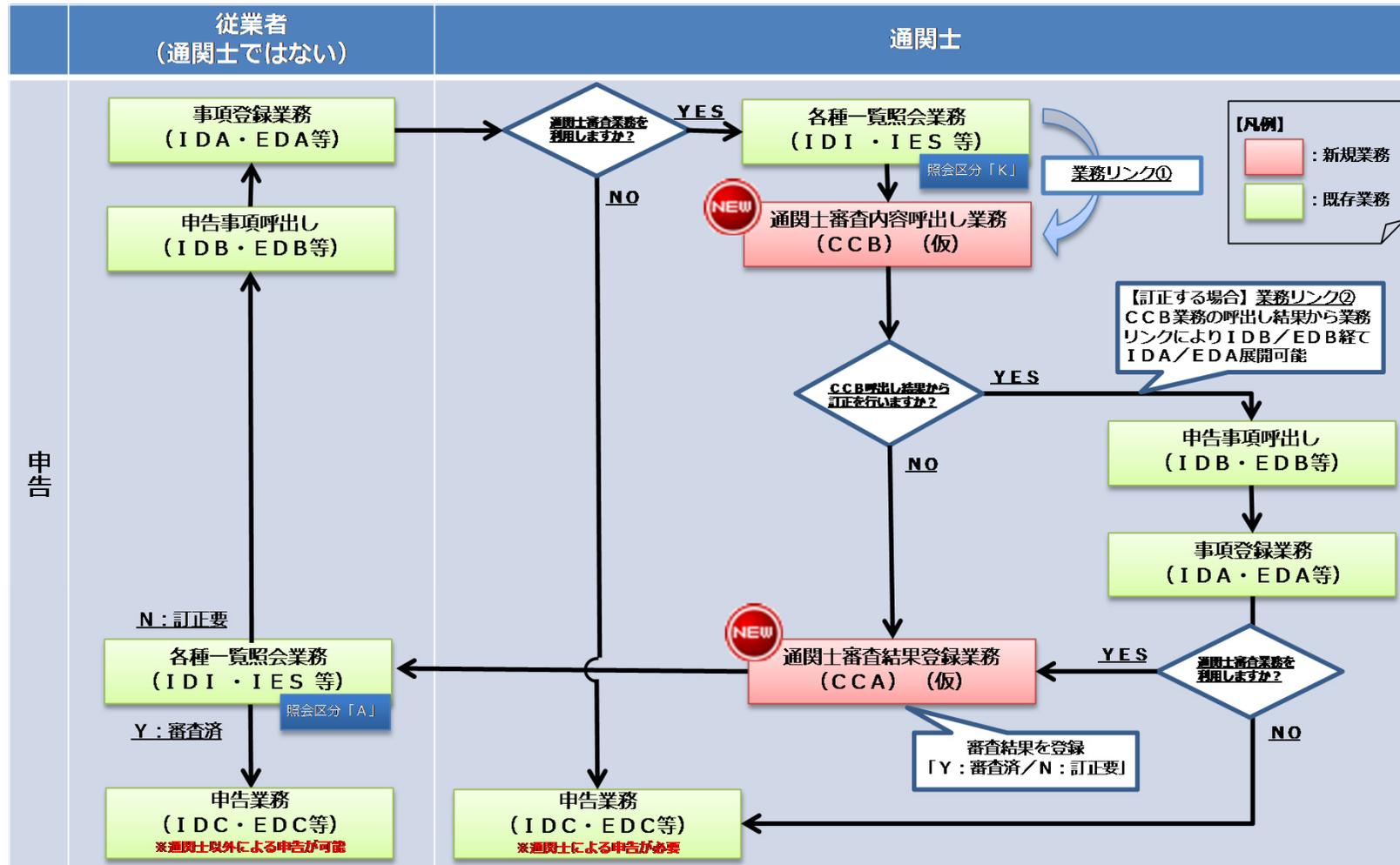
申告の状態	表示
未審査 (事項登録済み)	スペース
審査済	Y
訂正要	N
申告済	D

# V 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第 9回 第13回 WG 第16回	基本 IV-5-1-(4)	通関士審査業務の新設 (3)
----	----------	-------------------------	------------------	----------------

## 詳細仕様検討結果

- 申告前に通関士審査業務を行う場合のフロー (案)



# V 詳細仕様検討結果

通関	航空海上	第9回 第13回 WG 第16回	基本 IV-5-1-(4)	通関士審査業務の新設 (4)
----	------	------------------------	------------------	----------------

## 詳細仕様検討結果

### 業務リンク①: IDI⇒CCB

(IDI画面)

審査を行う申告番号にカーソルを置いて右クリック

業務リンク(L)

- I D (輸入申告等照会)
- I O T (輸入申告照会(沖縄特免制度))
- I D B (通関士審査内容呼出し)**

自動で展開 (CCB呼出し画面)

CCBへの業務リンクを追加

CCB 通関士審査内容呼出し

申告種別は手入力。  
入力する種別は以下の通り。申告変更の場合は、当初申告の申告種別を入力。

手続き	入力申告種別
輸入申告(シングルウィンドウ輸入申告を含む)	I D C
石油製品等移出(送保出)輸入申告	M W C
輸入申告(沖縄特免制度)	O T C
一括特例申告	T K C
輸出申告	E D C
別送品輸出申告	U E C

申告番号\* XXXXXXXXX1E  
申告種別\* IDC

手動で展開 (CCB呼出し結果画面)

審査結果を入力する

### 業務リンク②: CCB⇒IDB・IDD

(CCB呼出し結果画面)

画面上にカーソルを置いて右クリック

業務リンク(L)

- I D B (輸入申告事項呼出し)

自動で展開 (IDB画面)

IDB (輸入申告事項呼出し)

IDB・IDDへ業務リンクを追加

自動で展開 (IDB画面)

IDB 輸入申告事項呼出し

申告等番号 XXXXXXXXX1E  
申告等種別  
B/L番号/AWB番号  
一括申告等種別  
電子インボイス受付番号  
共通管理番号

自動で展開 (IDA画面)

訂正箇所を入力する

## V 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第11回 第16回 WG	基本 IV-5-3	損害保険業務とNACCSの連携（1）
----	----------	-----------------	--------------	--------------------

- ・ 現在、紙ベースで行われている損害保険業務について、NACCSとのデータ連携による利便性向上について検討し、①包括保険申請手続のオンライン業務化、②当該包括保険による輸入実績のデータ集計・提供の実現を目指す。

### 詳細仕様検討結果

1. 包括保険に係る情報を損害保険会社が仮登録、輸入者（海貨業者・通関業者）が本登録する仕組みを構築する。概要は以下のとおり。  
※ 現行の書面による包括保険申請については、電子化推進の観点から、第6次NACCS更改後、そのあり方について検討する。

1. 第6次NACCS更改を機に、現行の「包括保険申請」業務手続のほかに、新たに「包括保険確認登録（HKA）（仮）」業務を新設し、包括保険指数を税関を通さずNACCSに直接登録して包括保険扱いを受けることを可能とする。当該登録手順は以下のとおり。
  - ① 輸入者より包括保険扱いの依頼を受けた損害保険会社は、包括保険に係る情報を「包括保険仮事項登録（HHA）（仮）」業務によりNACCSに登録（送信）する。その際、e-mailアドレス（5つまで）を入力しておけば、登録内容・受理番号等を③仮登録時に通知することができる。（保険契約者＝輸入者へ通知することを想定）
  - ② ①の事項登録に基づき、包括保険指数を自動計算のうえ、包括保険受理番号等を返信する。
  - ③ 損害保険会社は、返信の内容を確認し問題が無ければ、「包括保険仮登録（HHC）（仮）」業務を実施すると、①で入力したe-mailアドレス宛に受理番号を含む保険情報が送信される。
  - ④ e-mailで保険情報の通知を受けた輸入者は、保険情報の内容を確認する。輸入者は、確認した保険情報に問題が無ければ、自ら又は通関業者に委託のうえ、受理番号を使い「包括保険確認登録呼出し（HKB）（仮）」業務により損害保険会社が登録した仮情報と呼出す。
  - ⑤ 輸入者、海貨業者又は通関業者は、呼び出した仮情報に対して「包括保険確認登録（HKA）（仮）」業務を実施すると、①で入力したe-mailアドレス宛に登録完了の旨が送信される。
2. 上記手順により登録が行われる場合、包括保険証明書等の税関への提出等は不要となる。
3. システム登録を利用した場合、原則有効期限管理は不要とするが、運用上期限管理が必要なときは有効期限を設定可能とし、設定時には「輸入申告事項登録（IDA）業務」等の実施時点で有効期限の2週間前を過ぎていれば、注意喚起メッセージを出力する。
4. 「包括保険仮事項登録（HHA）（仮）」業務について、新規、料率変更、訂正の区分を設ける。
5. 「包括保険照会（IIN）」業務（個別照会、一覧照会）を新設する。

2. 包括保険に係る輸入実績報告において、輸入者に対し輸入実績データを集約して電子情報で提供する仕組みを構築する。  
<NACCSから輸入実績データを提供する者>  
→データの提供は、NACCS→輸入者とし、通関業者、損害保険会社に直接提供しない。  
<提供するデータの項目・提供方法等について>  
→データの提供は、1ヶ月分をまとめて月1回とする。提供するデータの項目・提供方法は、今後検討する。

## V 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第11回 第16回 WG	基本 IV-5-3	損害保険業務とNACCSの連携（2）
----	----------	-----------------	--------------	--------------------

### 詳細仕様検討結果

#### 3. 新規業務一覧

業務コード	業務名	業務概要	入力者	入力者チェック	Web NACCS	NACCS パッケージソフト
HHA	包括保険仮事項登録	HHC業務に先立ち、包括保険情報を新規登録、料率変更、訂正する。	損害保険会社	新規登録：なし 料率変更：包括保険番号、パスワード及び輸入者コード 訂正：包括保険番号、パスワード及び輸入者コード	○	○
HHB	包括保険仮事項登録呼出し	登録されている包括保険情報を呼び出す。呼び出された情報は、引き続き遷移するHHA業務にて、料率変更、訂正を行うことができる。	損害保険会社	包括保険番号、パスワード及び輸入者コード	○	○
HHC	包括保険仮登録	HHA業務により登録された包括保険情報について、内容に問題が無ければ、損害保険会社の確認が行われた旨の登録を行う。	損害保険会社	包括保険番号、パスワード及び輸入者コード	○	○
HKA	包括保険確認登録	HKB業務により呼び出した包括保険情報について、内容に問題が無ければ、輸入者の確認が行われた旨の登録を行う。	輸入者 海貨業 通関業	包括保険番号、パスワード及び輸入者コード	×	○
HKB	包括保険確認登録呼出し	損害保険会社により仮登録された包括保険情報を呼び出す。呼び出された情報は、引き続き遷移するHKA業務により、本登録を行うことができる。	輸入者 海貨業 通関業	包括保険番号、パスワード及び輸入者コード	×	○
IIN	包括保険照会	一覧照会	損害保険会社	なし	○	○
		個別照会	損害保険会社 輸入者 海貨業 通関業	包括保険番号、パスワード及び輸入者コード		

## V 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第11回 第16回 WG	基本 IV-5-3	損害保険業務とNACCSの連携（3）
----	----------	-----------------	--------------	--------------------

### 詳細仕様検討結果

#### 4. 主要業務概要

##### (1) 「包括保険仮事項登録（HHA）」業務

- ① 「包括保険仮登録（HHC）」業務に先立ち、包括保険情報を新規登録、料率変更、訂正する。
- ② 処理区分は「1：新規登録」「2：料率変更」「3：訂正」とする。
- ③ 料率変更及び訂正の場合は「包括保険仮事項登録呼出し（HHB）」業務で情報を呼出して行う。
- ④ 処理区分「2：料率変更」の場合は、新たに包括保険番号を払い出す。処理区分「3：訂正」の場合は、新たに包括保険番号は払い出さない。
- ⑤ 料率変更は「包括保険確認登録（HKA）」業務実施前は処理区分「3：訂正」で行い、HKA業務実施後は処理区分「2：料率変更」で行う。
- ⑥ 処理区分「3：訂正」の場合は、既存の包括保険番号の情報を入力内容で上書きする。HKA業務を1度でも実施した場合は、コメント欄、仮登録完了・登録完了メール送信先アドレスまたは送信先名称の訂正のみ可能とする。
- ⑦ 登録した包括保険情報はHHC業務が行われない場合、一定期間経過後システムから削除される。
- ⑧ 登録した包括保険情報は、輸入者、海貨業者又は通関業者によるHKA業務実施までは、輸入申告系業務で使用できない。
- ⑨ HHC業務実施時に出力する「包括保険仮登録情報控」（PDF帳票）の宛先として、「e-mailアドレス」を5送信先分登録可能とする。（登録者である損害保険会社用含む。）
- ⑩ 包括保険指数を登録する各業務及び「包括保険照会（IIN）」業務の入力項目の1つである「パスワード」を英数字（大文字のみ）4桁で登録する。  
パスワードは「包括保険仮登録情報控」で通知する。パスワードの訂正は当業務の処理区分「3：訂正」で実施する。
- ⑪ net 保険料指数を算出する。
- ⑫ Web NACCSにおいても次の機能を実装する。
  - ・ Web画面上に入力したデータを外部ファイルとして保存する機能。
  - ・ 外部ファイルを入力画面に展開する機能。

##### (2) 「包括保険仮登録（HHC）」業務

- ① HHA業務で登録された包括保険情報について内容に問題が無ければ、損害保険会社の確認が行われた旨の登録を行う。
- ② 「包括保険仮登録情報控」をPDF化して出力し、HHA業務で登録したメールアドレス宛にe-mailで送信する。  
e-mail出力内容については次ページのとおり。

## V 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第11回 第16回 WG	基本 IV-5-3	損害保険業務とNACCSの連携（4）
----	----------	-----------------	--------------	--------------------

### 詳細仕様検討結果

#### 【e-mail出力内容】

情報名	仕様	設定内容
宛先		「仮登録完了・登録完了メール送信先アドレス」へ入力したアドレス宛（最大5宛先）
メール 件名	日本語 30桁	<p>① 新規登録の場合 “【包括保険仮登録通知（新規）】”+“包括保険番号（7桁）”+“_”+“業務実施者（5桁）” 例）【包括保険仮登録通知（新規）】H000001_1ANAC</p> <p>② 料率変更の場合 “【包括保険仮登録通知（料率変更）】”+“包括保険番号（7桁）”+“_”+“業務実施者（5桁）” 例）【包括保険仮登録通知（料率変更）】H000001_1ANAC</p> <p>③ 訂正の場合 “【包括保険仮登録通知（訂正）】”+“包括保険番号（7桁）”+“_”+“業務実施者（5桁）” 例）【包括保険仮登録通知（訂正）】H000001_1ANAC</p> <p style="text-align: right;">※HKA業務実施時は【包括保険確認登録通知】</p>
メール 本文	日本語 150 桁	<p>本文は現在検討中であるが、以下の内容を本文に記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ZIP形式のファイルを添付ファイルとする。</li> <li>・ZIP形式のファイルのパスワードは「輸入者コード（下8桁）+処理月日（MMDD）」とする。</li> </ul>
圧縮 ファイル名	英数字 60桁	“包括保険番号（7桁）”+“_”+“処理月日時分（MMDDhhmm）”.zip 例）H000001_12031000.zip
PDF ファイル名	日本語 25桁	“包括保険仮登録情報控”+“_”+“包括保険番号（7桁）”+“_”+“処理月日時分（MMDDhhmm）”.pdf 例）包括保険仮登録情報控_ H000001_12031000.pdf ※HKA業務実施時は “包括保険本登録情報控”
圧縮 パスワード	英数字 12桁	“輸入者コード（下8桁）”+“処理月日（MMDD）” 例）P01234561203

## V 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第11回 第16回 WG	基本 IV-5-3	損害保険業務とNACCSの連携（5）
----	----------	-----------------	--------------	--------------------

### 詳細仕様検討結果

#### (3) 「包括保険確認登録（HKA）」業務

- ① HKB業務により呼び出した包括保険情報について内容に問題が無ければ、輸入者の確認が行われた旨の登録を輸入者、海貨業者又は通関業者が行う。
- ② 本業務実施後、登録した包括保険情報を輸入申告系業務で使用可能とする。
- ③ 入力項目は「包括保険番号」「パスワード」「輸入者コード」「適用開始年月日」「適用終了年月日」とする。
- ④ 「包括保険本登録情報控」をPDF化して出力し、HHA業務で登録されたメールアドレス宛にe-mailで送信する。
- ⑤ HHA業務で料率変更した際は、「料率変更前包括保険番号適用終了年月日」を本業務で入力する。

#### (4) 「包括保険照会（IIN）」業務

- ① 入力者は輸入者、海貨業者、通関業者、損害保険会社とする。
- ② 個別照会機能と一覧照会機能を設ける。照会できるのは新規業務で包括保険情報を登録した分のみとする。
  - (a) 個別照会について
    - ・入力項目は「包括保険番号」「照会区分」「パスワード」「輸入者コード」とする。
  - (b) 一覧照会について
    - ・入力者は損害保険会社のみとする。
    - ・1回での照会件数は最大100件とし、100件を超える場合は照会情報を再度送信することにより次の100件を照会する。
    - ・入力者の利用者コード単位（営業所単位に発行されることを想定）にHHC業務実施日が新しい順に出力する。
    - ・一覧照会情報のCSVダウンロード機能を追加する。

#### 5. 期限管理

- (1) システム登録を利用した場合、有効期限管理は不要とするが利用者が運用上期限管理を必要とする際は有効期限設定を可能とする。
- (2) 期限管理の設定方法は以下のとおり。
  - ① 有効期限を設定する場合
    - HHA業務の処理区分「1：新規登録」で「適用終了年月日」を入力する。
    - HKA業務で「適用終了年月日」を入力する。
  - ② 後から有効期限を設定する場合、または有効期限を変更する場合
    - HKA業務で「適用終了年月日」を入力する。「適用終了年月日」を上書きすることで変更も可能。
  - ③ 無期限の場合は「適用終了年月日」は入力不要とする。

## V 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第11回 第17回 WG	基本 IV-6-2	輸出入申告における入出力項目の見直し（1）
----	----------	-----------------	--------------	-----------------------

- 輸出入申告等における入出力項目の見直し

### 詳細仕様検討結果

#### 1. 輸出申告関連

##### (1) 新規項目追加

※ 項番に\_\_下線があるのは第17回WG新規追加項目。

項番	共通部／欄部	項目名	概要
1	共通部	税関事務管理人輸出入者番号 税関事務管理人受理番号 税関事務管理人名	制度上（関税法第95条等）入力が必要となる場合がある項目であるため追加（現状は「記事（税関）」欄等を使用している。）。
<u>2</u>	共通部	通知先（仮称）	非蔵置官署に申告し、検査することとなった場合、その旨を通知する先を入力する。
<u>3</u>	共通部	荷主リファレンスナンバー 荷主セクションコード	荷主における業務管理等の利便性向上を図るため、左記項目を追加する。

##### (2) 既存項目の見直し

※ 項番に\_\_下線があるのは第17回WG新規追加項目。

項番	共通部／欄部	内容	項目名	概要
1	共通部	欄数増	輸出承認証等識別 輸出承認証番号等	入力欄数を現状の5欄から15欄に増加。
2	共通部	条件付 必須化	バンニング場所コード バンニング場所名 バンニング場所住所1 ※都道府県 バンニング場所住所2 ※市町村等 バンニング場所住所3 ※町域名・番地 バンニング場所住所4 ※ビル名ほか	（海上のみ） 税関審査に必要な項目であるため、システムから情報を引用できない場合のみ、必須項目とする。
<u>3</u>	共通部	項目 非表示	AWB番号	「海上システムで航空貨物を扱う機能の廃止」に伴い当該項目を出力しない。（海上のみ） ※許可内容変更申請（EAA、UAA）業務は見直し対象外。

## V 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第11回 第17回 WG	基本 IV-6-2	輸出入申告における入出力項目の見直し（2）
----	----------	-----------------	--------------	-----------------------

### 詳細仕様検討結果

#### 2. 輸入申告関連

##### (1) 新規項目追加

※ 項番に\_下線があるのは第17回WG新規追加項目。

項番	共通部 欄部	項目名	概要
1	共通部	税関事務管理人輸出入者番号 税関事務管理人受理番号 税関事務管理人名	制度上（関税法第95条等）入力が必要となる場合がある項目であるため追加（現状は「記事（税関）」欄等を使用している。）。
2	共通部	事前教示（評価）	関税評価の照会に係る事前教示登録番号を入力する項目として2欄追加。
3	欄部	事前教示（分類）	品目分類等の照会に係る事前教示登録番号を入力する項目として追加。
4	欄部	事前教示（原産地）	原産地の照会に係る事前教示登録番号を入力する項目として追加。
<u>5</u>	共通部	通知先（仮称）	非蔵置官署に申告し、検査することとなった場合、その旨を通知する先を入力する。
<u>6</u>	共通部	荷主リファレンスナンバー 荷主セクションコード	荷主における業務管理等の利便性向上を図るため、左記項目を追加する。
<u>7</u>	共通部	蔵置料金請求先	利便性向上の観点から、保税蔵置場の利用料金請求先の利用者コードを入力する項目として追加する。（航空のみ）

## V 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第11回 第17回 WG	基本 IV-6-2	輸出入申告における入出力項目の見直し（3）
----	----------	-----------------	--------------	-----------------------

### 詳細仕様検討結果

#### (2) 既存項目の見直し

※ 項番に  下線があるのは第17回WG新規追加項目。

項番	共通部 欄部	項目名	見直し 内容	概 要
1	共通部	B / L 番号（海上のみ）	桁数増	入力可能な桁数を現状の20桁から35桁に増やす。
2	共通部	輸入承認証等識別 輸入承認証番号等	欄数増	入力可能な欄数を現状の5欄から10欄に増やす。
3	共通部	包括評価申告受理番号	欄数増	入力可能な欄数を現状の1欄から3欄に増やす。 ※課税価格の補正計算は、1欄目にのみ入力された場合に実施。
4	欄部	原産地証明書識別	桁数増	現状の1桁を4桁に増やし、コード体系の見直しを行う。 ※下記4. 参照
<u>5</u>	共通部	包括保険番号	桁数増	「損害保険業務のシステム化」に伴い、入力可能な桁数を現状の6桁から8桁に増やす。

## V 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第11回 第17回 WG	基本 IV-6-2	輸出入申告における入出力項目の見直し（4）
----	----------	-----------------	--------------	-----------------------

### 詳細仕様検討結果

#### 3. 輸出入申告における出力項目の見直し

輸出入申告控及び輸出入許可通知書等の帳票については、前記のEDA業務、IDA等における項目の見直し等に加え、以下の項目の見直し等を実施する。

※ 項番に下線があるのは第17回WG新規追加項目。

項番	輸出入区分	項目名	見直し内容	概要
1	輸出入共通	審査区分	桁数増	現状の3桁表示から4桁表示に変更する。
<u>2</u>	輸出入共通	蔵置税関（仮称）	新規項目	非蔵置官署に申告した場合、蔵置官署名が出力される。
<u>3</u>	輸出入共通	蔵置税関部門（仮称）	新規項目	非蔵置官署に申告した場合、蔵置官署の通関担当部門が出力される。
4	輸入のみ	包括評価標準式識別	欄数増	「包括評価申告受理番号」の3欄化に伴い、システムが自動補完する左記項目についても現状の1欄から3欄に増やす。
5	輸入のみ	包括評価補正区分コード	欄数増	「包括評価申告受理番号」の3欄化に伴い、システムが自動補完する左記項目についても現状の1欄から3欄に増やす。
6	輸入のみ	包括評価補正式	欄数増 桁数増	「包括評価申告受理番号」の3欄化に伴い、システムが自動補完する左記項目についても現状の1欄から3欄に増やす。加えて補完可能な補正式の桁数を現状の22桁から35桁に増やす。
7	輸入のみ	輸出の委託者名	桁数増	システムが自動補完する左記項目について、出力可能な桁数を現状の39桁から72桁に増やす。

## V 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第11回 第17回 WG	基本 IV-6-2	輸出入申告における入出力項目の見直し（5）
----	----------	-----------------	--------------	-----------------------

### 詳細仕様検討結果

4. 輸入申告等の入力項目である「原産地証明書識別」欄については、現行NACCSでは1桁で運用しているが、今後のコードの枯渇に対応するため、次期（第6次）NACCSでは以下のとおり4桁化する。

#### 原産地証明書識別コード体系

原産地証明書識別（4桁）の体系 = 原産地（申告）種別（2桁） + 原産地証明者等区分（1桁） + 貨物の種類（1桁）

原産地（申告）種別	
WK	国定・WTO協定
GS	一般特惠
SG	日シンガポール経済連携協定(EPA)
MX	日メキシコ経済連携協定(EPA)
MY	日マレーシア経済連携協定(EPA)
PH	日フィリピン経済連携協定(EPA)
CL	日チリ経済連携協定(EPA)
TH	日タイ経済連携協定(EPA)
BN	日ブルネイ経済連携協定(EPA)
ID	日インドネシア経済連携協定(EPA)
VN	日ベトナム経済連携協定(EPA)
CH	日スイス経済連携協定(EPA)
IN	日インド包括的経済連携協定(EPA)
PE	日ペルー経済連携協定(EPA)
AU	日オーストラリア経済連携協定(EPA)
AS	日アセアン包括的経済連携協定(EPA)

原産地証明者等区分	
T	輸出国当局が発給した原産地証明書（第三者証明）
A	認定輸出者による自己証明（原産地申告）
P	製造者による原産品申告書
E	輸出者による原産品申告書
I	輸入者による原産品申告書
O	原産地証明書等の提出が不要な場合

※「O（オー）」以外は、提出猶予申請を行う場合を含む

「貨物の種類」については、次ページ参照

## V 詳細仕様検討結果

通関	航空海上	第11回 第17回 WG	基本 IV-6-2	輸出入申告における入出力項目の見直し（6）
----	------	-----------------	--------------	-----------------------

### 詳細仕様検討結果

		貨物の種類
一般特恵	A	自国関与品（暫定令26条第2項該当）で、かつ、累積（暫定令26条第3項）適用【C O等、自国関与証明書及び累積加工製造証明書を提出】
	J	自国関与品（暫定令26条第2項該当）で、かつ、累積（暫定令26条第3項）非適用【C O等及び自国関与証明書を提出】
	B	自国関与品（暫定令26条第2項該当）以外で、かつ、累積（暫定令26条第3項）適用【C O等及び累積加工製造証明書を提出】
	P	自国関与品（暫定令26条第2項該当）以外で、かつ、累積（暫定令26条第3項）非適用【C O等を提出】
	C	税関長が貨物の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認めた貨物【C O等提出なし】
	T	少額貨物扱い【C O等提出なし】
	M	特恵用原産地証明書の提出猶予申請を行う貨物
E P A	1	E P A 関税割当品目で、E P A 関割証明書及び原産地証明書（若しくは原産品申告書）の提出があるもの【E P A 関割証明書及びC O等を提出】
	2	E P A 関税割当品目でE P A 関割証明書があり、少額扱い貨物【E P A 関割証明書提出、C O等提出なし】
	3	E P A 関税割当品目で、税関長が貨物の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認めた貨物【E P A 関割証明書提出、C O等提出なし】
	4	E P A に基づく原産地証明書（若しくは原産品申告書）の提出がある貨物【C O等を提出】
	5	少額扱い貨物【C O等提出なし】
	6	税関長が貨物の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認めた貨物【C O等提出なし】
	7	E P A に基づく原産地証明書（若しくは原産品申告書）の提出猶予申請を行う貨物
W T O 協定 国定	G	協定用原産地証明書の提出がある貨物【C O等を提出】
	R	貨物、インボイス等により原産地が確認できる貨物【C O等提出なし】
	S	輸入割当等公表告示三－8 に規定する原産地証明書がある貨物【C O等を提出】
	N	原産地が確認できない貨物【C O等提出なし】

※C O等：原産地証明書又は原産品申告書

## V 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第11回 第17回 WG	基本 IV-6-他	CY搬出入業務の改善（1）
----	----	-----------------	--------------	---------------

- ・ CY搬出入業務について見直しを行い、必要な改善を実施する。

### 詳細仕様検討結果

項番	項目	内容																								
1	業務フローの確認 及び利用実態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行業務フローについては、基本的に問題は無いことが確認され、以下について改めて合意した。               <ol style="list-style-type: none"> <li>① 第6次NACCSにおいても、現行フローを踏襲することを原則とする。 なお、入出力項目の見直しについては、多数の意見が提出されたが、CYのTOS（注）改修等への影響を考慮し、必要最低限の見直しとする。</li> <li>② 荷主等による船会社等に対する船腹予約業務を新たにシステム化し、BKR（ブッキング情報登録）業務での利用を可能とする。</li> </ol> </li> </ul> <p style="text-align: right;">(注) TOS : Terminal Operation System</p>																								
2	デマレージ等の 決済業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行決済業務については、即時性が無いことが大きな課題となっており、現時点では現行以上の決済機能を提供することは難しい状況にあることから、現行のままでは利用拡大は見込めない。このため、次期においては次のオンライン業務及び管理資料「電子決済入金予定データ」を廃止する。</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>業務コード</th> <th>業務名</th> <th>業務コード</th> <th>業務名</th> <th>業務コード</th> <th>業務名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ACT</td> <td>請求情報登録</td> <td>PAS</td> <td>支払選択登録</td> <td>IAI</td> <td>請求情報一覧照会</td> </tr> <tr> <td>ACT11</td> <td>請求情報登録呼出し</td> <td>PAS11</td> <td>支払選択登録呼出し</td> <td>IAT</td> <td>請求情報照会</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>IPS</td> <td>電子決済情報照会</td> </tr> </tbody> </table>	業務コード	業務名	業務コード	業務名	業務コード	業務名	ACT	請求情報登録	PAS	支払選択登録	IAI	請求情報一覧照会	ACT11	請求情報登録呼出し	PAS11	支払選択登録呼出し	IAT	請求情報照会					IPS	電子決済情報照会
業務コード	業務名	業務コード	業務名	業務コード	業務名																					
ACT	請求情報登録	PAS	支払選択登録	IAI	請求情報一覧照会																					
ACT11	請求情報登録呼出し	PAS11	支払選択登録呼出し	IAT	請求情報照会																					
				IPS	電子決済情報照会																					
3	WebNACCS 対象業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ CY搬出入業務では、以下の業務をWebNACCSにより提供しているが、決済業務自体の廃止、また、各業務の利用実態等を踏まえて、次期においてはWebNACCSでの提供を廃止する。</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>業務コード</th> <th>業務名</th> <th>業務コード</th> <th>業務名</th> <th>業務コード</th> <th>業務名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>PUL</td> <td>空コンテナピックアップ一覧作成</td> <td>PAS</td> <td>支払選択登録</td> <td>IAT</td> <td>請求情報照会</td> </tr> <tr> <td>PCD</td> <td>空コンテナ引渡情報登録</td> <td>PAS11</td> <td>支払選択登録呼出し</td> <td>IPS</td> <td>電子決済情報照会</td> </tr> <tr> <td>IPU</td> <td>ピックアップオーダー照会</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	業務コード	業務名	業務コード	業務名	業務コード	業務名	PUL	空コンテナピックアップ一覧作成	PAS	支払選択登録	IAT	請求情報照会	PCD	空コンテナ引渡情報登録	PAS11	支払選択登録呼出し	IPS	電子決済情報照会	IPU	ピックアップオーダー照会				
業務コード	業務名	業務コード	業務名	業務コード	業務名																					
PUL	空コンテナピックアップ一覧作成	PAS	支払選択登録	IAT	請求情報照会																					
PCD	空コンテナ引渡情報登録	PAS11	支払選択登録呼出し	IPS	電子決済情報照会																					
IPU	ピックアップオーダー照会																									

## V 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第11回 第17回 WG	基本 IV-6-他	CY搬出入業務の改善（2）
----	----	-----------------	--------------	---------------

### 詳細仕様検討結果

#### 4. プログラム変更について（1）

業 務 名	概 要
空コンテナピックアップ登録（PUR） 空コンテナピックアップ変更（PUH）	<p><u>1. 入力項目の追加</u> : ① 「湿度（数字2桁）」 ② 「通知先（英数字5桁）」※</p> <p>※ 通知先コード欄に入力がある場合は、空コンテナピックアップオーダー申込先、又は、ピックアップ先利用者へ出力される出力情報を、通知先コード欄の利用者に対して送信する機能を追加する（次項目において同じ）。</p> <p><u>2. チェック機能の見直し</u> : 現在、PUR業務で入力した内容とブッキング情報の内容に差異がある場合は、注意喚起メッセージ及びブッキング・ピックアップオーダー差異通知情報を出力しているが、当該差異チェックの対象項目のうち、以下の11項目はチェック対象外に変更する。</p> <p>① 冷凍コンテナプレクーリング要表示 ② 設定温度（上限） ③ 設定温度 ④ 設定温度（下限） ⑤ 温度単位コード ⑥ 通風孔 ⑦ 海洋汚染物質有表示 ⑧ 少量/微量危険物有表示 ⑨ IMO CLASS ⑩ UN No. ⑪ PKG GROUP</p> <p>※ ブッキング・ピックアップオーダー差異通知情報（SAT084）の出力項目より対象外となった上記項目を削除。</p>
空コンテナピックアップ回答（PUA）	<p><u>1. 入力項目の見直し</u></p> <p>(1) 項目追加 : ①「湿度（数字2桁）」 ②「通知先（英数字5桁）」※ ③「搬入予定先CY名（日本語30）」 (2) 桁数変更 : 「記事（申込者返信用/ピックアップ先連絡用）」⇒ 日本語140桁から同400桁に変更 (3) 項目削除 : 「空コンテナピックアップオーダー情報訂正識別」欄を削除 ⇒ 同欄削除に伴い、PUA業務で入力された内容で空コンテナピックアップオーダー情報を上書き訂正する。</p> <p><u>2. 送信電文形式の変更</u></p> <p>PUA業務の回答結果をPUR実施者へ出力する以下の電文について、EXC型からEXZ型に変更する。</p> <p>①空コンテナ搬出確認情報（SAT089） ②空コンテナ搬出確認訂正情報（SAT090） ③空コンテナ搬出確認訂正（詳細）情報（SAT091） ④空コンテナピックアップ回答情報（SAT095） ⑤空コンテナピックアップオーダー・回答取消情報（SAT133）</p>

## V 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第11回 第17回	WG	基本 IV-6-他	CY搬出入業務の改善（3）
----	----	--------------	----	--------------	---------------

### 詳細仕様検討結果

#### 4. プログラム変更について（2）

業務名	概要
空コンテナ引渡情報登録 (PCD)	<p>1. <u>入力項目の追加</u> : ① 「シールNo」(6回繰返し) ⇒ 同欄の追加に伴い、機器受渡証(EIR)情報(SAT099)のフォームも併せて変更する。</p> <p>2. <u>引渡日時の未来日入力可能化</u> : PCD業務における入力項目である「引渡年月日」欄について、現行では、未来日の入力は不可としているが、次期においては、未来日についても入力を可能とするように変更する。 (事前に機器受渡証(EIR: Equipment Interchange Receipt)を発行することが可能となる。)</p>
CY搬入票情報登録 (CYH)	<p>CYH業務で入力する「総重量」と「コンテナ自重と貨物重量の合計値」との一致チェックを行い、一致しない場合は、「不一致である」旨の注意喚起メッセージを新たに出力するよう変更する。 なお、入力された「コンテナ自重と貨物重量の合計値」は、総重量の単位に変換のうえチェックを行う。ただし、「コンテナ自重」と「貨物重量」のいずれかの項目に入力がない場合は、一致チェックの対象外とする。</p>
バンニング・CY搬入票 情報登録(VAH)	<p>VAH業務で入力する「総重量」と「コンテナ自重および欄部のコンテナ重量の合計値」との一致チェックを行い、一致しない場合は、「不一致である」旨の注意喚起メッセージを新たに出力するよう変更する。 なお、「コンテナ自重および欄部のコンテナ自重の合計値」は、コンテナ自重および欄部のコンテナ重量を入力された総重量の単位に変換し総重量を算出のうえ、チェックする。</p>
ブッキング情報登録 (BKR)	<p>入力された「積出港CYの利用者」及び「荷受地CYの利用者」へ送信されるブッキング情報登録通知情報について、CY側で受信要否の設定を可能とする機能を追加する。 なお、入力された通知先への送信については、現行と同様とする。</p>
ブッキング情報変更登録 (BKC)	

注：IBL（ブッキング一覧照会）業務の改善については、実施を見送る（現在の利用状況下において、BCC業務等の改善が行われても自社システムで対応することは困難という意見が大勢であることを踏まえ、更改時期における対応は実施しない。）。

## V 詳細仕様検討結果

貨物	航空 海上	第9回 第10回 WG 第14回	基本 IV-6-他	見本持出し関連業務の見直し(1)
----	----------	------------------------	--------------	------------------

- 見本持出しに関連する業務について、以下の見直しを実施する。
  - 見本持出し許可後から「見本持出し確認登録(MHO)」業務が実施されるまでの間に仕分け・輸入申告等が行われた場合の業務処理
  - 「見本持出し許可申請(MMA/MHA)」業務後に「見本持出し取消(MMC/MHC)」業務が行われた場合の管理資料収集条件
  - MMA/MHA業務の入出力項目「持出先」欄に全角70桁の日本語入力を可能とする。

### 詳細仕様検討結果

#### 1. 見本持出し関連業務の見直し

現行では、見本持出し許可後に仕分け・輸入申告等の業務が行われると、MHO業務が実施できなくなるため、見本持出し許可後にMHO業務が実施されていない場合は、「輸入申告事項登録(IDA)」又は「輸出申告事項登録(EDA)」業務等の実施時に、ワーニング表示を行うことによって注意喚起を促すこととする。

#### 2. 管理資料収集条件の見直し

見本持出し許可後にMMC/MHC業務が行われた場合は、貨物取扱等管理資料の「S13 航空輸出貨物取扱等一覧データ」、「T20 航空輸入貨物取扱等一覧データ」及び「G05 貨物取扱等一覧データ」において、見本持出し許可取消日を出力する。

貨物取扱等一覧データ							
貨物取扱等種別	登録許可日	登録許可番号	...	見本持出し日	許可取消日	持出先	...
M	xxx	A			20140902	xxx	xxx
M	xxx	B		20140901		xxx	xxx
M	xxx	C				xxx	xxx

枠部分が新規出力項目

# V 詳細仕様検討結果

貨物	航空海上	第9回 第10回 WG 第14回	基本 IV-6-他	見本持出し関連業務の見直し(2)
----	------	------------------------	--------------	------------------

## 詳細仕様検討結果

### 3. 「持出先」欄の日本語後入力可能化

次の業務、帳票及び管理資料において、日本語の入出力を可能とする変更を実施する。

- ① 業務：見本持出許可申請（MMA）業務、見本持出許可申請（MHA）業務
- ② 帳票：AAL510\_見本持出許可申請控情報 / AAL511\_見本持出許可通知情報 / AAL512\_見本持出許可貨物情報 / SAL014\_見本持出許可申請控情報 / SAL015\_見本持出許可通知情報 / SAL016\_見本持出許可情報 / SAL017\_見本持出許可貨物情報
- ③ 管理資料：G05\_貨物取扱等一覧データ / S13\_航空輸出貨物取扱等一覧データ / T20\_航空輸入貨物取扱等一覧データ

#### (MMA業務の入力画面)

#### (MHA業務の入力画面)

#### (出力帳票例：見本持出許可申請控情報)

見本持出許可申請控情報

区分 XE あて先税関 XXXXXXXXE 許可申請番号 XXXXXXXXE 申請年月日 yyyy/MM/dd

申請者 XXXE - XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXXXXXX4XXXXXXXXX

住所 XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXXXXXX4XXXXXXXXX5XXXXXXXXX6XXXXXXXXX7XXE

貨物管理番号 XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXE

蔵置場所 XXXE - XXXXXXXX1XXXXXXXXXE 搬入年月日 yy/mm/dd

持出期間 yyyy/MM/dd から yyyy/MM/dd まで

持出先 JJJJJJJ1JJJJJJJ2JJJJJJJ3JJJJJJJ4JJJJJJJ5JJJJJJJ6JJJJJJJ7JJJJJJJ8JJJJJJJ9JJJJJJJ0JJJJJJJ1JJJJJJJ2JJJJJJJ3JJJJJJJE

品目コード XXXE

見本の品名 XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXXXXXX4XXXXXXXXX5XXXXXXXXX6XXXXXXXXXE

個数 12,345,678 - XXE 数量 1,234,567,890 - XXE

価格 XXE - 123,456,789,012,345,678

記事 JJJJJJJ1JJJJJJJ2JJJJJJJ3JJJJJJJ4JJJJJJJ5JJJJJJJ6JJJJJJJ7JJJJJJJ8JJJJJJJ9JJJJJJJ0JJJJJJJ1JJJJJJJ2JJJJJJJ3JJJJJJJE

持出事由 XXE - JJJJJJJ1JJJJJJJ2JJJJJJJE

日本語で出力される

全角70桁の日本語入力を可能とする

## V 詳細仕様検討結果

共通	海上	第11回 第17回 WG	基本 V-3	港湾統計データの配信方法変更（1）
----	----	-----------------	-----------	-------------------

- 一般財団法人みなと総合研究財団（WAVE）経由で港湾管理者に提供している「港湾統計作成用データ」について、NACCSから直接港湾管理者に提供する形式にする。

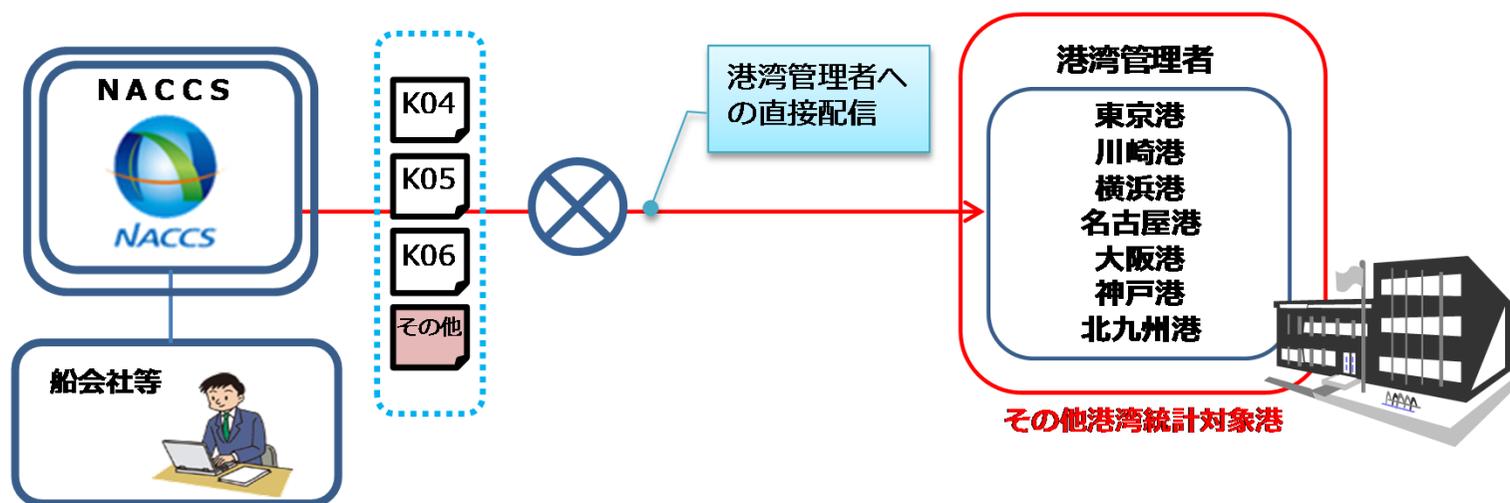
### 詳細仕様検討結果

#### <現状>

- 船会社等がNACCSへ登録したデータを基に、港湾統計作成用データとして管理資料情報（「K04 輸入貨物データ」「K05 輸出貨物データ」「K06 仮陸揚貨物データ」）を作成している。
- 上記資料は、関係者の同意を得て、「みなと総合研究財団（WAVE）」経由で港湾管理者（7港湾）へ提供している。



- 港湾統計用データの提供方法について、港湾管理者に対し直接提供する方法を採用する。
- 港湾統計作成用データの収集条件等の見直しを行い、データの精度向上の検討を行う。（次ページの見直しを実施）



## V 詳細仕様検討結果

共通	海上	第11回 第17回	WG	基本 V-3	港湾統計データの配信方法変更（2）
詳細仕様検討結果					
課 題	要望の概要			検討結果	
1. 貨物量の桁ずれ	「輸入貨物情報訂正（SAI）」業務等によって訂正された情報は港湾統計データに反映していない。			SAI業務等の貨物訂正業務を実施した際、当該訂正内容を管理資料に反映する。	
2. 品目の不適切な入力及び品種コードの漏れ	代表品目番号及び港湾統計用品目番号に入力漏れが多い。また、品目には品種コードを特定する事ができないような文字列が入力されている。			輸出については、少額申告の場合で代表品目が入力された場合に管理資料に反映する。 輸入については、「出港前報告（AMR）」業務により登録された品目コードを管理資料に反映する。 （ただし、在来貨物、PLコンテナはAMR対象外）	
3. 同意書の入手	同意書がなければ配信できない。			現在同意されている利用者については、新たに同意を得ることはしないこととする。新規に利用者となる船会社、船舶代理店からの同意の意思表示は、簡素に行えるよう検討を行う。	
4. 港情報の漏れ	NACCSで入力される港情報と、港湾統計で必要な港情報の定義が異なっている。			輸入空コンテナについては「積荷目録情報登録（MFR）」業務により登録された船積港等（任意）を反映する。なお、輸出空コンテナについては、利用者側への影響が大きいため現状通りとする。	
5. 仕出港コードの配信について	仕出港の情報が配信対象となっていないため、トランシップなどの情報を把握することができない。			AMR業務及び「出港前報告訂正（CMR）」業務により登録された仕出港コードを反映する。 （ただし、在来貨物、PLコンテナはAMR対象外）	
6. 空コンテナの漏れ	空コンテナについては、登録が必ずしも実施されていない。			空コンテナの仮陸揚処理の追加に伴い、品名・代表品目番号・港湾統計用品目番号を固定値として下記の管理資料に反映する。 ・「港湾統計用輸入貨物データ（K04）」 ・「港湾統計用仮陸揚貨物データ（K06）」	

# V 詳細仕様検討結果

貨物	航空	第16回 WG	基本 III-3	1 MAWBあたりのHAWB件数の拡大に伴うLDR情報の分割
----	----	---------	----------	--------------------------------

- 1 MAWBあたりのHAWB件数の拡大に伴い、LDR情報の分割出力を可能とする。

## 詳細仕様検討結果

- 1 MAWBあたりのHAWB件数を最大3,000件から最大9,999件に拡大することにより、LDR情報が700KBを超える電文となるケースがあることから、以下のとおり分割して出力する。

### 1 通目 (LDR情報\_AAT032)

先頭ページ

```
<AIR/EXP>
LDR XXXXXX XE //MM/dd HH:mm 1/230
LOCAL DELIVERY RECEIPT

TO XXXX FROM XXXX PORT XXE DATE yyyy.MM.dd KND X TRK XXXX TRM XXXXXXXX
( XXXX ) TPCS 12,345,678

B AWB PCS ZPCS WT(KGM) COMMODITY
SPC PCL LED A/L FLT ULP DST AG/CD RMK
X X XXX XXXXXX1XXXXXXXXXXE 123,456 123,456 12,345,678 XXXXXXXX1XXXXXXXXXX2E
XXE X XXE XE XXXXXE / XXXXE X XXE XXE XXXXE X X
X X XXX XXXXXX1XXXXXXXXXXE 123,456 123,456 12,345,678 XXXXXXXX1XXXXXXXXXX2E
XXE X XXE XE XXXXXE / XXXXE X XXE XXE XXXXE X X
X X XXX XXXXXX1XXXXXXXXXXE 123,456 123,456 12,345,678 XXXXXXXX1XXXXXXXXXX2E
XXE X XXE XE XXXXXE / XXXXE X XXE XXE XXXXE X X
```

最終ページ

```
<AIR/EXP>
LDR XXXXXX 230/230
LOCAL DELIVERY RECEIPT

B AWB PCS ZPCS WT(KGM) COMMODITY
SPC PCL LED A/L FLT ULP DST AG/CD RMK
X X XXX XXXXXX1XXXXXXXXXXE 123,456 123,456 12,345,678 XXXXXXXX1XXXXXXXXXX2E
XXE X XXE XE XXXXXE / XXXXE X XXE XXE XXXXE X X
X X XXX XXXXXX1XXXXXXXXXXE 123,456 123,456 12,345,678 XXXXXXXX1XXXXXXXXXX2E
XXE X XXE XE XXXXXE / XXXXE X XXE XXE XXXXE X X
X X XXX XXXXXX1XXXXXXXXXXE 123,456 123,456 12,345,678 XXXXXXXX1XXXXXXXXXX2E
XXE X XXE XE XXXXXE / XXXXE X XXE XXE XXXXE X X
```

### 2 通目 (LDR情報\_AAT032)

先頭ページ

```
<AIR/EXP>
LDR XXXXXX XE //MM/dd HH:mm 1/227
LOCAL DELIVERY RECEIPT

TO XXXX FROM XXXX PORT XXE DATE yyyy.MM.dd KND X TRK XXXX TRM XXXXXXXX
( XXXX ) TPCS 12,345,678

B AWB PCS ZPCS WT(KGM) COMMODITY
SPC PCL LED A/L FLT ULP DST AG/CD RMK
X X XXX XXXXXX1XXXXXXXXXXE 123,456 123,456 12,345,678 XXXXXXXX1XXXXXXXXXX2E
XXE X XXE XE XXXXXE / XXXXE X XXE XXE XXXXE X X
X X XXX XXXXXX1XXXXXXXXXXE 123,456 123,456 12,345,678 XXXXXXXX1XXXXXXXXXX2E
XXE X XXE XE XXXXXE / XXXXE X XXE XXE XXXXE X X
X X XXX XXXXXX1XXXXXXXXXXE 123,456 123,456 12,345,678 XXXXXXXX1XXXXXXXXXX2E
XXE X XXE XE XXXXXE / XXXXE X XXE XXE XXXXE X X
```

最終ページ

```
<AIR/EXP>
LDR XXXXXX 227/227
LOCAL DELIVERY RECEIPT

B AWB PCS ZPCS WT(KGM) COMMODITY
SPC PCL LED A/L FLT ULP DST AG/CD RMK
X X XXX XXXXXX1XXXXXXXXXXE 123,456 123,456 12,345,678 XXXXXXXX1XXXXXXXXXX2E
XXE X XXE XE XXXXXE / XXXXE X XXE XXE XXXXE X X
X X XXX XXXXXX1XXXXXXXXXXE 123,456 123,456 12,345,678 XXXXXXXX1XXXXXXXXXX2E
XXE X XXE XE XXXXXE / XXXXE X XXE XXE XXXXE X X
X X XXX XXXXXX1XXXXXXXXXXE 123,456 123,456 12,345,678 XXXXXXXX1XXXXXXXXXX2E
XXE X XXE XE XXXXXE / XXXXE X XXE XXE XXXXE X X
```

1 通目と同じ出力情報コードで出力する。

「LDR単位の搬入総個数の表記」にて搬出総個数の項目を追加 (詳細P○)

HAWB5,051件まで分のページ番号が表示される。

HAWB5,052件以降分のページ番号が表示される。

### (留意点)

- 帳票印刷時に右上に表示されるページ番号は1通目、2通目で通番にはならない。例えば、HAWB最大件数9,999件の登録が行われた場合、1通目(230ページ)と2通目(227ページ)で合計457ページとなるが、1/457とは表示されず、1通目、2通目の繰り返し件数に応じたページ番号が表示される。

## V 詳細仕様検討結果

貨物	航空	第14回 WG	基本 Ⅲ-3 Ⅳ-6-他	「HAWB情報登録（輸入）（HCH01）」業務の入力件数の拡大
----	----	------------	--------------------	---------------------------------

- ・ 「HAWB情報登録（輸入）（HCH01）」業務及び「HAWB情報訂正（CHA）」業務において、1業務で入力可能なHAWB件数の見直しを実施する。

### 詳細仕様検討結果

- ・ 「HAWB情報登録（輸入）（HCH01）」業務及び「HAWB情報訂正（CHA）」業務において、1業務で入力可能なHAWB件数を10欄から20欄に拡大する。なお、これに併せて、以下の出力情報もHAWB件数欄を20欄に拡大する。

業務コード	出力情報名	出力情報コード	出力先業種		
			保税蔵置場	通関業	混載業
HCH01	搬入状況通知情報（輸入）	AAS011	○		○
CHA	搬入状況通知情報（輸入）	AAS011	○		○
	訂正（保留）控情報B	AAS028			○
	不一致情報B	AAS022		○	

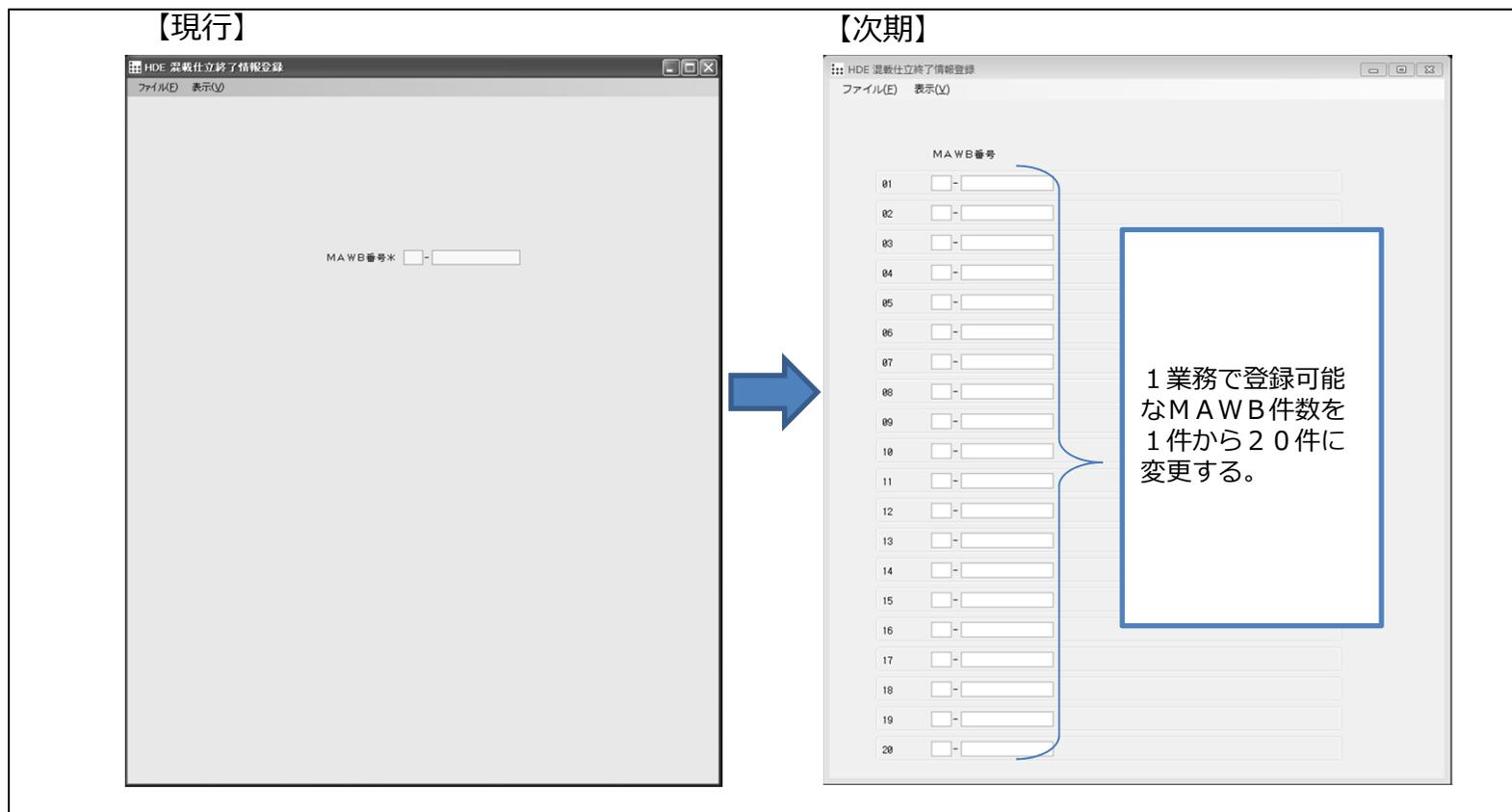
## V 詳細仕様検討結果

貨物	航空	第14回 WG	基本 Ⅲ-3 Ⅳ-6-他	「混載仕立終了情報登録（HDE）」業務の複数件一括処理機能の追加
----	----	------------	--------------------	----------------------------------

- 「混載仕立終了情報登録（HDE）」業務において、1業務で登録可能なMAWB件数の見直しを実施する。

### 詳細仕様検討結果

混載仕立終了情報登録（HDE）」業務において、1業務で登録可能なMAWB件数を1件から20件に変更する。なお、欄数の複数化に伴い、途中欄のMAWB番号の取り消しを可能とするため、欄の途中における空欄の入力を可能とする。



## V 詳細仕様検討結果

共通	航空 海上	第16回 WG	基本 Ⅲ-6	汎用的な添付業務の仕組みの提供（1）
----	----------	------------	-----------	--------------------

- 第6次NACCSにおいては、現行の添付ファイルの仕組みを見直し、個別業務対応から汎用的に利用可能な仕組みに変更する。

### 詳細仕様検討結果

関係省庁（厚生労働省検疫所（食品）、農林水産省動物検疫所、同植物防疫所）に対する届出・申請に際して提出が求められる関係書類を電子的に提出可能とするため、汎用的な添付業務として「関係省庁添付登録（MSF）」業務を新設する。

#### 【業務名】

- MSF01：関係省庁添付登録（検疫所（食品））
- MSF02：関係省庁添付登録（動物検疫所、植物防疫所）

#### 【業務概要】

- 関係省庁向けの届出・申請事項登録業務実施後に、当該届出・申請に係る添付ファイルを送付する。
- 本業務で送付した添付ファイルを変更する場合は、本業務で変更ファイルを含む全添付ファイルを削除後、全ファイルを再度添付する。

#### ▶添付対象となる届出・申請事項登録業務

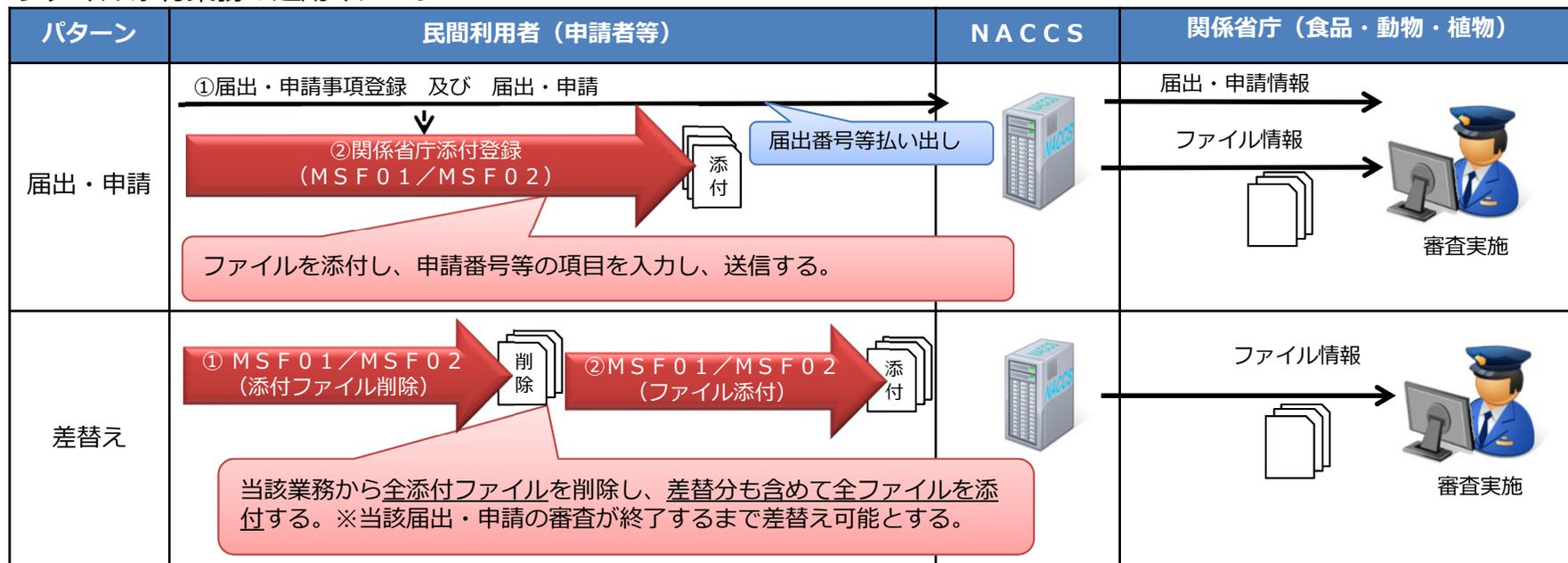
項番	業務コード	対象業務	添付業務コード	備考
1	I F A	食品等輸入届出事項登録	M S F 0 1	輸入食品監視支援関連業務
2	I L A	輸入畜産物検査申請事項登録	M S F 0 2	動物検疫関連業務
3	E M A	輸出畜産物検査申請事項登録		
4	I O A	輸入動物検査申請事項登録		
5	E O A	輸出動物検査申請事項登録		
6	I Q A	輸入犬等検査申請事項登録		
7	I Q A 0 1	輸入犬等検査申請事項登録（試験研究用）		
8	E Q A	輸出犬等検査申請事項登録	M S F 0 2	植物検疫関連業務
9	I P A	輸入植物検査申請事項登録		
10	E P A（仮）	輸出植物検査申請事項登録		
11	S W A	シングルウィンドウ輸入申告事項登録	M S F 0 1 / M S F 0 2	

## V 詳細仕様検討結果

共通	航空 海上	第16回 WG	基本 Ⅲ-6	汎用的な添付業務の仕組みの提供（2）
----	----------	------------	-----------	--------------------

### 詳細仕様検討結果

#### ・ファイル添付業務の運用イメージ



#### ➤ 添付ファイル等の仕様

最大添付可能ファイル数	5※
1業務当たりの最大添付ファイルサイズ	5MB※
添付ファイルの差替え	添付ファイル削除後、全て再添付
届出・申請事項登録時の入力	なし
申告情報等とのリンク	あり
届出・申請の変更時（申告等番号の末尾が繰り上がった場合）の引継ぎ	あり

※なお、MSF02（動物検疫所）の添付可能ファイル数および添付ファイルサイズの最大値は実施業務による。

## V 詳細仕様検討結果

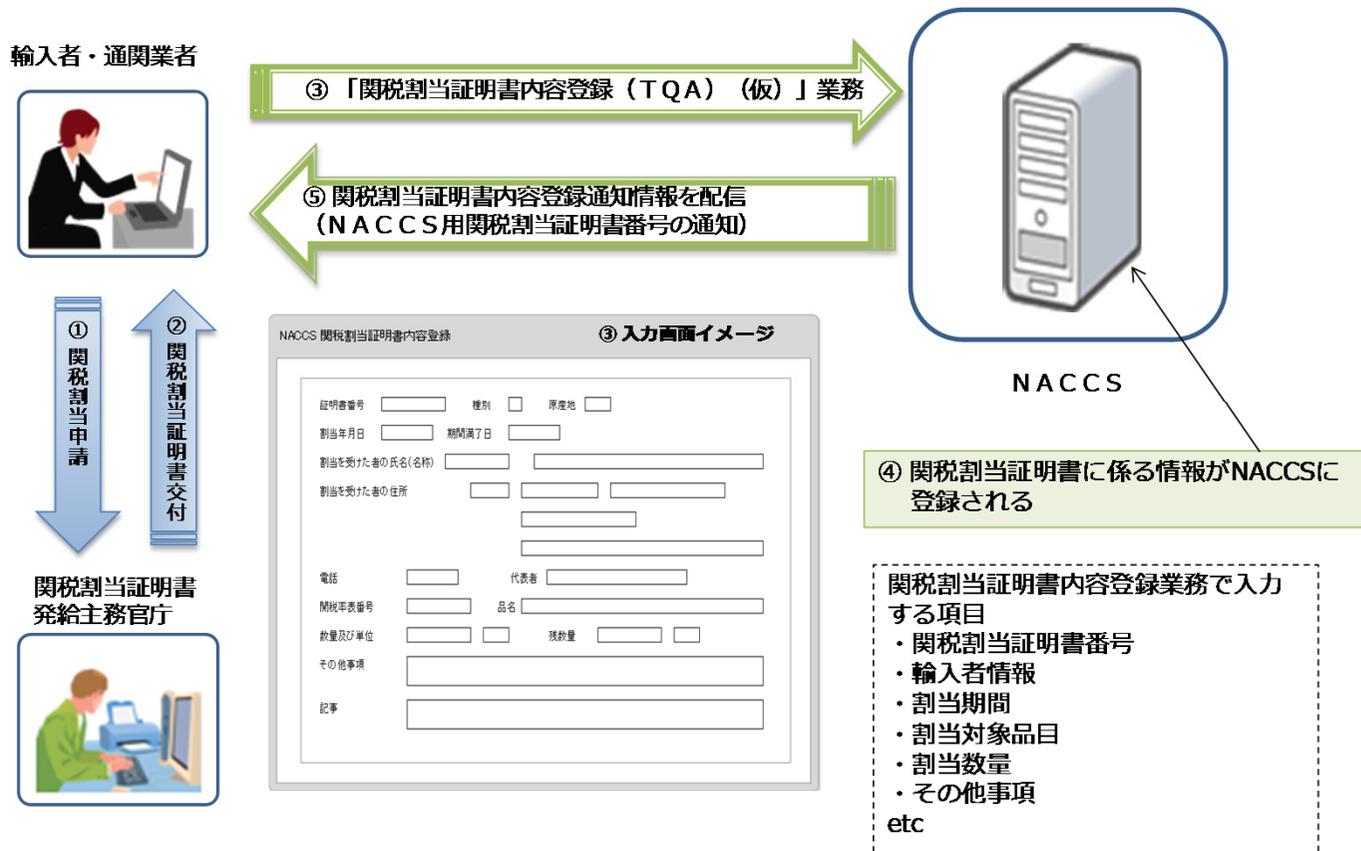
通関	航空 海上	第16回 WG	基本 IV-5-5(2)	減免税制度適用輸出入申告における残数量等管理業務の新設（1）
----	----------	------------	-----------------	--------------------------------

- 減免税制度適用輸出入申告を行った際に、通関業者等が数量管理対象貨物に係る数量を登録し、税関は、当該申告の数量確認（裏落とし）を数量管理業務で行うこととする。

### 詳細仕様検討結果

関税暫定措置法及びEPAにおける関税割当を対象とする数量管理業務を設け、輸出入申告を行った際に、通関業者等が数量管理対象貨物に係る数量を登録し、税関は、当該申告の数量確認を数量管理業務で行うこととする。

#### 1. 関税割当証明書のNACCSへの登録



## V 詳細仕様検討結果

通関

航空  
海上

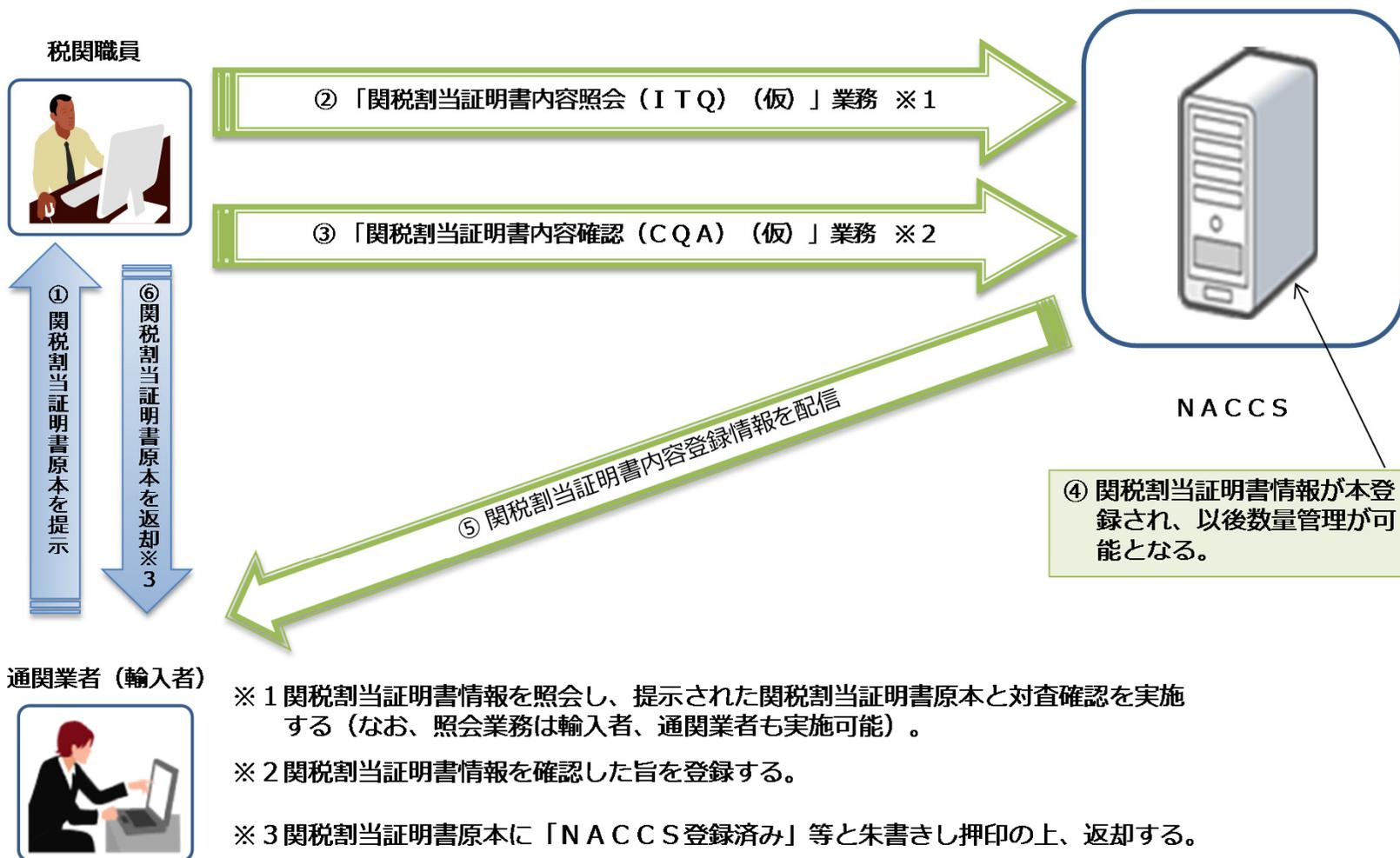
第16回  
WG

基本  
IV-5-5(2)

減免税制度適用輸出入申告における残数量等管理業務の新設（2）

### 詳細仕様検討結果

## 2. 関税割当証明書の税関による内容確認



# V 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第16回 WG	基本 IV-5-5(2)	減免税制度適用輸出入申告における残数量等管理業務の新設（3）
----	----------	------------	-----------------	--------------------------------

## 詳細仕様検討結果

### 3. 輸入申告及び関税割当裏落数量情報の登録

通関業者（輸入者）



① 「輸入申告事項登録（IDA）」業務 ※1

② 「関税割当裏落数量登録内容呼出し（TQB）（仮）」業務  
⇒ 「関税割当裏落数量仮登録（TQC）（仮）」業務 ※2

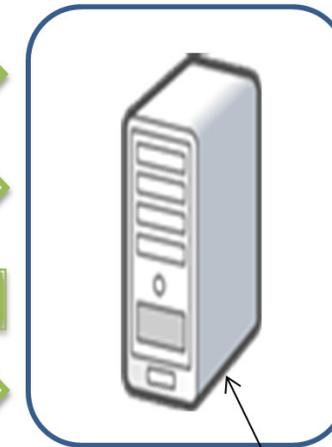
④ 関税割当裏落数量通知情報を配信

⑤ 「輸入申告（IDC）」業務

税関職員



⑥ 関税割当裏落数量通知情報を配信



NACCS

③ 関税割当証明書情報と輸入申告を関連付け、入力された通関数量を残数量から仮裏落しする。

※1 「輸入承認証等識別」にNACCS用関税割当の新規コードを入力し、「輸入承認証番号等」にNACCS用関税割当証明書番号を入力する。

※2 NACCS用関税割当証明書番号から関税割当証明書情報を呼出し、欄部に輸入申告で関税割当を使用する数量等を入力

# V 詳細仕様検討結果

## 詳細仕様検討結果

### 関税割当裏落数量仮登録(TQC)画面(イメージ)

NACCS 関税割当裏落数量仮登録

NACCS用

証明書番号  種別  原産地

割当年月日  期間満了日

申請者  申請官署

割当を受けた者の氏名(名称)

割当を受けた者の住所

電話  代表者

関税率表番号  品名

数量及び単位   残数量

その他事項

記事

---

申告等番号   通関数量

申告等番号	通関数量	確認	官署
001 <input type="checkbox"/>	<input type="text" value="100 0000 0000"/> 2014/04/21 <input type="text" value="50"/> <input type="text" value="PR"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="text" value="Y"/> <input type="text" value="IA"/>
002 <input type="checkbox"/>	<input type="text" value="200 0000 0000"/> 2014/04/21 <input type="text" value="200"/> <input type="text" value="PR"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="text" value="R"/> <input type="checkbox"/>
003 <input type="checkbox"/>	<input type="text" value="300 0000 0000"/> 2014/04/21 <input type="text" value="150"/> <input type="text" value="PR"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="text" value="R"/> <input type="checkbox"/>
004 <input type="checkbox"/>	<input type="text" value="400 0000 0000"/> 2014/04/21 <input type="text" value="150"/> <input type="text" value="PR"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="text" value="Y"/> <input type="text" value="IA"/>
訂正冊数量140			
005 <input type="checkbox"/>	<input type="text" value=""/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

■裏落数量仮登録を  
取消す場合は、取  
消しのコードを入  
力する。

■税関の了承を得た  
上で、裏落数量税  
関確認後の訂正も  
可能とする。

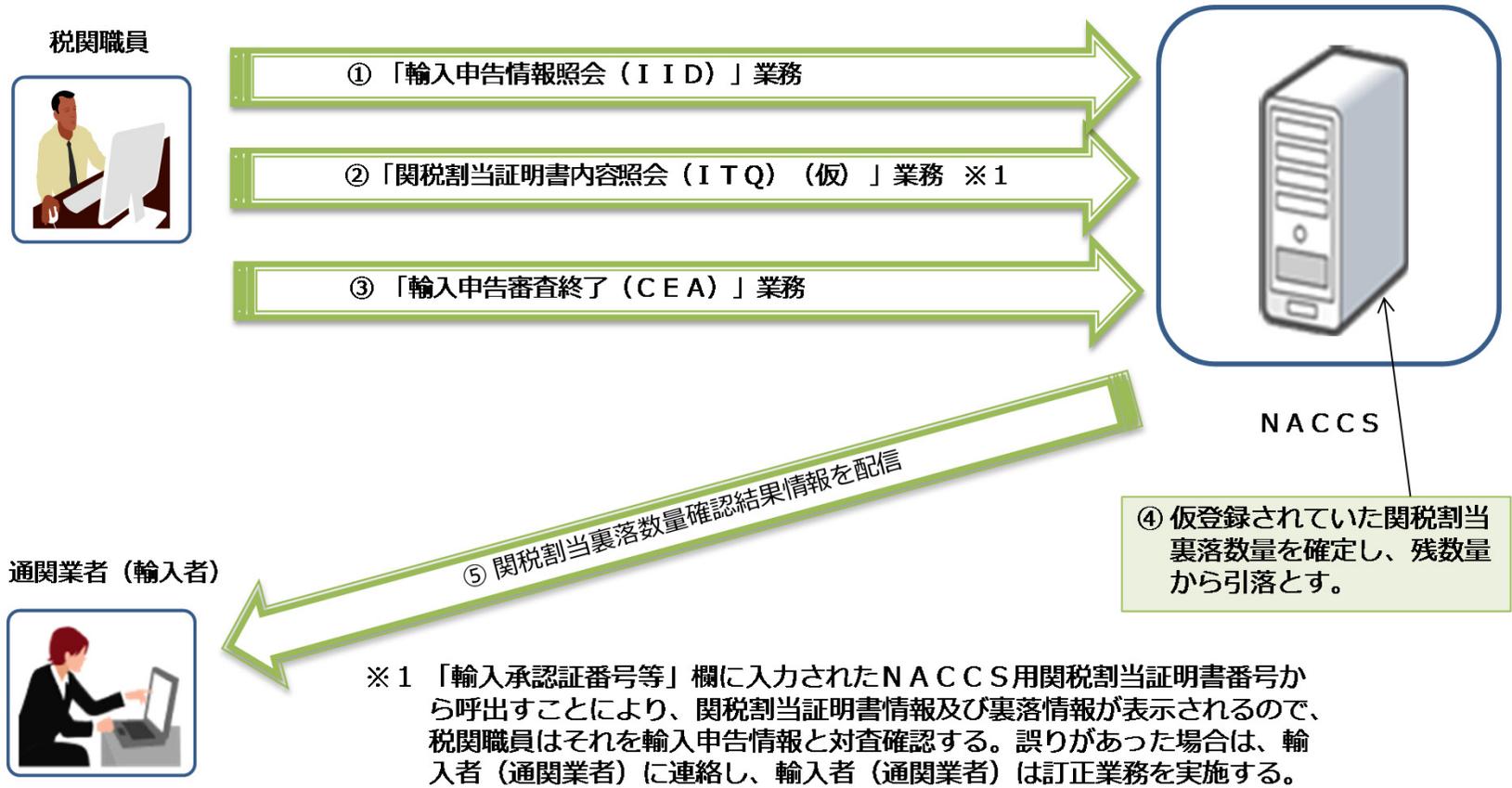
■使用可能な残数量が表示される。

■輸入申告で使用する通関数量等を入  
力する。※税関が確認するまで  
は訂正可能とする。

■裏落数量の登録に係る状況が表示さ  
れる。  
(※状況コード及び名称は仮のもの)  
R：仮登録済み  
C：仮登録取消済み  
Y：税関確認済み  
N：税関確認後の訂正登録済み  
T：税関確認後訂正の税関確認済み

## 詳細仕様検討結果

### 4. 関税割当裏落数量確認情報の登録



## V 詳細仕様検討結果

通関

航空  
海上

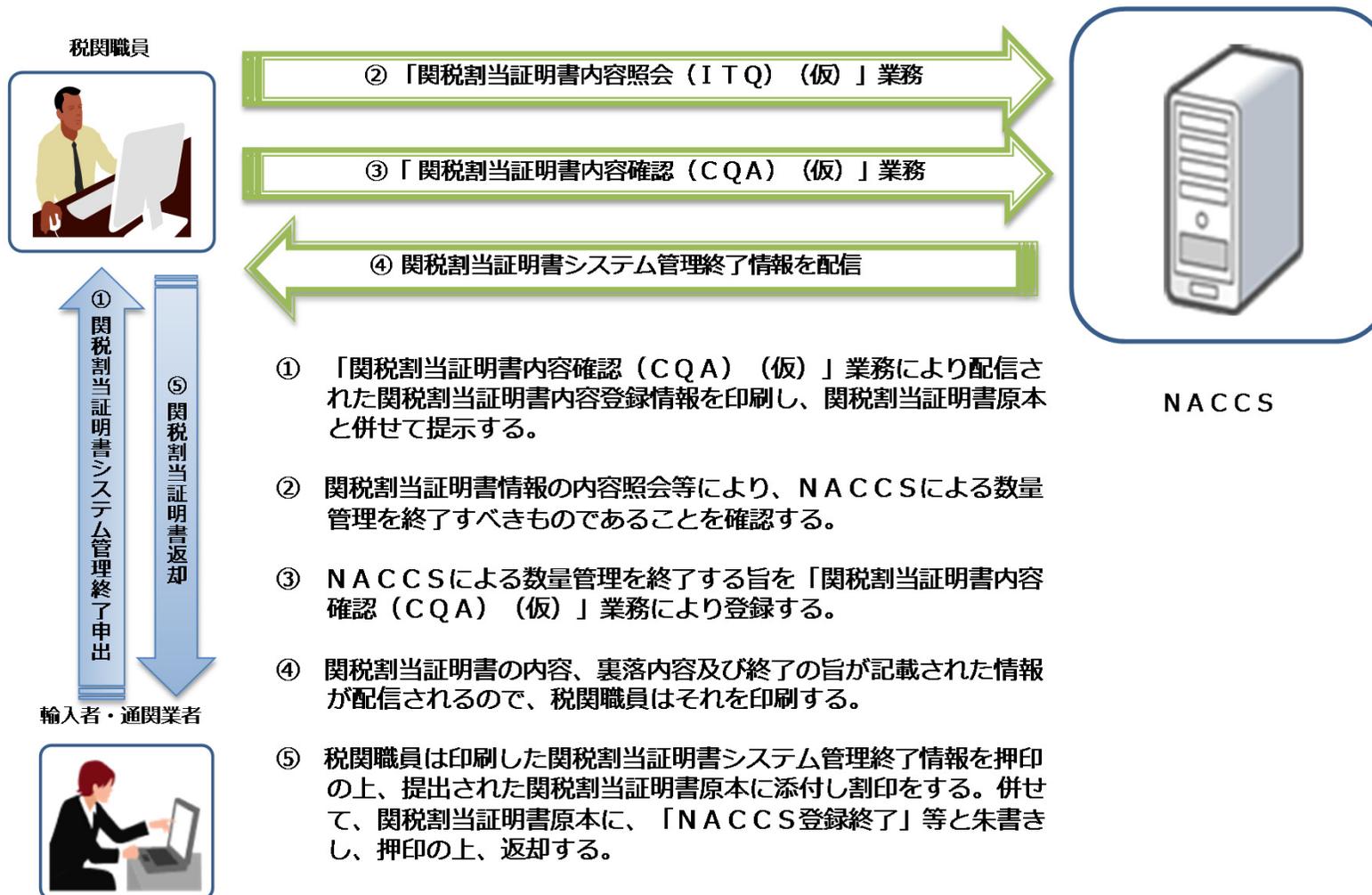
第16回  
WG

基本  
IV-5-5(2)

減免税制度適用輸出入申告における残数量等管理業務の新設（6）

### 詳細仕様検討結果

#### 5. 関税割当証明書情報のNACCS管理終了の手続



## V 詳細仕様検討結果

共通	航空 海上	第16回 WG	基本 IV-6-2	マイナンバー（法人番号）に係る対応（1）
----	----------	------------	--------------	----------------------

- ・ 現在、輸出入申告等の輸出入者コード欄等には、JASTPROコードまたは税関発給コードを入力しているが、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入に伴い、更改後は「法人番号」を入力することとする。また、法人番号導入に伴い、「輸入申告事項登録（IDA）」業務等における「識別符号」のあり方についても検討する。

### 詳細仕様検討結果

- ① 法人番号が付与されている輸出入者に係る輸出入申告等においては、「輸出入者コード」欄に、当該輸出入者の「法人番号」を入力することを必須とする。なお、個人や法人番号が付与されていない者の場合の取扱いは現行どおりとする。  
注：法人番号とは、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）に基づいて、国税庁が法人・団体の識別番号として指定・通知する13桁の番号をいう。
- ② 「輸出入者コード」欄へ入力する法人番号は、支店・営業所等の判別を可能とするため、法人番号「13桁」に支店番号「4桁」を足した「17桁のNACCS用輸出入者コード」とする。ただし、支店番号を持たない場合には、「13桁」の入力を可能とする（継続検討事項）。  
注：支店番号「4桁」については、決定ではなく、今後変更となる可能性がある。また、NACCSで利用する法人番号の提供方法等は、今後検討する。
- ③ NACCSが提供する業務において、「輸出入者コード」の入力を要する全ての業務について、原則として17桁（桁数は変更の可能性有り）のコードを入力可能とする仕様変更を実施する（関係省庁手続については、調整中）。
- ④ 法人番号が入力された場合は、これまでと同様に会社名・住所等の自動補完を可能とするサービスの提供についても検討する。また、包括評価、担保、口座番号等、現在登録済みの情報については、次期においても引き続き継続して利用可能となるような措置を検討する。
- ⑤ 「輸入申告事項登録（IDA）」業務等における「識別符号」欄について、見直しの要否も含めて検討する。

## V 詳細仕様検討結果

共通

航空  
海上

第16回  
WG

基本  
IV-6-2

マイナンバー（法人番号）に係る対応（2）

### 詳細仕様検討結果

1. 輸入者欄は法人番号「13桁」+支店番号「4桁」の「17桁」を入力する（継続検討事項）。

大額/少額\*  申告等種別\*  申告先種別  貨物識別  識別符号   
 あて先官署  あて先部門  申告等予定年月日   
 輸入者    
 住所

法人番号を13桁+支店番号4桁（支店番号が無い場合は「0000」をシステムで自動補完）で入力

※（例）IDA入力画面

2. 現在、「識別符号」欄への入力は下記のとおりとなっているが、法人番号導入に伴い見直しの可否も含めて検討する。

現在は下記の業務のみ識別符号の入力を必須としている。

1. 「輸入申告事項登録（IDA）」  
※申告等種別「Y」のみ
2. 「輸入マニフェスト通関申告（MIC）」

大額/少額\*  申告等種別\*  申告先種別  貨物識別  識別符号   
 あて先官署  あて先部門  申告等予定年月日   
 輸入者    
 住所   
 電話

現状における識別符号  
 1. 個人から個人宛の荷物  
 2. その他  
 のいずれかを入力

※（例）IDA入力画面

## V 詳細仕様検討結果

共通

航空  
海上

第16回  
WG

基本  
IV-6-2

マイナンバー（法人番号）に係る対応（3）-参考1-

### 詳細仕様検討結果

財務省関税局・税関

**平成29年10月から、税関長に提出する  
輸出入申告等には、社会保障・税番号制度における  
「法人番号」を記載していただく予定としております。**

- 平成29年10月(※)から、輸出入申告書等の輸出入者符号の欄には、JASTPROコード(法人)及び税関発給コード(法人)に代わって、社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)における「法人番号」を記載(入力)していただく予定としております。  
(※)平成29年10月に予定されているNACCSの更改に併せて、輸出入申告等に「法人番号」を記載していただくこととなります。  
(参考1) 「法人番号」とは、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第2条第15項に規定する法人番号です。  
(参考2) 輸出入申告以外の税関手続きについても、JASTPROコード(法人)及び税関発給コード(法人)に代わって「法人番号」を記載していただく予定としております。
- JASTPROコード及び税関発給コードから「法人番号」への切替に当たっての必要な手続きについては、追ってお知らせします。

法人番号の最新情報は、国税庁HP  
<http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/mynumberinfo/index.htm>  
マイナンバー制度の最新情報は、内閣官房マイナンバーHP  
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>

注意:マイナンバー(個人番号)の記載は不要です。

## V 詳細仕様検討結果

共通	航空 海上	第16回 WG	基本 IV-6-2	マイナンバー（法人番号）に係る対応（3）-参考2-
----	----------	------------	--------------	---------------------------

### 詳細仕様検討結果

#### 参 考

- 平成25年5月31日に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律」（以下「マイナンバー法」という。）及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（以下「番号法整備法」という。）が公布  
⇒番号法整備法において「国税通則法第124条」を以下のとおり改正

（書類提出者の氏名、住所及び番号の記載等）

**第二十四条** 国税に関する法律に基づき税務署長その他の行政機関の長又はその職員に申告書、申請書、届出書、**調書**その他の書類を提出する者は、当該書類にその氏名（法人については、名称。以下この項において同じ。）及び住所又は居所及び**番号（番号を有しない者にあつては、その氏名及び住所又は居所）**を記載しなければならない。この場合において、その者が法人であるとき、納税管理人若しくは代理人（代理の権限を有することを書面で証明した者に限る。以下この条において同じ。）によつて当該書類を提出するとき、又は不服申立人が総代を通じて当該書類を提出するときは、その代表者（人格のない社団等の管理人を含む。次項において同じ。）、納税管理人若しくは代理人又は総代の氏名及び住所又は居所をあわせて記載しなければならない。

2 （略）

**3 第一項に規定する番号とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項（定義）に規定する個人番号又は同条第十五項に規定する法人番号をいう。**

- 平成27年4月3日に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行期日を定める政令」が公布  
⇒ マイナンバー法の施行期日は平成27年10月5日とし、同法附則第1条第4号に掲げる規定の施行期日は平成28年1月1日とする。

- 輸出入申告において申告すべき事項は、関税法施行令第58条（輸出申告の手続）、第59条（輸入申告の手続）に規定されており、申告事項のうち「住所」等は「その他参考となるべき事項」として関税法基本通達、税関様式基本通達において規定されている。

# V 詳細仕様検討結果

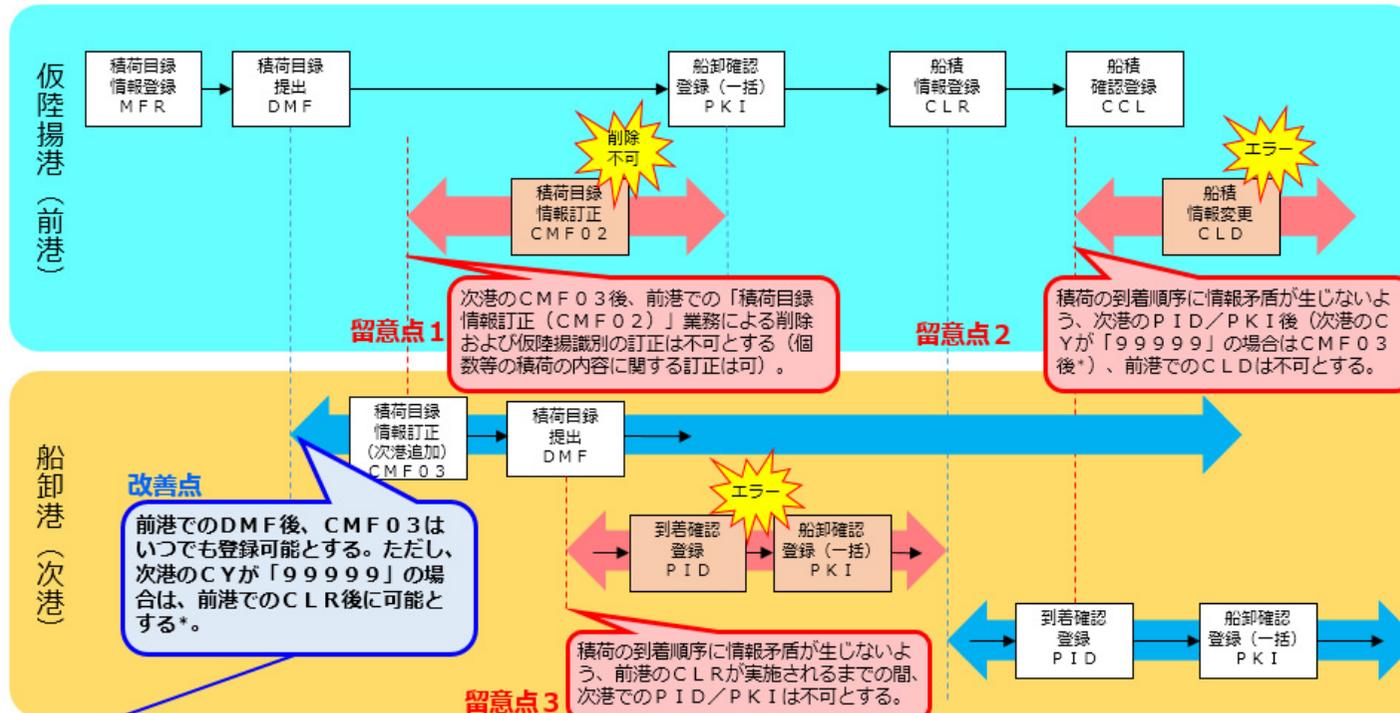
貨物	海上	第17回 WG追記	基本 IV-6-9	海上仮陸揚貨物に係る処理の見直し
----	----	-----------	-----------	------------------

- 「積荷目録情報訂正（次船卸港の追加）（CMF03）」業務における次船卸港の追加について、登録可能なタイミングを見直し、前港でのDMF以降は次港におけるCMF03業務を実施可能とする。

## 詳細仕様検討結果

＜現行＞「積荷目録情報訂正（次船卸港の追加）（CMF03）」業務の実施可能なタイミングは、前港における船卸確認業務や、次港における積荷目録提出業務の実施の有無に影響されるため、実態に即した運用に支障をきたしている。

＜次期＞海上仮陸揚貨物について、前港でのDMF後であればCMF03はいつでも登録可能とする。ただし、次港のCYが「99999」の場合は、前港でのCLR後に可能とする\*。



(\*) コンテナオペレーション会社に「99999」が登録された積荷は、PKI/PKKによる船卸確認が実施されないため、DMF実施時点でシステム不参加のCY等に蔵置された状態であるとシステム上はみなす。その為、積荷の到着順序に情報矛盾が生じないように、当該積荷については、次港でのCMF03実施時点で前港でのCLRが確実に実施されている必要がある。

## V 詳細仕様検討結果

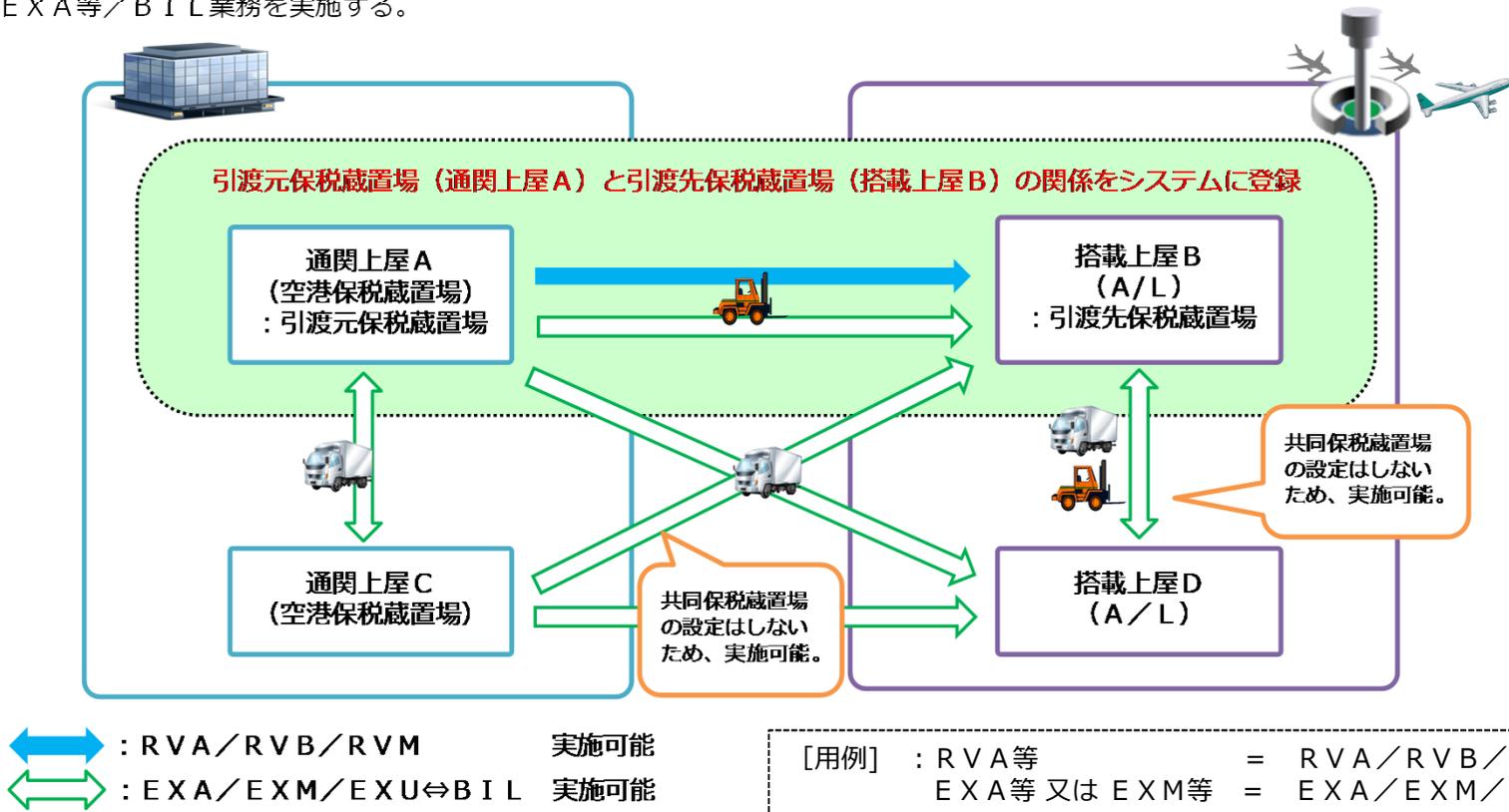
貨物	航空	第16回 WG	基本 IV-6-12	RVA業務等の見直し(1)
----	----	------------	---------------	---------------

- 一部の空港地区において、RVA等業務と通常のEXM等業務の併用を希望する者がいるが、現状では、RVA等業務を利用可能とする設定を実施した場合、通常の搬出入業務の利用が制限されるため、これを改善する。

### 詳細仕様検討結果

税関が認めた場合に限り、あらかじめ指定した引渡元保税蔵置場と引渡先保税蔵置場の関係をシステムに登録することで、RVA等業務(注)と通常の搬出入業務の併用を可能とし、従来の共同保税蔵置場における利用制限を解消する。また、「航空輸出貨物搬出入データ(S14)」に反映するため、上記の関係がシステムに登録されている場合における編集処理について見直しを行う。

(注) 現在、共同保税蔵置場で利用可能なRVX業務は不可とし、搭載上屋から通関上屋への移動が必要となった際は、従来どおり不積返送承認後にEXA等/BIL業務を実施する。



## V 詳細仕様検討結果

貨物	航空	第16回 WG	基本 IV-6-12	RVA業務等の見直し（2）
----	----	------------	---------------	---------------

### 詳細仕様検討結果

#### 1. オンライン業務の変更

前記のシステム登録をした保税蔵置場間において、以下の貨物引渡し登録業務を可能とする。

「航空会社向貨物引渡し登録（航空会社単位）呼出し（RVA）」業務
「航空会社向貨物引渡し登録（航空会社単位）（RVA01）」業務
「航空会社向貨物引渡し登録（AWB・HAWB単位）呼出し（RVB）」業務
「航空会社向貨物引渡し登録（AWB・HAWB単位）（RVB01）」業務
「航空会社向貨物引渡し登録（MAWB単位）呼出し（RVM）」業務
「航空会社向貨物引渡し登録（MAWB単位）（RVM01）」業務

#### 2. 管理資料収集条件の変更

前記のシステム登録をした保税蔵置場間において貨物引渡し登録業務が行われた場合、以下の管理資料へ反映する。

「航空輸出貨物搬出入データ（S14）」	「引渡し貨物状況データ（S08）」
---------------------	-------------------

#### 3. 「輸出貨物情報照会（IGS）」業務

前記のシステム登録をした保税蔵置場間において貨物引渡し業務が行われた場合、「輸出共同蔵置場」欄には何も出力しないこととする。

輸出貨物情報照会情報（搬入情報1）（AAT131）	輸出貨物情報照会情報（蔵置情報）（AAT135）
輸出貨物情報照会情報（搬入情報2）（AAT132）	

## V 詳細仕様検討結果

貨物	航空 海上	第16回 WG	基本 IV-6-13	「機用品蔵入承認申請（CTA/CTC）」業務の海上貨物への対応（1）
----	----------	------------	---------------	------------------------------------

- ・ 海上で登録されている機用品について、「機用品蔵入承認申請（CTA/CTC）」業務を行えるようにする。また、機用品について、総保入承認申請業務を行えるようにする。

### 詳細仕様検討結果

#### 【現 行】

1. 海上で登録されている機用品について、「機用品蔵入承認申請（CTA/CTC）」業務を行うことができないため、「蔵入承認申請（IDA/IDC）」業務を行った後、「機用品在庫管理情報登録（品名単位）（CIB）」業務にて在庫登録を行っている。登録する際にはCIF価格等を手計算している。
2. 機用品の総保入承認申請業務が機用品関連業務と連携できないため、「機用品在庫管理情報登録（品名単位）（CIB）」業務にて在庫登録を行っている。



#### 【次 期】

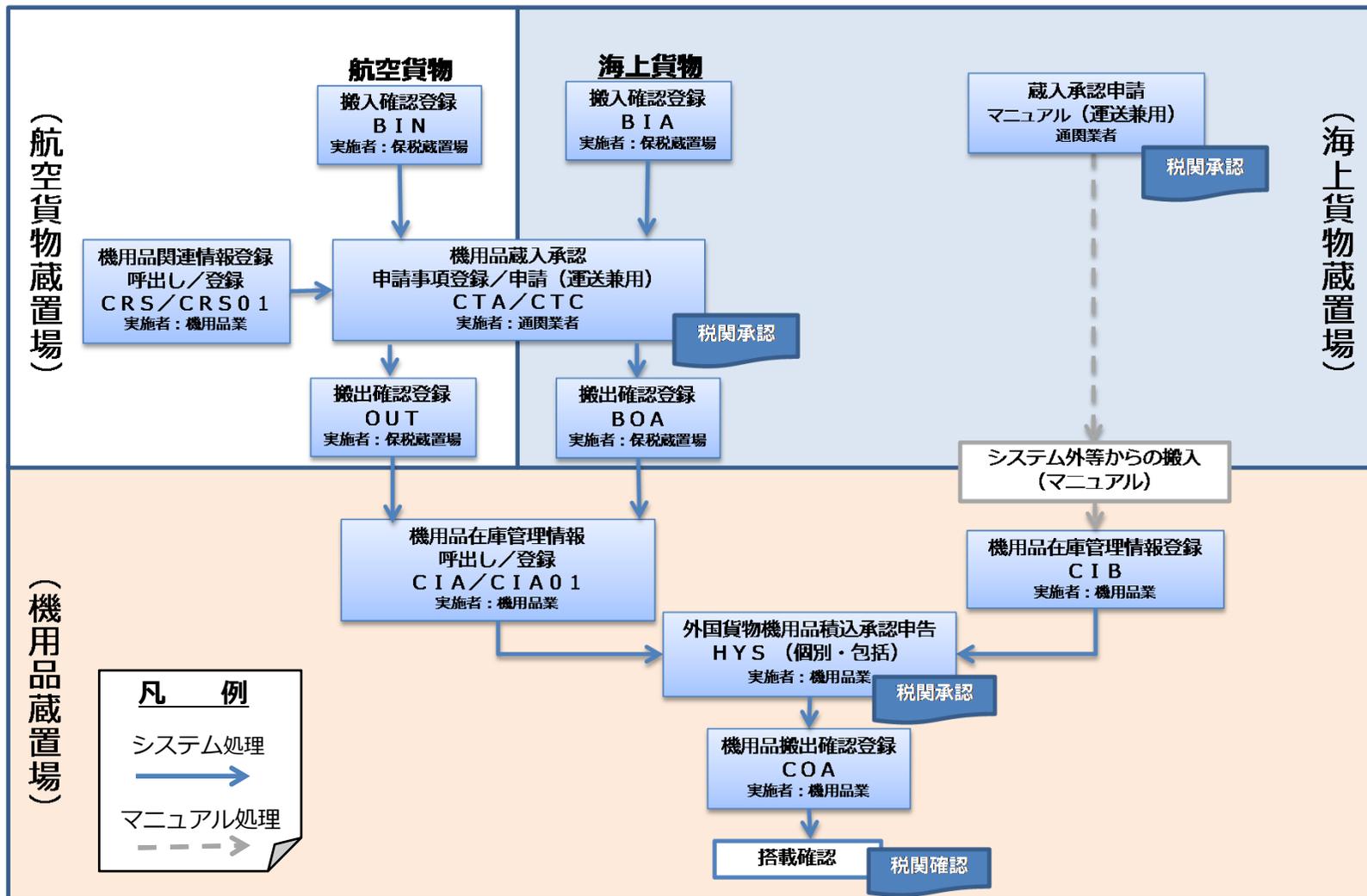
1. 海上貨物で登録されている貨物について、「機用品蔵入承認申請（CTA/CTC）」業務を行えるようにする。
2. 機用品について、総保入承認申請業務を「機用品蔵入承認申請（CTA/CTC）」業務で行えるようにする。

## V 詳細仕様検討結果

貨物	航空 海上	第16回 WG	基本 IV-6-13	「機用品蔵入承認申請（CTA/CTC）」業務の海上貨物への対応（2）
----	----------	------------	---------------	------------------------------------

### 詳細仕様検討結果

#### 1. 機用品関連業務の次期業務フロー（航空・海上貨物蔵置場にてCTA/CTCを実施した場合）



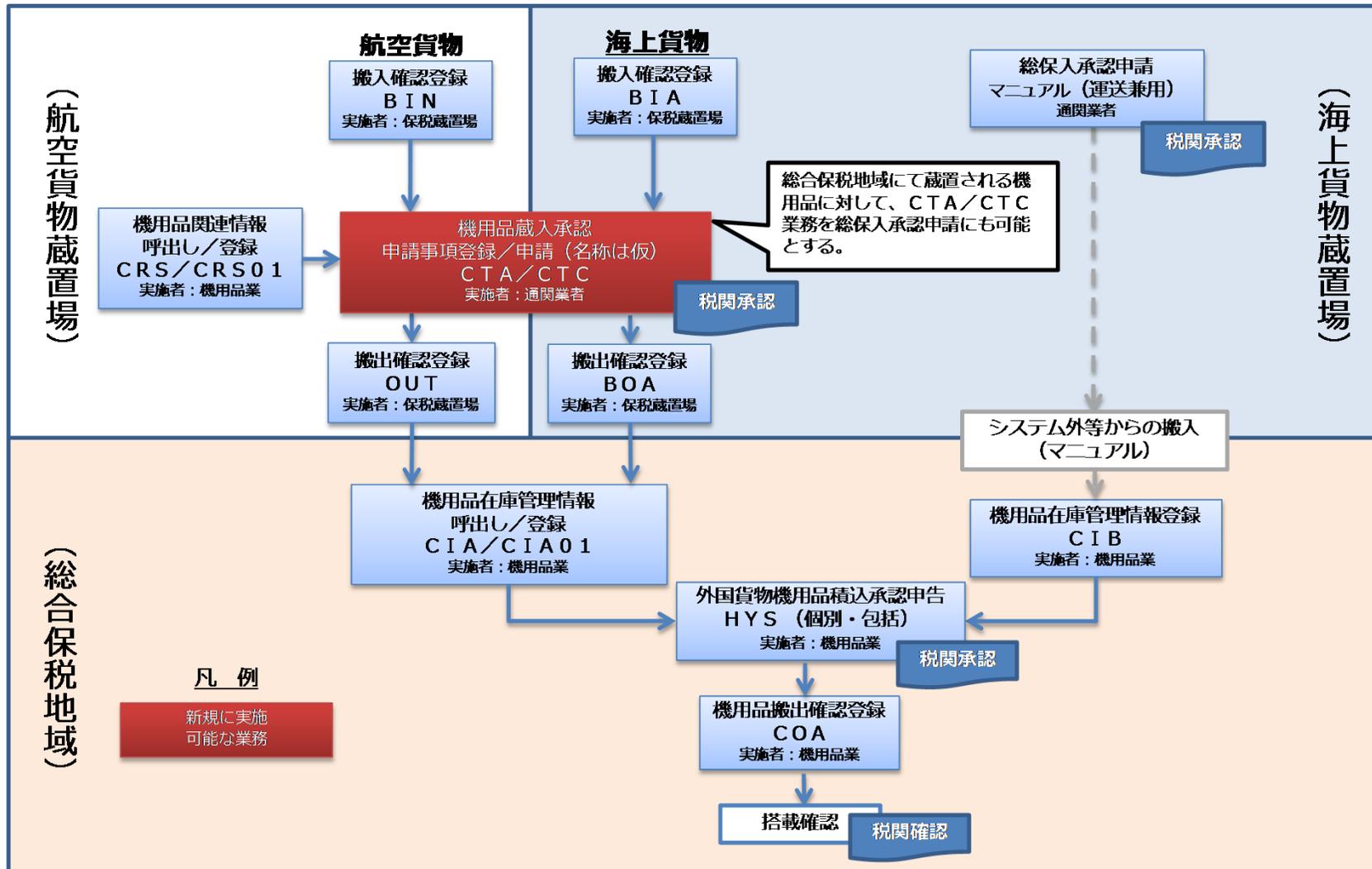


# V 詳細仕様検討結果

貨物	航空 海上	第16回 WG	基本 IV-6-13	「機用品蔵入承認申請（CTA/CTC）」業務の海上貨物への対応（4）
----	----------	------------	---------------	------------------------------------

## 詳細仕様検討結果

### 3. 総保入機用品の次期業務フロー（航空・海上貨物蔵置場にてCTA/CTCを実施した場合）

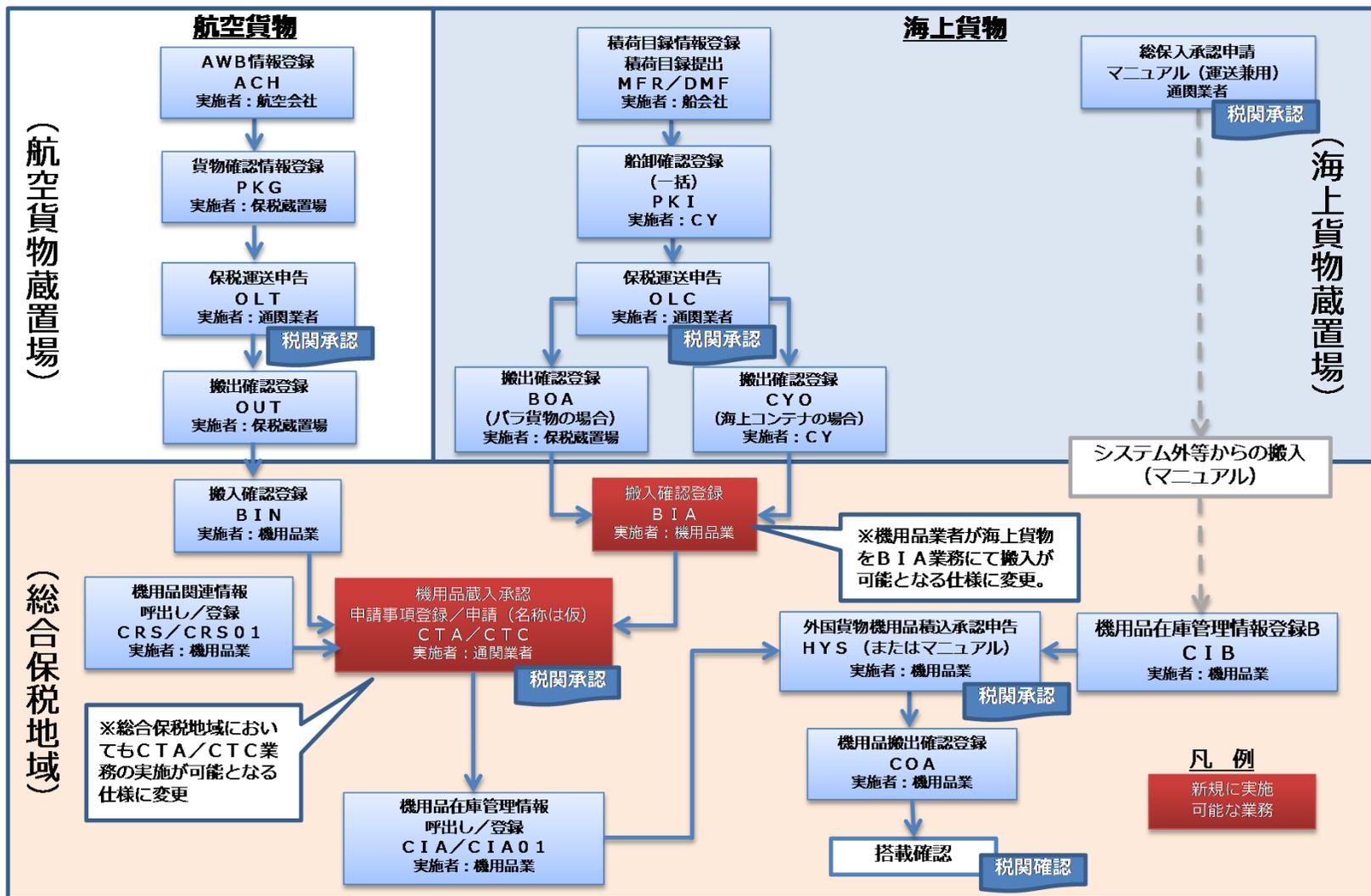


# V 詳細仕様検討結果

貨物	航空 海上	第16回 WG	基本 IV-6-13	「機用品蔵入承認申請（CTA/CTC）」業務の海上貨物への対応（5）
----	----------	------------	---------------	------------------------------------

## 詳細仕様検討結果

### 4. 総保入機用品の次期業務フロー（総合保税蔵置場にてCTA/CTCを実施した場合）



## V 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第15回 WG	基本 IV-6-他	保税管理資料に影響のある業務の搬出入日チェック（1）
----	----	------------	--------------	----------------------------

- ・ 「G01 輸入貨物搬出入データ」等の「搬入日」及び「搬出日」に影響のある入力業務において、データ入力日以外の「過去日」又は「未来日」を入力した場合にワーニングを出力する等の見直しを実施する。

### 詳細仕様検討結果

- ・ 「G01 輸入貨物搬出入データ」及び「G02 輸出貨物搬出入データ」の「搬入日」及び「搬出日」に影響のある入力業務において、以下の日付を入力した場合にワーニングメッセージを出力するように変更する。

（対象業務については、次ページを参照。）

1. データ入力日 + 7日 ≤ 「搬入日」又は「搬出日」

→ ワーニングメッセージ「**入力された年月日は7日以上未来の日付である。**」

2. 「搬入日」又は「搬出日」 + 7日 ≤ データ入力日

→ ワーニングメッセージ「**入力された年月日は7日以上過去の日付である。**」

## V 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第15回 WG	基本 IV-6-他	保税管理資料に影響のある業務の搬出入日チェック（2）
----	----	---------	-----------	----------------------------

### 詳細仕様検討結果

業務コード	業務名称	項目名称	現行/ 次期	7日以上 過去日の場合	7日以上 未来日の場合	現行仕様
B I C B I D B I E B I F C Y A B I A B I B C Y B C Y D C Y E S A I	搬入確認登録（輸出未通関） 搬入確認登録（輸出許可済） システム外搬入確認（輸出許可済） 輸出貨物情報訂正 C Y 搬入確認登録 搬入確認登録（保税運送貨物） システム外搬入確認（輸入貨物） システム外 C Y 搬入確認（コンテナ単位） システム外 C Y 搬入確認（B/L 単位） システム外 C Y 搬入確認（一括搬入） 輸入貨物情報訂正	搬入年月日	現行	正常	エラー	前年同月日 < 搬入年月日 ≤ システム日
P K K P K I	船卸確認登録（個別） 船卸確認登録（一括）	船卸開始 年月日	現行	正常	エラー	前年同月日 < 船卸開始年月日 ≤ システム日
V A N V A E V A H	バンニング情報登録（コンテナ単位） バンニング情報登録（輸出管理番号単位） バンニング・C Y 搬入情報登録	搬出年月日	現行	正常	エラー	搬出年月日 ≤ システム日 + 2 日
B O C C Y O B O A B O B	搬出確認登録（輸出許可済） C Y 搬出確認登録 搬出確認登録（保税運送貨物） 搬出確認登録（貨物引取り）	搬出年月日	現行	正常	正常	-
C L R	船積情報登録	船積年月日	現行	エラー	正常	①積コンテナ・船積区分が 「A：積コンテナリスト提出・船 積処理」の場合は、システム日 ≤ 船積年月日
			次期	エラー	ワーニング	
			現行	正常	正常	②積コンテナ・船積区分が 「C：船積処理」の場合は、前年 同月日 < 船積年月日
			次期	ワーニング	ワーニング	

# V 詳細仕様検討結果

通関	航空海上	第14回WG	基本IV-6-他	担保照会 ( I A S ) 業務の改善
----	------	--------	----------	----------------------

- 1回1回業務画面に戻って送信するのではなく、照会結果画面からそのまま次に照会する担保登録番号及び担保提供者コードの入力を可能とし、繰返しによる照会ができるように変更する。

## 詳細仕様検討結果

( I A S 入力画面)

( I A S 照会結果画面)

( I A S 照会結果画面)

( I A S 照会結果画面)

## V 詳細仕様検討結果

通関	航空海上	第14回WG	基本IV-6-他	為替レート照会（IER）業務の改善
----	------	--------	----------	-------------------

- 1回1回業務画面に戻って送信するのではなく、照会結果画面からそのまま次に照会したい為替コードの入力を可能とし、繰返しによる照会ができるように変更する。

### 詳細仕様検討結果

（ I E R 入力画面）

（ I E R 照会結果画面）

（ I E R 照会結果画面）

（ I E R 照会結果画面）

## V 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第14回 WG	基本 IV-6-他	口座使用明細書の出力内容の見直し
----	----------	------------	--------------	------------------

- ・ 口座使用明細データ（出力情報コード：CBF762）における「AWB番号／社内整理用番号」欄の出力内容について見直しを実施する。

### 詳細仕様検討結果

1. 「AWB番号／社内整理用番号」欄を、「AWB番号」欄と「社内整理用番号」欄に分割して出力するように変更する。
2. 航空については、「AWB番号」欄にAWB番号、「社内整理用番号」欄に社内整理用番号を出力するように変更する。
3. 海上については、「AWB番号」欄はスペース、「社内整理用番号」欄に社内整理用番号を出力するように変更する。
4. 「修正申告事項登録（AMA）」業務で入力された社内整理用番号を「社内整理用番号」欄に出力するように変更する。

#### 口座使用明細フォーマットイメージ（次期）

	A	B	C	D	E	F
1	(出力共通項目)					
2	99999999 (X)					
3	口座使用明細データ(業者所別集積表)					
4	口座番号	XXXXXXXXXXXX	NNNNNNNNNNNNNNNN			
5	申告書コード	輸入申告書の番号	AWB番号	社内整理用番号	納税義務コード	納税義務番号
7	XXXXX	XXXXXXXXXX1X	XXXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXX3XXXXXX	XXXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2	XXXXXXXXXX1XX	XXXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXX3XXXXXXXXXX4XXXXXXXXXX5XXXXXXXXXX6XXXXXXXXXX7
8	XXXXX	XXXXXXXXXX1X	XXXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXX3XXXXXX	XXXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2	XXXXXXXXXX1XX	XXXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXX3XXXXXXXXXX4XXXXXXXXXX5XXXXXXXXXX6XXXXXXXXXX7
9	XXXXX	XXXXXXXXXX1X	XXXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXX3XXXXXX	XXXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2	XXXXXXXXXX1XX	XXXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXX3XXXXXXXXXX4XXXXXXXXXX5XXXXXXXXXX6XXXXXXXXXX7
10	※引落とし数分繰り返す					
11	↓					
12	XXXXX	XXXXXXXXXX1X	XXXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXX3XXXXXX	XXXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2	XXXXXXXXXX1XX	XXXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXX3XXXXXXXXXX4XXXXXXXXXX5XXXXXXXXXX6XXXXXXXXXX7
13	XXXXX	XXXXXXXXXX1X	XXXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXX3XXXXXX	XXXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2	XXXXXXXXXX1XX	XXXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXX3XXXXXXXXXX4XXXXXXXXXX5XXXXXXXXXX6XXXXXXXXXX7
14	XXXXX	XXXXXXXXXX1X	XXXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXX3XXXXXX	XXXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2	XXXXXXXXXX1XX	XXXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXX3XXXXXXXXXX4XXXXXXXXXX5XXXXXXXXXX6XXXXXXXXXX7
15	NN					
16	申告書合計	納付書合計	引落とし税額計			
17	ZZZZ		ZZZZ	ZZZZZZZZZZZZZZZZ		
18	受入科目合計	受入科目毎納付書合計	引落とし税額合計			
19	X		ZZZZ	ZZZZZZZZZZZZZZZZ		
20	X		ZZZZ	ZZZZZZZZZZZZZZZZ		

## V 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第14回 WG	基本 IV-6-他	リアルタイム口座振替完了通知の改善（1）
----	----------	------------	--------------	----------------------

- リアルタイム口座振替完了通知の出力項目に「記事（荷主）」欄等を追加する。

### 詳細仕様検討結果

- IDA業務等において入力される「記事（荷主）」欄、「荷主リファレンス番号」及び「荷主セクションコード」を、リアルタイム口座振替完了通知に出力するように変更する。  
ただし、特例申告については、特定日後の特例申告の場合のみ出力対象とする（理由：特定日前の特例申告については、特定日に一括納付されることから、各申告毎のリアルタイム口座振替完了通知が存在しないため。）。
- 追加される「記事」欄の出力対象となる事項登録業務及びその対象の入力欄は、下表のとおりとする。

業務コード	業務名	対象入力欄	特記事項
IDA	輸入申告事項登録	記事（荷主）	特定日前の特例申告は除く
IDA01	輸入申告変更事項登録	記事（荷主）	特定日前の特例申告は除く
MWA	石油製品等移出し（総保出）輸入申告事項登録	記事（荷主）	
MWA01	石油製品等移出し（総保出）輸入申告変更事項登録	記事（荷主）	
OTA	輸入申告事項登録（沖縄特免制度）	記事（その他）	
SWA	シングルウィンドウ輸入申告事項登録	記事（荷主）	特定日前の特例申告は除く
TKA01	一括特例申告事項登録	記事（荷主）	特定日前の特例申告は除く

# V 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第14回 WG	基本 IV-6-他	リアルタイム口座振替完了通知の改善（2）
----	----------	------------	--------------	----------------------

## 詳細仕様検討結果

3. 出力イメージ（記事欄の反映イメージ。荷主Ref No.等の反映イメージは別途提示予定）

リアルタイム口座振替完了通知

輸入申告番号等 XXXXXXXX1E

受入科目名 JJJJJJJJJ1JJJJJJJJ2JE

口座名義人コード XXXXXXXX1XE

口座名義人名 XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXX  
XXXX4XXXXXXXXX5XXXXXXXXX6XXXXXXXXXE

納付年月日 yyyy/MM/dd

納付金額合計 ¥12,345,678,901  
(本税納付金額 ¥12,345,678,901 延滞税納付金額 ¥12,345,678,901)

税関官署名 JJJJJJJE JJJJJJJJJ1JE

代理人コード XXXXE

代理人氏名 XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXXXXXX4XXXXXXXXXE

納税義務者コード XXXXXXXX1XE

納税義務者名 XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXX  
XXXX4XXXXXXXXX5XXXXXXXXX6XXXXXXXXXE

記事 JJJJJJJJJ1JJJJJJJJ2JJJJJJJJ3JJJJJJJJ4JJJJJJJJ5JJ

出力項目として「記事」欄を新規追加する。

## V 詳細仕様検討結果

共通	海上	第14回 WG	基本 IV-6-他	「貨物情報照会（ICG）」業務の改善（1）
----	----	------------	--------------	-----------------------

- ICG業務による照会時、現行は概要情報（SMR）がデフォルトで展開されるが、全体情報（TTL）を利用する頻度が高いことから、全体情報（TTL）をデフォルトに変更する。

### 詳細仕様検討結果

ICG業務において指定情報をスペースとした場合、全体情報（TTL）をデフォルトとし、入力画面上も全体情報（TTL）が指定情報の先頭になるよう配置の変更を行う。業務実施時にエラーとなった場合は、一律TTL：全体情報（SAL026）を出力するよう変更する。また、自動リンク機能を利用したICG業務についても、指定情報「TTL：全体情報」が展開されるよう変更する。

#### 現 行

「貨物情報照会（ICG）」業務において指定情報をスペースとすると「**SMR：概要情報**」が展開される。



#### 次 期

ICG業務において指定情報をスペースとした場合、「**TTL：全体情報**」を展開するよう変更する。

現行

貨物管理番号\*

指定情報

(指定情報) **SMR：概要情報** PRM：保税運送申告等税関手続情報  
 TTL：全体情報 VAN：コンテナ貨物情報  
 CON：貨物状況情報 DPR：船積情報  
 SHP：荷送受人情報 RSH：積戻し貨物到着時情報  
 ENT：搬入予定情報 ARR：船卸情報  
 BND, XXXXX DMG：事故情報  
 : 入出庫管理情報 HAN：搬入時申告情報  
 TRN：搬出入情報 FTM：フリータイム情報  
 DIT：輸出入申告関連情報 RPK：船卸状況情報  
 OLT：保税運送関連情報 ACT：請求情報  
 DCL：輸出入許可情報 AMR：出港前報告情報

次期

貨物管理番号\*

指定情報

(指定情報) **TTL：全体情報** PRM：保税運送申告等税関手続情報  
 SMR：概要情報 VAN：コンテナ貨物情報  
 CON：貨物状況情報 DPR：船積情報  
 SHP：荷送受人情報 RSH：積戻し貨物到着時情報  
 ENT：搬入予定情報 ARR：船卸情報  
 BND, XXXXX DMG：事故情報  
 : 入出庫管理情報 HAN：搬入時申告情報  
 TRN：搬出入情報 FTM：フリータイム情報  
 DIT：輸出入申告関連情報 RPK：船卸状況情報  
 OLT：保税運送関連情報 ACT：請求情報  
 DCL：輸出入許可情報 AMR：出港前報告情報

# V 詳細仕様検討結果

共通	海上	第14回 WG	基本 IV-6-他	「貨物情報照会（ICG）」業務の改善（2）
----	----	---------	-----------	-----------------------

## 詳細仕様検討結果

### ※ 自動リンク機能の変更

業務リンク機能とは、照会業務画面上の貨物管理番号や申告番号・コンテナ番号等から、他の照会業務を自動起動することを可能とする機能である（業務リンク可能な番号は文字色が紫色で表示されている。）。

**右クリック** 例：保税運送申告照会（IOL）業務画面

**ICG業務を指定**

①

② ICG 業務画面

③ ICG業務 SMR：概要情報画面

自動起動

展開

（概要情報）

貨物管理番号 SALA201501271452 指定情報 SMR

次貨物管理番号 | 次指定情報

貨物状況 BND 荷渡可能表示 荷受形態 荷渡形態 運送形態 C

搬入種別 N 通関種別 事故確認表示 事故

品名 FURNITURES

記号番号 MADE IN CHINA

総個数 51 - PP 総重量 2400.000 - KGM 申告予定者

危険貨物  プッキング番号 社内整理番号 1502E

船舶 入港日 2015/02/01 船卸港 JPTYO 出港予定日 船積港 CNSHA

設置場所 1 2 3 4 5

税関手続種別 OLI 申告番号 許可年月日 2015/

税関手続種別 OLI 許可承認番号 15000112400 許可承認日 2015/ 到着地 1H01

コンテナ数 1 コンテナ番号 SLLU12345 状況表示 B

船会社 DALD 船積代理店 貨物情報登録者 通関業

（指定情報） SMR：概要情報 PRM：保税運送申告等税関手続情報  
 TTL：全体情報 VAN：コンテナ貨物情報  
 CON：貨物状況情報 DPR：船積情報  
 SH：積戻し・貨物到着時情報  
 R：船卸情報  
 G：事故情報  
 N：搬入時申告情報  
 M：フリータイム情報  
 K：船卸状況情報  
 T：請求情報  
 R：出港前報告情報

通信

送受信中...

ICG

キャンセル

現行では下図のとおり「SMR：概要情報」が展開されるが、次期では「TTL：全体情報」に変更する。

## V 詳細仕様検討結果

共通	海上	第14回 WG	基本 IV-6-他	仮陸揚貨物の市内運送時の「保税運送（OLC）」業務における価格入力
----	----	------------	--------------	-----------------------------------

- ・ 現行、仮陸揚貨物の保税運送（市内運送）では、価格の入力が必須項目になっているが、一般の保税運送（市内運送）と同様に、価格の入力を任意項目に変更する。

### 詳細仕様検討結果

OLC業務の運送種別コードとして新たに「KK：仮陸揚貨物の市内運送」を設け、当該運送種別コードの入力がされた場合は、価格入力を任意とするよう変更する。

#### 現行運送種別コード

NR：一般運送  
EA：一般運送（船側発送で揚地註議有の場合）  
QU：検疫の経由運送  
**KR：仮陸揚貨物の運送**

MK：市内運送  
KS：簡易運送  
AU：特定保税運送

仮陸揚貨物の保税運送（市内運送）では、KRのみが選択可能であり、当該コードが入力された場合は、価格入力が必須となっている。

価格入力は**必須**

価格入力は**任意**

#### 次期運送種別コード

NR：一般運送  
EA：一般運送（船側発送で揚地註議有の場合）  
QU：検疫の経由運送  
KR：仮陸揚貨物の運送

**KK：仮陸揚貨物の市内運送**  
MK：市内運送  
KS：簡易運送  
AU：特定保税運送

新規コード追加

価格入力は**必須**

価格入力は**任意**

## V 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第14回 WG	基本 IV-6-他	「輸出貨物情報登録（ECR）」業務における帳票出力日時の表示
----	----	------------	--------------	--------------------------------

- ECR業務では複数回に亘って訂正が生じるケースがあるが、帳票出力時に出力順を示す情報がないため最新情報が不明になるため、帳票出力の際に出力した日時を表示するよう変更する。

### 詳細仕様検討結果

ECR業務において出力される以下の電文について、電文ヘッダの出力共通項目にある「電文受信日時」（NACCSサーバで処理要求を受け付けた年月日、時分）を「yyyy/MM/dd HH:mm」の形式で新たに表示する。

なお、本変更は、端末テンプレートの修正のみであり、電文自体には項目追加等は発生しない。

【対象電文】 ① 輸出貨物登録情報（SAT005） ② 輸出貨物訂正情報（SAT006） ③ 輸出貨物取消情報（SAT007）

表示例：輸出貨物登録情報  
（SAT005）

輸出貨物登録情報	
搬入予定先	XXXXE - XXXXXXXX1XXXXXXXXXXE
搬入予定年月日	yyyy/MM/dd
N-S/I 番号	XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE
輸出管理番号	XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE
登録者	XXXXE
輸出者	XXXXXXXX-X1XE
輸出者名	XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXXXXXX4XXXXXXXXX5XXXXXXXXX6XXXXXXXXXXE
申告予定者	XXXXE
貨物識別	X
品名	XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXXXXXX4XXXXXXXXX5XXXXXXXXX6XXXXXXXXXXE
個数	12,345,678 - 12,345,678 - XXE
重量	1,234,567,890 - 1,234,567,890 - XXE
容積	1,234,567,890 - 1,234,567,890 - XXE
経由地	XXXXE
船会社	XXE
積載予定船舶	XXXXXXE - XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE
航海番号	XXXXXXXXXXE
入港年月日	yyyy/MM/dd
積出港	XXXXE

yyyy/MM/dd HH:mm

## V 詳細仕様検討結果

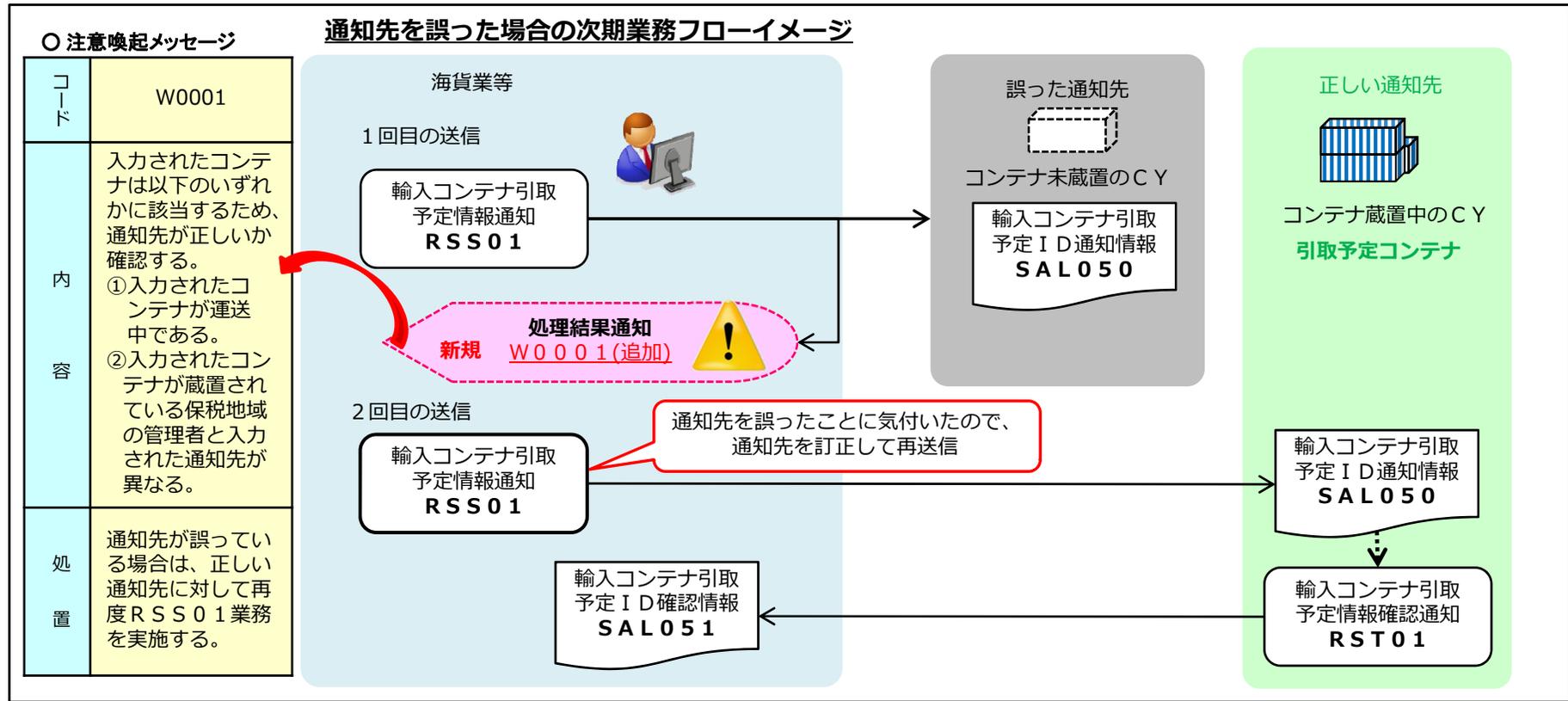
貨物	海上	第14回 WG	基本 IV-6-他	「輸入コンテナ引取予定情報通知（ID通知）（RSS01）」業務における通知先誤入力への対応
----	----	---------	-----------	---

- 通知先を誤入力して送信した際、誤りに気づくのが遅れ引取に支障が出る場合があるため、B/L番号、コンテナ番号等の情報からCYコードと相違がある場合に、注意喚起メッセージ等を出力する。

### 詳細仕様検討結果

「輸入コンテナ引取予定情報通知（ID通知）（RSS01）」業務において、通知先に入力された業種がCYの場合で、以下の条件のいずれかに該当する場合に、注意喚起メッセージを出力するように処理を追加する。

1. 運送中のコンテナが入力された場合
2. 蔵置中のコンテナが入力された場合で、当該保税地域を管理する利用者コードと入力された通知先が異なる場合



# V 詳細仕様検討結果

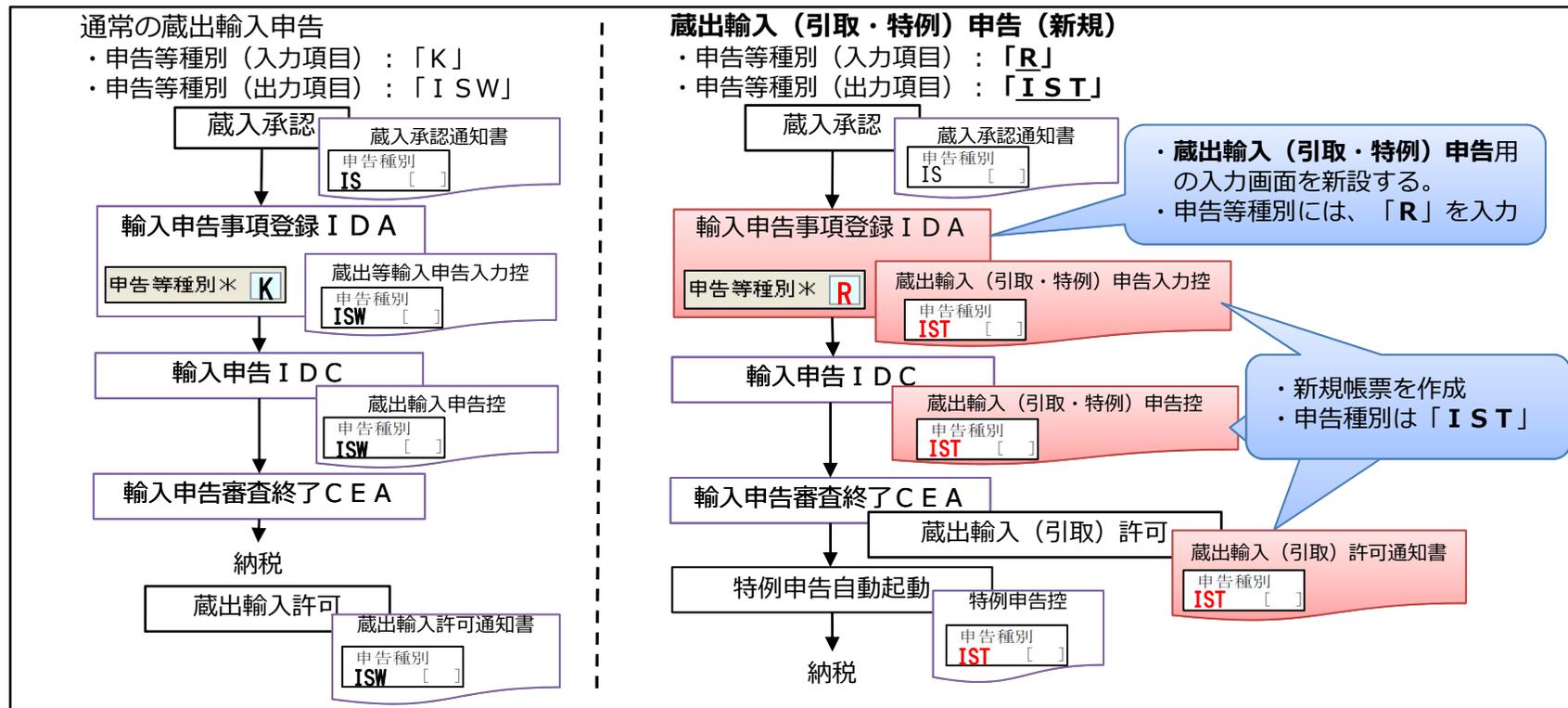
通関	航空 海上	第15回 WG	基本 IV-6-他	蔵出輸入申告におけるAEO対応機能の新設
----	----------	------------	--------------	----------------------

- ・ 蔵出輸入申告（申告納税）において、特例輸入申告制度に対応した機能を追加する。

## 詳細仕様検討結果

蔵出輸入申告の際に、特例輸入申告制度が適用可能となるよう、「輸入申告事項登録（IDA）」業務及び「輸入申告変更事項登録（IDA01）」業務において、以下の申告等種別を追加する。

種別コード（入力）	種別コード（出力）	種別名称	種別概要
R	IST	蔵出輸入（引取・特例）申告	蔵出輸入（引取）許可で特例申告を自動起動



## V 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第15回 WG	基本 IV-6-他	「輸出申告事項登録（EDA）」業務における大額・少額種別の入力の簡素化
----	----------	------------	--------------	-------------------------------------

- ・ 輸出申告事項登録の展開画面において、「大額・少額識別」の入力を自動補完により省略する。

### 詳細仕様検討結果

「輸出申告事項登録（EDA）」業務の展開画面において、業務コード入力画面で選択した種別（画面コード）に基づき「大額・少額識別」を自動で補完する仕様に変更する。

#### 変更イメージ

< 業務コード入力画面 >

業務コード入力

業務コード EDA

種別

- SEL (輸出・特定委託・特定製造・積戻し/大額)
- SEL (輸出・特定委託・特定製造・積戻し/大額)
- STL (特定輸出申告/大額)
- SGL (展示等積戻し申告/大額)
- SES (輸出・特定委託・特定製造・積戻し/少額)
- STS (特定輸出申告/少額)
- SGS (展示等積戻し申告/少額)
- AEL (輸出・特定委託・特定製造・積戻し/大額)
- ATL (特定輸出申告/大額)
- AGL (展示等積戻し申告/大額)
- AES (輸出・特定委託・特定製造・積戻し/少額)
- ATS (特定輸出申告/少額)
- AGS (展示等積戻し申告/少額)

< 輸出申告事項登録画面 >

SEL等大額の種別（画面コード）を選択した場合は自動的に「L」が補完される。

共通部 繰返部

大額・少額識別\* L

EDA.SES 輸出申告事項登録 (輸出・積戻し申告/小額)

ファイル(E) 表示(V)

大額・少額識別\* S 申告等種別\* 申告先程

SES等少額の種別（画面コード）を選択した場合は自動的に「S」が補完される。

## V 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第15回 WG	基本 IV-6-他	輸出申告（少額）におけるHS品目コードの入力可能化
----	----------	------------	--------------	---------------------------

- 「輸出申告事項登録（EDA）」業務の少額申告（及び展示等積戻し申告）において、HSコード9桁を入力することにより品名の自動払い出し（大額申告と同様）を可能とする。

### 詳細仕様検討結果

少額申告等においても大額申告と同様に、輸出統計品目番号9桁での入力を可能とし、9桁で入力された場合は、システムに登録されている品名を自動補完する（先頭4桁で入力された場合は、現行と同様に品名を必須入力とする）。

#### 【入力イメージ】

輸出統計品目番号 851712000

9桁入力を可能とする。



#### 【出力イメージ】

統計品目番号 8517.12-000

品名 MOBILE & WIRELESS PHONE

9桁が入力された場合、システムに登録されている品名を自動補完する。

#### ○ 変更となるパターン

申告種別	大額 少額	現 行		次 期	
		輸出統計品目番号	品 名	輸出統計品目番号	品 名
E：輸出申告 R：積戻し申告 N：特定委託輸出申告 M：特定製造貨物輸出申告 T：特定輸出申告	大額	9桁入力	任意入力 (自動補完)	9桁入力	任意入力 (自動補完)
	少額	4桁入力	必須入力	4桁入力	必須入力
				9桁入力	任意入力 (自動補完)
	G：展示等積戻し申告	大額	4桁入力	必須入力	4桁入力
9桁入力					任意入力 (自動補完)
少額		4桁入力	必須入力	4桁入力	必須入力
				9桁入力	任意入力 (自動補完)

## V 詳細仕様検討結果

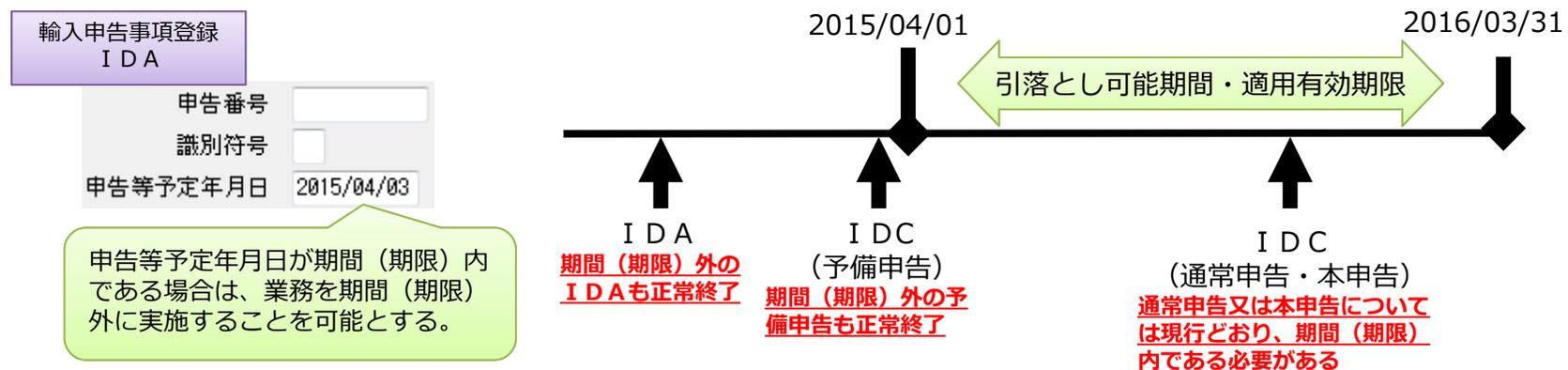
通関	航空海上	第15回WG	基本IV-6-他	「輸入申告事項登録（IDA）」業務における包括保険等の期限管理（1）
----	------	--------	----------	------------------------------------

- 担保引落し可能期間及び包括保険の有効期限内に申告予定の貨物であっても、期間（期限）外での「輸入申告事項登録（IDA）」業務ができないため、これを可能とし、また、包括保険及び包括評価申告の期限管理機能を追加する。

### 詳細仕様検討結果

- 担保及び包括保険について、「輸入申告事項登録（IDA）」業務の「申告等予定年月日」欄に入力がある場合は、当該年月日で有効可能期間・期限のチェックを行う仕様に変更する。
- 包括保険及び包括評価申告について、「輸入申告事項登録（IDA）」業務の実施日が有効期限終了の2週間前から、適用終了間近である旨の注意喚起メッセージを出力する仕様に変更する。
- 上記変更の対象となる業務は以下のとおり。
  - 「輸入申告事項登録（IDA）」業務
  - 「シングルウィンドウ輸入申告事項登録（SWA）」業務
  - 「輸入申告変更事項登録（IDA01）」業務
  - 「輸入申告（IDC）」業務
  - 「シングルウィンドウ輸入申告（SWC）」業務

- 「申告等予定年月日」が担保引落し可能期間及び包括保険の有効期限内である場合は、輸入申告事項登録業務及び予備申告業務を実施可能とする。



※ 通常申告又は本申告時には、現行の仕様どおり業務実施日でチェックを行う。

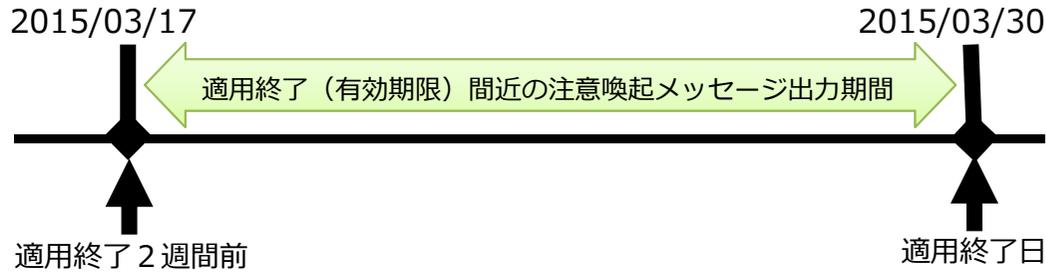
# V 詳細仕様検討結果

通関	航空海上	第15回 WG	基本 IV-6-他	「輸入申告事項登録（IDA）」業務における包括保険等の期限管理（2）
----	------	---------	-----------	------------------------------------

## 詳細仕様検討結果

2. 包括保険及び包括評価について、輸入申告事項登録を実施した日が適用終了（有効期限）年月日の2週間前を過ぎている場合は、注意喚起メッセージを出力する。

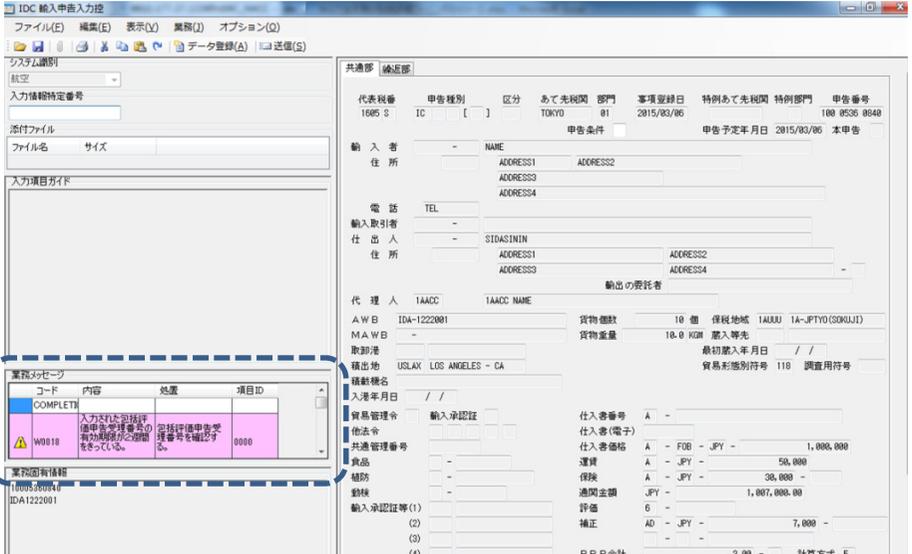
(例) 適用終了（有効期限）年月日  
⇒ 2015年3月30日の場合



注意喚起メッセージ出力期間中に輸入申告事項登録を実施した場合、以下の注意喚起メッセージをIDC輸入申告入力控情報の「業務メッセージ」に出力する。なお、包括保険・包括評価とも同様な形式の注意喚起メッセージを出力する。

業務メッセージ			
コード	内容	処置	項目ID
COMPLETE			
W0018	入力された包括評価申告受理番号の有効期限が2週間をきっている。	包括評価申告受理番号を確認する。	0000

(注意喚起メッセージ出力時のIDC輸入申告入力控イメージ)



## V 詳細仕様検討結果

通関	海上	第15回 WG	基本 IV-6-他	「輸入申告事項登録（IDA）」業務における入港日のブランク化（自動補完）
----	----	---------	-----------	--------------------------------------

- 海上における「輸入申告事項登録（IDA）」業務等において、「入港年月日」欄のブランク化を可能とし、申告時点で「入港年月日」を自動補完する機能の追加を実施する。

### 詳細仕様検討結果

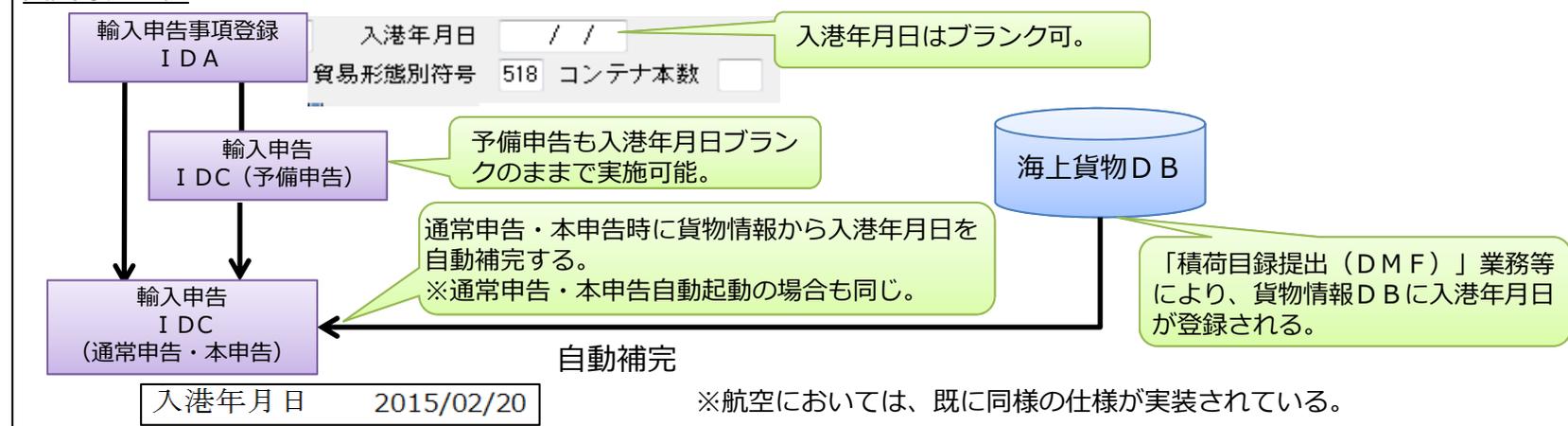
海上においても、「入港年月日」欄をブランクのまま輸入申告事項登録及び後続の予備申告を実施することを可能とし、通常申告又は本申告時に、貨物情報から入港年月日を自動補完することとする。対象業務は以下のとおり。

- ①「輸入申告事項登録（IDA）」業務
- ②「シングルウィンドウ輸入申告事項登録（SWA）」業務
- ③「輸入申告変更事項登録（IDA01）」業務（予備申告中のみ）
- ④「輸入申告（IDC）」業務
- ⑤「シングルウィンドウ輸入申告（SWC）」業務

### 変更となるパターン

IDA業務時の処理結果		航空	海上	
			現行	次期
貨物DBなし		正常終了	エラー	正常終了
貨物DBあり	入港年月日の登録無し	正常終了	エラー	正常終了
	入港年月日の登録有り	正常終了（自動補完）	正常終了（自動補完）	正常終了（申告時に補完）

### 変更イメージ



## V 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第15回 WG	基本 IV-6-他	輸入許可データ配信先の見直し（1）
----	----------	------------	--------------	-------------------

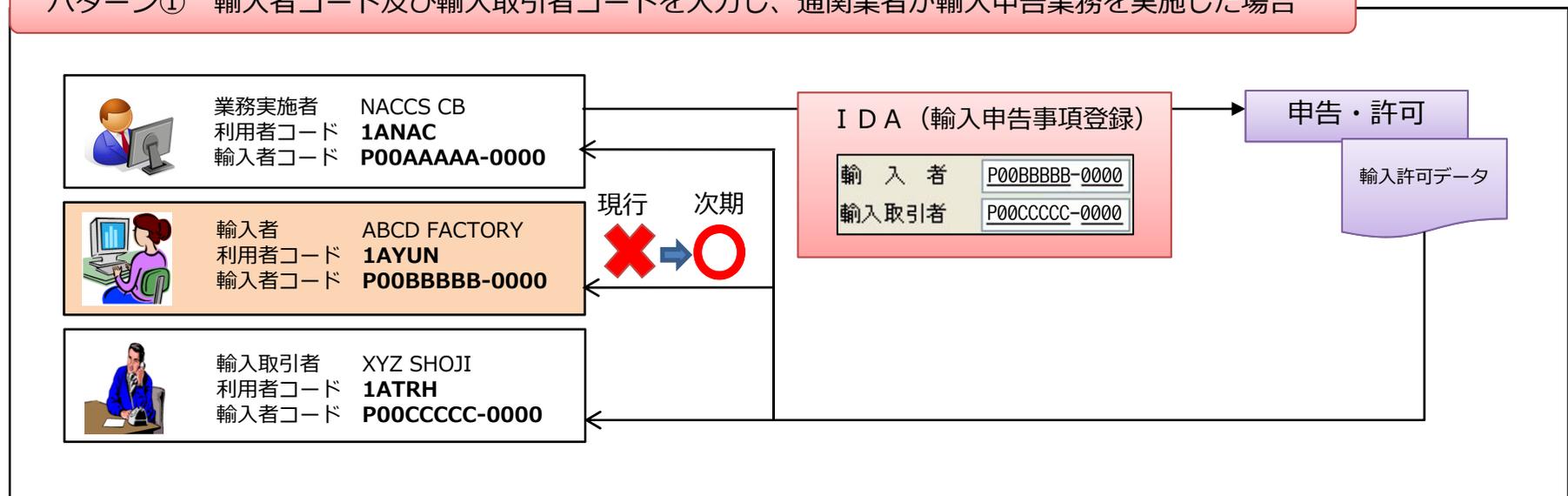
- ・ 輸入申告等において、輸入者コード欄及び輸入取引者コード欄の双方に入力がある場合、輸入者及び輸入取引者の双方に輸入許可データを配信可能とする仕様に変更する。

### 詳細仕様検討結果

輸入申告等において、輸入者コード欄及び輸入取引者コード欄に入力がある場合は、双方が輸入許可データの配信を受けることが可能となるよう仕様を変更する。変更対象となる業務は以下のとおり。

- ①「輸入申告（IDC）」業務
- ②「シングルウィンドウ輸入申告（SWC）」業務
- ③「一括特例申告（TKC01）」業務
- ④「輸入申告変更（IDE）」業務

パターン① 輸入者コード及び輸入取引者コードを入力し、通関業者が輸入申告業務を実施した場合

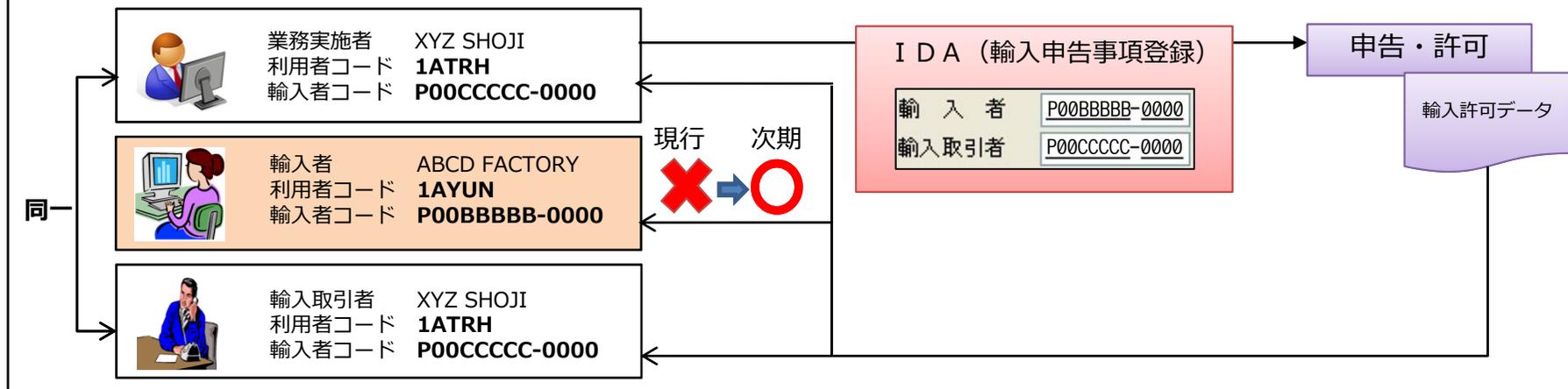


# V 詳細仕様検討結果

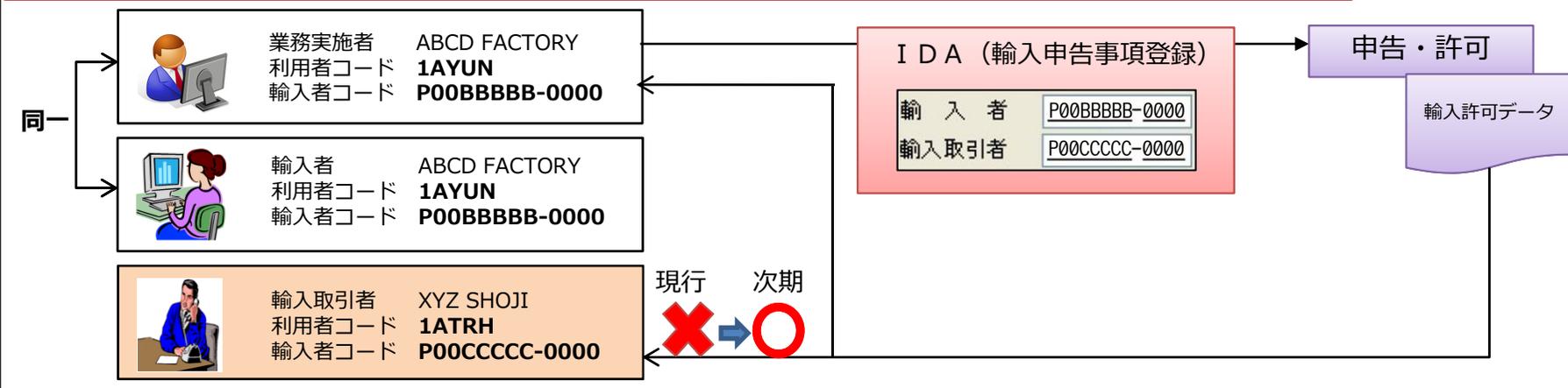
通関	航空 海上	第15回 WG	基本 IV-6-他	輸入許可データ配信先の見直し（2）
----	----------	------------	--------------	-------------------

## 詳細仕様検討結果

パターン② 輸入者コード及び輸入取引者コードを入力し、輸入取引者が輸入申告業務を実施した場合



パターン③ 輸入者コード及び輸入取引者コードを入力し、輸入者が輸入申告業務を実施した場合



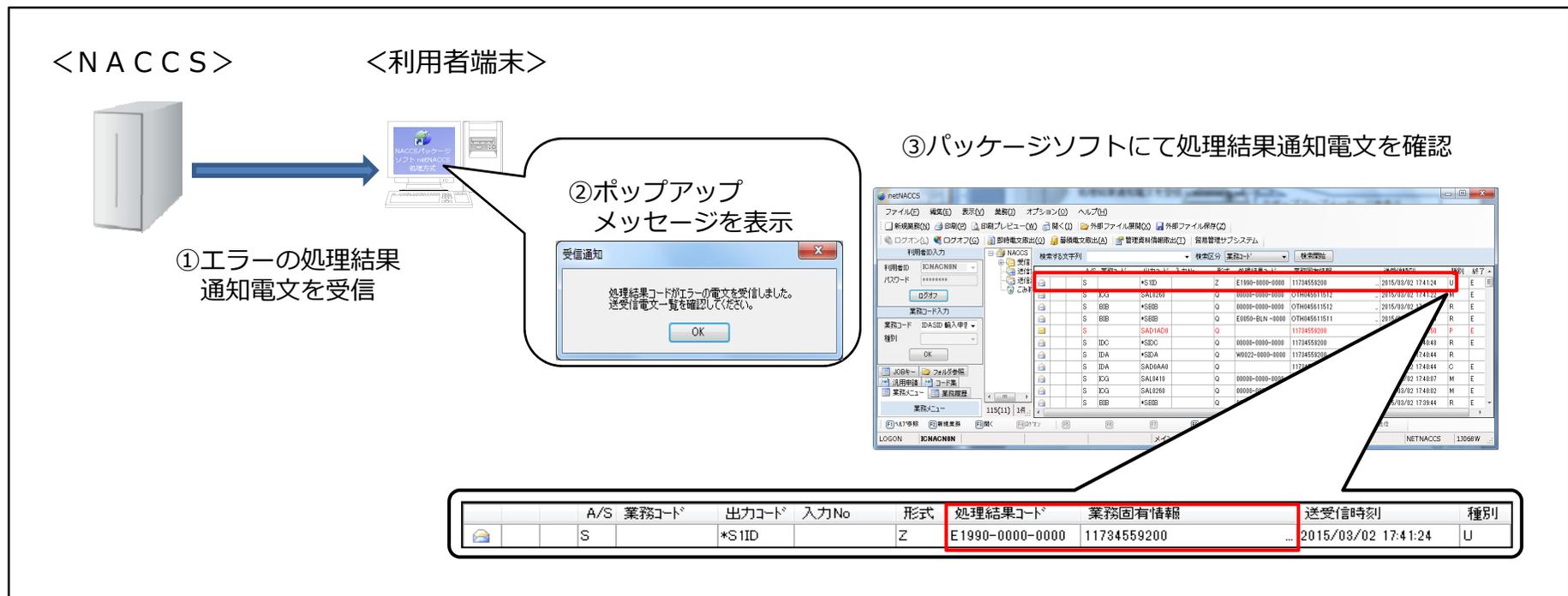
## V 詳細仕様検討結果

共通	海上	第15回 WG	基本 IV-6-他	搬入時申告起動時等におけるエラー通知の改善（パッケージソフト）（1）
----	----	---------	-----------	------------------------------------

- 搬入時申告等を行い自動起動時にエラーとなった場合、エラー通知が処理結果通知電文のみであり、エラーとなったことに気付にくい状況となっていることから、パッケージソフトにおける通知方法の改善を実施する。

### 詳細仕様検討結果

即時電文取り出し（メール処理方式では送受信）を行った際、パッケージソフト側で、事前に設定した処理結果通知電文の出力情報コードがエラーだった場合に、ポップアップ通知を行う機能を設ける。



## V 詳細仕様検討結果

共通

海上

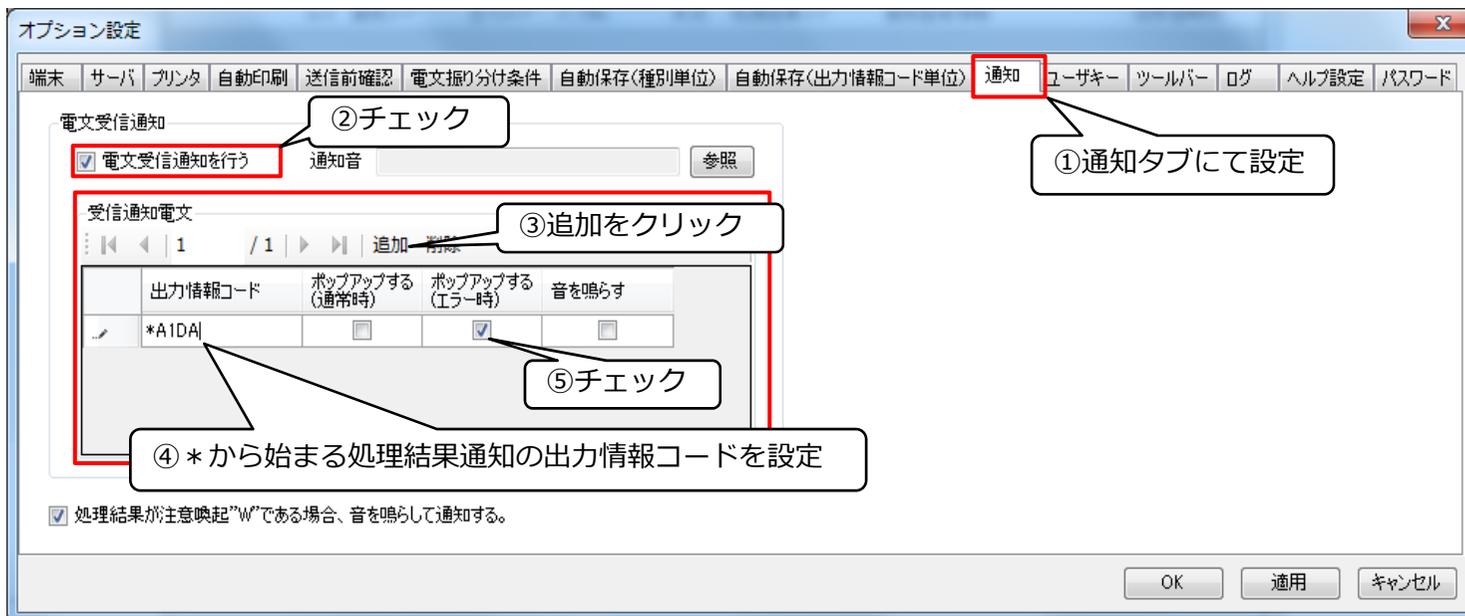
第15回  
WG

基本  
IV-6-他

搬入時申告起動時等におけるエラー通知の改善（パッケージソフト）（2）

### 詳細仕様検討結果

#### パッケージソフトにおけるポップアップ機能の設定方法



項目	説明
出力情報コード	通知対象とする電文の出力情報コードを指定する。
ポップアップする（通常時）	指定の出力情報コードの電文を受信した際にメッセージダイアログで通知するか否かを指定する。 “チェックあり”：通知する “チェックなし”：通知しない
ポップアップする（エラー時）	指定の出力情報コードの電文が処理結果通知電文（出力情報コードが*から始まる）であり、当該電文の処理結果コードにエラーが含まれる場合にメッセージダイアログで通知するか否かを指定する。 “チェックあり”：通知する “チェックなし”：通知しない
音を鳴らす	受信した際に音で通知するか否かを指定する。 “チェックあり”：通知する “チェックなし”：通知しない

## V 詳細仕様検討結果

通関	海上	第15回 WG	基本 IV-6-他	「輸出自動車情報登録（MOA）」業務の改善（1）
----	----	------------	--------------	--------------------------

- 「輸出自動車情報呼出し（MOB）」業務及び「輸出自動車情報照会（IMO）」業務において出力される 輸出自動車情報の出力順について、輸出整理番号の昇順から「輸出自動車情報登録（MOA）」業務実施時の入力順に変更する。
- MOA業務実施時に登録結果の確認が可能となるように輸出整理番号や車両特定番号を処理結果画面に出力する。

### 詳細仕様検討結果

- 輸出自動車情報の出力順を、「輸出自動車情報登録（MOA）」業務実施時の入力順に変更する。  
【変更対象業務：「輸出自動車情報呼出し（MOB）」業務、「輸出自動車情報照会（IMO）」業務】
- MOA業務を実施した際、輸出自動車情報登録番号及び輸出自動車情報が記載されている「輸出自動車情報登録結果」を新たに出力する。【変更対象業務：「輸出自動車情報登録（MOA）」業務】

- 輸出自動車情報の出力順を「輸出自動車情報登録（MOA）」業務実施時の入力順に変更する。

<入力時>

処理区分	輸出整理番号	車両特定番号
01	5050000000000012	TEST-505
02	1010000000000003	TEST-101
03	6060000000000004	TEST-606
04	3030000000000002	TEST-303-1
05	3030000000000013	TEST-303-2
06	3030000000000024	TEST-303-3
07	2020000000000006	TEST-202

<出力時>

処理区分	輸出整理番号	車両特定番号
01	5050000000000012	TEST-505
02	1010000000000003	TEST-101
03	6060000000000004	TEST-606
04	3030000000000002	TEST-303-1
05	3030000000000013	TEST-303-2
06	3030000000000024	TEST-303-3
07	2020000000000006	TEST-202

現行では輸出整理番号の昇順で出力されるが、次期では並び替えを行わず、入力時の順番のまま出力する。

## V 詳細仕様検討結果

通関

航空  
海上

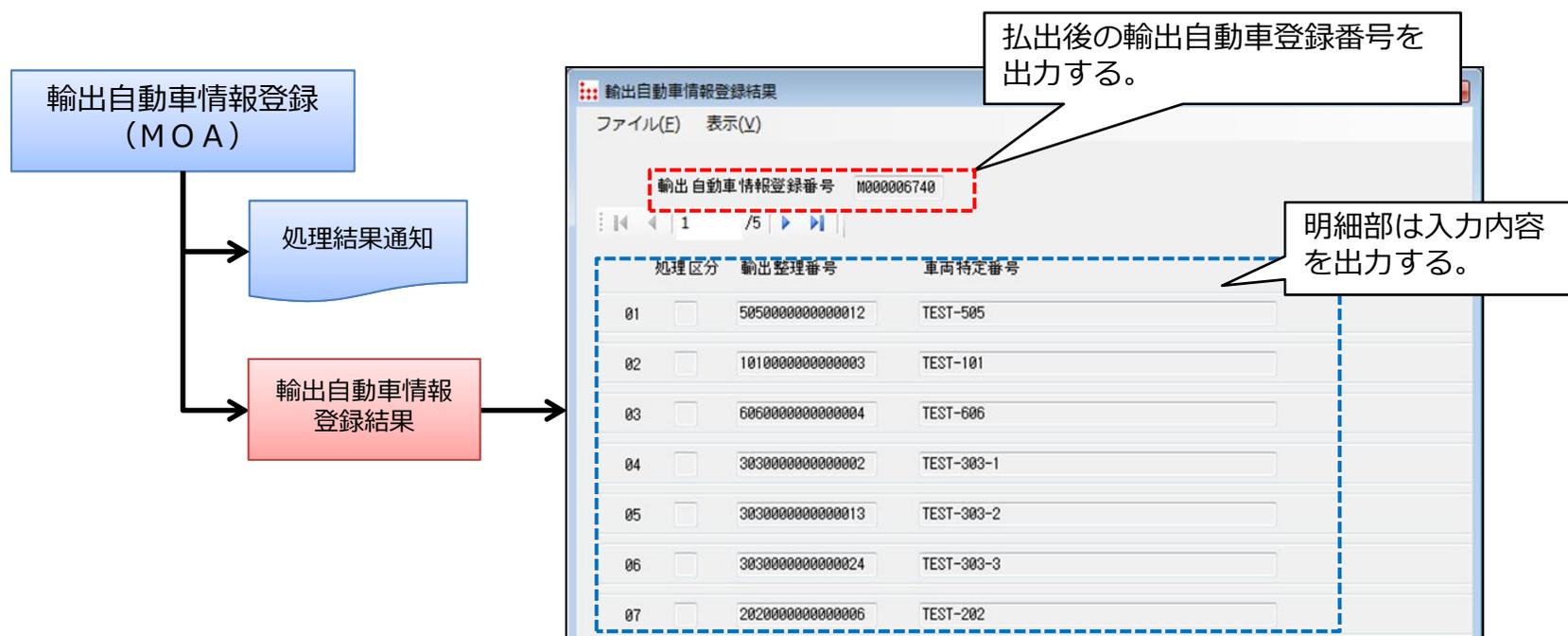
第14回  
WG

基本  
IV-6-他

「輸出自動車情報登録（MOA）」業務の改善（2）

### 詳細仕様検討結果

2. MOA業務を実施した際、輸出自動車情報登録結果を新規に出力する。



輸出自動車情報登録番号及び登録した輸出自動車情報が出力されることから、「輸出自動車情報登録（MOA）」業務完了後において、その登録内容が確認可能となる。

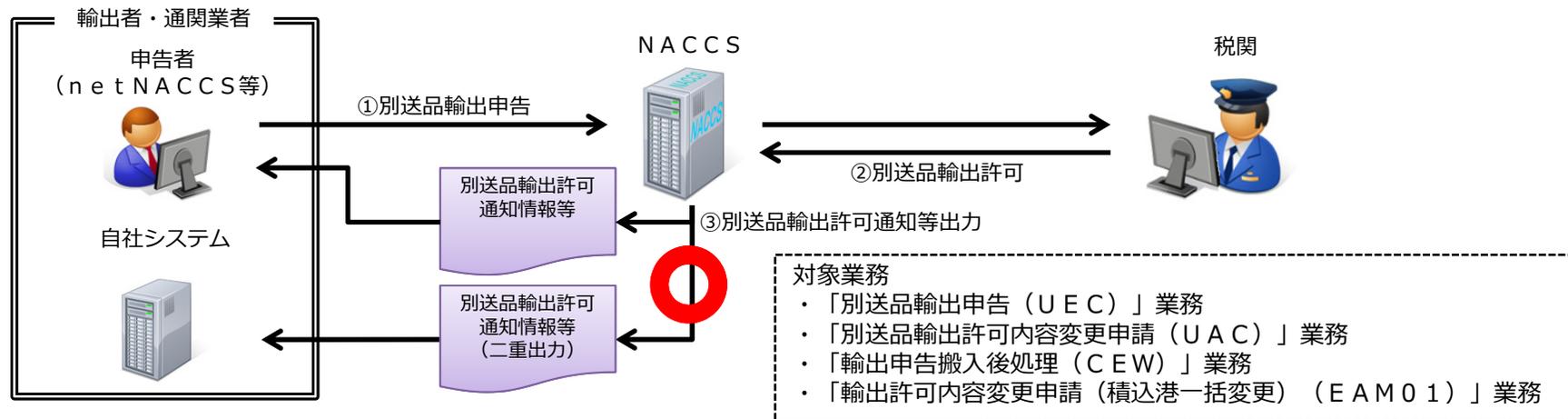
## V 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第15回 WG	基本 IV-6-他	別送品輸出許可通知情報等の二重出力の可能化
----	----------	------------	--------------	-----------------------

- 別送品輸出許可通知情報等についても、二重出力用の出力情報コードを追加する。

### 詳細仕様検討結果

二重出力用の出力情報コードを設定し、申告者の自社システム宛への出力を可能とする。



出力情報	海 上		航 空	
	出力情報コード (既存)	二重出力用出力 情報コード	出力情報コード (既存)	二重出力用出力 情報コード
別送品輸出許可通知情報 (簡易)	SAE1KF	<b>SA<u>Y</u>1KF</b>	AAE1KF	<b>AA<u>Y</u>1KF</b>
別送品輸出許可通知情報 (書類・検査)	SAE2KF	<b>SA<u>Y</u>2KF</b>	AAE2KF	<b>AA<u>Y</u>2KF</b>
別送品輸出許可内容変更通知情報 (簡易)	SAE461	<b>SA<u>Y</u>461</b>	AAE461	<b>AA<u>Y</u>461</b>
別送品輸出許可内容変更通知情報 (書類・検査)	SAE462	<b>SA<u>Y</u>462</b>	AAE462	<b>AA<u>Y</u>462</b>

## V 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第15回 WG	基本 IV-6-他	コンテナ番号のチェック機能の改善
----	----	------------	--------------	------------------

- 「バンニング情報登録（コンテナ単位）（VAN）」業務等において入力されるコンテナ番号に対するチェック機能の実施範囲を拡大する。

### 詳細仕様検討結果

- 「バンニング情報登録（コンテナ単位）（VAN）」・「バンニング情報登録（輸出管理番号単位）（VAE）」業務において誤って12桁を入力した場合でも、先頭4桁が英字のコンテナ番号が入力された場合はISOコンテナ番号チェックを実施する。
- ISOコンテナ番号チェック機能を「バンニング・CY搬入情報登録（VAH）」業務にも実装する。



【現行】  
「CONT12345659」のように11桁までは正しいISOコンテナ番号体系となっているが、桁数が12桁の場合はチェックデジットエラーとならず、ダイアログは表示されない。

【次期】  
先頭4桁が英字かつ12桁入力の場合には一律コンテナチェックを実施するようISOコンテナ番号チェックの処理を変更する。

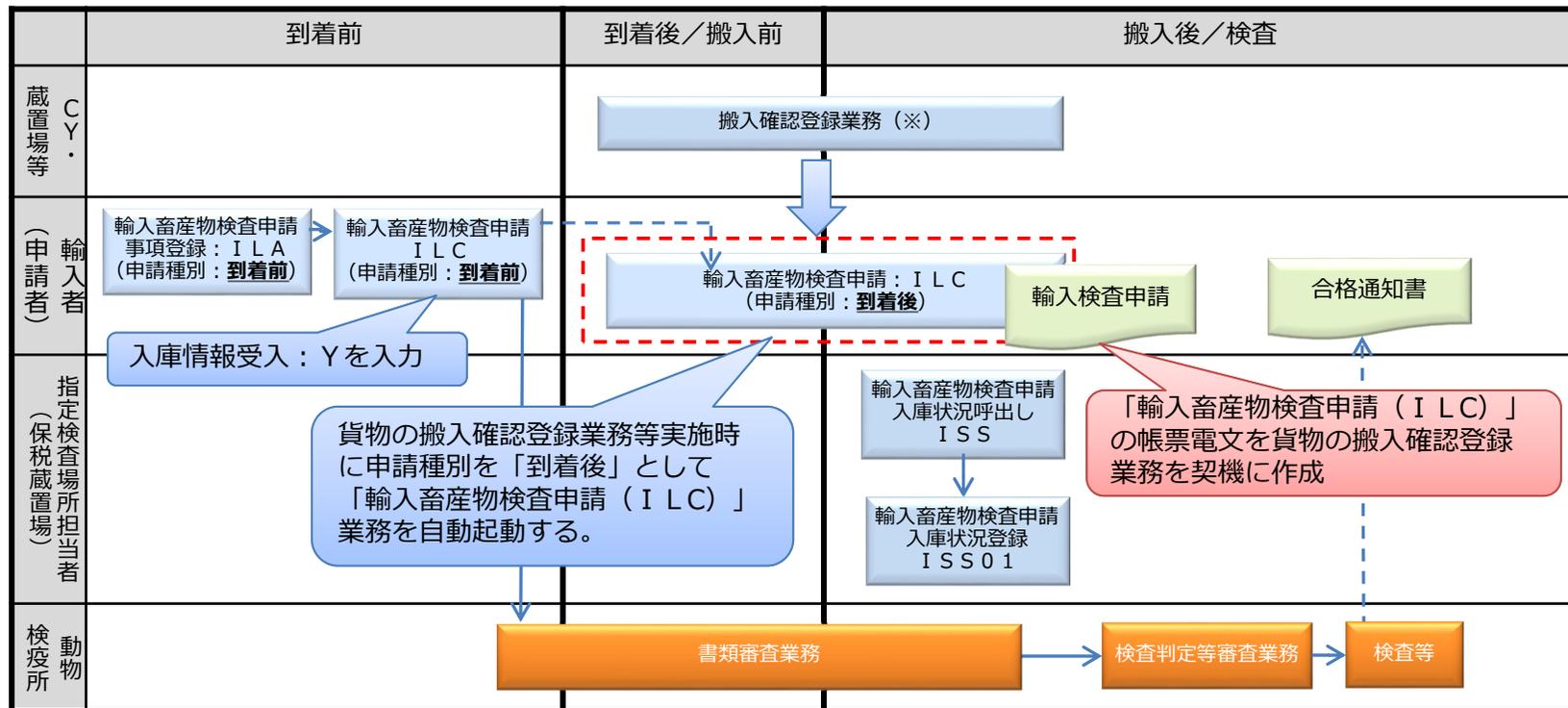
## V 詳細仕様検討結果

動物 検疫	航空 海上	第15回 WG	基本 IV-13	「輸入畜産物検査申請（到着前）」業務における到着後申請の自動起動化（1）
----------	----------	------------	-------------	--------------------------------------

- 「輸入畜産物検査申請（ILC）」業務において貨物到着前申請（入庫情報受入=Y）を行った場合に、貨物の搬入確認登録業務を契機として、貨物到着後申請を自動起動させる機能を追加する。

### 詳細仕様検討結果

「輸入畜産物検査申請（ILC）」業務において、「申請種別：到着前（B）」かつ「入庫情報受入：あり（Y）」が入力されている場合、貨物の搬入確認登録業務実施時に、「申請種別：到着後（A）」として「輸入畜産物検査申請（ILC）」業務を自動起動する。



※輸入畜産物検査申請の自動起動の契機となる代表的な搬入確認登録業務は以下のとおり。

- ① 海上：「船卸確認登録（一括）（PKI）」業務、「船卸確認登録（個別）（PKK）」業務、「CY搬入確認登録（CYA）」業務等
- ② 航空：「貨物確認情報登録（PKG）」業務、「混載貨物確認情報登録（HPK）」業務等

## V 詳細仕様検討結果

動物  
検疫

航空  
海上

第15回  
WG

基本  
IV-13

「輸入畜産物検査申請（到着前）」業務における到着後申請の自動起動化（2）

### 詳細仕様検討結果

【参考】自動起動を利用する場合は、以下の入力を行う。

輸入畜産物検査申請（ILA応答画面（ILC））

ILC 輸入畜産物検査申請

システム識別  
動物検疫関連業務  
入力情報特定番号

添付ファイル  
ファイル名 サイズ

入力項目ガイド  
(1)システムで付与した申請番号を入力  
(2)システムにより輸入畜産物検査申請事項登録を行った申請番号を入力

業務メッセージ  
コード 内容 処置  
COMPLETE

業務固有情報

共通部 納込部

申請番号 HT003460 **申請種別\* B**

共通番号 Y K000016995

申請者氏名 IAACC NAME

申請者住所 IAACC ADDRESS

保管場所 IAD42 SCY-DALIC2 検査希望年月日 20141202

仕出国(地域) AU AUSTRALIA B/L番号 BL BANGO

搭載船(艘)名 TOSA1

搭載地 USLAX LOS ANGELES - CA 取卸港 YOK YOKOHAMA - KANAGAWA

搭載年月日 20141202 到着年月日 20141202

積替地

商標

Aコンテナ・封印 YY **入庫状況確認**

入庫情報受入 **Y**

原申請番号

荷受人コード AA

荷受人住所 AAA AAAA

IAACC901

輸入畜産物検査申請（ILC）

ILC 輸入畜産物検査申請

システム識別  
動物検疫関連業務  
入力情報特定番号

添付ファイル  
ファイル名 サイズ

入力項目ガイド

業務メッセージ  
コード 内容

業務固有情報

申請種別\* B

申請番号 HT003460

Aコンテナ・封印 YY

**入庫状況確認**

**入庫情報受入 Y**

IAACC901

申請種別を「B：到着前」 入庫情報受入を「Y：あり」

※自動起動させるための特別な種別や入力は無い。

輸入畜産物検査申請情報として登録したB/L番号に対して、貨物の搬入確認登録業務が実施された場合には、貨物到着後の申請（申請種別：到着後）として「輸入畜産物検査申請（ILC）」業務が自動起動される。

なお、従来どおり貨物の搬入確認登録業務実施前に手動で貨物到着後の申請（申請種別：到着後）として「輸入畜産物検査申請（ILC）」業務を実施することも可能とする。

# V 詳細仕様検討結果

動物 検疫	航空 海上	第15回 WG	基本 IV-13	「輸入犬等検査申請事項登録（IQA）」業務等の改善（1）
----------	----------	------------	-------------	------------------------------

- 「輸入犬等検査申請事項登録（IQA）」業務等におけるユーザビリティ向上等、業務の改善を実施する。

## 詳細仕様検討結果

### 1. 輸出入犬等業務のユーザービリティ向上対応

- 輸入犬等検査申請及び輸出犬等検査申請について、ユーザビリティを考慮した画面表示とし、画面ごとに保存機能を設ける。
- 犬等の事項登録業務等で入力できる「荷受人住所」及び「荷送人住所」の入力欄を4欄から1欄として登録を行う。

#### ○例 輸入犬等検査申請事項登録（IQA）

変更対象  
業務一覧

業務コード	業務名	業務コード	業務名
IQA	輸入犬等検査申請事項登録	IQC	輸入犬等検査申請
IQA01	輸入犬等検査申請事項登録（試験研究用）	EQA	輸出犬等検査申請事項登録
IQB	輸入犬等検査申請事項呼出し	EQB	輸出犬等検査申請事項呼出し
IQY	輸入犬等検査申請事項呼出し（届出情報利用）		

※IQB業務による「共通管理番号」呼出しや、IQA業務により共通管理番号を要求した場合は、荷受人住所及び荷送人住所の項目は共通項目として補完しない。

# V 詳細仕様検討結果

動物 検疫	航空 海上	第15回 WG	基本 IV-13	「輸入犬等検査申請事項登録（IQA）」業務等の改善（2）
----------	----------	------------	-------------	------------------------------

## 詳細仕様検討結果

### 2. 輸出入犬等業務の狂犬病予防接種欄、抗体検査機関に係る欄の追加

- 「狂犬病予防接種」に関する6～10欄の項目 及び「狂犬病抗体検査情報」に関する「抗体検査2、3」の項目を新規に追加する。

#### ○例 輸入犬等検査申請事項登録（IQA）

**パッケージソフト画面**

**Web 業務画面**

**狂犬病予防接種を5欄追加**

**抗体検査を2欄追加**

#### ➤変更対象業務

業務コード	対象業務
IQA	輸入犬等検査申請事項登録
EQA	輸出犬等検査申請事項登録

#### ➤変更対象帳票（項目追加）

変更対象帳票
狂犬病予防法及び家畜伝染病予防法に基づく 犬の輸入検査申請情報（CAJ023）
狂犬病予防法に基づく動物の輸入検査申請情 報（CAJ024）
犬等の検疫検査結果通知情報 （CAJ029）※輸入
狂犬病予防法及び家畜伝染病予防法に基づく 犬の輸出検査申請情報（CAJ045）
狂犬病予防法に基づく動物の輸出検査申請情 報（CAJ046）
犬等の検疫検査結果通知情報 （CAJ048）※輸出

## V 詳細仕様検討結果

植物  
防疫

航空  
海上

第15回  
WG

基本  
IV-13

「植物等輸入検査申請事項登録（IPA）」業務等の改善（1）

- 「植物等輸入検査申請事項登録（IPA）」業務における卸下（しゃか）場所のコード化 及び 「植物等輸入検査申請（IPC）」業務における検査申請控に申請年月日を出力する機能 を追加する。

### 詳細仕様検討結果

- 「植物等輸入検査申請事項登録（IPA）」業務等に「卸下場所コード」欄を追加し、入力コードに応じた保税地域略称を表示する。  
なお、Web業務では「卸下場所コード」欄及び「検索ボタン」を追加し、「卸下場所コード」を検索できるようにする。

#### ○ 例「植物等輸入検査申請事項登録（IPA）」業務

共通部 繰返部

申請番号\* [ ] - [ ] - [ ]      共通番号 [ ] - [ ]      協会経由  控出力

積載船(機)\* [ ]      入港日\* [ ]      經由港 [ ] - [ ]

輸出港\* [ ] - [ ]

卸下場所 [ ] - [ ]

B/L

荷受人 [ ] - [ ]

住所 [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ]

荷送人\* [ ]

住所\* [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ]

PC番号 [ ]

記事 [ ]

輸出港\* [ ] - [ ]

卸下場所 [ ] - [ ]

B/L

卸下場所コード（5 byte）欄の追加

現行と同様に自由入力可能

「植物等輸入検査申請事項呼出し（IPB）」業務で  
共通管理番号呼出しを行った場合には、「卸下場所  
コード」欄に保税地域コードを補完する。

「卸下場所コード」欄の追加により、  
変更対象となる業務は以下のとおり。

業務コード	業務名称
IPA	植物等輸入検査申請事項登録
IPB	植物等輸入検査申請事項呼出し
IPC	植物等輸入検査申請
IIP	植物等輸入検査現況照会
SWA	シングルウィンドウ輸入申告事項登録

# V 詳細仕様検討結果

植物 防疫	航空 海上	第15回 WG	基本 IV-13	「植物等輸入検査申請事項登録（IPA）」業務等の改善（2）
----------	----------	------------	-------------	-------------------------------

## 詳細仕様検討結果

2. 「植物、輸入禁止品等輸入検査申請控情報（CHA005）」に電文受信日時（NACCSセンターサーバで処理要求を受け付けた日時）を申請年月日として「y y y m m d d」の形式で表示する。

1 / 2



XXXXXXXXXX1XXXXXE

植物、輸入禁止品等輸入検査申請控 XXXXXXXXXE

下記の通り輸入いたしたいので検査を申請いたします。

住所 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX4XXXXXXXXX5XXXXXXXXX6XXXXXXXXX7XXXXE  
 氏名 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX4XXXXXXXXX5XXXXXXXXXE

植物防疫官殿

申請NO	XXXXXXXXXX1XXXXXE	申請年月日	XXXXXXXXXE
共通管理NO	XXXXXXXXXE	B/L (AWB)	XXXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE 協会 X
積載船(機)名	XXXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE	輸出港名	XXXXE - XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXE
入港年月日	XXXXXXXXXE	経由港名	XXXXE - XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXE

荷送人住所 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX3XXXXE  
 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX3XXXXE  
 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX3XXXXE  
 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX3XXXXE

荷送人氏名 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX5XXXXXXXXX6XXXXXXXXXE  
 荷受人住所 XXXXXXXXXXXXXXXE  
 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX3XXXXE  
 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX3XXXXE

荷受人氏名 XXXXXXXXXXXXE  
 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX4XXXXXXXXX5XXXXXXXXX6XXXXXXXXXE

新たに「申請年月日」を帳票出力項目に追加する。

## V 詳細仕様検討結果

植物  
防疫

航空  
海上

第15回  
WG

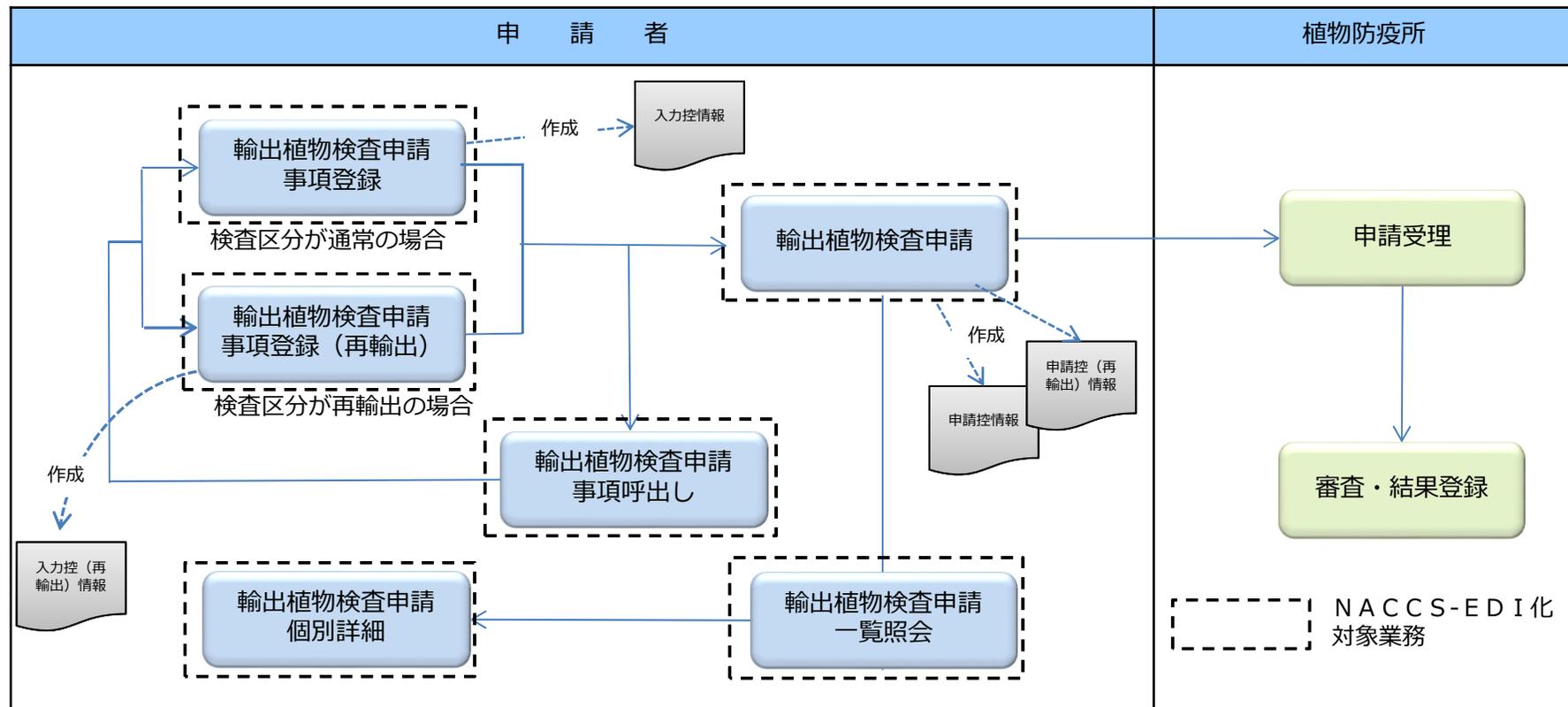
基本  
IV-13

輸出植物検査申請業務等のNACCS-EDI化

- ・ 輸出植物の検査申請業務についてNACCS-EDI業務も提供し、NACCS端末や自社システムからの業務を実施可能とする。

### 詳細仕様検討結果

現在、Web業務にて提供している輸出植物の検査申請業務について、NACCS-EDI業務も提供する。対象業務は、下図破線で囲まれている業務とする。



## V 詳細仕様検討結果

食品 検疫	航空 海上	第15回 第16回 WG	基本 IV-13	食品等輸入届出事項登録（I F A）業務等の改善（1）
----------	----------	-----------------	-------------	-----------------------------

- ・ 食品等輸入届出事項登録（I F A）業務等の改善を実施する。

### 詳細仕様検討結果

食品等輸入届出事項登録（I F A）業務等について以下の改善等を実施する。

1. I F A 業務等の事項登録業務における「品目名」、「原材料・材質名」、「添加物・成分名」、「製造方法名」の各欄を英名から和名出力に変更する。
2. 事項登録業務等の「原材料・材質コード」「原材料・材質名」「添加物コード」「添加物・成分名」の欄数を15欄から拡張する。  
なお、「原材料・材質コード」「原材料・材質名」「添加物・成分コード」「添加物・成分名」が15欄を超えた場合は、超過分は新たに「入力控別紙」を作成し出力する。
3. 事項登録業務等の「原材料・材質名」「製造方法名」の各欄を画面出力項目から画面入力項目に変更する。「原材料・材質コード」、「製造加工方法コード」にバスケットコードを入力した場合に補完入力を可能とする。なお、入力控に出力する際は、画面に入力した内容を出力する。
4. 事項登録業務等における画面入力項目及び画面/帳票出力項目として「商品名・ブランド名」欄を新たに追加する。
5. 事項登録業務等における「試験成績書有無」、「コレラ証明書有無」の各欄を削除する。
6. 事項登録業務等における「継続」欄に「初回」、「継続」、「更新」の区別を入力できるように変更する。

# V 詳細仕様検討結果

## 詳細仕様検討結果

食品等輸入届出事項登録（IFA）業務等における、前記6項目の改善内容イメージは下記のとおりである。

- ⑤ 「継続」欄に初回輸入、継続、更新の区別を入力するように変更する
- ⑥ 試験成績書有無及びコレラ証明書有無の入力項目を削除し、遺伝子組換えの種類を衛生証明書番号の右に移動する。

- ① 品目名、原材料・材質名、添加物・成分名、製造方法名を英名から和名出力に変更
- ② 原材料コード、原材料名、添加物コード、添加物名を拡張。「入力控別紙」を新規作成し、原材料・材質コード、原材料・材質名、添加物コード、添加物・成分名が15欄を超えた場合に出力
- ③ 原材料・材質名、製造方法名を入力項目に変更。原材料・材質コード、製造加工方法コードがバスケットコードの時は入力
- ④ 商品名・ブランド名を追加

## V 詳細仕様検討結果

食品 検疫	航空 海上	第15回 第16回 WG	基本 IV-13	食品等輸入届出事項登録（I F A）業務等の改善（3）
----------	----------	-----------------	-------------	-----------------------------

### 詳細仕様検討結果

#### 1. 変更対象業務

項番	業務コード	業 務 名 称
1	I F A	食品等輸入届出事項登録
2	I F B	食品等輸入届出事項呼出し
3	I F C	食品等輸入届出
4	I F D	食品等輸入届出変更事項呼出し
5	I F A 0 1	食品等輸入届出変更事項登録
6	I F E	食品等輸入届出変更
7	I F G / I F G 0 1	事前届出搬入連絡
8	S W A	シングルウィンドウ輸入申告事項登録
9	I I F	食品等輸入届出情報照会
10	R I F	食品等輸入届出控再出力

#### 2. 変更対象帳票

項番	出力情報コード	帳 票 名 称
1	C A G 0 0 1	食品等輸入届出事項登録入力控情報
2	C A G 0 0 4	食品等輸入届出控情報
3	C A G 0 0 6	食品等輸入届出変更事項登録入力控情報
4	C A G 0 0 8	食品等輸入届出変更控情報
5	C A G 0 1 2	食品等輸入届出控再出力情報

## V 詳細仕様検討結果

動物  
検疫

航空  
海上

第16回  
WG

基本  
IV-13

「輸出畜産物検査申請事項登録（EMA）」業務における検査実績等の入力

- 輸出検査申請された畜産物が、初めて申請された品目（初回）か、輸出検査実績がある品目（実績）かについて、「輸出畜産物検査申請事項登録（EMA）」業務に入力項目を設ける。

### 詳細仕様検討結果

「輸出畜産物検査申請事項登録（EMA）」業務に「初回」及び「実績」の入力欄を設ける。

The screenshot shows a software window titled "EMA 輸出畜産物検査申請事項登録". The form contains several input fields. A red dashed box highlights the "初回" (Initial) and "実績" (Actual) fields. A red callout box points to these fields with the following text:

輸出実績がない品目の場合は、「初回」欄に「Y」を入力する。輸出実績がある品目の場合は、「実績」欄に直近の輸出実績の申請番号等を入力する。

※実績への入力内容等、運用の詳細については動物検疫所にて検討中。

➤ 変更対象業務

業務コード	対象業務
EMA	輸出畜産物検査申請事項登録
EMB	輸出畜産物検査申請事項呼出し
EMC	輸出畜産物検査申請
EIM	輸出畜産物検査申請情報照会

## V 詳細仕様検討結果

食品  
検査

航空  
海上

第16回  
WG

基本  
IV-13

食品等輸入届出業務等における「添付書類の有無」欄の追加

- 「食品等輸入届出（IFC）」業務及び「食品等輸入届出変更（IFE）」業務に添付書類の有無欄を追加する。

### 詳細仕様検討結果

食品等輸入届出業務等において添付ファイルの送付が可能となることから、別途で書面の書類が提出されるか否かを確認できるようにコンボボックスを新たに追加する。

(食品等輸入届出／食品等輸入届出変更画面)

「郵送、FAXまたは窓口への持ち込みにより添付書類を提出する」の有無を入力するためのコンボボックスを追加する。

「食品等輸入届出変更事項登録（IFA01）」業務からの応答時（食品等輸入届出変更）は、登録されている値をもとに出力する。

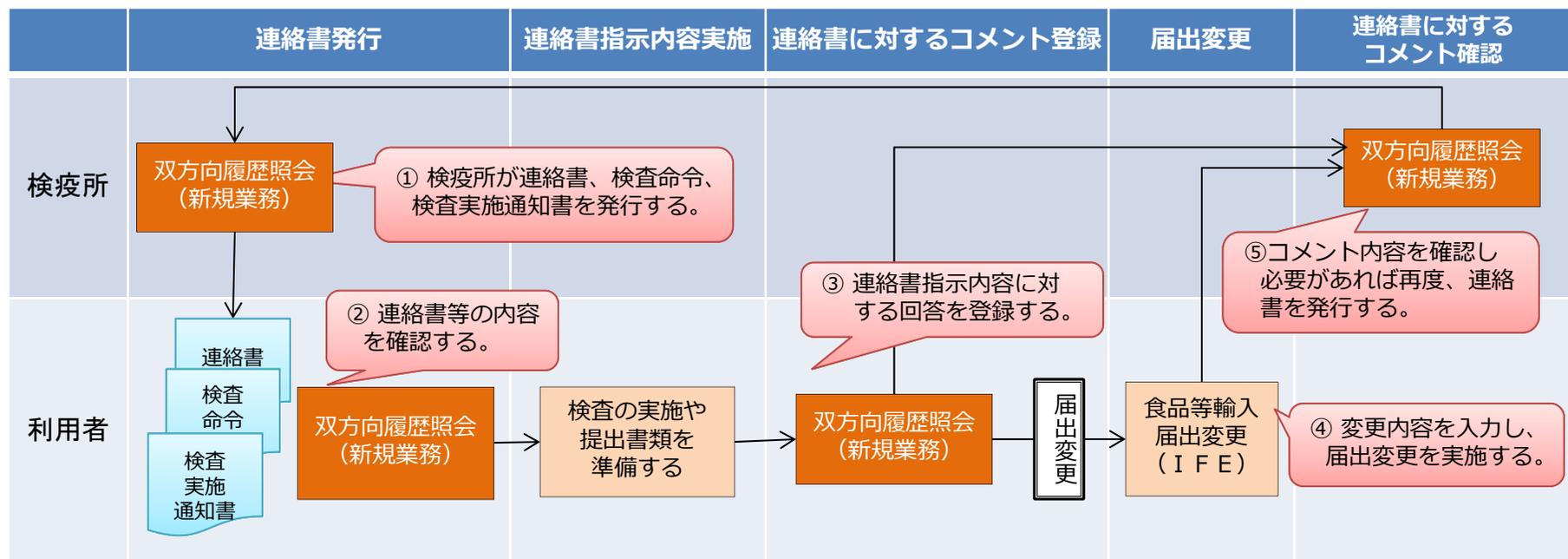
## V 詳細仕様検討結果

食品 検疫	航空 海上	第16回 WG	基本 IV-13	連絡書に対する民間利用者からの返答機能（食品届出関係）（1）
----------	----------	------------	-------------	--------------------------------

- ・ 検疫所から利用者に対し発行する連絡書に対して、利用者がNACCSにより返答（連絡）できる機能を提供する。

### 詳細仕様検討結果

検疫所が発行する連絡書に対して利用者がコメントを返答（連絡）できる業務を新規追加する。



➤ 変更対象業務

業務コード	業務名称
IFE	食品等輸入届出変更
CFH/CFH01	双方向履歴照会 【新設】

➤ 変更対象帳票

出力情報コード	帳票名称
CAG015	検査実施通知書情報
CAG016	連絡書情報

## V 詳細仕様検討結果

食品  
検疫

航空  
海上

第16回  
WG

基本  
IV-13

連絡書に対する民間利用者からの返答機能（食品届出関係）（2）

### 詳細仕様検討結果

#### 1. 双方向履歴照会の画面イメージ

双方向履歴照会呼出し【新設】

届出番号

連絡書に対する返答をするために、該当の届出番号を入力する。  
※ 全ての欄が事前審査終了又は全ての欄の届出済証が発行された場合は、呼出しできない。

双方向履歴照会【新設】

コメントを入力し、送信する。

検疫所のコメントなのか連絡担当者（民間業者）のコメントなのかわかる。

届出番号 13000200640 欄番号

連絡内容特記事項

日時	連絡者	連絡内容	連絡内容特記事項
1 2014/11/11 17:16:01	東京検疫所担当者 A	連絡	届出事項について確認する必要がありますので検疫所担当官まで連絡して下さい。全欄ごまの原産国について備考欄へ入力願います。
2			
3			

検疫所名又は連絡担当者を出力

連絡日時の新しいものから上位に出力する。  
最大出力件数は140件とし、新しいものから140件まで出力する。

応答時に、入力したコメントが出力される。

# V 詳細仕様検討結果

食品  
検疫

航空  
海上

第16回  
WG

基本  
IV-13

連絡書に対する民間利用者からの返答機能（食品届出関係）（3）

## 詳細仕様検討結果

### 2. 食品等輸入届出変更（IFE）の変更イメージ

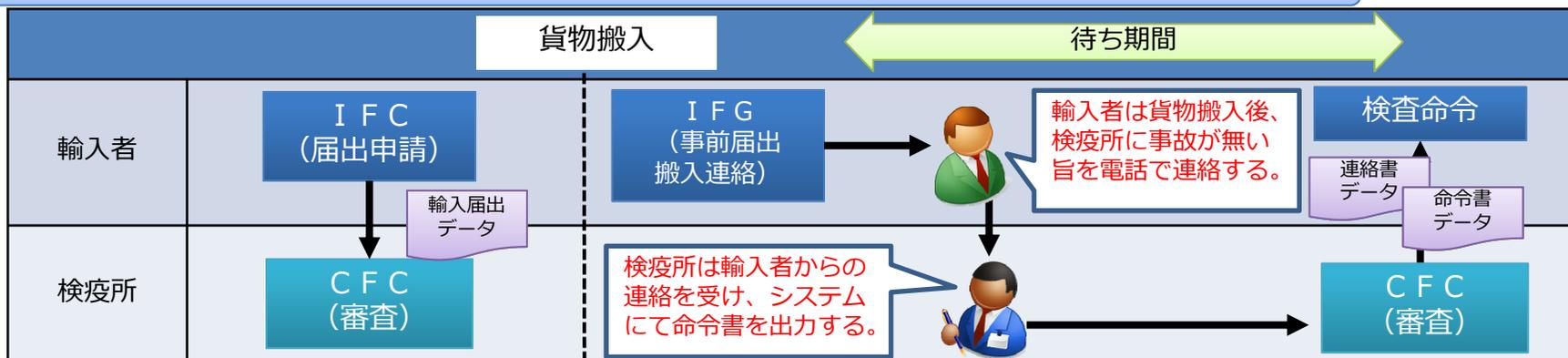
## V 詳細仕様検討結果

食品 検疫	航空 海上	第16回 WG	基本 IV-13	「事前届出搬入連絡（I F G）」業務後の検査命令書の自動発行
----------	----------	------------	-------------	---------------------------------

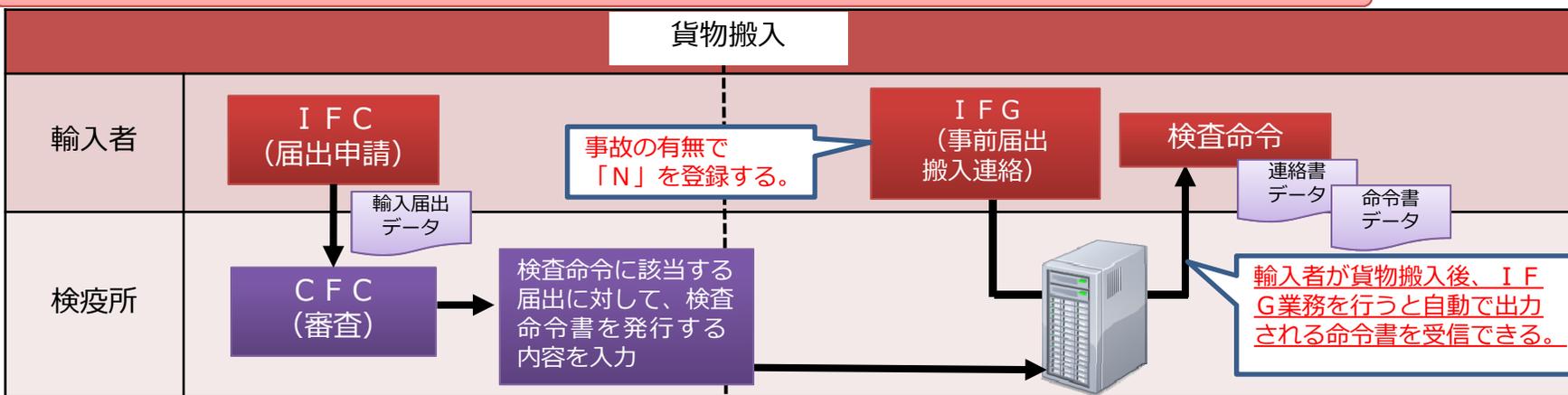
- 事前届出の検査命令について、搬入確定（I F G）後に自動で発行するように変更する。

### 詳細仕様検討結果

【現行】搬入後に輸入者が検疫所に命令書を発行するように連絡をする。



【次期】搬入後に輸入者が I F G 業務を行うことで、自動発行された命令書を受信できる。



## V 詳細仕様検討結果

医薬 医療	航空 海上	第16回 第17回 WG	基本 IV-13	医薬品医療機器等輸出入手続き業務に係る改善要望に基づく変更（1）
----------	----------	-----------------	-------------	----------------------------------

- ・ 医薬品医療機器等輸出入手続き業務について改善要望を踏まえて必要な見直しを実施する。

### 詳細仕様検討結果

項番	検討項目	変更要望	次期仕様
1	医薬業務における電子メール通知機能の追加	届出等を行った際や、届出等が受理／不受理となった際、電子メールで通知してほしい。なお、電子メール通知先は複数設定することが可能で、「常に通知する先」と「届出ごとに個別通知する先」を分けて登録したい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 届出者が常に通知する先のメールアドレスを登録する業務を新設する。</li> <li>② 事項登録業務に個別に通知する先のメールアドレス入力欄を追加する。</li> <li>③ 届出系業務や確認系業務において、登録されたメールアドレス宛に、届出された旨や確認完了した旨の電子メールを送信する。</li> </ul>
2	委託関係登録業務の新設	輸入報告を代理申請する場合に添付する委任状について、同じ委任状を何度も添付しなくていいように改善してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 委託先利用者が委託関係を登録する業務を新設する。</li> <li>② 官利用者が委託関係の登録内容を確認する業務を新設する。</li> <li>③ 委託関係テーブルの登録内容とPOA業務の入力内容の整合性を確認する。</li> </ul>
3	利用者情報登録の改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 項目「営業所等名称」の桁数が日本語15文字であり不足しているので増やしてほしい。</li> <li>② 主たる機能を有する事務所の名称・住所を記載する欄が無いので設けてほしい。</li> <li>③ 備考を記載する欄を設けてほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 項目「営業所等名称」の桁数を日本語30文字にする。</li> <li>② 項目「主たる機能を有する事務所又は製造所名称」「主たる機能を有する事務所又は製造所所在地」を新設する。</li> <li>③ 項目「備考」を新設する。</li> </ul>
4	官側の確認中状況の追加	届出者が官側で確認業務を開始した状況を確認できるようにしてほしい。	確認業務実施前の届出状況に「確認中」の種別を表示させるようにする。
5	一覧照会業務に届出者名の出力	一覧照会で「届出者名」を確認したい。	医薬品医療機器等一覧照会情報に「届出者名」を出力する。

## V 詳細仕様検討結果

医薬医療	航空海上	第16回 第17回 WG	基本 IV-13	医薬品医療機器等輸入手続き業務に係る改善要望に基づく変更（2）
------	------	-----------------	-------------	---------------------------------

### 詳細仕様検討結果

項番	検討項目	変更要望	次期仕様
6	項目・画面構成の見直し	輸入報告事項登録業務については「臨床試験計画書」「試験研究計画書」「訓練計画書」「商品説明書」等の別添様式について、輸入の目的ごとに添付必須となる様式の種類が異なることから、利用者が輸入の目的による必要な入力内容がわかるように画面構成等を見直してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 輸入の目的ごとに添付必須となる様式を「種別（画面コード）」で制御する。それに伴い、入力が必要な項目のみとなるように、画面構成を見直す。</li> <li>② 何を入力すればよいか分かるように、入力ガイド、エラーメッセージの文言を見直す。</li> </ul>
7	代行業者の単独申請	輸入報告を代理申請する場合に、NACCS利用者ではない委託元利用者の代行申請も可能としてほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 単独の代行申請（委託元利用者が利用者情報登録を行っていない場合の代行申請）を表すフラグ項目を追加する。</li> <li>② 単独の代行申請の場合は、通常は委託元利用者コードから補完している項目を、手入力可能とする。</li> </ul>
8	体外診断用医薬品の追加	法改正後の輸入報告書様式に合わせて、輸入報告の「品目の別」に「体外診断用医薬品」を追加してほしい。	輸入報告業務の「品目の別」に「体外診断用医薬品」を追加する。
9	通知事項欄の利便性向上	通知事項欄の文字数を増やしてほしい。	998byte（全角499文字）の通知事項欄を1欄設ける。

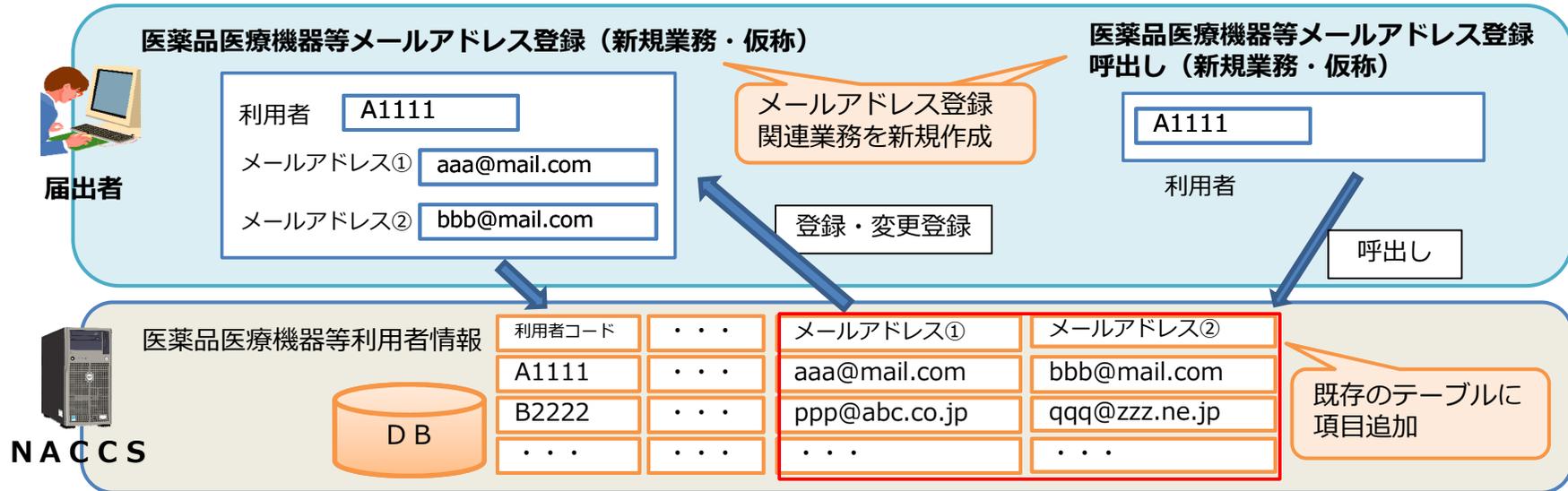
# V 詳細仕様検討結果

医薬医療	航空海上	第16回 第17回	WG	基本 IV-13	医薬品医療機器等輸入手続き業務に係る改善要望に基づく変更（3）
------	------	--------------	----	-------------	---------------------------------

## 詳細仕様検討結果

検討項番 1. NACCS 端末を持たない関係者に向けて、届出を行ったことや確認が完了したことを通知するため、電子メールによる通知機能を追加する。

(1) 常時通知先メールアドレスの登録・変更イメージ



① メールアドレス登録の対象業務

区分	登録業務
常時通知先	医薬品医療機器等メールアドレス登録（新規・仮称）
個別通知先	医薬品医療機器等輸入届出事項登録（PGA） 医薬品医療機器等輸入変更届出確認（PGM01） 医薬品医療機器等輸出用届出事項登録（PTA） 医薬品医療機器等輸出用変更届出確認（PTM01） 医薬品医療機器等輸入報告事項登録（POA）

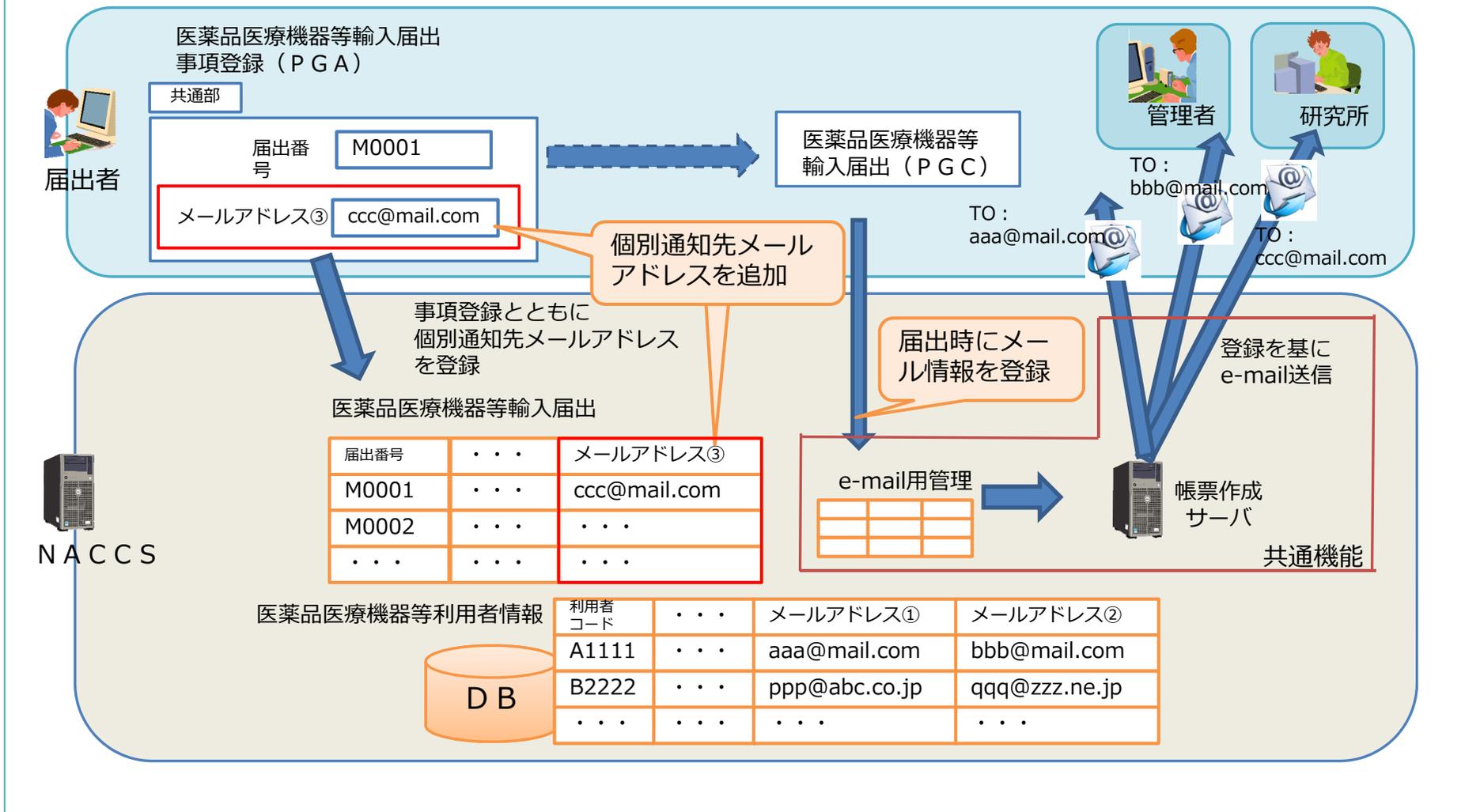
② メール送信の対象業務

メール送信業務
医薬品医療機器等輸入届出（PGC） 医薬品医療機器等輸入変更届出（PGM02） 医薬品医療機器等輸出用届出（PTC） 医薬品医療機器等輸出用変更届出（PTM02） 医薬品医療機器等輸入報告（POC）
医薬品医療機器等輸入届出確認（PGK01） 医薬品医療機器等輸出用届出確認（PTK01） 医薬品医療機器等輸入報告確認（POK01）

# V 詳細仕様検討結果

## 詳細仕様検討結果

(2) 個別通知先メールアドレスの登録とメール送信（輸入届出時の例）

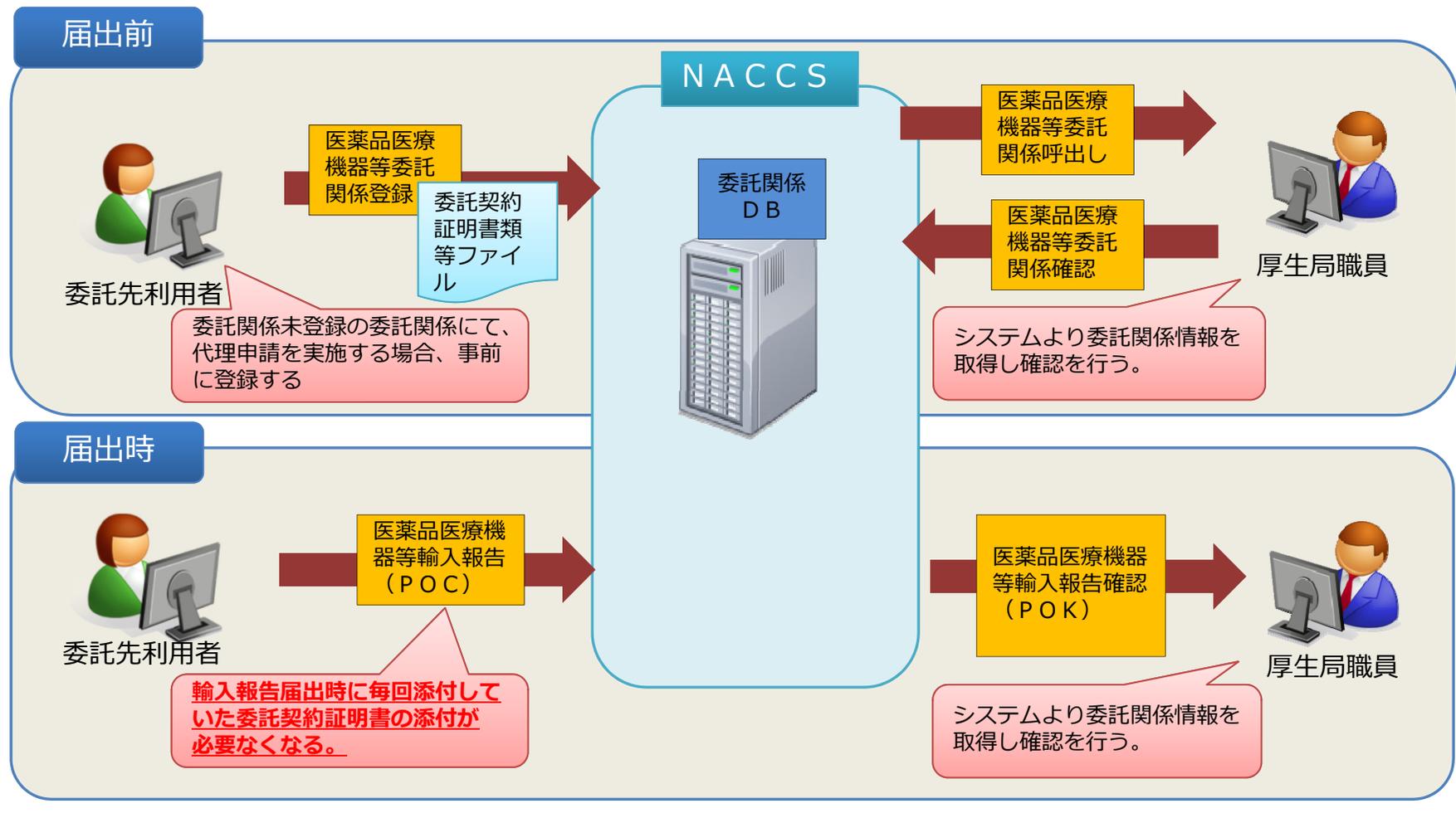


## V 詳細仕様検討結果

医薬医療	航空海上	第16回 WG 第17回	基本 IV-13	医薬品医療機器等輸入手続き業務に係る改善要望に基づく変更（5）
------	------	-----------------	----------	---------------------------------

### 詳細仕様検討結果

検討項番 2. 輸入報告業務で委託契約関係を管理する委託先利用者が委託関係を登録する業務を新設する。官利用者は委託関係の登録内容を参照する業務（新設）を利用して委託関係を確認する。

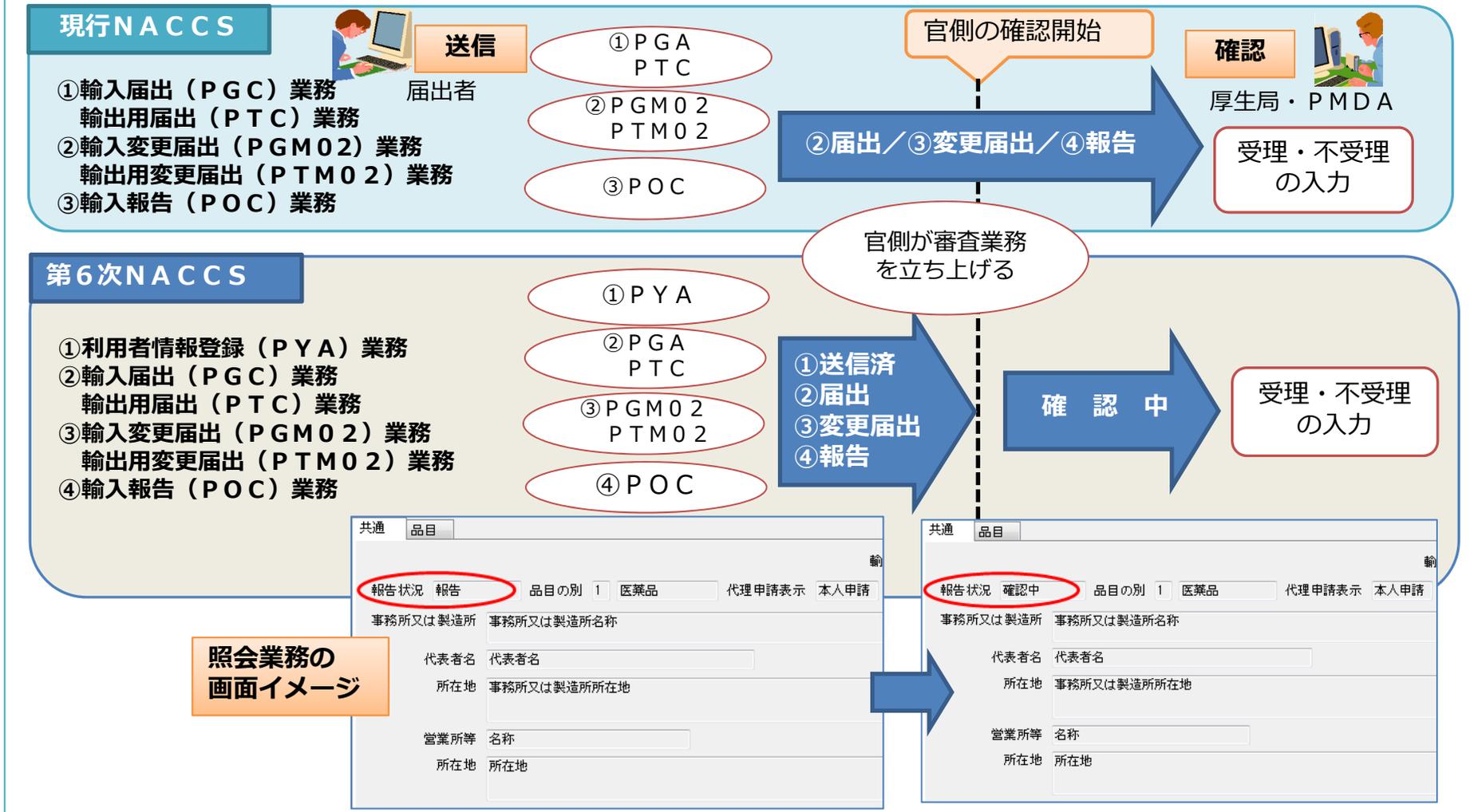


# V 詳細仕様検討結果

医薬医療	航空海上	第16回 第17回 WG	基本 IV-13	医薬品医療機器等輸入手続き業務に係る改善要望に基づく変更（6）
------	------	-----------------	-------------	---------------------------------

## 詳細仕様検討結果

検討項番 4. 届出者が官側で確認業務を開始したことを確認可能とするため、届出状況に「確認中」の種別を表示させる。



## V 詳細仕様検討結果

医薬 医療	航空 海上	第16回 第17回 WG	基本 IV-13	医薬品医療機器等輸入手続き業務に係る改善要望に基づく変更（7）
----------	----------	-----------------	-------------	---------------------------------

### 詳細仕様検討結果

検討項番6. 輸入の目的ごとに添付必須となる様式（下表参照）を「種別（画面コード）」で制御する仕様に変更する。  
それに併せて、入力が必要な項目のみとなるように、画面構成についても見直しを実施する。

	種別	輸入報告書	臨床試験計画書	試験研究計画書 訓練計画書	商品説明書 (個人・医師用 医薬品)	商品説明書 (個人・医師用 医薬品以外)	再輸入品 ・返送品用
1：治療（企業）用 2：臨床試験（医師）用	R I N	○	○				
3：試験研究・社内見本用（試験研究） 4：社員訓練用	S K K	○		○			
3：試験研究・社内見本用（社内見本） 5：展示品 6：個人用（医薬品以外） 7：医療従事者個人用（医薬品以外） 9：自家消費用	S H A	○				○	
6：個人用（医薬品） 7：医療従事者個人用（医薬品）	S H B	○			○		
8：再輸入品・返送品用	K Y N	○					○
10：治療（企業）用+試験研究用	C H S	○	○	○			

## V 詳細仕様検討結果

医薬  
医療

航空  
海上

第16回  
第17回 WG

基本  
IV-13

医薬品医療機器等輸入手続き業務に係る改善要望に基づく変更（8）

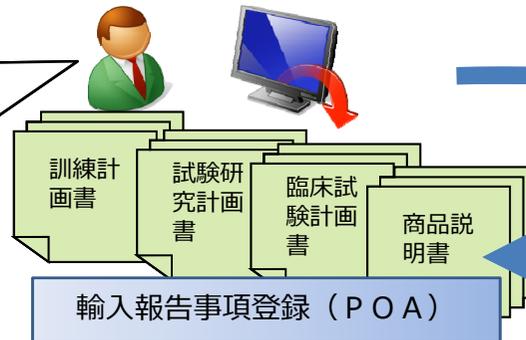
### 詳細仕様検討結果

#### 検討項番 6（続き）

##### 現 行

「臨床試験計画書」「試験研究計画書」「訓練計画書」「商品説明書」等のすべての別添様式が輸入の目的に係らず、輸入報告事項登録業務画面に表示されている。

医薬品を展示品の目的で輸入したい場合、必要ない入力項目が表示されるので何を入力すればよいかわからない。



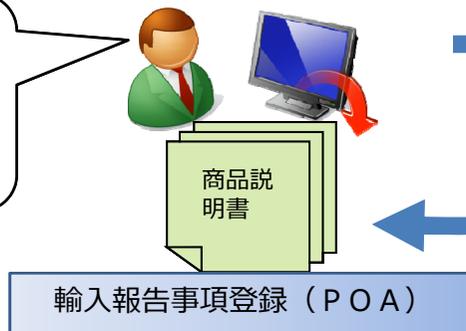
NACCS

業務コード「POA」から  
1種類のPOA業務画面を表示

##### 次 期

輸入の目的ごとに添付必須となる様式を「種別（画面コード）」で制御する。共通部分も必要な項目のみになるように画面構成を精査し、入力ガイドも見直す。

医薬品を展示品の目的で輸入したい場合、表示された画面の項目のみ入力すれば良い。



医薬品の展示品目的は  
商品説明書の記載が必要



NACCS

業務コード「POA」と種別から  
最適なPOA業務画面を選定して表示

# V 詳細仕様検討結果

医薬 医療	航空 海上	第16回 第17回	WG	基本 IV-13	医薬品医療機器等輸入手続き業務に係る改善要望に基づく変更（9）
----------	----------	--------------	----	-------------	---------------------------------

## 詳細仕様検討結果

検討項番 6・7・8

The screenshot shows the NACCS software interface. On the left, a dropdown menu for '種別' (Type) is open, showing options: 'CHR (治療(企業)用)', 'CHR (治療(企業)用)', 'RIN (臨床試験(医師)用)', and 'SKK (社内研究用)'. A red circle highlights this menu, with an arrow pointing to the main form. The main form is titled '医薬品医療機器等輸入報告事項登録情報' and contains various input fields and checkboxes. A red circle highlights the '品目の別' (Product Category) dropdown menu, which is currently set to '計画書' (Plan). Another red circle highlights the '代理申請者' (Agent) section, which includes fields for name, address, and phone number. A third red circle highlights the '輸入の目的' (Purpose of Importation) section, which includes checkboxes for '製造販売' (Manufacturing and Sales), '製造業' (Manufacturing), '毒物' (Poison), '治験(企業)用' (Clinical Trial for Enterprise), '臨床試験(医師)用' (Clinical Trial for Doctor), '社員訓練用' (Employee Training), '異業用' (Other Industry), '個人用' (Personal), '再輸入品・返送品用' (Re-imported/Returned Goods), and '自家消費用' (Self-consumption).

「品目の別」に「体外診断用医薬品」を追加する。

輸入の目的ごとに添付必須となる様式を「種別（画面コード）」で制御することで、入力が必要な項目のみPOA業務で表示される。

NACCS利用者ではない委託元利用者の代行申請も可能とし、入力項目を追加する。

# V 詳細仕様検討結果

植物防疫	航空海上	第17回WG	基本IV-13	植物等輸入検査業務における木材検疫要綱「認可証明書」の交付
------	------	--------	---------	-------------------------------

- 木材の輸入検査を行った場合、認可証明書には「下記植物等は、植物防疫法による輸入検査を終了し、輸入認可したことを証明する。」の固定文言を表示しているが、木材検疫要綱に適した「認可証明書」に変更する。

## 詳細仕様検討結果

木材の輸入検査を行った場合、木材検疫要綱に基づく文言を表示する。（植物輸入認可証明書情報（CAH014））

植物輸入認可証明書

10XXXXXXXX  
3 X X 5XXXX

申請番号 16XXXXXXXXXXXXX 申請者 38XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX  
 共通管理番号 10XXXXXXXX 22XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX  
 B/L番号 35XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX 申請年月日 10XXXXXXXX  
 植物輸入認可証明書発行年月日 10XXXXXXXX  
 1 6 X X X X X X X X X X X X X X X X  
 植物防疫官 1 0 X X X X X X X X X X

下記植物等は、植物防疫法による輸入検査を終了し、輸入認可したことを証明する。

積載船(機)名 35XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX 輸送方法の区別 7 X X X  
 検査年月日 10XXXXXXXX

荷送人住所 35XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX  
 35XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX  
 35XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX  
 35XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

荷送人氏名 70XX  
 荷受人住所 15XXXXXXXXXXXX  
 35XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX  
 35XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

荷受人氏名 70XX  
 認可条件 85XX  
 3 5 X  
 3 5 X  
 3 5 X  
 3 5 X  
 3 5 X

2X 種類・名称 40XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX  
 ブランド・品種名 15XXXXXXXXXXXX 細数 10XXXXXXXX 2X 数量 12XXXXXXXX 4XXX

---

2X 種類・名称 40XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX  
 ブランド・品種名 15XXXXXXXXXXXX 細数 10XXXXXXXX 2X 数量 12XXXXXXXX 4XXX

2X 種類・名称 40XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX  
 ブランド・品種名 15XXXXXXXXXXXX 細数 10XXXXXXXX 2X 数量 12XXXXXXXX 4XXX

3 X X

現状は左記の文言が表示されるが、次期では、木材の輸入検査を行った場合、木材検疫要綱に基づき、「下記木材は、輸入認可したことを証明する。（仮）」の文言を表示するように変更する。  
 （植物防疫所職員が行う、結果登録業務の検査類別（通常検査、隔離、木材検疫要綱等）で選択した内容に応じて適切な文言を表示する。なお、検査類別に応じた出力文言が異なる場合には複数の帳票を出力することとする。）

## V 詳細仕様検討結果

検疫 (人)	航空	第17回 WG	基本 IV-13	「検疫前通報 (G I A 0 1)」業務等にかかる改善 (1)
-----------	----	------------	-------------	----------------------------------

- 「検疫前通報 (G I A 0 1)」業務等にかかる改善を実施する。

### 詳細仕様検討結果

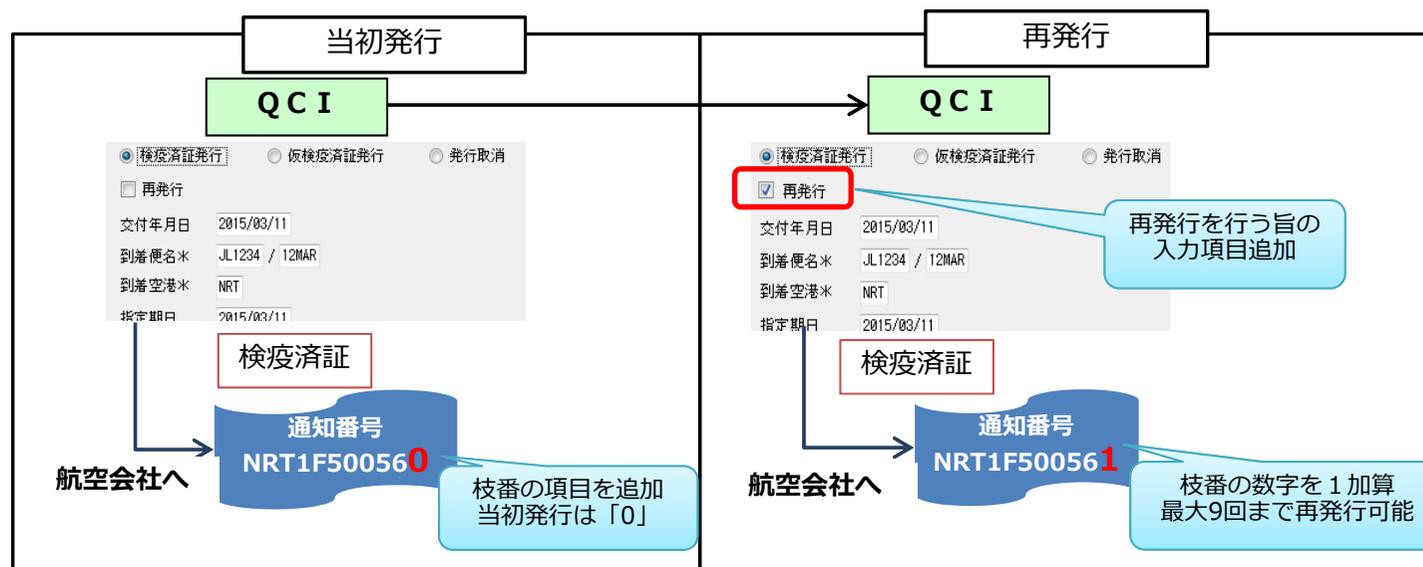
- 「検疫済証発行 (Q C I)」業務にて同一の検疫所通知番号で検疫済証等が再発行できるように変更する。

#### 次期

現状、「検疫済証発行 (Q C I)」業務による検疫済証又は仮検疫済証の再発行は、取消後、再度、別検疫所通知番号で発行する必要がある。次期では、当初と同一の検疫所通知番号で検疫済証等が再発行できるように変更する。

#### 前提条件

- 再発行であるか否かを判定するため、「検疫済証発行 (Q C I)」業務に再発行項目を追加する。
- 発行回数を表す枝番項目を追加し、帳票に出力する。(照会業務では参照不可)
- 発行取消後の再発行は現行どおりとし、通知番号を新たに払い出す。



# V 詳細仕様検討結果

検疫 (人)	航空	第17回 WG	基本 IV-13	「検疫前通報 (G I A 0 1)」業務等にかかる改善 (2)
--------	----	---------	----------	----------------------------------

## 詳細仕様検討結果

2. 「検疫前通報 (G I A 0 1)」業務の「記事欄」について、日本語入力を可能とし、桁数も拡大することにより、詳細情報を入力できるようにする。ただし、「入港届 (G I R 0 1)」業務の記事欄と「桁数」及び「属性」が異なることになるため、本業務で入力した「記事欄」の内容については、「入港届呼出し (G I R)」業務で呼出しをしないように併せて変更する。

### 次期イメージ

処理区分\*

所有者又は運航者  航空機登録番号  国籍

航空会社名称

到着便名\*  /

共同運航到着便名  
 /   /   /   /

出発前寄港  寄港 出発年月日・時刻  /  -  :  :

↓

出発空港  出発年月日・時刻  /  -  :  :

↓

到着空港\*  到着年月日・時刻  /  -  :  :

航空機識別

乗組員人数

上陸旅客数

機長名若しくは代

記事欄

感染性のもにかかっていると認められる者の有無  人数

航行中の死者の有無  人数

検疫区域に到着する予定年月日・時刻  /  -  :  :

記事欄：  
 現行：半角英数字70ケタのため、患者の詳細情報の入力が困難  
 次期：①日本語入力を可能とする  
 ②日本語70文字、半角英数字140桁まで入力可能とする

<AIR/IMP>		検疫前通報 NOTIFICATION (BEFORE ARRIVING)	
OWNER OR OPERATOR: XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXE		DATE: XXXXXXXX1XXXXE	
MARKS OF NATIONALITY AND REGISTRATION: XXXXXXXXE		FLIGHT NO: XXXXE/XXXXE	
DEPARTURE FROM: XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXE			
ARRIVAL AT: XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXE			
CODE SHARE FLIGHT NO			
XXXXXE/XXXXE	XXXXXE/XXXXE	XXXXXE/XXXXE	XXXXXE/XXXXE
XXXXXE/XXXXE	XXXXXE/XXXXE	XXXXXE/XXXXE	XXXXXE/XXXXE
PLACE		NUMBER OF PASSENGERS ON THIS STAGE	
XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXE	XXXXXXXX1E	XX:XE	DEPARTURE PLACE: EMBARKING
XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXE	XXXXXXXX1E	XX:XE	THROUGH ON SAME FLIGHT
XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXE	XXXXXXXX1E	XX:XE	ARRIVAL PLACE: DISSEMBARKING
XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXE	XXXXXXXX1E	XX:XE	THROUGH ON SAME FLIGHT
FOR OFFICIAL USE ONLY			
XXXXXXXX1E			
ATA:XX:XE	SPOT:XXXXE	BUILD:N	
CREW:NNE*NNE*NNE*NNE	PAX:NNE*NNE*NNE	SHIP:XXE	
FLG:XE	SIGN:XXXXE		
PRESENCE OF PERSON WHO MAY BE SUFFERING FROM COMMUNICABLE DISEASE:N NNE			
PRESENCE OF DECEASED DURING THE FLIGHT:N NNE			
ESTIMATED DATE AND TIME OF ARRIVAL AT A QUARANTINE DISTRICT:XXXXXXXX1E XXXE			
SIGNATURE: XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXXXXX4XXXXXXXX5XXXXXXXX6XXXXXXXXXXXXE (AUTHORIZED AGENT OR PILOT-IN-COMMAND)			
REMARK: XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXXXXX4XXXXXXXX5XXXXXXXX6XXXXXXXXXXXXE XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXXXXX4XXXXXXXX5XXXXXXXX6XXXXXXXXXXXXE			

記事欄：G I A 0 1業務の変更に合わせて属性、桁数を変更



## V 詳細仕様検討結果

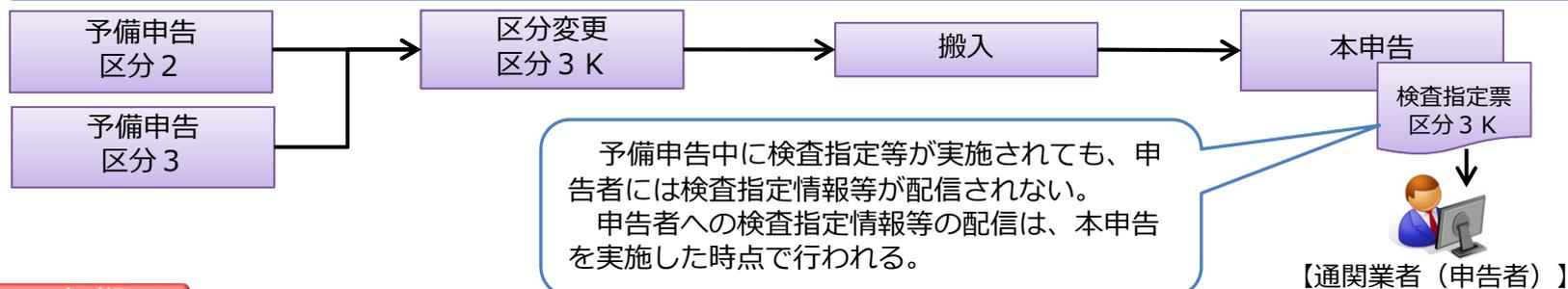
通関	航空 海上	第17回 WG	基本 IV-13	輸入予備申告における検査指定情報等の出力
----	----------	------------	-------------	----------------------

### 詳細仕様検討結果

- ・ 輸入の予備申告中であっても検査指定等が実施された時点で、申告者へ検査指定情報等を配信することを可能とする。

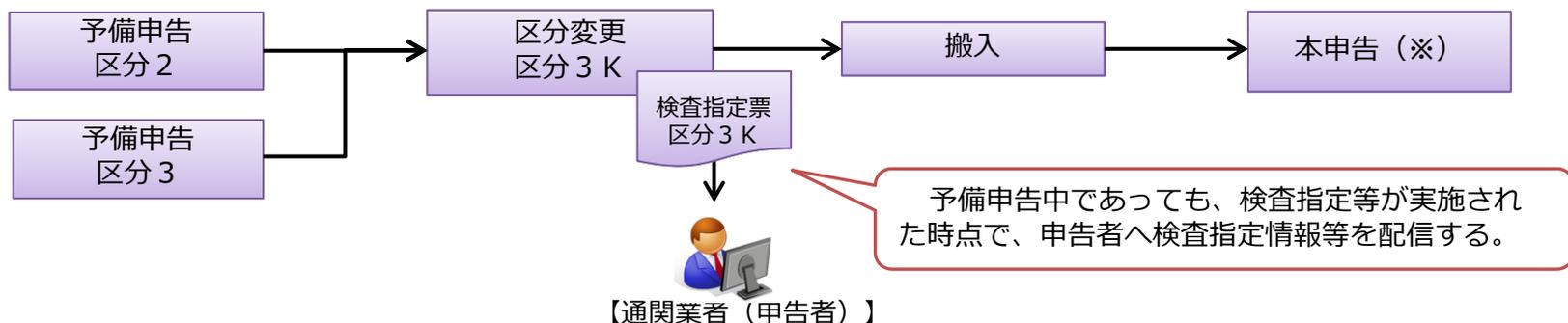
#### 現行

輸入の予備申告中に検査指定等が実施されても、申告者には検査指定情報等が配信されない。申告者への検査指定情報等の配信は、本申告を実施した時点で行われる。



#### 次期

輸入の予備申告中であっても、検査指定等が実施された時点で、申告者へ検査指定情報等を配信する。



※ 通関予定蔵置場には、現行どおり本申告時に検査指定情報等が配信される。

## V 詳細仕様検討結果

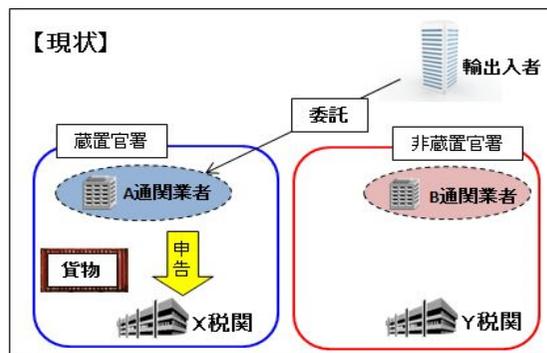
通関	航空 海上	第17回 WG	基本 IV-13	輸出入申告官署の自由化の概要（1）
----	----------	------------	-------------	-------------------

- 輸出入申告官署の自由化に伴い必要となるシステム仕様の改変を実施する。

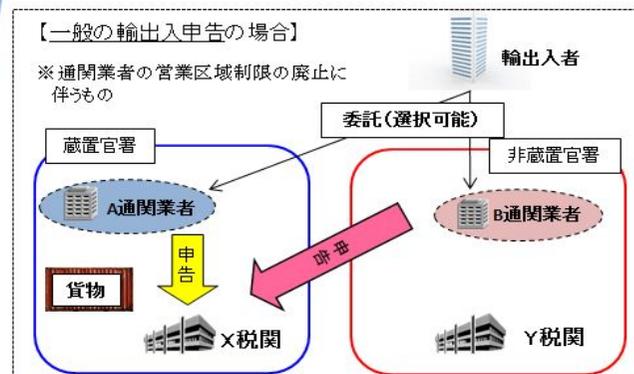
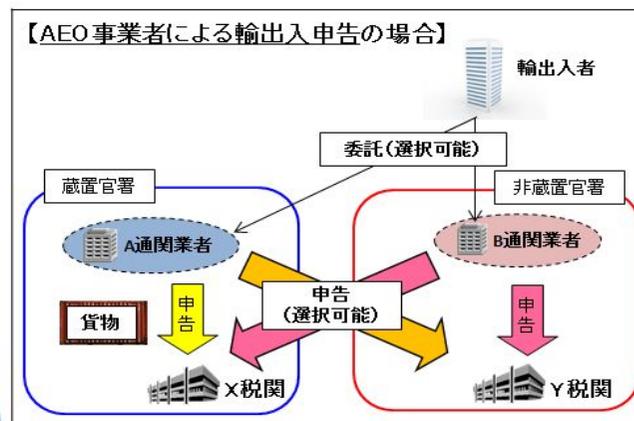
### 詳細仕様検討結果

#### 輸出入申告官署の自由化の概要

- 適正通関の確保の観点から蔵置官署を申告官署とする原則は、維持する。
- A E O 輸出者に係る輸出申告及び A E O 輸入者に係る輸入申告並びに A E O 通関業者が取り扱う輸出入申告について、非蔵置官署への申告を認める。
- 通関業者の営業区域制限を廃止する。



自由化



## V 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第17回 WG	基本 IV-13	輸出入申告官署の自由化の概要（2）
----	----------	------------	-------------	-------------------

### 詳細仕様検討結果

#### システムにおける輸出入申告官署の自由化の対応について

現行

貨物の蔵置官署と異なる税関の税関官署への輸出入申告は原則不可（※1）。

（例：沖縄地区税関本関（9A）管轄の蔵置場（9AWWW）に蔵置している貨物について東京税関本関（1A）に申告することはできない。）

あて先官署	1A	あ
輸入者		
電話		
蔵置場所*	9AWWW	

例：輸入申告事項登録（IDA）画面

次期

AEO事業者に係る輸出入申告（※2）については、非蔵置官署へ申告することができる。

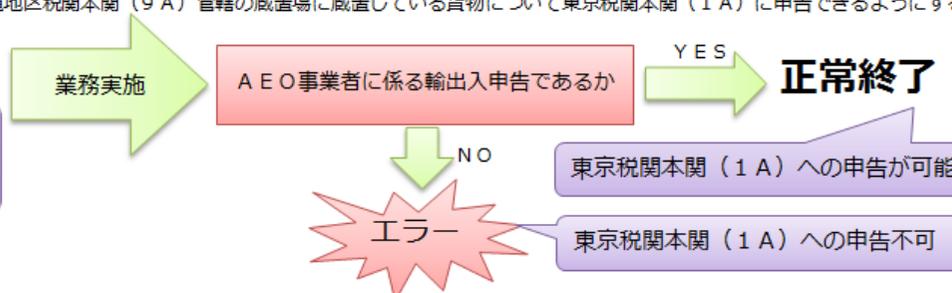
（例：AEO事業者に係る輸出入申告であれば、沖縄地区税関本関（9A）管轄の蔵置場に蔵置している貨物について東京税関本関（1A）に申告できるようにする。）

あて先官署	1A	あ
輸入者		
電話		
蔵置場所*	9AWWW	

例：輸入申告事項登録（IDA）画面



※1 特定輸出申告、特定委託輸出申告及び特定製造貨物輸出申告については、蔵置官署と積込港官署の両方に対して可能。



※2 AEO事業者に係る輸出入申告の条件…以下のいずれかに該当すること

輸出の場合 ① 輸出者が特定輸出者または特定製造貨物輸出者である。  
② 認定通関業者による輸出申告である。

輸入の場合 ① 輸入者が特例輸入者である。  
② 認定通関業者による輸入申告である。

## V 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第17回 WG	基本 IV-13	輸出入申告官署の自由化の概要（3）
----	----------	------------	-------------	-------------------

### 詳細仕様検討結果

#### 新たに追加される入出力項目について

輸出入申告官署の自由化に伴い、輸出入申告における入出力項目に以下 3 項目を追加する。

項番	入力／出力	項目名	概要
1	入力／出力	通知先 (仮称)	非蔵置官署に申告し、検査することとなった場合、その旨を通知する先を入力する。
2	出力	蔵置税関 (仮称)	非蔵置官署に申告した場合、蔵置官署名が出力される。
3	出力	蔵置税関部門 (仮称)	非蔵置官署に申告した場合、蔵置官署の通関担当部門が出力される。

# V 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 WG	基本 IV-6-他	管理資料「G11：卸コンテナリスト取扱一覧データ」等の変更
----	----	---------	-----------	-------------------------------

- 卸コンテナリスト及び積コンテナリストの提出件数及び開庁時間外貨物積卸届の件数を出力するよう仕様を変更する。

## 詳細仕様検討結果

### 現行

「G11：卸コンテナリスト取扱一覧データ」及び「G12：積コンテナリスト取扱一覧データ」に提出件数及び開庁時間外貨物積卸届の件数は出力されない。

### 次期

「G11：卸コンテナリスト取扱一覧データ」及び「G12：積コンテナリスト取扱一覧データ」の共通部に提出件数及び開庁時間外貨物積卸届の件数を新規に出力する。また、「卸コンテナ情報登録（事項登録）（DCL01）」業務等に「航海番号」が追加されることに伴い、「G11」にも同項目を出力する。

CSV電文フォーマット：卸コンテナリスト取扱一覧データ（案）（1/5）

	A	B	C	D	E	F
1	(出力共通項目)					
2	999999001X		卸コンテナリスト提出件数	9999999	時間外業務登録届件数	9999999
3	卸コンテナリスト取扱一覧データ					
4	輸入許可日	提出日	卸コンテナリスト提出番号	官署	時間外執務要請	コンテナ管理者コード
5	99999999	99999999	XXXXXXX1X	XX	X	XXXXXXXX1XX
6	99999999	99999999	XXXXXXX1X	XX	X	XXXXXXXX1XX
7	99999999	99999999	XXXXXXX1X	XX	X	XXXXXXXX1XX
8	※明細区分繰り返す					
9						
10	99999999	99999999	XXXXXXX1X	XX	X	XXXXXXXX1XX
11	99999999	99999999	XXXXXXX1X	XX	X	XXXXXXXX1XX
12	99999999	99999999	XXXXXXX1X	XX	X	XXXXXXXX1XX
13						
14	注意事項：このイメージ図は、端末より管理資料を表計算ソフトで展開し、罫線及び列幅の変更等を行った場合の例です。					

件数を出力

CSV電文フォーマット：卸コンテナリスト取扱一覧データ（案）（5/5）

	N	O	P	Q	R	S
1						
2						
3						
4	コンテナ本数	船舶コード	船舶名	コンテナ管理者コード	船卸港コード	船卸港積番
5	Z229	XXXXXXX	XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXX	XXXXX	X	XXXXXXXXXX1
6	Z229	XXXXXXX	XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXX	XXXXX	X	XXXXXXXXXX1
7	Z229	XXXXXXX	XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXX	XXXXX	X	XXXXXXXXXX1
8						
9						
10	Z229	XXXXXXX	XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXX	XXXXX	X	XXXXXXXXXX1
11	Z229	XXXXXXX	XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXX	XXXXX	X	XXXXXXXXXX1
12	Z229	XXXXXXX	XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXX	XXXXX	X	XXXXXXXXXX1
13						

航海番号欄を追加 (G11のみ)

## V 詳細仕様検討結果

共通	航空	第17回 WG	基本 IV-6-他	B I L L 請求先欄の追加及び B I L L 請求先情報の補完機能の改善
----	----	------------	--------------	---

- 「輸入申告事項登録（I D A）」業務等に「蔵置料金請求先」欄を新規追加し、同欄に入力された場合、O U T 業務の際「F」を入力すると請求先を補完する仕様とする。

### 詳細仕様検討結果

#### 次期（第6次）N A C C S における対応

- ✓ 「輸入申告事項登録（I D A）」業務等（※1）の共通部に「蔵置料金請求先」を新規項目追加する。

The screenshot shows a form with several input fields. The field '蔵置料金請求先' (Storage Fee Requester) is highlighted with a red box. A callout box points to this field with the text '入力画面の最下段へ追加する（航空のみ）' (Add to the bottom of the input screen (aviation only)).

（※1）対象業務 「輸入申告事項登録（I D A）」業務  
「シングルウィンドウ輸入申告事項登録（S W A）」業務  
「輸入申告変更事項登録（I D A 0 1）」業務  
「輸入マニフェスト通関申告（M I C）」業務  
「輸入マニフェスト通関申告変更（M I E）」業務

- ✓ 「輸入申告事項登録（I D A）」業務等の実施時に「蔵置料金請求先」を入力し、「搬出確認登録（一般）（O U T）」業務実施時に「代理店」欄に「F」を入力することで「蔵置料金請求先」が補完される仕様とする。

#### 通関業

- 申告者と蔵置料金請求先が異なる場合 → I D A 業務等時に「蔵置料金請求先」欄に入力
- 申告者と蔵置料金請求先が同一の場合 → 入力不要

#### O U T 業務実施者

- O U T 業務時は「代理店」欄に「F」を入力すると、「蔵置料金請求先」に入力された利用者コードが補完される。
- I D A 業務等時に「蔵置料金請求先」欄が入力されていない場合は、現行同様に申告者コードが補完される。
- 現行同様「代理店」欄に蔵置料金請求先の利用者コードを任意入力することも可能。

## V 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第17回 WG	基本 IV-6-他	輸入申告事項登録における「他法令識別」欄の入力桁数拡大
----	----------	------------	--------------	-----------------------------

- 「輸入申告事項登録（IDA）」業務等における他法令（食品衛生・植物防疫・動物検疫）証明識別欄における入力件数の拡大を実施する。

### 詳細仕様検討結果

#### 次期（第6次）

他法令（食品衛生・植物防疫・動物検疫）識別欄における入力可能件数を、現行の届出・申請件数合計7件から合計9件に拡大する変更を行う。

IDA.AID 輸入申告事項登録(輸入申告)

共通部 繰返部

大額/少額\*  申告等種別\*  申告先種別  貨物識別  申告番号

あて先官署  あて先部門  識別符号

申告等予定年月日

輸入者

住所

電話

荷置  各届出・申請の識別欄の入力を合計7件から9件に拡大  
 (1) 1申請の場合は「Y」を入力  
 (2) 2申請以上の場合「2~9」の数字を入力  
 (3) 他法令手続きの証明をシステムにより行う旨を取消す場合は「N」を入力

貨物積載

取卸

展税申告  貿易管理令  輸入承認証  内容点検結果  調査用符号

他法令  共通管理番号   食品  植防  動検

輸入承認証等 1  2  3

4  5

仕入書識別\*  電子仕入書受付番号  仕入書番号

仕入書価格

運賃  保険

証価  包封証価番号  補正

#### <変更対象業務>

- 「輸入申告事項登録（IDA）」業務
- 「輸入申告変更事項登録（IDA01）」業務
- 「輸入申告（IDC）」業務
- 「関連省庁申告・申請状況照会（IXX）」業務

#### <変更対象帳票>

- 他法令未済等確認情報  
(SAD437・AAD437)
- 関連省庁申告・申請状況照会情報  
(SAD716・AAD716)

## V 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 WG	基本 IV-6-9	空コンテナの仮陸揚対応
----	----	------------	--------------	-------------

- 「MFR（積荷目録情報登録）」業務等\*において空コンテナの仮陸揚届情報の登録を行うことにより、システムによる仮陸揚届の提出を可能とする。

### 詳細仕様検討結果

次期：①空コンテナと仮陸揚識別「28：仮陸揚貨物」の同時入力を可能とする。

MFR 積荷目録情報登録

ファイル(E) 表示(V)

共通部 繰返部

処理区分

船舶\* NACMARU 航海番号 001 船会社\* NACC 船卸港\* UPTYO -

入港予定日 2017/10/01 C.Y.\* 1AAAA

B/L番号

船積港 UNSHA

最終仕向地

荷渡地

荷送人

名称

住所

住所 St.1

St.2

City

Country-sub

品名

品目番号

記号番号

個数 - 総重量 -

ネット重量 - 容積 -

原産地 危険貨物

海上運賃

包括保稅運送承認番号

仮陸揚識別 28 仮陸揚事由 TRS 仮陸揚期間 5

運送予定期間 から まで

運送具

到着地

他法令 1 2 3 4 5

記事

仮陸揚貨物の搬入時保稅運送自動起動の旨の入力は不可

MFR 積荷目録情報登録

ファイル(E) 表示(V)

共通部 繰返部

1 / 10

1 コンテナ番号 NACC0000001

シール番号 1 2 3

4 5 6

空/実識別 4 サイズ 20 タイプ GP

荷渡形態 所有形態 2 バン形態 条約識別 3 対象外識別

2 コンテナ番号 NACC0000002

シール番号 1 2 3

4 5 6

空/実識別 4 サイズ 20 タイプ GP

荷渡形態 所有形態 2 バン形態 条約識別 3 対象外識別

3 コンテナ番号 NACC0000003

シール番号 1 2 3

4 5 6

空/実識別 4 サイズ 20 タイプ GP

荷渡形態 所有形態 2 バン形態 条約識別 3 対象外識別

- ② MFR等により仮陸揚空コンテナが登録された場合に、当該コンテナ番号および仮陸揚届受理番号を記した仮陸揚届出情報をDMFを契機に出力する。  
⇒ 出力先：船会社、CY、税関（監視）

- \* 「積荷目録情報登録（MFR）」業務  
「積荷目録情報訂正（積荷目録提出業務前）（CMF01）」業務  
「積荷目録情報訂正（積荷目録提出業務後）（CMF02）」業務  
「積荷目録情報訂正（次船卸港の追加）（CMF03）」業務

## V 詳細仕様検討結果

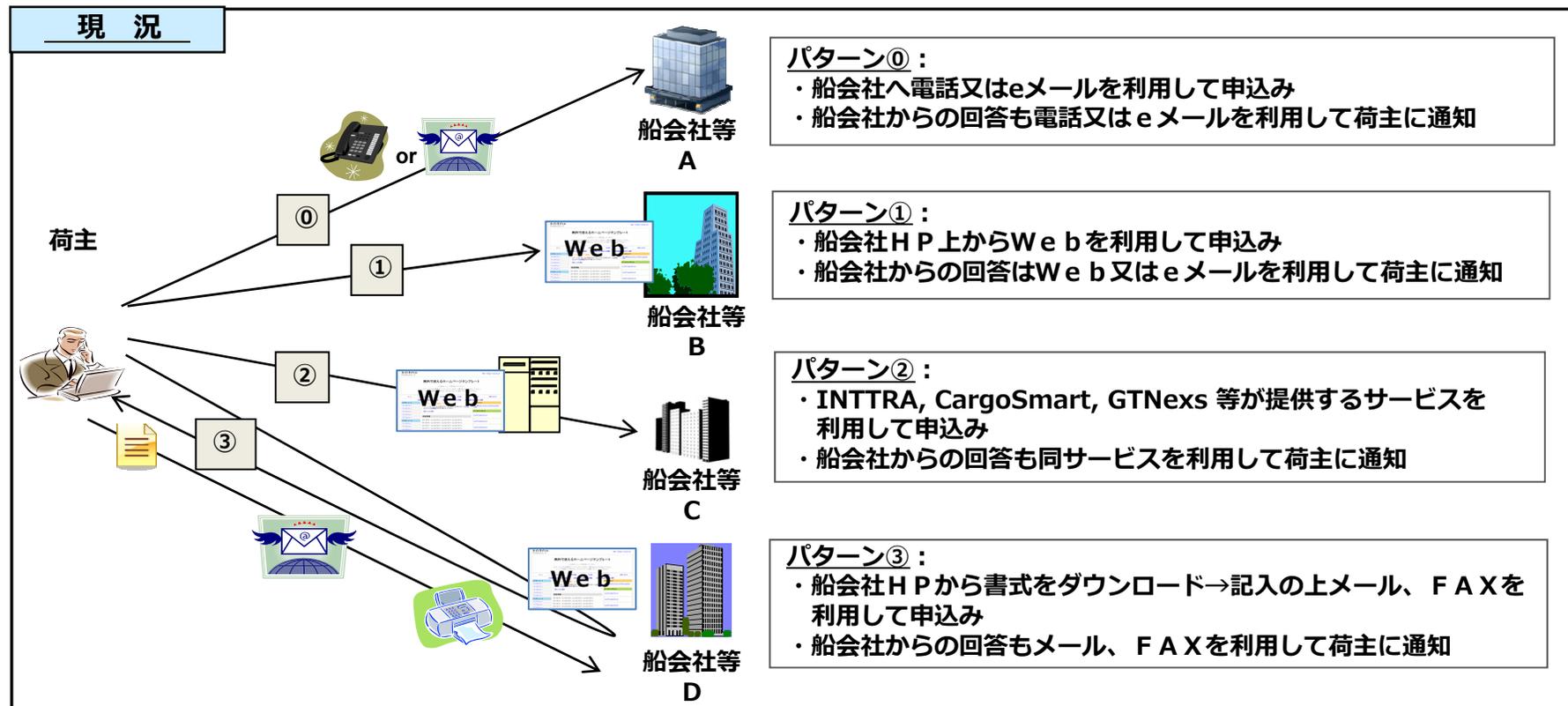
貨物	海上	第17回 WG	基本 IV-6-他	船腹予約業務のシステム化（1）
----	----	---------	-----------	-----------------

- ・ 現在、荷主等から船会社（NVOCC）に対する船腹予約（ブッキング）業務はNACCSの対象外となっているが、第6NACCSにおいて、システム化を実施する。

### 詳細仕様検討結果

現在、荷主等から船会社（NVOCC）に対する船腹予約（ブッキング）業務はNACCSの対象外となっているが、CYサブWG委員より当該業務のシステム化を行うことにより、

- ① BKR（ブッキング情報登録）業務やSIR（船積指図書登録）業務等の後続業務との連携による業務処理の実現
- ② ブッキングフォーマットの統一化による荷主、船社（NVOCC）等の事務負担の軽減等のメリットが考えられる旨の提案があり、第6次NACCSにおいてシステム化を実施することとした。



**パターン①:**

- ・ 船会社へ電話又はeメールを利用して申込み
- ・ 船会社からの回答も電話又はeメールを利用して荷主に通知

**パターン②:**

- ・ 船会社HP上からWebを利用して申込み
- ・ 船会社からの回答はWeb又はeメールを利用して荷主に通知

**パターン③:**

- ・ INTTRA, CargoSmart, GTNexs 等が提供するサービスを利用して申込み
- ・ 船会社からの回答も同サービスを利用して荷主に通知

**パターン④:**

- ・ 船会社HPから書式をダウンロード→記入の上メール、FAXを利用して申込み
- ・ 船会社からの回答もメール、FAXを利用して荷主に通知

## V 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 WG	基本 IV-6-他	船腹予約業務のシステム化（2）
----	----	------------	--------------	-----------------

### 詳細仕様検討結果

#### 1. 船腹予約業務（新設）の開発に係る基本的な考え方

利用者	現状と新規業務への想定されるニーズ	備考
船会社 NVOCC	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自社やSPのホームページ、荷主とのシステム間接続（EDI）によりe-bookingを提供しているが利用は拡大していない。 ※ e-bookingの窓口が増えても、全体の利用率を上げたい（外船では本社の意向あり）。</li> <li>・ 荷主との間で事前に包括運送契約（コントラクト）を締結し、船積みの都度、船腹予約を受けるのが通常。 ※ 契約締結者の場合、貨物の内容・運搬先・航路等は経験上で承知しており、タイミングとロットのサイズだけを変更/確定することが多い。 ※ 上記のような荷主とのやり取りは、電話・e-mail・Faxが太宗。</li> <li>・ 一見客は、ratingなど料金算定が必要となる等、e-bookingに馴染まない。</li> </ul>	日本の利用率は1割にも満たない。（香港で6-7割、台湾で4割程度）
荷主	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自社システムで船腹予約状況を管理する社では、取引船会社毎にEDI接続を構築する必要がありシステム構築が煩雑、船会社の選択を広げ難い。 ※ 自社システムと各船会社を接続する共通の通信インフラがあれば利用したい。</li> <li>・ 自社でシステム開発せずe-mailの再利用等をしている社も、過去情報の再利用、複数の船会社に対し同一操作で船腹予約、予約情報の保存が可能。</li> <li>・ 海貨業者（フォワーダー）も一般荷主と同じ立場（包括運送契約を締結後、個別運送毎に船積み本船・日付、コンテナ本数を予約）。 ※ 予約は電話・Fax等が太宗。</li> </ul>	

#### 検討結果

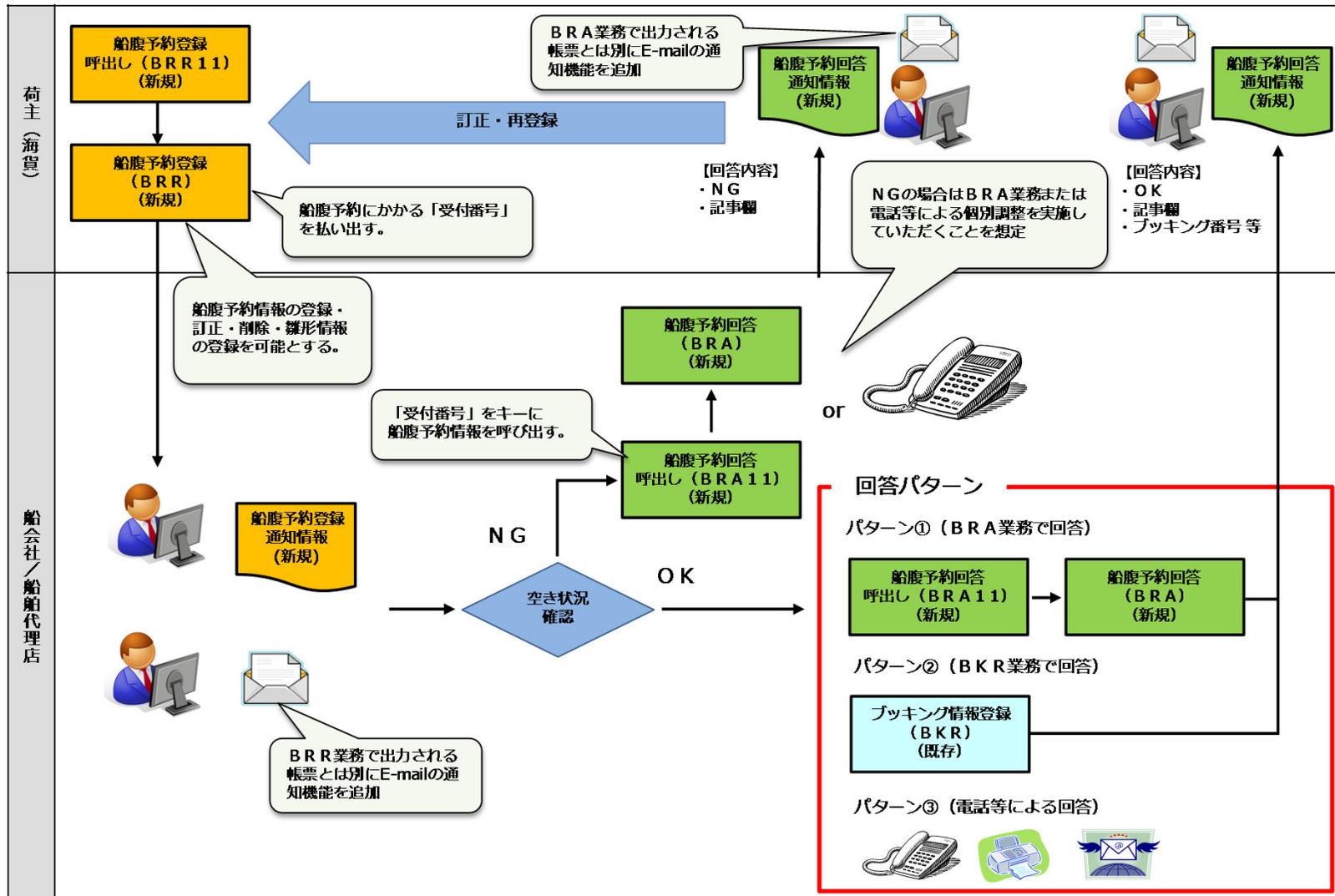
新業務は、事前に包括運送契約を締結している荷主、海貨業者およびNVOCCと、船会社（主に自社システム保有）との間での個別運送時の船腹予約をEDI化することを開発の標的とする。

# V 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 WG	基本 IV-6-他	船腹予約業務のシステム化（3）
----	----	---------	-----------	-----------------

## 詳細仕様検討結果

### 2. 業務フロー①：荷主（海貨）⇔船会社／船舶代理店のパターン

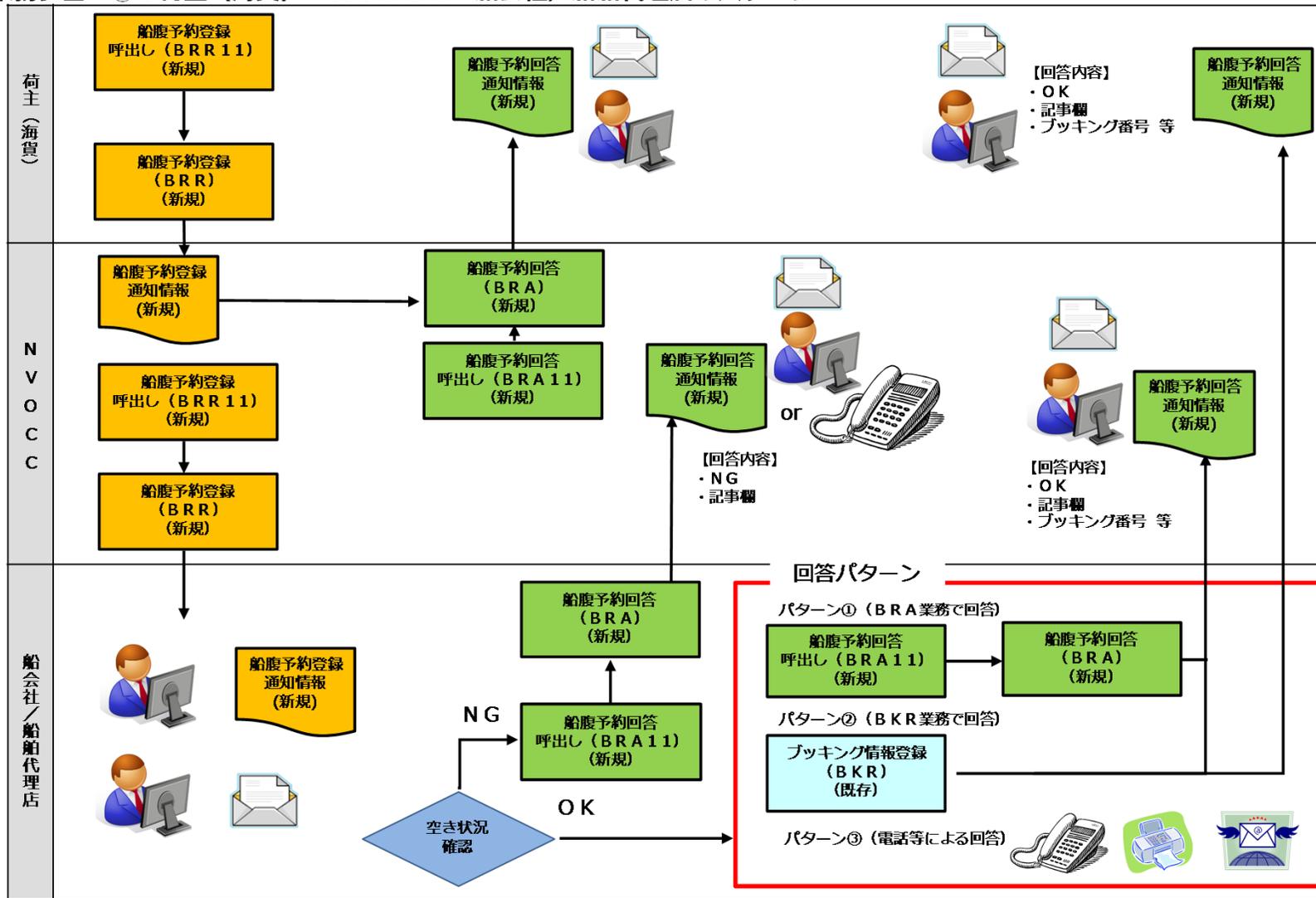


# V 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 WG	基本 IV-6-他	船腹予約業務のシステム化（4）
----	----	---------	-----------	-----------------

## 詳細仕様検討結果

### 2. 業務フロー②：荷主（海貨）⇔NVOCC⇔船会社／船舶代理店のパターン



## V 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 WG	基本 IV-6-他	船腹予約業務のシステム化（5）
----	----	------------	--------------	-----------------

### 詳細仕様検討結果

#### 3. 業務概要（案）

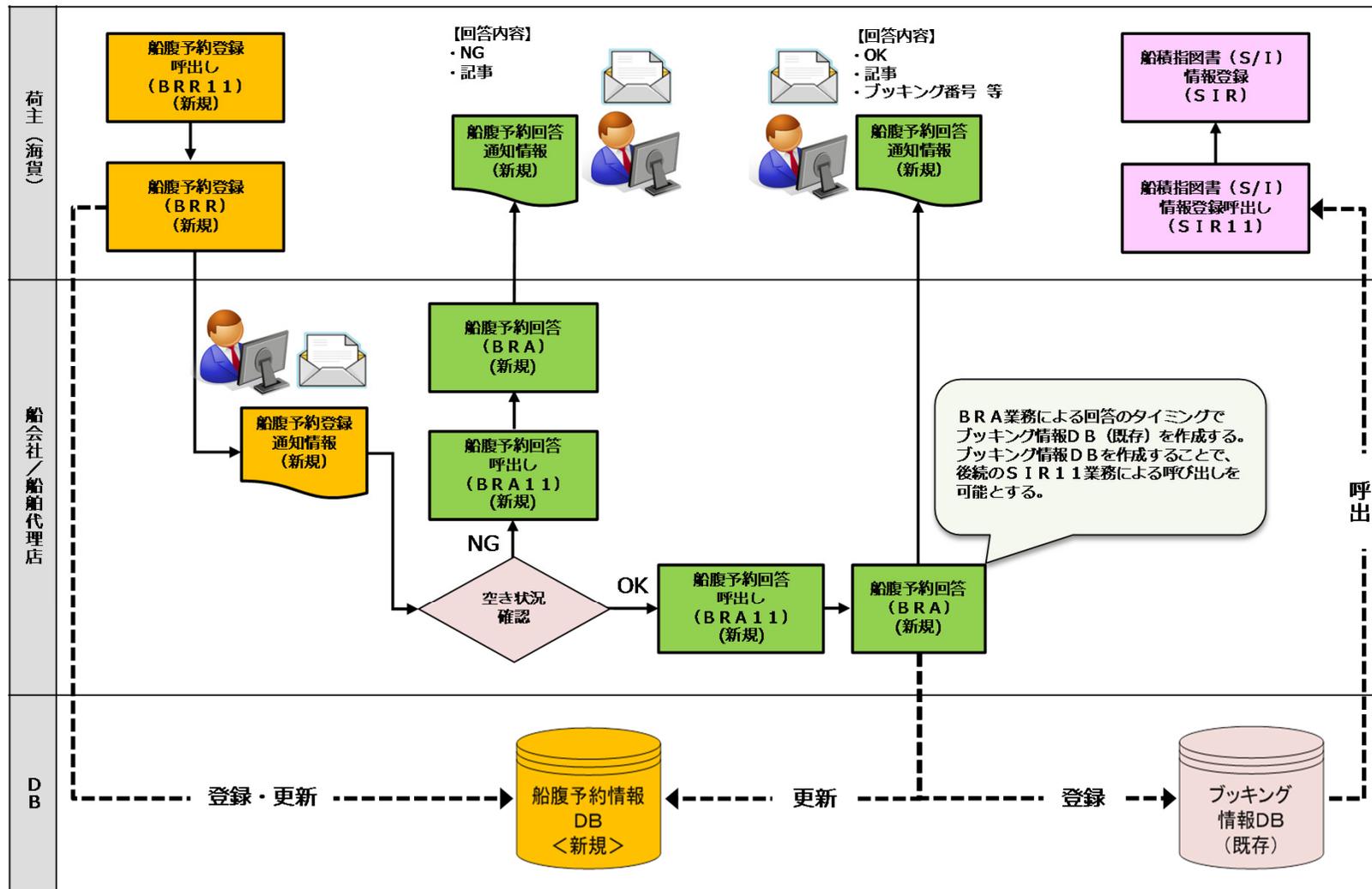
業務名	業務概要
【新規】 船腹予約登録 (BRR)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・処理区分を設けて、船腹予約情報の訂正・削除を実施可能とする。</li> <li>・処理区分に雛形登録の区分を設け、雛形となる船腹予約情報の登録を可能とする。 (雛形登録データは通常よりも長い保存期間として長期間保存することを想定。)</li> <li>・雛形登録の場合は通常の払出し番号とは別の体系で払出す。 番号は呼出し業務の最終実績から半年 or 1年間経過したら削除する。</li> <li>・船腹予約の受付番号をシステムで払い出し、新規DBの船腹予約情報DBに登録。</li> <li>・業務実施時に船会社宛てにe-mailによる船腹予約登録の通知を行う。</li> </ul>
【新規】 船腹予約登録呼出し (BRR11)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・BRR業務で登録される受付番号をキーにして船腹予約情報DBから情報を呼び出す。</li> </ul>
【新規】 船腹予約回答 (BRA)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・回答方法は以下の2パターンを想定。処理区分で回答方法を選択可能とする。</li> <li>①予約の「OK・NG」を回答。</li> <li>②予約がOKの時は、ブッキング番号や船舶コード等を通知する。</li> <li>③予約がNGの時は、記事欄にその旨を回答できるようにする。</li> <li>・業務実施時に荷主宛てにe-mailによる船腹予約回答の通知を行う。</li> </ul>
【新規】 船腹予約回答呼出し (BRA11)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・BRA業務の回答（上記②）にあたり、受付番号をキーにして船腹予約情報DBから情報を呼び出す。</li> </ul>
【既存】 ブッキング情報登録 (BKR)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・BKR業務の入力項目にBRR業務で払い出される「受付番号」を追加する等の船腹予約にかかる入力項目の見直しを行う。</li> <li>・船腹予約にかかる新規帳票を荷主宛てに出力する。</li> </ul>

# V 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 WG	基本 IV-6-他	船腹予約業務のシステム化（6）
----	----	---------	-----------	-----------------

## 詳細仕様検討結果

### 4. S I R業務におけるブッキング情報の活用について



## V 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 WG	基本 IV-5-1(6)	危険物明細書のシステム化（1）
----	----	------------	-----------------	-----------------

- 危険物明細書のシステム化を検討する。

### 詳細仕様検討結果

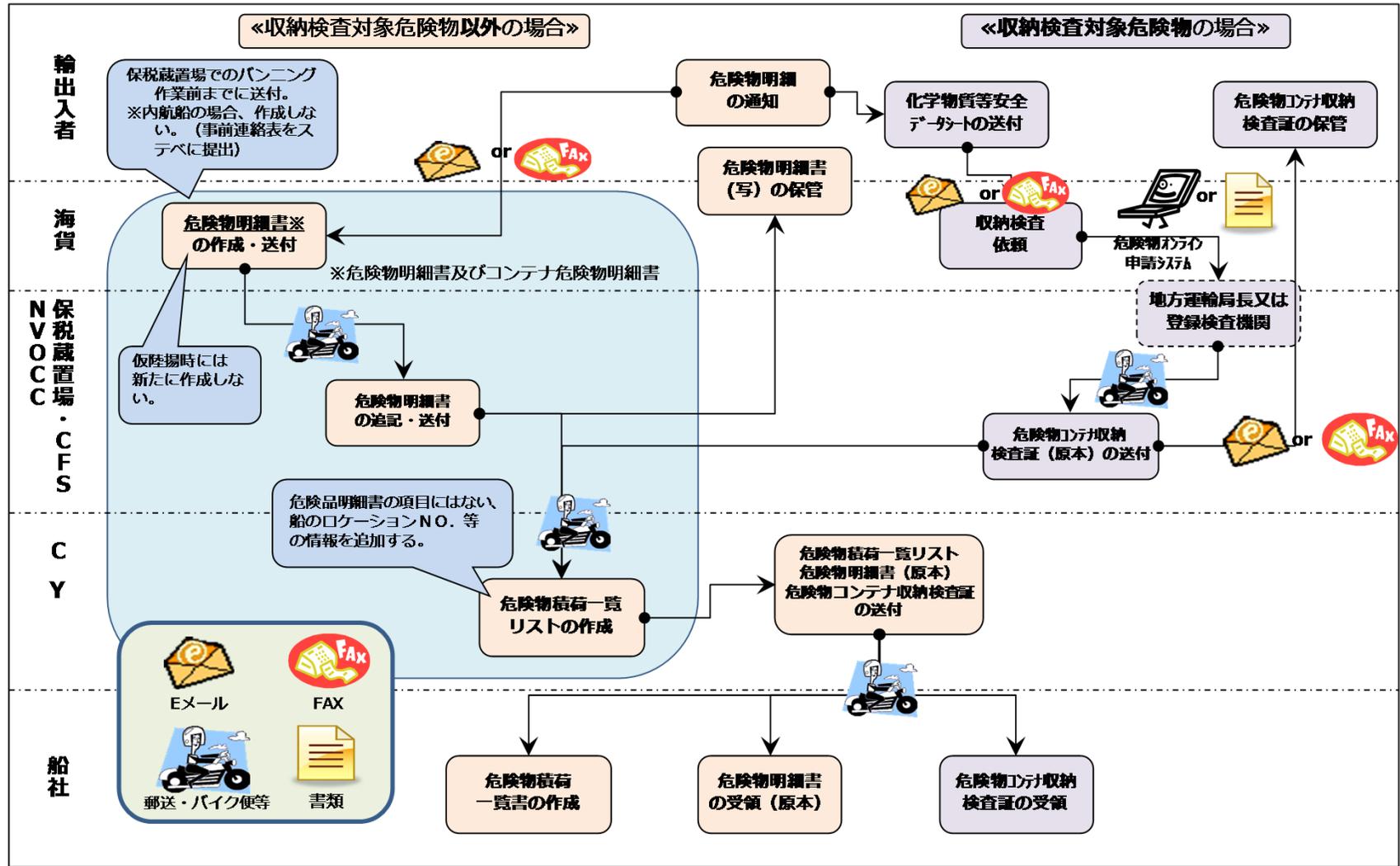
項番	項目	内容
1	主な検討課題	危険物明細書のシステム化を検討
2	検討概要	<p>1. 危険物明細書（通称：赤紙） 危険物の運送を依頼する者（荷送人）とその運送を引き受ける者（運送人：船舶所有者又は船長）の間で締結される運送契約の対象となる危険物の明細を運送人に通知するとともに、荷送人が運送を依頼した危険物が関係規則に適合していることを運送人に対し証明するための書類である。</p> <p>2. 検討内容 現在、上記「危険物明細書」については、マニュアル（紙）ベースでの運用が行われているが、第6次NACCSにおいてシステム化を図り、業務の効率化等を実現する。</p>
3	検討結果	<p>1. 「危険物明細書」作成のための新規業務を提供する。</p> <p>2. 前記1で作成される「危険物明細書」情報を利用して「危険物積荷一覧リスト」の作成を可能とする。</p> <p>3. 「危険物明細書」情報を流用して、「危険物・有害物事前連絡表」（通称：白紙）の作成を可能とする（危険物・有害物事前連絡表の既存様式（ブランク）への印字）。</p>

# V 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 WG	基本 IV-5-1(6)	危険物明細書のシステム化 (2)
----	----	---------	--------------	------------------

## 詳細仕様検討結果

現状における危険物明細書の作成フローについて

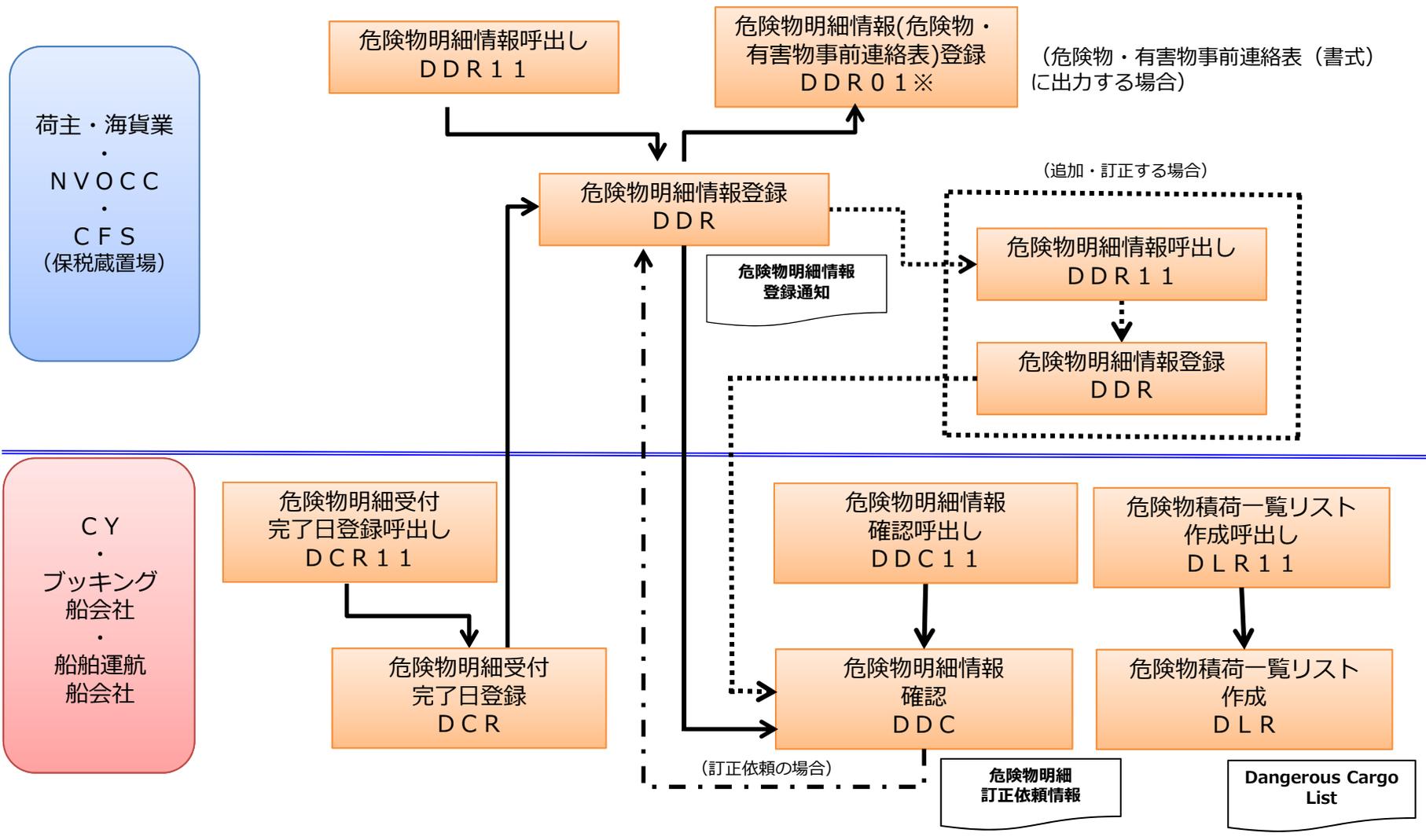


# V 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 WG	基本 IV-5-1(6)	危険物明細書のシステム化 (3)
----	----	---------	--------------	------------------

## 詳細仕様検討結果

### システム化フロー (案)



## V 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 WG	基本 IV-5-1(6)	危険物明細書のシステム化（4）
----	----	------------	-----------------	-----------------

### 詳細仕様検討結果

#### 1. 新規業務

業務コード	業務名	業務概要	入力者
DDR	危険物明細情報登録	危険物明細情報の登録・訂正・取消しを行う。	輸出入者、海貨業、 NVOCC、保税蔵置場
DDR01	危険物明細情報（危険物・有害物事前連絡表）登録	入力された内容に基づいて「危険物・有害物事前連絡表」の書式に合わせて印字可能となる情報を出力する。	同上
DDR11	危険物明細情報確認呼出し	新規登録・訂正・削除のために、システムに登録された情報を呼び出す。	同上
DDC	危険物明細情報確認	システムに登録された危険物明細情報を確認または訂正依頼を行う。本業務において確認完了された場合は、DDR業務不可となる。	CY、船舶代理店、船会社
DDC11	危険物明細情報確認呼出し	「訂正依頼」・「確認完了」のために、システムに登録された情報を呼び出す。	同上
DCR	危険物明細受付完了日登録	危険物明細情報の登録受付完了日時を設定することにより、登録受付完了日時以降はDDR業務による登録・訂正・削除を実施不可とする。	同上
DCR11	危険物明細受付完了日呼出し	新規登録・訂正・削除のために、システムに登録された情報を呼び出す。	同上
IDR	危険物明細情報照会	システムに登録された危険物明細情報を照会する。	輸出入者、海貨業、 NVOCC、保税蔵置場
DLR	危険物積荷一覧情報登録	「登録完了」した危険物明細情報を対象として危険物積荷一覧情報を登録し、Dangerous Cargo List帳票を入力者に出力する。	NVOCC、CY、 船舶代理店、船会社
DLR11	危険物積荷一覧情報呼出し	新規登録・訂正・削除のために、システムに登録された情報を呼び出す。	同上

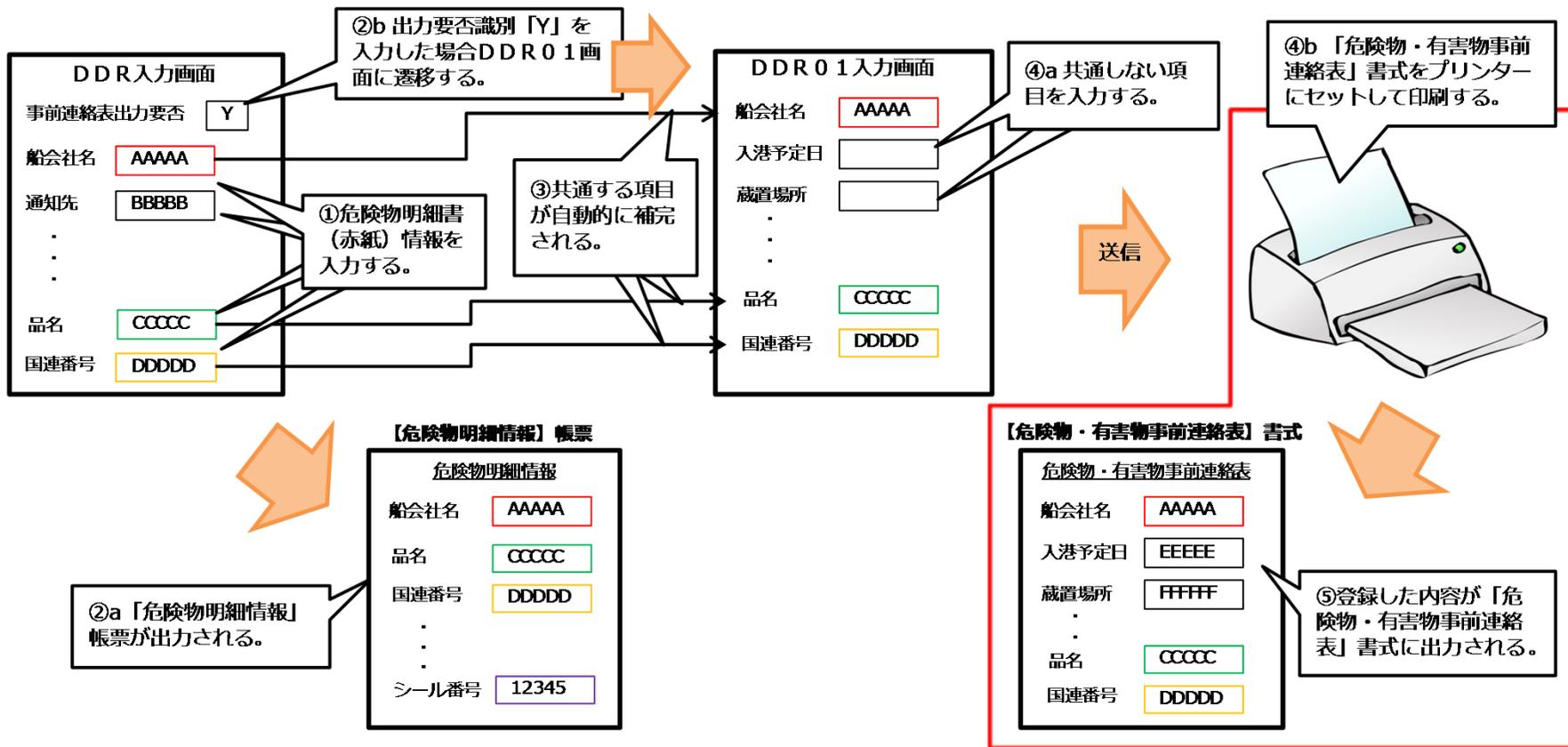
#### 2. 変更業務

業務コード	業務名	変更内容	備考
IVK	船舶コード照会	危険物明細受信可能表示を出力対象項目に設ける。	当該項目にて、危険物明細書をNACCSで受け付ける船会社か否かを参照する。

# V 詳細仕様検討結果

## 詳細仕様検討結果

危険物・有害物事前連絡表の作成イメージ



## V 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（1）
----	----	------------	--------------	-----------------------

- 出港前報告制度導入後における業務実態、プログラム変更要望等を踏まえ、同制度の関連業務仕様の見直しについて検討する。

### 詳細仕様検討結果

項番	項目	内容
1	主な検討課題	出港前報告制度関連業務の見直しについて検討する。
2	検討概要	<p>以下の項目等について検討を実施する（検討項目の詳細は次ページ以降参照）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>「出港前報告（AMR）」業務と「積荷目録情報登録（MFR）」業務でほぼ同一内容の報告となっていることから、この簡素化について検討する。</li> <li>欧州→釜山（トランシップ）→日本のような航路の場合における、トランシップ発生時における業務処理の見直しを検討する。</li> <li>「出港前報告訂正（CMR）」業務及び「出港前報告訂正（ハウスB/L）（CHR）」業務は、「出港日時報告（ATD）」業務後に実施できないため、この改善を検討する。</li> <li>「出港前報告（AMR）」業務と「積荷目録情報登録（MFR）」業務及び「出港前報告（ハウスB/L）（AHR）」業務と「ハウスB/L情報登録（NVC01）」業務との入力項目の統一化を検討する。</li> <li>その他プログラム変更要望に対する検討を実施する。 等</li> </ol>
3	検討結果	次ページ以降参照

## V 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（2）
----	----	------------	--------------	-----------------------

### 詳細仕様検討結果

#### 1. 出港前報告制度にかかる関連業務の検討項目と検討結果

No.	検討事項	現行仕様／問題点	検討結果
①	「積荷目録情報登録（MFR）」業務の省略可能化	「出港前報告（AMR）」業務と「積荷目録情報登録（MFR）」業務で同一の内容を報告しており、冗長であるため、AMRの情報を利用して積荷目録提出（MFR-DMF）まで完了させてほしい。	現行フローの他に、出港前報告（AMR）情報を利用しMFRを実施することなくDMFの実施を可能とする新規フローを可能とする。 なお、MFRにおける必須項目がAMRにて未登録の場合は、DMF前までにCMRによって訂正登録しておく必要がある。
②	「積荷目録情報登録（一括）（MFI）」業務におけるCY一括登録機能	海外の出港前報告者は、コンテナオペレーション会社（利用者コード5桁）を把握することが困難であるため、出港前報告時に当該項目の登録ができない。この場合、本邦利用者によるMFIが実施できない。	MFIにコンテナオペレーション会社の入力項目を追加し、出港前報告（AMR）情報にコンテナオペレーション会社の登録がない場合でも当該項目に入力がされている場合はエラーとせず、入力値に基づき、貨物情報の登録が行えるように変更する。
③	船舶情報の変更に伴う再報告の簡素化	①トランシップ等による船舶情報の変更に伴う再報告は、船舶情報以外のすべての項目を再入力する必要があるため、煩雑である。 ②欧州→釜山（トランシップ）→日本のような航路の場合、欧州の出港前に報告をしていたとしても、船会社は釜山において船舶情報の変更に伴う再報告（トランシップ登録）を行う必要がある。また、NVOCCも船会社同様、欧州の出港前に報告をしていたとしても、船会社から連絡を受けて船舶情報の変更に伴う再報告を行う必要があるが、船会社⇔NVOCC間の連絡不備等により、NVOCCによる釜山での再報告が実施できず、結果的に船舶情報不一致、出港日時報告未済となるケースがある。	①本船利用船会社および船積港の単位に船舶情報を一括して訂正できる業務を新設する。また、個別にB/L番号を指定して訂正することも可能とする。なお、従来どおり、AMR等の船舶情報の変更に伴う再報告機能は維持する。 ②AHR（CHR）の登録時点において、報告する積荷のトランシップ等による船舶情報の変更有無が判断できる場合で、変更後の船舶情報が不明である場合に、船会社が報告するマスターの船舶情報に準ずる旨をあらかじめ登録できるよう、AHR（CHR）に入力項目の追加を行う。 例えば、欧州→釜山（トランシップ）→日本のような航路の場合で、欧州出港前に欧州から釜山向けの船舶情報でAHRの報告を行った際、マスターの船舶情報に準ずる旨を登録した場合は、船会社が釜山の出港前に釜山から日本向けの船舶情報でAHRの報告を行ったとしても、システムによるハウス、マスター間の船舶情報不一致判定を実施しないこととする。
④	「出港日時報告（ATD）」業務後のCMR、CHRの可能化	「出港前報告訂正（CMR）」業務および「出港前報告訂正（ハウスB/L）（CHR）」業務は、「出港日時報告（ATD）」業務後に実施できない。	ATD後、DMF前までのCMR（CHR）等を可能とする。なお、ATDに先行してDMFが実施されている場合は、現行通り、ATD前までCMR（CHR）を可能とする。 ただし、税関による事前通知に従いCMRを行う場合は、ATDおよびDMFが実施されている場合でも訂正を可能とする（※現行通り）。

## V 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（3）
----	----	------------	--------------	-----------------------

### 詳細仕様検討結果

No.	検討事項	現行仕様／問題点	検討結果
⑤	「関連ハウス事前通知（DNU）」の改善	船会社にマスターB/L単位で出力する「関連ハウス事前通知（DNU）」について、該当するハウスB/L番号や個々の事前通知コードが記載されていないため、どのような対応をすればよいか分からない。	「関連ハウス事前通知（DNU）」について、該当するハウスB/L番号、事前通知コード、件名を一覧に記載した通知に変更する。なお、通知内容の詳細を確認する場合は、「出航前報告照会（IAR）」業務を利用する。
⑥	「積荷目録情報登録訂正（積荷目録提出後）（CMF02）」業務における運用手続きの簡素化	CMF02は、あらかじめ積荷目録を提出した税関（監視担当部門）の窓口で訂正等の理由を申し出た上で行う必要があり、手続きが煩雑である。	税関の窓口への訂正等理由の申出をNACCSで行うことができるよう、CMF02において入力項目に「訂正等理由コード」、「訂正等理由（210桁）」欄を新設する。
⑦	積荷情報削除時における削除理由の入力	CMR、CHR、CMF01において積荷情報が削除される場合、削除理由が不明である。	CMR、CHR、CMF01、CMF02において入力項目に「削除理由コード」、「削除理由（210桁）」欄を新設する。
⑧	「出港前報告訂正（ハウスB/L）（CHR）」業務におけるマスターB/L番号の訂正可能化	現行のCHRではマスターB/L番号の訂正ができないため、登録した情報を削除したのち、再度、CHRまたはCHRにて登録を行う必要がある。	CHRにおいて、登録した情報を削除することなくマスターB/L番号の訂正を可能とする。
⑨	出港前報告不一致B/Lの一覧照会の可能化	入港前報告（DMF）までに出港前報告未済による不一致を解消する必要があるが、AMR（CMR）で登録したB/Lと、MFRで登録したB/Lの件数の差分を把握できる機能がない。	①IMIに新規の照会種別「S：B/L番号一覧（出港前報告不一致）照会」を追加する。 ②既存照会種別「B：B/L番号一覧照会」の照会項目に出港前報告不一致（出港前報告未済、出港日時報告未済）のステータスを項目追加し、B/L番号の繰り返し部分をグリッド表示とする。
⑩	マッチング判定結果の通知の改善	マスターB/Lに先行してハウスB/Lを報告した場合、マスターB/Lとのマッチングが不明なため報告期限を過ぎてからマスターB/L番号等の入力誤りに気づく場合がある。 上記のような場合においても、マッチング結果が分かるようにしてほしい。	<船会社への通知> ハウスB/L報告完了が先行した場合についても、その後のマスターB/Lの報告時に「ハウスB/L報告完了通知情報（SAS135）」を出力する。 <NVOCCへの通知> ハウスB/L報告完了の旨が登録されたのちに、マスターB/Lが報告された場合等において、マッチングを行い、新規帳票をマスターB/L単位に出力する。

## V 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（4）
----	----	------------	--------------	-----------------------

### 詳細仕様検討結果

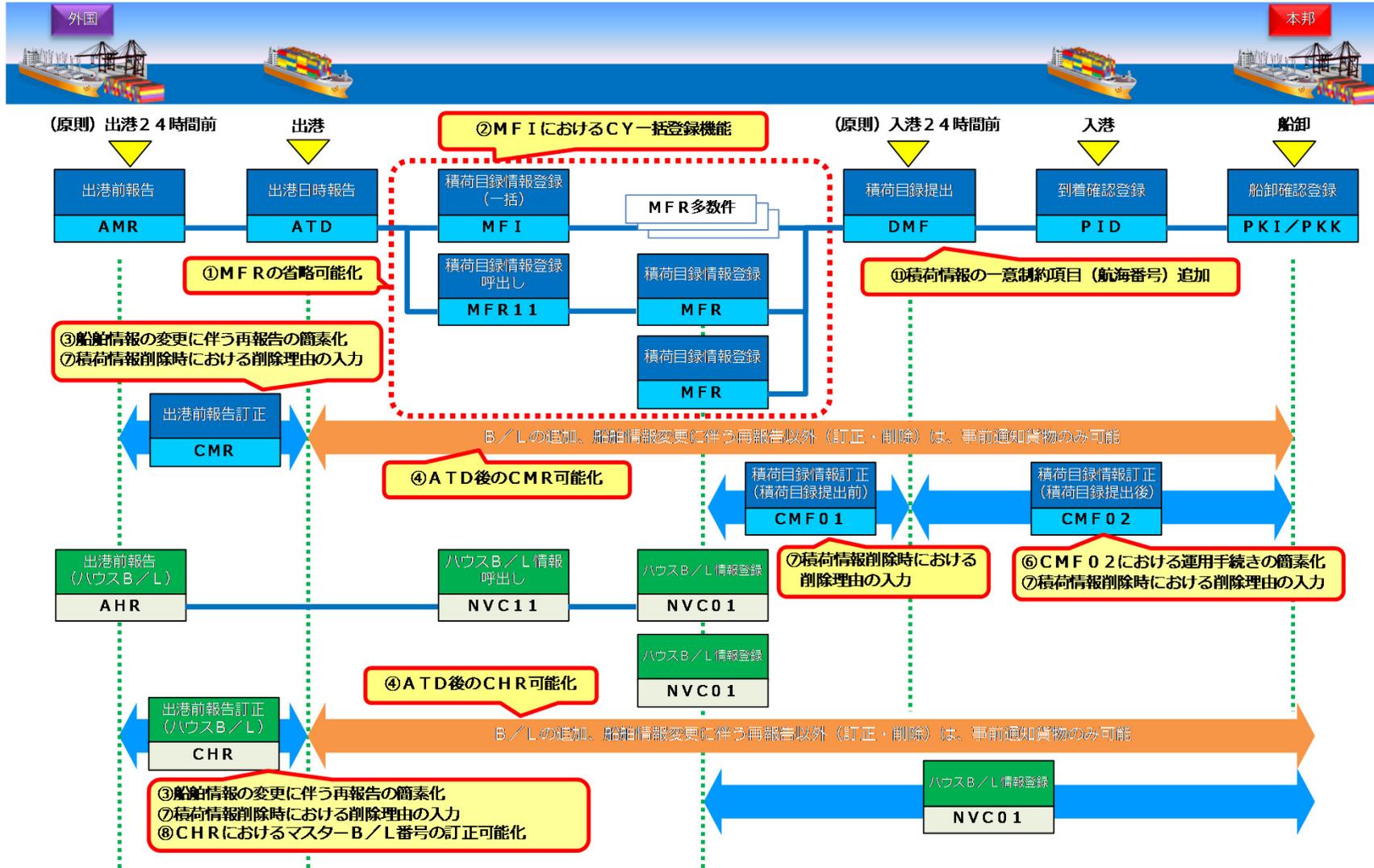
No.	検討事項	現行仕様／問題点	検討結果
⑪	積荷情報の一意制約項目（航海番号）追加	<p>【プログラム変更要望】</p> <p>MFR等で登録する積荷情報は「船舶コード+船会社コード+船卸港コード+船卸港枝番」のみで一意制約を設定している。そのため、近海航路の定期船においては、前航海の積荷情報と重複しないよう、船卸港枝番「1～9」を入力する仕様であるが、船卸港枝番の管理、関係者との共有は困難であり、実務において支障が出ている。</p>	<p>積荷情報の一意制約項目に航海番号を追加することで、船卸港枝番の入力を不要*とする。</p> <p>（*）同一航海番号で複数回同一港に寄港する場合には、積荷情報が重複しないよう、従来通り、船卸港枝番を入力する必要がある。</p> <p>また、あわせて下記の仕様変更を行う。</p> <p>①MFR、CMF01、CMF02、CMF03の航海番号を必須入力化する。</p> <p>②CMF11、CMF12、CMF13の入力項目に航海番号（必須入力）を追加する。</p> <p>③MFAの入力項目に航海番号（必須入力）を追加する。</p> <p>④DMFの入力項目に航海番号（必須入力）を追加する。</p> <p>⑤PKIの入力項目に航海番号（必須入力）を追加する。</p> <p>⑥PIDの入力項目に航海番号（必須入力）を追加する。</p> <p>⑦DCL01の入力項目に航海番号（必須入力）を追加する。</p> <p>⑧IMIの入力項目に航海番号（任意入力）を追加する。</p>
⑫	B/Lセパレート等発生時における機能改善	<p>セパレート等前のB/Lに対する出港前報告が期限内に行われている場合でも、セパレート等後のB/Lに対する出港前報告が期限超過の場合は、出港前報告期限超過による不一致となってしまう。また、セパレート等前のB/Lに対して出港前報告が適切に行われている場合でも、セパレート等後のB/L番号に対する出港前報告情報が登録されていないため、出港前報告未済による不一致となってしまう。また、結果的に税関によるSPD通知を受けるケースがある。</p>	<p>出港前報告においては、セパレート等前後のB/L番号の関連性を「BLL（出港前報告B/L関連付け）（仮）」（新設業務）にて予め登録したうえで、セパレート等後のB/L番号について出港前報告の追加報告（AMR、CMR、AHR、CHR）を行う。</p> <p>入港前報告においては、セパレート等前後のB/L番号の関連性をBLLにて予め登録したうえで、セパレート等後のB/L番号について入港前報告（MFR、CMF01、CMF02）を行う。</p>
⑬	出港前報告制度および入港前報告制度にかかる業務における入力項目の変更点	後述のとおり	後述のとおり

# V 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（5）
----	----	---------	-----------	-----------------------

## 詳細仕様検討結果

### 2. 出港前報告制度にかかる業務フローの簡素化 ～現行フローと次期の変更点～

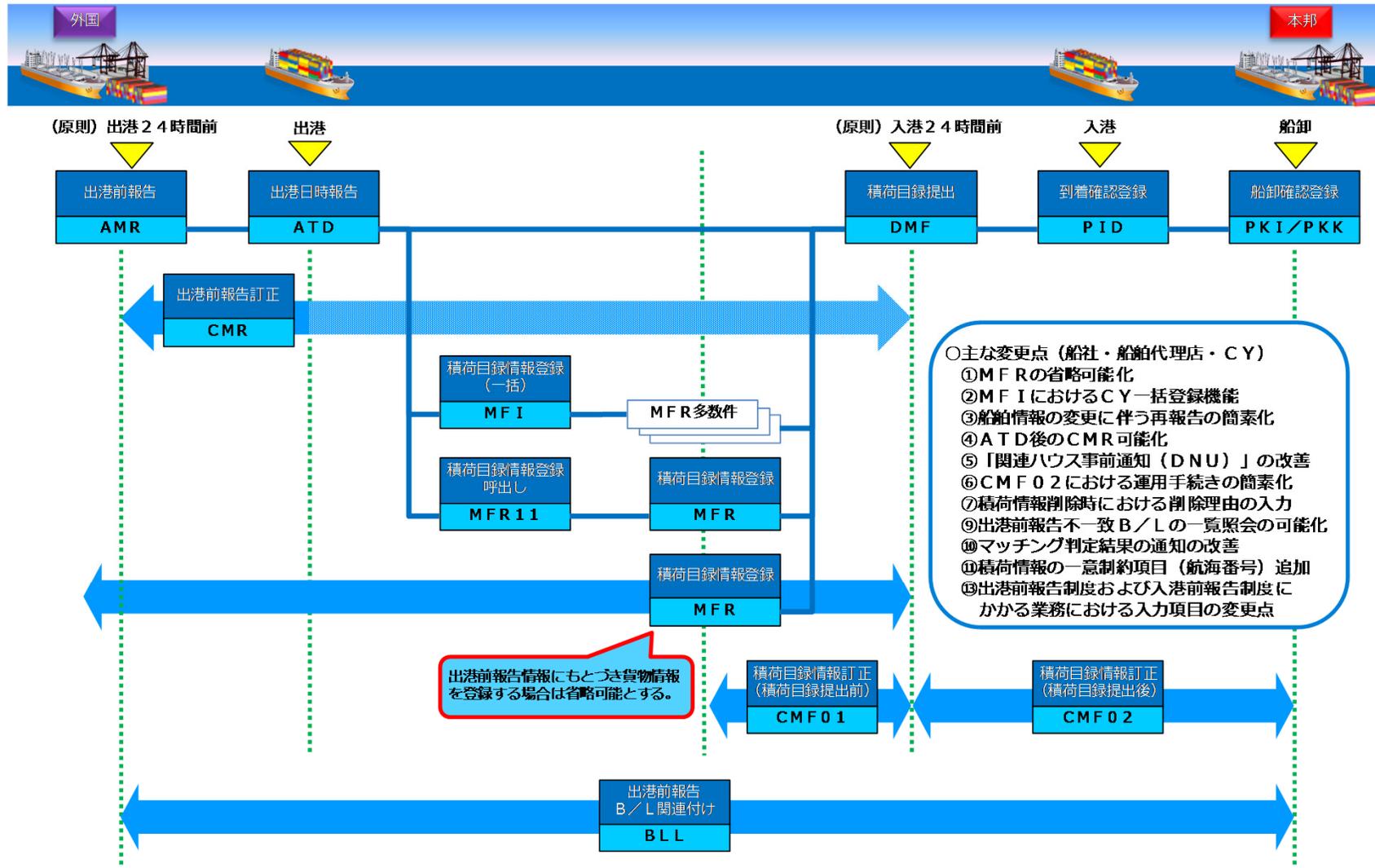


# V 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（6）
----	----	---------	-----------	-----------------------

## 詳細仕様検討結果

### 2. 出港前報告制度にかかる業務フローの簡素化 ～次期船会社フロー（案）～

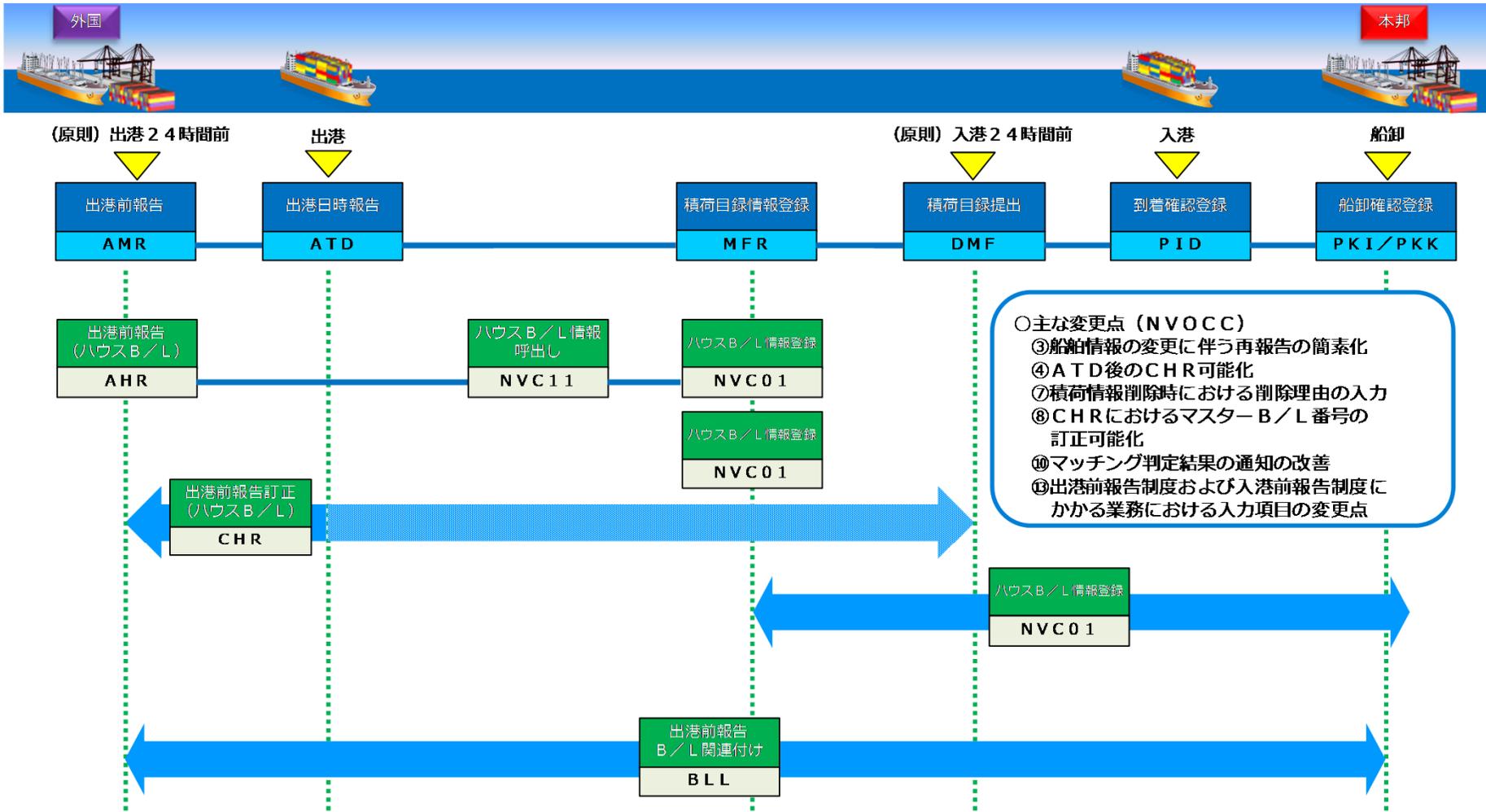


# V 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（7）
----	----	---------	-----------	-----------------------

## 詳細仕様検討結果

### 2. 出港前報告制度にかかる業務フローの簡素化 ～次期NVOCCフロー（案）～



# V 詳細仕様検討結果

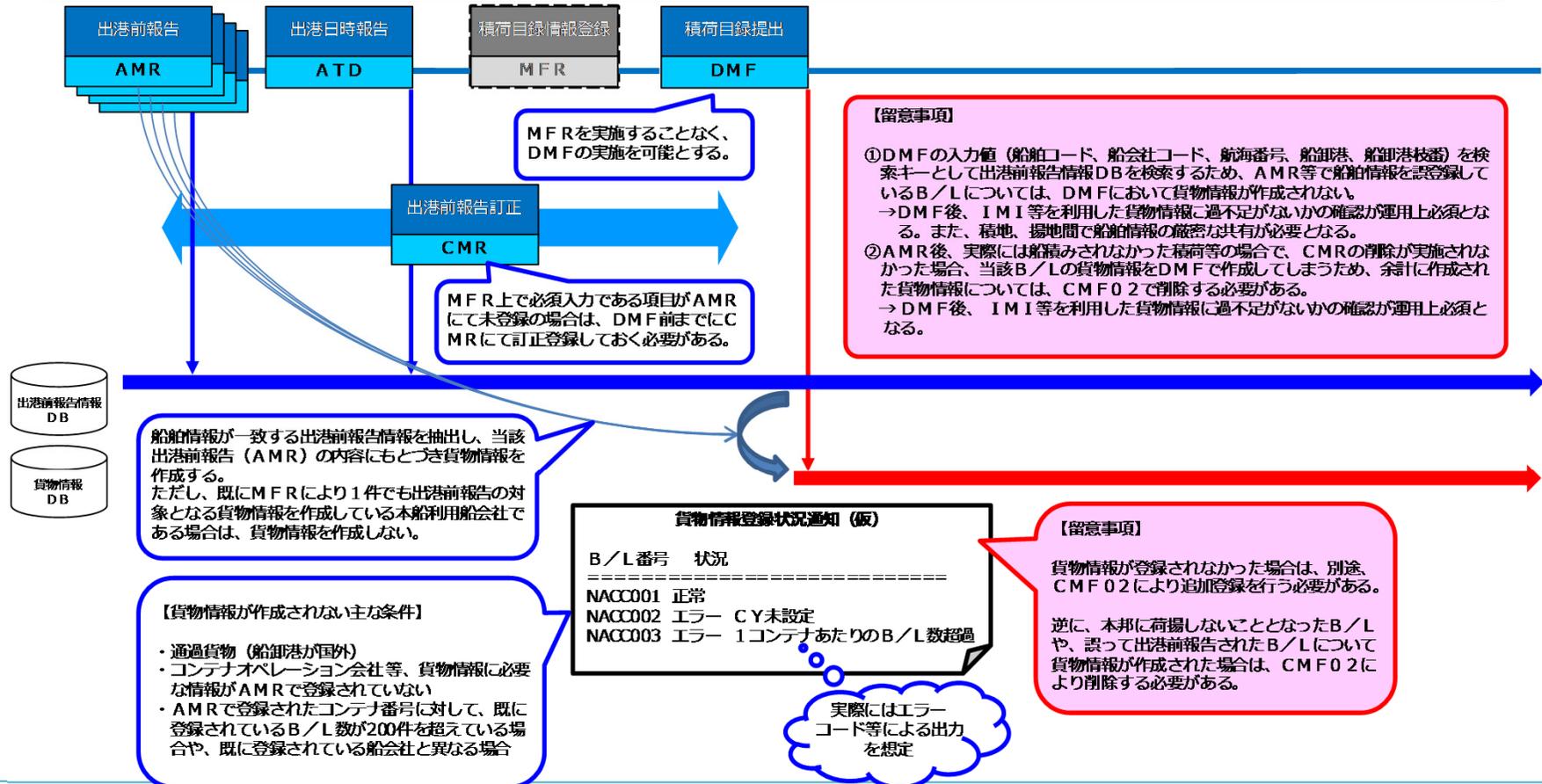
貨物	海上	第17回 WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（8）
----	----	---------	-----------	-----------------------

## 詳細仕様検討結果

### 2. 主な変更点 ①MFRの省略可能化

#### DMFの変更点

- ①入力された船舶情報（船舶コード、船会社コード、航海番号、船卸港、船卸港枝番）と一致する出港前報告情報を抽出し、当該出港前報告の登録内容にもとづき貨物情報を作成する。ただし、既にMFRにより1件でも出港前報告の対象となる貨物情報を作成している本船利用船会社である場合は、貨物情報を作成しない。
- ②①の貨物情報の作成は多数件処理で行い、当該処理結果は、一覧形式でDMF実施者宛てに帳票出力する。



## V 詳細仕様検討結果

貨物

海上

第17回  
WG

基本  
IV-6-7

出港前報告制度に係る関連業務の見直し（9）

### 詳細仕様検討結果

#### 2. 主な変更点 ② MFIにおけるCY一括登録機能

##### 背景

海外の出港前報告者は、コンテナオペレーション会社（利用者コード5桁）を把握することが困難であるため、出港前報告時に当該項目の登録ができない。この場合、本邦利用者によるMFIが実施できない（エラーとなる）。

##### 検討内容

MFIにコンテナオペレーション会社の入力項目を追加し、出港前報告情報にコンテナオペレーション会社の登録がない場合でも当該項目に入力がされている場合はエラーとせず、入力値に基づき、貨物情報の登録が行えるように変更することを検討する。

##### 留意事項

- ① MFIの単位でコンテナオペレーション会社が登録できない場合（同一港で複数のCYに船卸しする場合）は、あらかじめ個別にCMRによる訂正を行う必要がある。
- ② コンテナオペレーション会社以外に、コンテナにかかる「荷渡形態コード」、「バンニング形態コード」、「コンテナ条約適用識別」が未登録である場合もMFIではエラーとなるため、あらかじめ個別にCMRによる訂正を行う必要がある。

## V 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し (10)
----	----	---------	-----------	-------------------------

### 詳細仕様検討結果

#### 2. 主な変更点 ③船舶情報の変更に伴う再報告の簡素化 (1)

##### 背景

##### (1) 船舶情報訂正業務の新設

トランシップ等による船舶情報の変更に伴う再報告は、船舶情報以外のすべての項目を再入力する必要があるため、煩雑である。

##### 検討内容

##### (1) 船舶情報訂正業務の新設

本船利用船会社および船積港の単位に船舶情報を一括して訂正できる業務の新設を検討する。また、個別にB/L番号を指定して訂正することも可能とする(下図)。

なお、従来どおり、AMR等の船舶情報の変更に伴う再報告機能は維持する。

変更後の船舶情報	
船舶*	AFTER - 船舶国籍 JP 航海番号* 999
船会社*	NACC 船積港* KRPLUS -
出港予定日時	2017/10/05 - 15:00 グリニッジ標準時差分 +0900 緩和措置対象地域 <input type="checkbox"/>

変更前の船舶情報	
船舶*	BEFORE 航海番号* 001 船会社* NACC 船積港* DEHAM -

個別変更B/L番号	
001	NACC100
002	NACC200
003	NACC300
004	NACC400
005	NACC500
006	
007	
008	
009	
010	
011	
012	
013	
014	
015	
016	
017	
018	
019	
020	
021	
022	

##### 【留意事項】

コールサインのみの変更であっても、システムでは、物理的な船の変更なのか、コードだけの変更なのかの判断はできないため、一律再報告扱いとし、変更後の船舶情報に対するATDも必要とする。

変更前の船舶にかかるB/L\*に対し、変更後の船舶情報で出港前報告情報の上書きを行う。  
\* B/L番号(最大100翻)が入力された場合は、入力されたB/Lのみを対象とする。

なお、当該B/Lの出港前報告日時は、本業務のシステム受理日時で上書きする(再報告扱いとする)。

また、訂正後の船舶情報に対してATDが行われている場合は、出港前報告不一致判定(出港前報告期限超過)を行い、その結果を登録する。

## V 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（11）
----	----	------------	--------------	------------------------

### 詳細仕様検討結果

## 2. 主な変更点 ③船舶情報の変更に伴う再報告の簡素化（2）

### （2）ハウスB/Lにおける船舶情報の変更に伴う再報告の簡素化

例）欧州→釜山（トランシップ）→日本

上記のような航路の場合、欧州の出港前に報告をしていたとしても、船会社は釜山において船舶情報の変更に伴う再報告（トランシップ登録）を行う必要がある。また、NVOCCも、船会社同様、欧州の出港前に報告をしていたとしても、船会社からの連絡を受けて船舶情報の変更に伴う再報告を行う必要があるが、船会社⇔NVOCC間の連絡不備等により、NVOCCによる釜山での再報告が実施できず、結果的に船舶情報不一致、出港日時報告未済となるケースがある。

当該ケースのように、積荷の内容に変更が無いにも関わらず船舶情報の訂正を行うために再報告という作業が必要であること、更には、報告期限までにNVOCCでは船舶情報（トランシップ情報、航海番号 等）の正確な把握と報告が運用上困難であるため、改善策の検討を行う。

### 検討内容

### （2）ハウスB/Lにおける船舶情報の変更に伴う再報告の簡素化

- ① AHR（CHR）の登録時点において、報告する積荷のトランシップ等による船舶情報の変更有無が判断できる場合で、変更後の船舶情報が不明である場合に、船会社が報告するマスターの船舶情報に準ずる旨をあらかじめ登録できるよう、AHR（CHR）に入力項目の追加を行う。
- なお、例えば、欧州→釜山（トランシップ）→日本のような航路の場合で、欧州出港前に欧州から釜山向けの船舶情報でAHRの報告を行った際、マスターの船舶情報に準ずる旨を登録した場合は、船会社が釜山の出港前に釜山から日本向けの船舶情報でAHRの報告を行ったとしても、システムによるハウス、マスター間の船舶情報不一致判定を実施しないこととする。

トランシップ後の船舶情報が不明な場合で、船会社が報告するマスターの船舶情報に準ずる場合は「Y」を入力。

船舶*	NACMARU	船会社*	NACC	船舶国籍	JP
航海番号*	001	船積港*	DEHAM		
船舶情報変更予定有	Y				
マスターB/L番号*	MMMM000	ハウスB/L報告完了	<input type="checkbox"/>		
ハウスB/L番号	HHHH000				
出港日時	2017/10/01 - 15:00	グリニッジ標準時差分	+0900	緩和措置対象地域	<input type="checkbox"/>
通知先	1	2	3		
船卸港	JPTYO	入港予定日	2017/11/10		
仕出港	DEHAM				

# V 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し (12)
----	----	---------	-----------	-------------------------

## 詳細仕様検討結果

### 2. 主な変更点 ③船舶情報の変更に伴う再報告の簡素化 (3)

検討内容

②ハウスB/Lの照会 (IAR) において、マスターB/Lの出港前報告時に登録された船舶情報の照会が可能となるよう出力項目の追加を行う (下図)。

**IAR 出港前報告照会情報**

ファイル(E) 表示(V)

共通部 繰返部

B/L番号 XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE  
 次B/L番号\* XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE 次マスターB/L照会識別 X

更新日時	更新業務	更新利用者	更新日時	更新業務	更新利用者
1234/56/78 - 12:34	XXXXE	XXXXE	1234/56/78 - 12:34	XXXXE	XXXXE
1234/56/78 - 12:34	XXXXE	XXXXE	1234/56/78 - 12:34	XXXXE	XXXXE
1234/56/78 - 12:34	XXXXE	XXXXE	1234/56/78 - 12:34	XXXXE	XXXXE
1234/56/78 - 12:34	XXXXE	XXXXE	1234/56/78 - 12:34	XXXXE	XXXXE
1234/56/78 - 12:34	XXXXE	XXXXE	1234/56/78 - 12:34	XXXXE	XXXXE

出港前報告情報

出港前報告者 XXXXE - XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXXXXXX4XXXXXXXXXE  
 出港前報告SP XXXXE - XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXXXXXX4XXXXXXXXXE  
 船舶 XXXXXXXXE - XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE 船舶国籍 XE  
 航海番号 XXXXXXXXE 船会社 XXXE

出港前報告日時 1234/56/78 - 12:34 貨物識別 X 貨物差異 X  
 マスターB/L番号 XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE  
 通知先 1 XXXXE 2 XXXXE 3 XXXXE  
 出港予定日時 1234/56/78 - 12:34 グリニッジ標準時差分(予)  
 船積港 XXXXE - XXXXXXXX1XXXXXXXXXE - X  
 船卸港 XXXXE - X 入港予定日 1234/56/78

船卸許可申請情報

許可申請番号	XXXXXXXXX1E	申請者	XXXXE
申請年月日	1234/56/78	審査終了年月日	1234/56/78
許可年月日	1234/56/78	要再申請	
申請撤回年月日	1234/56/78	船卸終了	
入港(予定)日時	1234/56/78 - 12:34		
船卸開始日時	1234/56/78 - 12:34		
通知先	1 XXXXE 2 XXXXE		

出力項目追加。  
 ハウスに対する照会の場合で、関連マスターが出港前報告済の場合に出力。

マスターB/L船舶情報

船舶情報変更予定有 X  
 船舶 XXXXXXXXE 航海番号 XXXXXXXXE 船会社 XXXE 船積港 XXXXE - X 船卸港 XXXXE - X

# V 詳細仕様検討結果

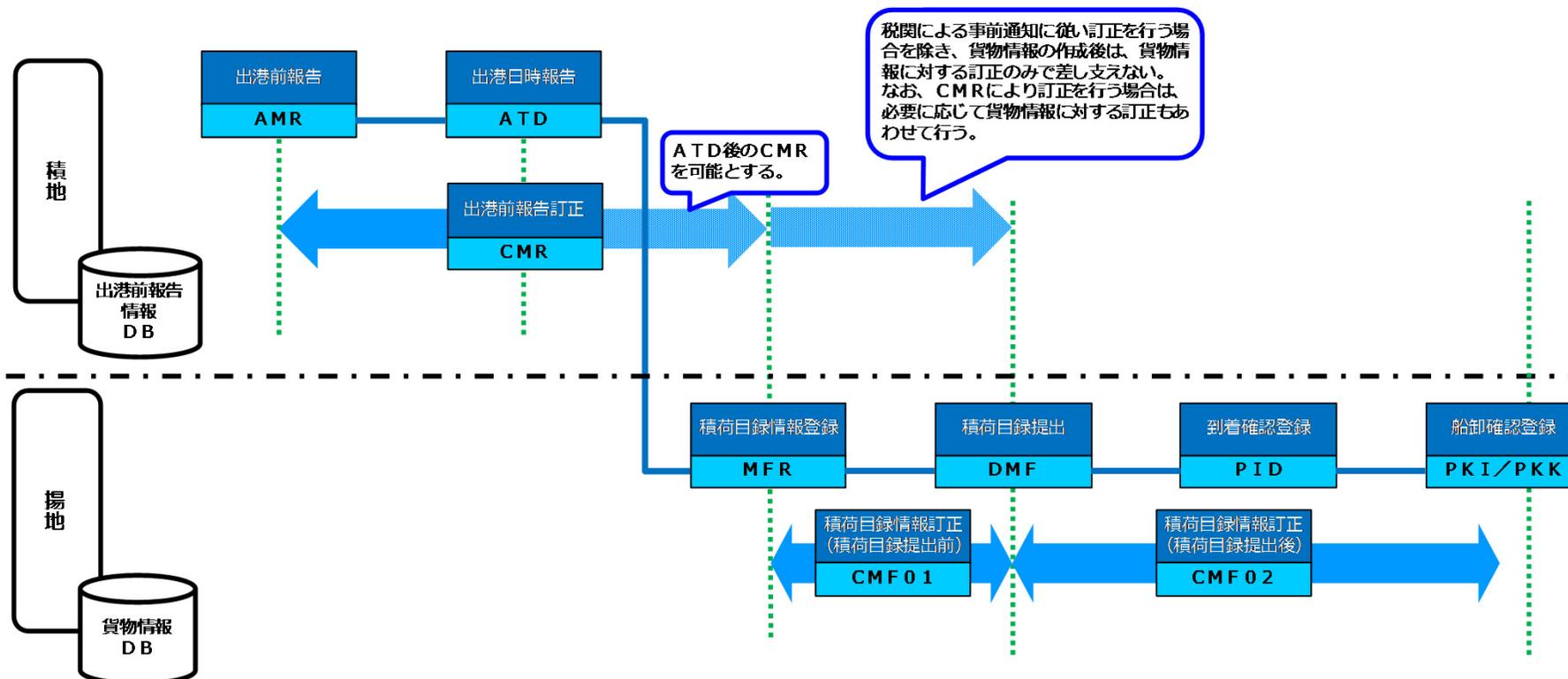
貨物	海上	第17回 WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し (13)
----	----	---------	-----------	-------------------------

## 詳細仕様検討結果

### 2. 主な変更点 ④ CMR、CHRにおけるATD後の訂正可能化 ～ATD後のCMRの可能化～

#### CMRの変更点

ATD後、DMF前までのCMRを可能とする。なお、ATDに先行してDMFが実施されている場合は、現行通り、ATD前までCMRを可能とする。ただし、税関による事前通知に従いCMRを行う場合は、ATDおよびDMFが実施されている場合でも訂正を可能とする（※現行通り）。なお、税関による事前通知に従いCMRを行う場合を除き、入港前報告後（DMF後）は、貨物情報に対する訂正（CMF02）のみで差し支えない（※現行通り）。



# V 詳細仕様検討結果

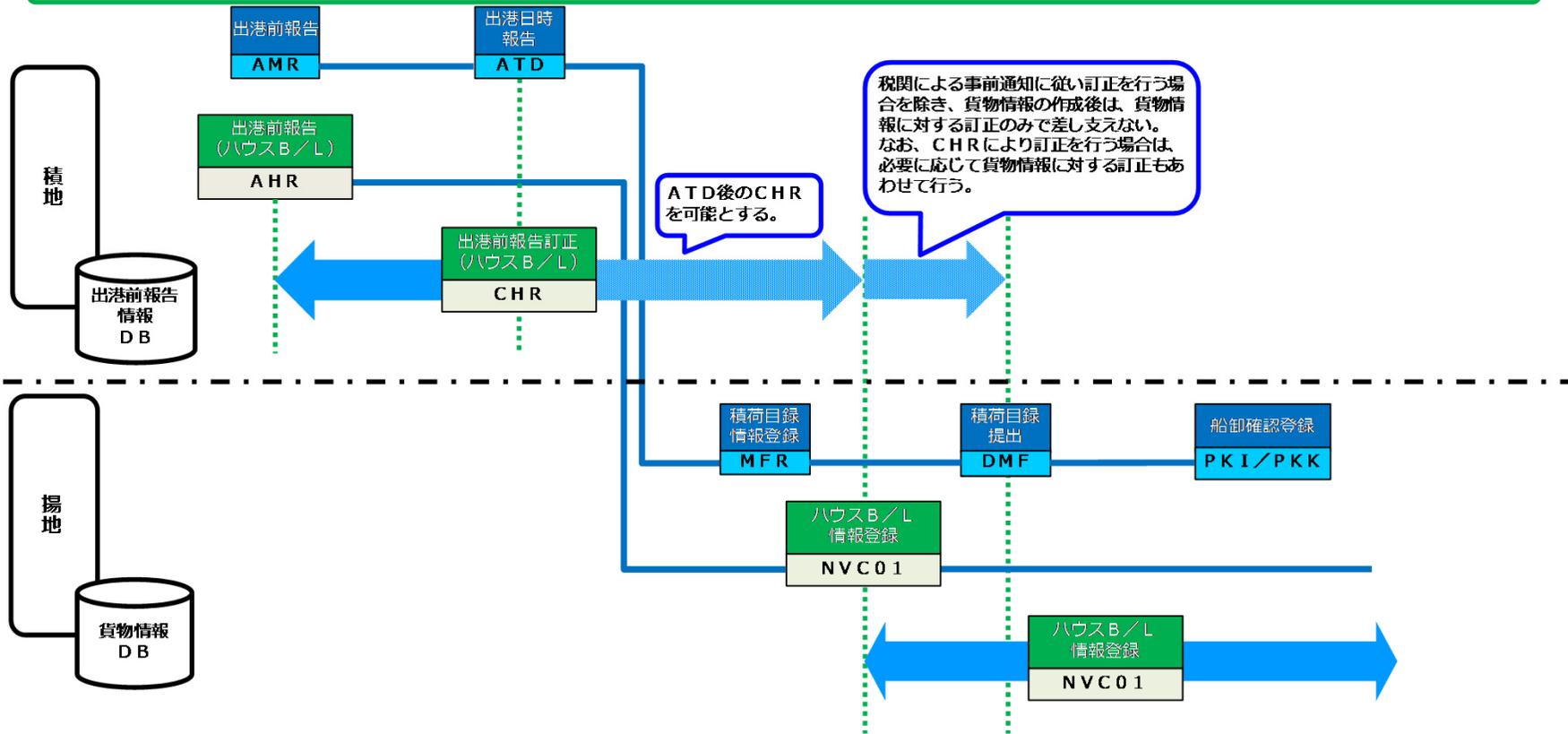
貨物	海上	第17回 WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し (14)
----	----	---------	-----------	-------------------------

## 詳細仕様検討結果

### 2. 主な変更点 ④ CMR、CHRにおけるATD後の訂正可能化 ～ATD後のCHRの可能化～

**CHRの変更点**

ATD後、DMF前までのCHRを可能とする。なお、ATDに先行してDMFが実施されている場合は、現行通り、ATD前までCHRを可能とする。ただし、税関による事前通知に従いCHRを行う場合は、ATDおよびDMFが実施されている場合でも訂正を可能とする（※現行通り）。なお、税関による事前通知に従いCHRを行う場合を除き、NVC01による貨物情報の作成後は、貨物情報に対する訂正（NVC01）のみで差し支えない（※現行通り）。



## V 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（15）
----	----	------------	--------------	------------------------

### 詳細仕様検討結果

#### 2. 主な変更点 ⑤船会社に対する「関連ハウス事前通知（DNU）」の改善（1）

##### 背景

船会社にマスターB/L単位で出力する「関連ハウス事前通知（DNU）」について、該当するハウスB/L番号や個々の事前通知コードが記載されていないため、どのような対応をすればよいか分からない。

<（参考）「関連ハウス事前通知（DNU）」の出力条件>

- ・関連するハウスB/Lの事前通知が解除されないまま、DMFが行われた場合、DMF実施者、および、AMR実施者に出力する。
- ・AMRに先行してAHRが行われている場合で、当該ハウスB/Lの事前通知が解除されないまま、AMRが行われた場合、AMR実施者に出力する。

##### 検討内容

「関連ハウス事前通知（DNU）」について、該当するハウスB/L番号、事前通知コード、件名を記載した通知に変更する。

新規帳票レイアウトでマスターB/L単位にリスト出力する

Advance Notice of Risk Assessment Result  
FOR THE RELEVANT HOUSE B/L HAS BEEN GIVEN  
Master B/L Number MMMM0000

ハウスB/L毎の通知内容

ハウスB/L毎の通知内容

ハウスB/L毎の通知内容

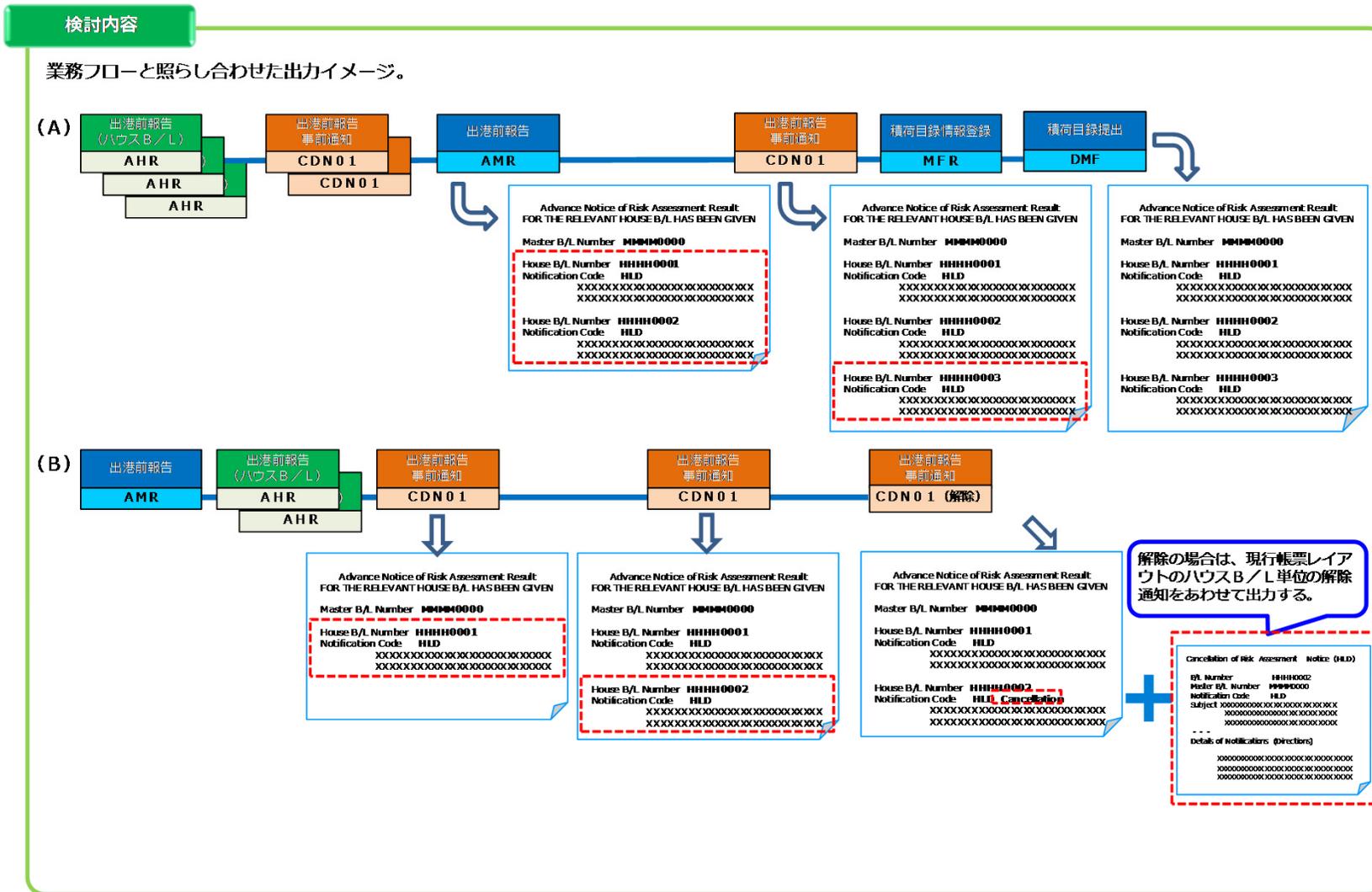


# V 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（17）
----	----	---------	-----------	------------------------

## 詳細仕様検討結果

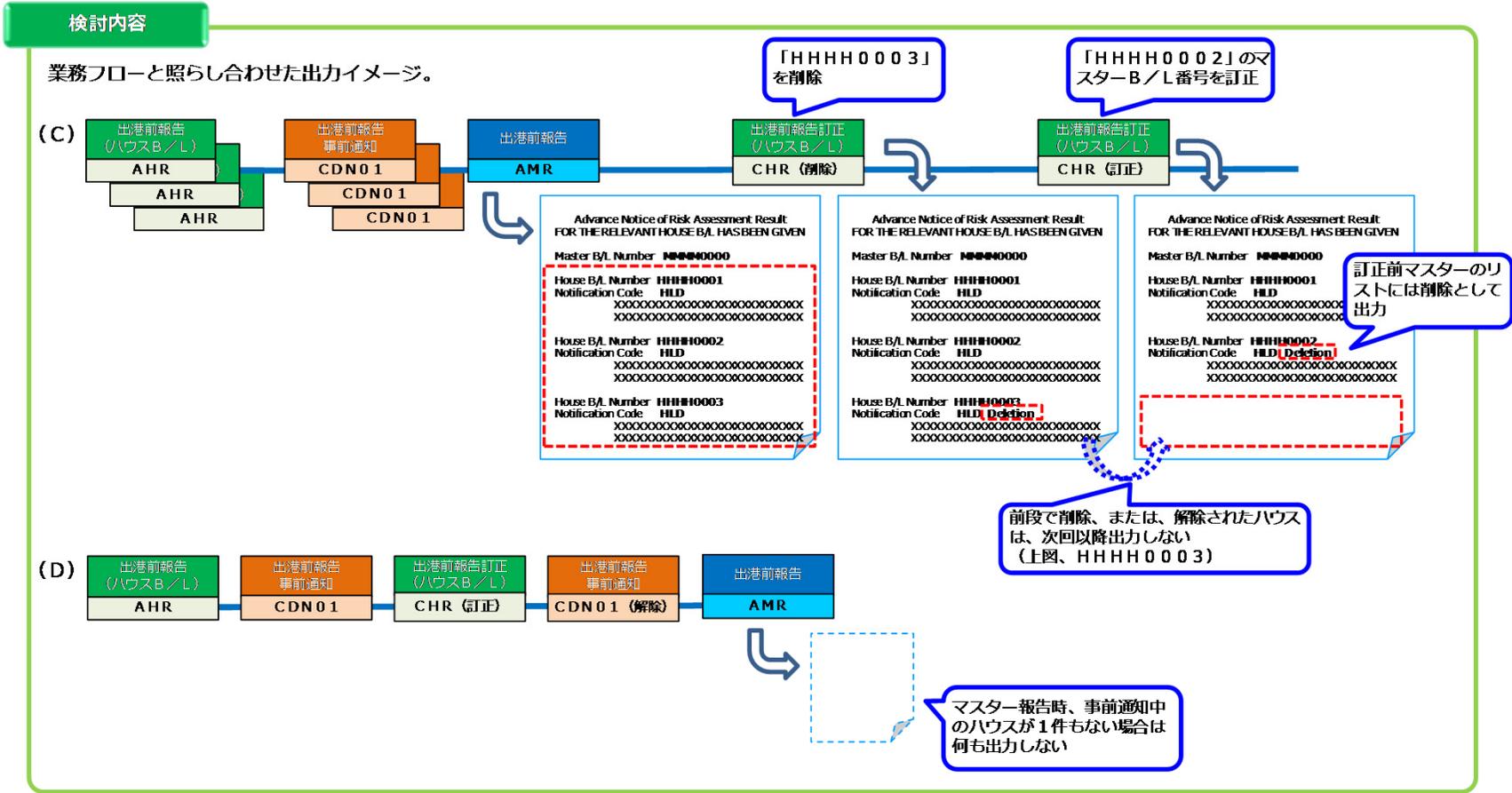
### 2. 主な変更点 ⑤船会社に対する「関連ハウス事前通知（DNU）」の改善（3）



# V 詳細仕様検討結果

## 詳細仕様検討結果

### 2. 主な変更点 ⑤船会社に対する「関連ハウス事前通知 (DNU)」の改善 (4)



**留意事項**

関連ハウスにかかる事前通知とそれ以外の事前通知で出力情報が異なるため、現行において事前通知情報を自社システム等に取り込んでいる利用者、SPがある場合は、影響を確認していただく必要がある。

## V 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（19）
----	----	------------	--------------	------------------------

### 詳細仕様検討結果

#### 2. 主な変更点 ⑥ CMF02における運用手続きの簡素化

##### 背景

CMF02は、あらかじめ積荷目録を提出した税関（監視担当部門）の窓口で訂正等理由を申し出た上で行う必要があり、手続きが煩雑である。

##### 検討内容

(1) 下記のとおり訂正等の理由を付すことで、税関への訂正等理由の申出をNACCSで行うことを可能とする。

入力項目に「訂正等理由コード」、「訂正等理由（210桁）」欄を新設する。

- ・ 「1：訂正（数量の変更）」
- ・ 「2：訂正・追加（運送契約等の変更）」
- ・ 「3：訂正・追加（荷繰り等の変更）」
- ・ 「4：訂正・追加（B/L番号の変更）」
- ・ 「5：訂正・追加（報告内容の誤り）」
- ・ 「6：訂正・追加（その他）」 ←“その他”の場合は、「訂正等理由」欄への理由（英字）の入力を必須とする。

(2) (1) で付される訂正等理由に加え、訂正の場合には、訂正箇所、訂正前後の内容を記した新規帳票を税関（監視担当部門）宛に通知する。

## V 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（20）
----	----	------------	--------------	------------------------

### 詳細仕様検討結果

#### 2. 主な変更点 ⑦積荷情報削除時における削除理由の入力

##### 背景

CMR、CHR、CMF01において積荷情報が削除される場合、削除理由が不明であるため、税関審査に支障がある。  
また、CMF02で積荷情報を削除する場合には、あらかじめ積荷目録を提出した税関（監視担当部門）の窓口へ削除理由を申し出た上で行う必要があり、手続きが煩雑である。

##### 検討内容

入力項目に「削除理由コード」、「削除理由（210桁）」欄を新設する。

- ・「1：削除（積載取止）」
- ・「2：削除（荷揚取止）」←CMF01、CMF02の場合のみ
- ・「3：削除（B/L番号変更）」
- ・「4：削除（誤登録）」
- ・「5：削除（その他）」←“その他”の場合は、「削除理由」欄への理由（英字）の入力を必須とする。

## V 詳細仕様検討結果

貨物

海上

第17回  
WG

基本  
IV-6-7

出港前報告制度に係る関連業務の見直し (21)

### 詳細仕様検討結果

#### 2. 主な変更点 ⑧ CHRにおけるマスターB/L番号の訂正可能化

##### 背景

現行のCHRではマスターB/L番号の訂正ができないため、登録した情報を削除したのち、再度、AHRまたはCHRにて登録を行う必要がある。

##### 検討内容

CHRにおいて、登録した情報を削除することなくマスターB/L番号の訂正を可能とする。

処理区分*	5	(2:追加 5:訂正 1:削除)					
船舶*	NACCMARU	-		船舶国籍 JP			
航海番号*	001	船会社*	NACC	船積港*	CNSHA	-	
マスターB/L番号*	MMMM001			ハウスB/L報告完了	<input type="checkbox"/>		
ハウスB/L番号	HHHH001						
出港口時	2017/10/01	-	10:00	グリニッジ標準時差	40000	経路変更対象地域	<input type="checkbox"/>

# V 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し (22)
----	----	---------	-----------	-------------------------

## 詳細仕様検討結果

### 2. 主な変更点 ⑨出港前報告不一致 B / L の一覧照会の可能化 (1)

#### 背景

入港前報告 (DMF) までに出港前報告未済による不一致を解消する必要があるが、AMR (CMR) で登録した B / L と、MFR で登録した B / L の件数の差分を把握できる機能がない。  
 (参考) IMI の実施可能者: 船会社、船舶代理店、CY

#### 検討内容

- ① IMI に新規の照会種別「S: B / L 番号一覧 (出港前報告不一致) 照会」を追加する。
- ② 既存照会種別「B: B / L 番号一覧照会」の照会項目に出港前報告不一致 (出港前報告未済、出港日時報告未済) のステータスを項目追加し、B / L 番号の繰り返し部分をグリッド表示とする。

照会区分	照会名称	概要
A	概要照会	積荷目録の船会社単位の提出状況及び船卸状況、B / L 件数及びコンテナ本数等を照会する。また、CY 単位の船卸状況、B / L 件数及びコンテナ本数等も照会する。
B	B / L 番号一覧照会	当該本船に係る B / L 番号の <b>一覧を照会する。</b>
C	コンテナ番号一覧照会	当該本船に係るコンテナ番号の <b>一覧を照会出力する。</b>
D	積荷目録情報照会	本船に係る積荷目録情報を継続照会にて全情報を出力する。
E	未船卸コンテナ一覧照会	船卸しされていないコンテナ番号の <b>一覧を照会する。</b>
F	B / L 照会	指定された B / L 番号に対する積荷目録情報を照会する。
G	B / L 主要項目一覧照会	当該本船に係る B / L 番号に対する積荷目録情報の主要項目を照会する。
H	コンテナ主要項目一覧照会	当該本船に係るコンテナ番号に対する積荷目録情報の主要項目を照会する。
K	B / L 番号一覧 (仮陸揚) 照会	当該本船に係る仮陸揚である B / L 番号の <b>一覧を照会する。</b>
T	B / L 番号一覧 (包括保税運送) 照会	当該本船に係る包括保税運送承認番号登録済の B / L 番号の <b>一覧を照会する。</b>
R	B / L 番号一覧 (事前通知) 照会	当該本船に係るリスク分析結果の事前通知が登録されている B / L 番号の <b>一覧を照会する。</b>
S	B / L 番号一覧 (出港前報告不一致) 照会	当該本船に係る <b>出港前報告不一致 (出港前報告未済、出港日時報告未済) が登録されている B / L 番号の<b>一覧を照会する。</b></b>

照会項目に不一致ステータスを追加し、グリッド化する。

新規種別の追加

## V 詳細仕様検討結果

貨物

海上

第17回  
WG

基本  
IV-6-7

出港前報告制度に係る関連業務の見直し (23)

### 詳細仕様検討結果

#### 2. 主な変更点 ⑨出港前報告不一致B/Lの一覧照会の可能化 (2)

##### 検討内容

①新規照会種別「S : B/L番号一覧 (出港前報告不一致) 照会」の照会画面イメージ

IMI 積荷目録状況照会情報 (B/L番号一覧 (出港前報告不一致))

ファイル(E) 表示(V)

照会区分  船舶 XXXXXXXX - XXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXX3XXXXE

船卸港 XXXXE - X 船会社 XXXE 積荷目録情報登録者 XXXXE 航海番号 XXXXXXXXXE 入港年月日 1234/56/78

1 / 4

B/L番号	出港前 報告未済	出港日時 報告未済
001	X	X
002	X	X
003	X	X
004	X	X
005	X	X
006	X	X
007	X	X
008	X	X
009	X	X
010	v	v

出港前報告未済、出港日時報告未済が設定されているB/Lのみを一覧で照会可能。

# V 詳細仕様検討結果

## 詳細仕様検討結果

### 2. 主な変更点 ⑨出港前報告不一致 B/L の一覧照会の可能化 (3)

検討内容

②既存照会種別「B : B/L 番号一覧照会」の変更イメージ

IMI 積荷目録状況照会情報 (B/L 番号一覧)

ファイル(E) 表示(V)

照会区分  船舶 XXXXXXXXE - XXXXXXXXE1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE

船卸港 XXXXE - X 船会社 XXXE 積荷目録情報登録者 XXXXE 航海番号 XXXXXXXXE

入港年月日 1234/56/78 積荷目録提出済  B/L 件数 1234

B/L 番号	C Y	仮陸揚	船卸済	コンテナ本数	申告状況	出港前報告未済	出港日時報告未済
XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE	XXXXE	XXE	X	123	X	X	X
XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE	XXXXE	XXE	X	123	X	X	X
XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE	XXXXE	XXE	X	123	X	X	X
XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE	XXXXE	XXE	X	123	X	X	X
XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE	XXXXE	XXE	X	123	X	X	X
XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE	XXXXE	XXE	X	123	X	X	X
XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE	XXXXE	XXE	X	123	X	X	X
XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE	XXXXE	XXE	X	123	X	X	X
XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE	XXXXE	XXE	X	123	X	X	X
XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE	XXXXE	XXE	X	123	X	X	X

欄部情報をグリッド表示に変更。  
→エクセル等への表貼り付けが可能。

不一致ステータスの項目を追加。

IMI は1画面に最大50 B/L 出力する。50 B/L を超過する場合は継続照会となる。

留意事項

IMI の抽出対象は貨物情報であるため、AMR 済 MFR 未済の B/L 番号は出力しない。

## V 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（25）
----	----	------------	--------------	------------------------

### 詳細仕様検討結果

#### 2. 主な変更点 ⑩ マッチング判定結果の通知の改善（1）

##### 背景

マスターB/LとハウスB/Lのマッチング判定結果の通知について、以下の懸案がある。

##### <船会社への通知>

マスターB/Lの報告後にハウスB/L報告完了の旨を登録した場合は、「ハウスB/L報告完了通知情報（SAS135）」をマスターの報告者へ出力するが、マスターB/Lの報告に先行してハウスB/L報告完了の旨を登録した場合は、「ハウスB/L報告完了通知情報（SAS135）」の出力契機がない。

##### <NVOCCへの通知>

マスターB/Lの報告後にハウスB/Lの報告がされた場合は、AHRまたはCHRの処理結果通知においてマスターB/Lの報告有無を判断できるが、マスターB/Lの報告に先行してハウスB/Lの報告がされた場合は、マスターB/Lの報告有無に関して通知を受ける契機がない。

##### 検討内容

マスターB/LとハウスB/Lのマッチング判定結果の通知について、以下の改善を行う。

##### <船会社への通知>

マスターB/Lの報告に先行してハウスB/L報告完了の旨が登録された場合は、その後のマスターB/Lの報告（AMRまたはCMR（追加））において「ハウスB/L報告完了通知情報（SAS135）」をマスターB/Lの報告者へ出力する。

##### <NVOCCへの通知>

- ①ハウスB/L報告完了の旨が登録（AHRまたはCHR）された場合、新規帳票「マスターB/L報告状況通知情報（SASXXX）※」を関連するハウスB/Lの各報告者へマスターB/L番号単位に出力する。
- ②ハウスB/L報告完了後にハウスB/Lが追加、訂正、削除（CHR）された場合、新規帳票「マスターB/L報告状況通知情報（SASXXX）※」をCHRの入力者へマスターB/L番号単位に出力する。
- ③マスターB/Lの報告に先行してハウスB/L報告完了の旨が登録された場合、その後のマスターB/Lの報告（AMRまたはCMR（追加））において、新規帳票「マスターB/L報告状況通知情報（SASXXX）※」を関連するハウスB/Lの各報告者へマスターB/L番号単位に出力する。
- ④ハウスB/L報告完了の旨が登録されたマスターB/Lが削除（CMR（削除））された場合、新規帳票「マスターB/L報告状況通知情報（SASXXX）※」を関連するハウスの各報告者へマスターB/L番号単位に出力する。

※帳票イメージは次スライド参照。

##### 留意事項

NVOCCへの通知について、マスターB/L番号を誤入力した場合は、「マスターB/L報告状況通知情報（SASXXX）」が受信できないことをもってマスターB/L番号の誤入力を判断するという運用を想定する。

# V 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し (26)
----	----	------------	--------------	-------------------------

## 詳細仕様検討結果

### 2. 主な変更点 ⑩ マッチング判定結果の通知の改善 (2)

検討内容つづき

ハウスの報告者が複数存在する場合は、各報告者へマスターB/L単位に出力する。

#### マスターB/L報告状況通知情報

マスターB/L番号 XXXXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE    マスターB/L識別 X  
 船舶 XXXXXXXXE - XXXXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE  
 航海番号 XXXXXXXXE    船会社 XXXE    船積港 XXXXE - X  
 出港前報告日時 yyyy/MM/dd - hh:mm    削除日時 yyyy/MM/dd - hh:mm

CMR (削除) の場合は、削除日時を出力する。

ハウスB/L番号

01 XXXXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE	02 XXXXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE
03 XXXXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE	04 XXXXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE
05 XXXXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE	06 XXXXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE
07 XXXXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE	08 XXXXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE
09 XXXXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE	10 XXXXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE
11 XXXXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE	12 XXXXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE
13 XXXXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE	14 XXXXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE
15 XXXXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE	16 XXXXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE
17 XXXXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE	18 XXXXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE
19 XXXXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE	20 XXXXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE
21 XXXXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE	22 XXXXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE
23 XXXXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE	24 XXXXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE

ハウスの報告者が複数存在する場合は、出力先の利用者が報告したハウスB/L番号のみを出力する。

## V 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し (27)
----	----	------------	--------------	-------------------------

### 詳細仕様検討結果

#### 2. 主な変更点 ⑪積荷情報の一意制約項目 (航海番号) 追加

##### 背景

MFR等で登録する積荷情報は「船舶コード+船会社コード+船卸港コード+船卸港枝番」のみで一意制約を設定している。そのため、近海航路の定期船においては、前航海の積荷情報と重複しないよう、船卸港枝番「1~9」を入力する仕様であるが、船卸港枝番の管理、関係者との共有は困難であり、実務において支障が出ている。

##### 検討内容

積荷情報の一意制約項目に航海番号を追加することで、船卸港枝番の入力を不要\*とする。また、あわせて下記の仕様変更を行う。  
 (\* ) 同一航海番号で複数回同一港に寄港する場合には、積荷情報が重複しないよう、従来通り、船卸港枝番を入力する必要がある。

- ①MFR、CMF01、CMF02、CMF03の航海番号を必須入力化する。
- ②CMF11、CMF12、CMF13の入力項目に航海番号 (必須入力) を追加する。
- ③MFAの入力項目に航海番号 (必須入力) を追加する。
- ④DMFの入力項目に航海番号 (必須入力) を追加する。
- ⑤PKIの入力項目に航海番号 (必須入力) を追加する (右図参照)。
- ⑥PIDの入力項目に航海番号 (必須入力) を追加する。
- ⑦DCL01の入力項目に航海番号 (必須入力) を追加する。
- ⑧IMIの入力項目に航海番号 (任意入力) を追加する。

IMIの照会種別「A:概要照会」は、共同運航の場合に、船会社別のB/L件数等を出力している。共同運航可能な船会社は20社であるため、現行は20欄の出力となっているが、本提案の結果として、航海番号を指定しない場合は、複数の航海情報を出力するケースが発生する。そのため、当該照会種別の画面は、20欄→60欄程度 (20船会社×最新の3航海情報) に増加することを検討する。

PKI 船卸確認登録 (一括)

ファイル(E) 表示(V)

開始日時\* 2017/10/01 - 11:00  
 終了日時\* 2017/10/01 - 16:00  
 船 船名 NACMARU  
 船卸港\* JPTYO -  
 船卸場所  
 パース  
 卸コン併せ表示\*  Y (Y: 卸コンテナリストの提出を併せて行う場合  
 N: 卸コンテナリストの提出を併せて行わない場合)  
 時間外執務要請識別  (A: 時間外執務要請届出済  
 B: 併せ時間外執務要請届)

船会社	航海番号	船会社	航海番号	船会社	航海番号	船会社	航海番号
01 AAAA	001A	02 BBBB	002B	03 CCCC	003C	04	
05		06		07		08	
09		10		11		12	
13		14		15		16	
17		18		19		20	

##### 留意事項

上述の⑧IMIについて、航海番号を指定しない場合は、条件に合致した全ての航海情報が照会対象となるため、対象を絞る場合は、航海番号まで指定する必要がある。ただし、航海番号まで指定した場合で、船会社別に航海番号が異なる場合は、結果的に船会社別の照会となる。

## V 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（28）
----	----	------------	--------------	------------------------

### 詳細仕様検討結果

#### 2. 主な変更点 ⑫ B/Lセパレート等発生時の現行における問題点と次期における改善内容（1）

項番	セパレート等発生時の対応パターン	現行		次期	
		実施する業務	問題点	実施する業務	改善内容
1	出港前報告で追加報告が行われるケース	セパレート等後のB/L番号について出港前報告の追加報告（AMR、CMR、AHR、CHR）を行う。	セパレート等前のB/Lに対する出港前報告が期限内に行われている場合でも、セパレート等後のB/Lに対する出港前報告が期限超過の場合は、 <u>出港前報告期限超過による不一致となってしまう。</u>	<u>セパレート等前後のB/L番号の関連性をBLL（新設業務）にて予め登録したうえで、</u>  セパレート等後のB/Lについて出港前報告の追加報告（AMR、CMR、AHR、CHR）を行う。	予めセパレート等前後のB/L番号の関連性が登録されている場合には、 <u>出港前報告期限超過による不一致としない。</u> ※ただし、セパレート等前のB/Lが出港前報告期限超過である場合は、その旨を引き継ぐ。
2	入港前報告で追加報告が行われるケース	セパレート等後のB/L番号について入港前報告（MFR、CMF02）を行う。	セパレート等前のB/Lに対して出港前報告が適切に行われている場合でも、セパレート等後のB/L番号に対する出港前報告情報が登録されていないため、 <u>出港前報告未済による不一致となってしまう。</u>  また、結果的に税関による <u>S.P.D通知を受ける</u> ケースがある。	<u>セパレート等前後のB/L番号の関連性をBLL（新設業務）にて予め登録したうえで、</u>  セパレート等後のB/L番号について入港前報告（MFR、CMF01、CMF02）を行う。	予めセパレート等前後のB/L番号の関連性が登録されている場合には、 <u>出港前報告未済による不一致としない。</u>

# V 詳細仕様検討結果

## 詳細仕様検討結果

### 2. 主な変更点 ⑫ B/Lセパレート等発生時の現行における問題点と次期における改善内容 (2)

～セパレートによるB/L番号変更時の入力イメージ～

<変更種別>  
 1. セパレート  
 2. コンバイン  
 3. スイッチ

<変更理由>  
 1. 運送契約等の変更  
 2. 荷繰り等の変更  
 3. 報告内容の誤り  
 4. その他

セパレート等後のB/L番号  
 を入力

セパレート等前の出港前報告  
 済B/L番号を入力

#### BLLの実施可能利用者

対象B/L	入力者	登録可能条件
オーシャン、マスター	船会社	セパレート等前後のB/Lに登録されている船会社と同一。
	船舶代理店	セパレート等前後のB/Lに登録されている船卸港において本船利用船会社との受委託関係がシステムに登録されている。
ハウス	NVOCC	セパレート等前後のB/Lの報告者と同一、または、登録された通知先と同一。

## V 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し (30)
----	----	------------	--------------	-------------------------

### 詳細仕様検討結果

#### 2. 主な変更点 ⑬ 出港前報告制度および入港前報告制度にかかる業務における入力項目の変更点 (1)

項目	変更内容	対象業務	変更理由
航海番号	任意入力から必須入力へ変更する。	MFR、CMF01、 CMF02	航海番号を積荷目録情報の一意制約項目とすることで、実務上の管理が煩雑である船卸港枝番の入力機会を削減するため。
	入力項目（必須入力）を追加する。	DMF	上に同じ。
B/L番号 ハウスB/L番号 マスターB/L番号	35桁（フル桁）の入力を可能とする。	AMR、CMR、 AHR、CHR、 MFR、CMF02	6次NACCS要件（B/L番号の35桁入力可能化）。
仕出港コード	国内港の入力を可能とする。	AMR、CMR、 AHR、CHR	本邦からの出戻り貨物に対応するため。
荷送人コード 荷受人コード 着荷通知先コード	桁数を変更する。	AMR、CMR、 AHR、CHR、 MFR、CMF01、 CMF02、NVC01	6次NACCS要件（法人番号の入力可能化）。
荷送人名 荷受人名 着荷通知先名	①桁数を175桁から70桁に変更する。 ②住所をまとめて入力できる仕様を廃止する。	MFR、CMF01、 CMF02、NVC01	出港前報告業務の入力仕様にあわせるため。
荷送人住所（連続入力） 荷受人住所（連続入力） 着荷通知先住所（連続入力）	①桁数を105桁から175桁に変更する。 ②電話番号をまとめて入力できる仕様を廃止する。	AMR、CMR、 AHR、CHR	①住所1/4～4/4の合計桁数にあわせるため。 ②官要件のため。
	桁数を105桁から175桁に変更する。	MFR、CMF01、 CMF02、NVC01	住所1/4～4/4の合計桁数にあわせるため。
荷送人電話番号 荷受人電話番号 着荷通知先電話番号	任意入力から必須入力へ変更する。	AMR、CMR、 AHR、CHR	官要件のため。
危険貨物等コード	項目名を「特殊貨物コード」に変更する。	AMR、CMR、 AHR、CHR、 MFR、CMF01、 CMF02、NVC01	入力契機が危険貨物の場合に限らないため。

## V 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し (31)
----	----	------------	--------------	-------------------------

### 詳細仕様検討結果

#### 2. 主な変更点 ⑬ 出港前報告制度および入港前報告制度にかかる業務における入力項目の変更点 (2)

項目	変更内容	対象業務	変更理由
品名	桁数を70桁から350桁に変更する。	MFR、CMF01、 CMF02、NVC01	出港前報告業務の入力仕様に合わせるため。
代表品目番号	桁数を4桁から6桁に変更する。なお、先頭4桁のみの入力も可能とする。	MFR、CMF01、 CMF02、NVC01	出港前報告業務の入力仕様に合わせるため。
IMDGクラス UN No.	入力欄を繰返し5欄に変更する。	AMR、CMR、 AHR、CHR	複数入力が必要なケースがあるため。
コンテナ番号 等	入力欄を100欄から200欄に変更する。	AMR、CMR、 AHR、CHR、 MFR、CMF01、 CMF02	6次NACCS要件(1B/Lあたりのコンテナ本数拡大)。
船舶情報変更予定有識別	入力項目を追加する。  Y: トランシップ等による船舶情報の変更予定があり、変更後の船舶情報が不明な場合で、船会社、船舶代理店が報告するマスターの船舶情報に準ずる場合	AHR、CHR	船舶情報の変更に伴う再報告簡素化のため。
削除理由コード(数字1桁) 削除理由(英字210桁)	入力項目を追加する。	CMR、CHR、 CMF01、CMF02	官要件のため。
訂正理由コード(数字1桁) 訂正理由(英字210桁)	入力項目を追加する。	CMF02	CMF02における運用手続きの簡素化のため。
コンテナオペレーション会社 コード	入力項目を追加する。	MFI	コンテナオペレーション会社が登録されないケースにおいてエラーとなることを回避するため。

## V 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し (32)
----	----	------------	--------------	-------------------------

### 詳細仕様検討結果

#### 3. プログラム変更要望に係る対応

項番	業務	検討事項及び意見等	SW検討結果	検討 要否
1	I M L	B / L 件数が表示されないため件数を確認するのに時間がかかる。このためAMRの報告漏れが発生した。 I M I のようにB / L 件数が一目でわかるようにしてほしい。 (追記：AMR業務で登録されたマスター・オーシャンB / Lのみ出力させて欲しい)	B / L 件数を出力する方向で検討する。	○
2	A H R	ハウスB / Lを報告してもマスターB / Lとのマッチング不明なため、報告期限を過ぎてからマスターB / L番号等の入力誤りに気づくため報告遅延になってしまう。 マスターB / Lとのマッチングが分かるようにしてほしい。	新規出力帳票を追加し、ハウスB / L報告完了「E」を条件にマスターの報告状況を関連するハウスの報告者に通知することとする。	○
3	A H R	A H Rの「E」入力による「ハウスB / L完了通知」は、船会社のAMR後でなければ通知されない。 A H Rの「E」入力がAMR前であってもAMR実施者に完了通知が出力できるようにしてほしい。	A H Rの「E」入力がAMR前であってもAMR実施者に完了通知を出力することとする。	○
4	V C A	出港前報告制度の運用開始に伴い韓国F e e d e r船会社積トランシップ貨物のM F R / D M F登録を各地方港に委託する案件増加のため、V C Aの制限値が港別100件の登録を超え新しい港の追加登録ができない状態であるため、150港（現在コード集に掲載されている港（開港）の数が136港）登録可能としてほしい。	200港まで登録可能とする。	○
5	D M F	D M Fは船卸港単位で実施しており、近海航路の船舶について前航海の貨物がシステムに残っている場合には、船卸港枝番の運用で対応しているが運用が難しいため航海番号の登録をできるようにしてほしい。	航海番号を積荷情報の一意制約項目とする（M F R等における航海番号の入力を必須化し、D M Fの入力項目に航海番号を追加する）。	○

## VI 詳細仕様検討の結果実施しないこととした案件一覧

項番	区分	検討項目	検討概要	詳細仕様検討結果	WG 提示
1	Air 貨物	ULD単位での貨物管理 [IV-5-1 (5)]	航空輸入貨物について、ULD単位で貨物管理が行える仕組みを検討する。	現状（取扱件数やULDあたりに積付けられるMAWB件数）ではシステム化によるメリットが得られないため、実施しないこととした。	第17回
2	貨物	関連省庁の手続状況の照会	「貨物情報照会（ICG）」業務等において、動物検疫・植物防疫関連業務及び食品検疫業務の業務履歴の参照を可能とする等の見直しを実施する。	関係省庁業務履歴の参照の可能化については、項目追加による自社システム利用者への影響が多大であることから、実施しないこととした。	第14回
3	Air 貨物	保留コードの統一化	搬入保留を選択する場合、業務によって保留コードが異なる場合があるが、この統一化を検討する。	海上／航空間で統一は自社システムへ大きな影響が生じること、また、現行のコードに慣れている利用者様がいる等の観点から、実施しないこととした。	第15回
4	Sea 貨物	CCCL業務の入力可能者の見直し等	「船積確認登録（CCCL）」業務を実施する本船に係る輸出申告において、要船積確認の旨登録されているデータが存在する場合は、船会社又は船舶代理店以外がCCCL業務を登録できないようにする。	現行システムで実現しているサービスの低下に繋がる恐れがあることから、実施しないこととした。	第16回
5	Sea 貨物	在来船におけるBIA業務の改善	在来船のマニフェスト登録について、1B/Lの貨物を陸揚げ後、直接複数の保税倉庫に搬入する場合、マニフェストの分割が出来ない為、倉庫側でBIAが出来ない等の問題を解決するため、BIA業務の改善を検討する。	現在の運用において事前に数量を把握することが困難であり、またシステム化に馴染まないことから、対応しないこととした。	第17回